

平成23年 第4回定例会

摂津市議会会議録

平成23年11月30日 開会
平成23年12月14日 閉会

摂 津 市 議 会

目 次

平成23年第4回定例会

○11月30日（第1日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した 議会事務局職員	1- 1
議事日程、本日の会議に付した事件	1- 2
開会の宣告	1- 3
市長あいさつ	
開議の宣告	1- 3
会議録署名議員の指名	1- 3
日程1 会期の決定	1- 3
日程2 議案第52号 提案理由の説明（市長） 採決	1- 3
日程3 認定第1号～認定第9号 委員長報告（総務・建設・文教・民生常任委員長、議会運営委員長、 駅前等再開発特別委員長） 討論（安藤薫議員、南野直司議員） 採決	1- 4
日程4 議案第46号～議案第51号、議案第53号～議案第56号 提案理由の説明（総務部長、水道部長、保健福祉部長、土木下水道部長、 消防長） 質疑（山本靖一議員、渡辺慎吾議員、木村勝彦議員） 委員会付託	1-13
日程5 議案第57号 提案理由の説明（市長公室長） 討論（野口博議員） 採決	1-27
休会の決定	1-29
散会の宣告	1-29

○12月13日（第2日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した 議会事務局職員	2- 1
議事日程、本日の会議に付した事件	2- 2
開議の宣告	2- 3
会議録署名議員の指名	2- 3

日程1 一般質問	
上村高義議員	2-3
三宅秀明議員	2-15
野口博議員	2-27
柴田繁勝議員	2-39
安藤薫議員	2-44
大澤千恵子議員	2-52
森西正議員	2-61
延会の宣告	2-73

○12月14日（第3日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した	
議会事務局職員	3-1
議事日程、本日の会議に付した事件	3-2
開議の宣告	3-3
会議録署名議員の指名	3-3
日程1 一般質問	
弘豊議員	3-3
南野直司議員	3-10
藤浦雅彦議員	3-16
原田平議員	3-43
日程2 議案第46号～議案第51号、議案第53号～議案第56号	3-52
委員長報告（総務・建設・文教・民生常任委員長）	
採決	
日程3 議会議案第16号～議会議案第18号	3-53
採決	
閉会の宣告	3-54

☆添付資料

審議日程	資料-1
議案付託表	資料-2
一般質問要旨	資料-3
議決結果一覧	資料-8

摂津市議会会議録

平成23年11月30日

(第1日)

平成23年第4回摂津市議会定例会会議録

平成23年11月30日(水曜日)
午前10時 開会
摂津市議会 議場

1 出席議員 (21名)

1 番	村上英明	3 番	大澤千恵子
4 番	野原修	5 番	川端福江
6 番	藤浦雅彦	7 番	南野直司
8 番	渡辺慎吾	9 番	三宅秀明
10 番	上村高義	11 番	森内一蔵
12 番	山本靖一	13 番	弘豊
14 番	山崎雅数	15 番	木村勝彦
16 番	森西正	17 番	嶋野浩一朗
18 番	柴田繁勝	19 番	三好義治
20 番	原田平	21 番	安藤薫
22 番	野口博		

1 欠席議員 (1名)

2 番 本保加津枝

1 地方自治法第121条による出席者

市長	森山一正	副市長	小野吉孝
教育長	和島剛	市長公室長兼 会計管理者	乾富治
総務部長	有山泉	生活環境部長	杉本正彦
保健福祉部長	福永富美子	都市整備部長	小山和重
土木下水道部長	藤井義己	教育委員会 教育次長兼 次世代育成部長	馬場博
教育委員会 教育総務部長	登阪弘	教育委員会 生涯学習部長	宮部善隆
水道部長	宮川茂行	消防長	北居一

1 出席した議会事務局職員

事務局長	寺本敏彦	事務局次長	藤井智哉
事務局総括参与	野杵雄三		

1 議 事 日 程

- 1, 会期決定の件
- 2, 議 案 第 5 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件
- 3, 認 定 第 1 号 平成22年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件
- 認 定 第 3 号 平成22年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 認 定 第 6 号 平成22年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 認 定 第 8 号 平成22年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 認 定 第 9 号 平成22年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
- 認 定 第 2 号 平成22年度摂津市水道事業会計決算認定の件
- 認 定 第 4 号 平成22年度摂津市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定の件
- 認 定 第 5 号 平成22年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件
- 認 定 第 7 号 平成22年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件
- 4, 議 案 第 4 6 号 平成23年度摂津市一般会計補正予算（第3号）
- 議 案 第 4 7 号 平成23年度摂津市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議 案 第 4 8 号 平成23年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議 案 第 4 9 号 平成23年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議 案 第 5 0 号 平成23年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議 案 第 5 1 号 平成23年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議 案 第 5 3 号 摂津市立地域福祉活動支援センター条例制定の件
- 議 案 第 5 4 号 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 5 5 号 摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 5 6 号 摂津市営住宅条例の一部を改正する条例制定の件
- 5, 議 案 第 5 7 号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件

1 本日の会議に付した事件

日程1から日程5まで

(午前10時 開会)

○嶋野浩一朗議長 ただいまから平成23年第4回摂津市議会定例会を開会します。

会議を開く前に、市長のあいさつを受けます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 おはようございます。

開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本年最終の定例議会でございます。師走を控えまして議員の皆さんには何かとお忙しいところ、ご参集賜りまして大変ありがとうございます。

今回ご提案いたします案件は、予算案件といたしまして、平成23年度摂津市一般会計補正予算(第3号)ほか5件、条例案件といたしまして、摂津市立地域福祉活動支援センター条例制定の件ほか4件、人事案件といたしまして、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件、合計12件のご審議をお願いいたします。

何とぞ慎重審議の上、ご承認、ご可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

開会に当たりましてのごあいさつといたします。

○嶋野浩一朗議長 あいさつが終わり、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、渡辺議員及び三宅議員を指名します。

日程1、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から12月14日までの15日間とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのよ

うに決定しました。

日程2、議案第52号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 議案第52号、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成23年12月16日付の岡本忠義氏の任期満了に伴いまして、三並平義氏を摂津市固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、履歴書については、議案参考資料(議案第52号)をご参照いただきますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長 説明が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第52号を採決します。

本件について、同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、本件は同意されました。

日程3、認定第1号など9件を議題とします。

委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

(野口博総務常任委員長 登壇)

○野口博総務常任委員長 ただいまから、総務常任委員会の審査報告を行います。

9月8日の本会議において本委員会に付託されました認定第1号、平成22年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分及び認定第5号、平成22年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件の以上2件について、10月20日及び25日の両日にわたり、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって認定すべきものと決定いたしましたので報告します。

○嶋野浩一朗議長 建設常任委員長。

(山本靖一建設常任委員長 登壇)

○山本靖一建設常任委員長 ただいまから、建設常任委員会の審査報告を行います。

9月8日の本会議において本委員会に付託されました認定第1号、平成22年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分、認定第2号、平成22年度摂津市水道事業会計決算認定の件及び認定第6号、平成22年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件の以上3件について、10月19日及び24日の両日にわたり、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって認定すべきものと決定いたしましたので報告します。

○嶋野浩一朗議長 文教常任委員長。

(森西正文教常任委員長 登壇)

○森西正文教常任委員長 ただいまから、文

教常任委員会の審査報告を行います。

9月8日の本会議において本委員会に付託されました認定第1号、平成22年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分について、10月20日及び25日の両日にわたり、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、賛成多数をもって認定すべきものと決定いたしましたので報告いたします。

○嶋野浩一朗議長 民生常任委員長。

(森内一蔵民生常任委員長 登壇)

○森内一蔵民生常任委員長 ただいまから、民生常任委員会の審査報告を行います。

去る9月8日の本会議において本委員会に付託されました認定第1号、平成22年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分、認定第3号、平成22年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件、認定第4号、平成22年度摂津市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定の件、認定第7号、平成22年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件、認定第8号、平成22年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件及び認定第9号、平成22年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件の以上6件について、10月19日及び24日の両日にわたり、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、認定第1号所管分、認定第3号、認定第8号及び認定第9号については賛成多数、その他の案件については全員賛成をもって認定すべきものと決定いたしましたので報告いたします。

○嶋野浩一朗議長 議会運営委員長。

(三宅秀明議会運営委員長 登壇)

○三宅秀明議会運営委員長 ただいまから、議会運営委員会の審査報告を行います。

9月8日の本会議において本委員会に付

託されました認定第1号、平成22年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分について、11月28日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、全員賛成をもって認定すべきものと決定しましたので報告します。

○嶋野浩一朗議長 駅前等再開発特別委員長。
(木村勝彦駅前等再開発特別委員長 登壇)

○木村勝彦駅前等再開発特別委員長 ただいまから、駅前等再開発特別委員会の審査報告を行います。

9月8日の本会議において本委員会に付託されました認定第1号、平成22年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分について、10月26日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、賛成多数をもって認定すべきものと決定しましたので報告いたします。

○嶋野浩一朗議長 委員長の報告が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。

通告がありますので、許可します。

安藤議員。

(安藤薫議員 登壇)

○安藤薫議員 日本共産党議員団を代表して、認定第1号、認定第3号、認定第6号、認定第8号及び認定第9号に対して一括して反対討論を行います。

2010年度は、民主党政権のもとで最初の本格予算が組まれた年度でありましたが、貧困と格差を拡大する構造改革路線からの抜本的転換を求める国民の期待に反するものでありました。そして、今日、TPPへの参加問題をはじめ、税と社会保障の一体改革、大震災からの救援・復興や原発

事故対応など、財界とアメリカの使い走り内閣とも言われるまでになってきています。

大阪の完全失業率は3年前に比べ1.6ポイント上昇し、6.9%となり、全国平均よりも1.5%高くなっています。企業の倒産件数もこの3年間で15%増、非正規雇用労働者は45%、国民健康保険料が高過ぎて払えないという世帯が35万世帯に達しています。これに摂津市民の暮らしの実態を重ね合わせて、改めて自治体の仕事である住民の暮らしを守り支えるという役割を果たされることを求めます。

最初に、自治体としての基本問題について述べていきたいと思えます。

2010年度は、公共料金について、国民健康保険料をはじめ、基本的には据え置きされ、水道料金の値下げや就学援助金制度の現行制度維持など、市民の願いに応える前進面もありました。しかし、基金を温存する一方で職員と市民に負担とサービス切り捨てを押しつける第4次行革実施計画の初年度でもありました。同時に、今後10年間の摂津のまちづくりを進める総合計画策定の年度でもあり、改めて行政としての基本的スタンスについて述べていきたいと思えます。

一つは、市民の収入状況がどうかという問題です。この20年間で摂津市民の一人当たり所得で最も収入が多かった1996年は357万円でした。現在は290万円となり、当時と比べて67万円も減少しています。しかし、一方で税金は逆に増えています。こうした市民の収入減少を受けとめ、第4次行革実施計画の中の就学援助金制度の改悪など、暮らし切り捨てメニューは撤回すべきです。

二つ目に、財政問題について申し上げます。

2010年度の財政運営の特徴は、一つは繰入金や市債発行額、市債残高の動きを見ても財政状況は健全だということです。年度当初、財政調整基金と公共施設整備基金の二つで計14億8,000万円取り崩す予定が2億9,300万円で済ませ、財政調整基金は、たばこ税分の府への返還分を除き、差し引き13億円も増やされています。その上、市債発行額は前年度に比べ15億円も少なく、市の借金は11億円ほど減少させています。

もう一つは、昨年度に続き、今年度も不交付団体であるということです。府内の市の中で唯一摂津市のみであり、この点では大阪府一番の財政力という財政状況だということです。しかし、これは、1998年度からスタートした本市の行革12年間で公共料金値上げによる市民負担増総額161億円、職員の大幅削減と官製ワーキングプアの拡大、暮らしの施策の廃止・縮小などがその土台にあります。摂津市民は、長年、かつての無計画な財政運営によって積み増しされてきた多額の借金の中で、近隣各市と比べて高い公共料金負担と低い行政水準を受けてきました。今日の財政状況や府下一番の財政力を市民の暮らし最優先に活用するという立場に立つべきです。そして、民生費の構成比率が35.7%と府内では低いほうから7番目であり、国保の累積赤字の解消なども含め、もっと暮らしの予算を増やすべきです。

三つ目に、総合計画にかかわっての問題です。

第4次行革実施計画において、5年間で660人まで職員を削減するという目標を掲げていましたが、既に660人を切っています。3月の東日本大震災は、改めて公共の役割が問われました。暮らしの隅々に

至る暮らしを守るネットワークの構築、災害が発生した場合、すぐ対応できるための地域のネットワークを構築するための公務員の役割が重要です。職場でのみずからの仕事を見詰め直し、市民との関係での改善点などを現場で議論する中で職員数について結論を出していくことが大事ではないでしょうか。

続いて、分野別に具体的な施策について幾つか述べていきたいと思います。

初めに、市民の暮らしにかかわる施策の問題について申し上げます。

深刻な不況と景気の低迷が続く中で、雇用の拡大と市内中小企業に対する支援は一層求められています。緊急雇用対策の補助金を活用した事業、商業活性化条例、小規模修繕工事等希望者登録制度の60万円までの拡大などは評価できるとしても、現状打開にはさらに有効な対策が必要です。国・府任せにせず、中小企業への直接的な支援、工場家賃の補助や住宅リフォーム助成制度の実施などを引き続き求めます。

ごみ収集業務の民間委託の拡大については、ごみ減量・分別やリサイクルの体制を崩すことにもつながり、反対です。ごみの適正分別の状況をチェックする組成調査においても、前回の調査で家庭ごみの直営収集分92.2%、委託収集分78.1%と、適正分別に大きな差があるという結果が出ていたにもかかわらず、昨年、ごみ調査にかかわる予算が未執行で十分に組成調査ができていないことは問題です。厳しく改善を求めます。

新しくなった保健センターにおける健診事業の拡充、ひとり暮らし高齢者、認知症高齢者実態把握の取り組み、障害者地域生活支援事業の市民税非課税世帯への利用料無料化など、市民の暮らしや健康にかかわ

る施策の前進面については評価するものですが、機構改革によって過重負担となっている保健福祉分野の現場の状況を改善し、正規職員を増やして、より一層の充実、マンパワーの確保を求めています。

また、地域包括支援センターについては、引き続き直営を堅持し、体制の強化を求めます。

障害者作業所の移行支援補助が行われ、今年、新体系への移行が終わりましたが、施設の社会的役割を評価し、運営補助を引き続き行うよう求めます。さらに、高齢者や障害者の社会参加を確保する上で市内交通網の充実が切実です。約束されたバス便の充実をこれ以上先送りすべきではありません。生活環境にかかわる身近な市民ニーズに応え、住みやすさを向上させる行政としての対応を求めています。

次に、子育て・教育分野についてです。

保育所の待機児は、民間保育所の定員増にもかかわらず、2010年10月1日時点で91名と年々増加しています。地域的な偏在も顕著となってきており、保育基準を堅持しつつ、待機児解消に公的責任を果たすべきです。摂津市の子どもの医療費助成制度は、大阪府の制度に摂津市が独自に上乘せをし、通院で就学前まで、入院は中学校卒業までを対象にしており、府内ではすぐれた制度となっています。しかし、本制度の拡充は全国的な大きな流れであり、京都府では通院で就学前まで、入院で小学校6年まで、兵庫県では通院では小学校3年まで、入院では中学校卒業までなど、都道府県レベルでの充実が図られています。通院3歳未満まで、入院就学前までとしている大阪府の制度のおくれは際立っています。摂津市としての独自努力を追求するとともに、府・国へ制度充実を働きかけることを

要望します。

就学援助金制度の認定率は、2010年5月時点で39.9%に達しています。無償であるべき義務教育に係る保護者の費用負担は決して小さくありません。経済的基盤の貧弱な子育て世帯にとってたいへん重要な制度で、幅広く受給できるよう認定基準の水準を維持してきたことを大いに評価するものです。第4次行革では認定基準の見直しが検討されていますが、400人から500人強の児童・生徒に影響が出るもので、経済状況が悪化している中、許されません。認定基準を維持し、支給内容を拡充すべきです。

小・中学校の教職員の配置状況は依然深刻です。定数内講師は約1割を占めています。そうした環境のもとで2週間以上配置されなかったケースは定数内講師で8件、非常勤講師で6件、年度当初から2か月から3か月も穴があいたケースもあり、子どもの学習権の保障という観点からも、教員採用の改善を国・府に毅然たる態度で臨むとともに市独自の努力を強く求めるものです。同時に、多忙化する教職員の勤務実態についても具体的に把握することを求めています。

2010年度から抽出調査となった全国学力テストについて、摂津市ではあえて全校参加をいたしました。過度な競争とランクづけに結びつくとともに、試験実施日から結果概要公表まで5か月もかかり、児童・生徒の課題克服には生かされません。国及び大阪府の学力テストへの参加は中止すべきです。真の学力向上には、安定した教職員配置を前提とした少人数学級や授業改善によるべきです。

鳥飼北小学校で本市2校目となる学校給食調理業務の民間委託がスタートしました。

偽装請負の疑いがあり、安全な給食を提供する公的責任の立場から民間委託はやめるべきです。民間委託実施校の検証は年1回1日だけでなく、さまざまな角度から行うべきです。

小・中学校の耐震化率は66.2%まで向上しましたが、10校22棟が残されています。保育所や体育館、公民館では未実施が多数です。多くの市民が集う施設の安全対策を建築課とも協力し、計画的に維持管理と耐震化を行うことを求めます。

次に、特別会計について述べていきます。

国民健康保険特別会計については、これまでも高過ぎる保険料の問題を指摘し、値下げを要望し続けてきました。国が緊急対策で行った特定離職者への減免措置をはじめ、何らかの保険料の軽減世帯は7,906に上り、全加入世帯の54%です。また、滞納世帯の4,830世帯も全加入世帯の33%、保険料値上げをせず、納付が厳しい市民に対して積極的に減免制度の活用など取り組んできたことは評価をしますが、資格証の発行や差し押さえが依然として行われていることは問題です。市民の実態に寄り添った対応をしっかりと行える体制の補強と保険料軽減のための独自繰り入れを求めます。

後期高齢者医療特別会計については、平均5.07%の保険料値上げがされており、来年度のさらなる保険料改定でも、何らかの繰り入れをしなければ15%程度の値上げになるという試算がされています。政権党の公約どおり一刻も早く廃止されるよう働きかけを求めます。

介護保険特別会計は、昨年取り組まれた高齢者の実態調査の報告にも見られるように、きめ細かな支援と体制の強化が求められるにもかかわらず、実態としては重い負

担と限られたサービスです。制度開始からの10年を総括し、来年度に向け行われる抜本的な見直しの中で検討されている、さらなる保険料値上げや給付の抑制につながる動きは断じて認められません。

また、申請ミスで7割しか追加交付されなかった国の財政調整交付金の差額分301万3,000円については、きちんと補てんされるよう、引き続き国への働きかけを求めます。国や府の制度改定がたび重なり、煩雑な業務に追われている現状、市民の実態をしっかりとつかんで現場からの声を上げていき、国に制度改善を働きかける市の姿勢を求めます。

下水道特別会計は、下水道使用料を当初で前回料金改定前の18億5,000万円としました。途中1,500万円の減額補正を行いました。結果、約18億円の収入にとどまりました。これは、料金改定の影響額に匹敵する1,234万円の不納欠損を出したことも無視できません。昨年度の決算討論で、下水道料金未徴収問題について、時効による不納欠損で処理するならば行政としての公平性が保たれないと指摘してきました。少ない収入の中で役所の不始末でも払うべきは払わなければならないと協力された市民の方に何と説明されるのでしょうか。次年度も同様な扱いとされるつもりと受けとめますが、行政として最も大切にしなければならない信頼を失うことになり、今後の市政運営でも問われ続けることになるでしょう。

また、特別会計の4分の1を占める公債費について、2010年度は13億2,100万円の平準化債を発行しました。2007年度決算に基づく2008年度中期財政見通しでは、2010年度からの平準化債をとめるとしていました。しかし、今回

示された公債費償還計画では、平準化債の一括償還が始まる2014年度は60億円余りの会計の中で21億7,000万円の市債を発行し、元利償還が48億3,500万円に、2016年には50億円にも上るといことです。改めて雨水管整備計画や資金計画など、積極的な情報公開の中で市民的な議論の場をつくるように求めます。

以上、反対討論といたします。

○嶋野浩一朗議長 南野議員。

(南野直司議員 登壇)

○南野直司議員 それでは、公明党議員団を代表いたしまして、認定第1号から認定第9号までの平成22年度各会計決算について、賛成の立場から討論を行います。

今年は、天変地異とも言うべき甚大な自然災害が立て続けに起こり、まさに災禍きわまる年となりました。3月の東日本大震災をはじめ、7月の新潟・福島豪雨、そして9月の紀伊半島における台風による豪雨、土砂災害など、たび重なる大災害の犠牲になられた皆様に改めまして深く哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

平成24年度の摂津市の重点テーマとして「災害に強い安心を実感できるまち」を打ち出されております。私たち公明党議員団としましても、市民の皆様や行政と協力し、今回の災害やその後の対応から学んだ教訓を本市の防災対策にしっかり反映できるよう取り組んでまいり所存であります。

次に、我が国を取り巻く社会経済状況についてでございます。

本年夏以降、欧州・ギリシャの政府債務危機など、世界金融危機の後遺症からいまだ完全に脱し切れていない中、金融資本市場の世界的な一体化により、財政や金融システムの危機が国から国へと伝染する傾向

が強まっております。このような世界経済の状況を受け、我が国においても円高等による景気下振れリスクと産業空洞化リスクに加え、東日本大震災による供給ショック等により、経済は大きく落ち込みましたが、震災後8か月余りを経て、各部門の懸命な努力によるサプライチェーンの立て直し等により、ようやく一部で持ち直しつつあると言われております。しかし、最近の急速な円高の進行と高どまり、さらには欧米経済の停滞感の高まりが景気回復に対する重大なリスクとなり、国民に先行きに対する大きな不安を与えている状況にあります。

このように経済活動水準が依然低い中であって、今後いかに雇用・生産・消費の循環を再生し、経済を持続的な回復基調に乗せられるかということが、私たち地方自治体の財政基盤、ひいては行政サービスそのものの水準とクオリティーに大きく影響を及ぼすことが大変懸念されるところであります。

本市におきましては、見かけ上、平成22年度における市税決算額は、前年度に比べ約4億4,100万円の増加となっておりますが、市たばこ税の課税定額を超えた分、約9億6,700万円の大阪府交付金を除きますと、実質的には約5億2,600万円の減収となり、依然として厳しい歳入状況となっております。また、平成22年度の経常収支比率は95.2%で、前年度に比べ2.4ポイント悪化しており、現在のそのような激しい経済変動の時代にあっては、社会経済の動向を注視するとともに、主要基金を枯渇させることなく、堅実な財政運営に努めることが肝要であります。

このように、本市を取り巻く社会経済環境は大変厳しいものがありますが、財源の積極的な確保に努められるとともに、経常

経費の一層の節減合理化を図るなど、効率的かつ堅実な財政運営により健全財政を維持してこられたことをまずもって評価するものであります。

また、何よりも市民生活に最大配慮する必要から、私たち公明党が暮らしを守る3点セットとしてかねがね要望してまいりました国民健康保険の据え置き、水道料金の引き下げ、セッピー商品券の発行を決断されたことは高く評価するところでございます。今後とも予断を許さない経済状況が続くと思われませんが、市民生活に最大配慮し、さらなる財政の健全化、効率化に向け、より一層の工夫と努力をされることを期待するものであります。公明党議員団は、本市を取り巻く経済状況をはじめ、市の財政状況にしっかりと目を向け、大衆とともに時代を担う子どもたちの未来、働き手の未来、そして確かなる社会保障の未来をよりよきものとするため、生活者の視点に立った施策に全力で取り組んでまいりたいと思っております。

それでは、まず一般会計決算に関しまして、その具体的な施策や実施事業について申し上げます。

初めに、昨年3月の南千里丘のまちびらきをはじめ、7月には市民活動の拠点としてのコミュニティプラザをオープンさせるなど、長年の夢を一つ一つ着実に形にしてこられました。これまでの関係各位の皆様のご努力、ご苦勞に敬意を表したいと思います。本市では、低炭素型社会の実現を目指した我が国初のカーボン・ニュートラル・ステーションである摂津市駅の開業に合わせ、境川上部に設置されましたせせらぎ遊歩道など、自然環境に配慮した水辺空間を整備するとともに、CO₂排出量削減に向け、官民一体となった先進的な取り組

みとして、緑化率25%の導入、屋上緑化、バス停の屋根への太陽光パネルの設置など、環境に優しいまちづくりを推進してこられたことを高く評価するものであります。今後とも省エネルギー、特に地球温暖化防止対策に力を入れ、環境施策を積極的に推進されるようお願いをいたします。

南千里丘地区の中核施設であるコミュニティプラザにつきましては、市民活動の場の提供にとどまることなく、今後の地域コミュニティや新しい公共空間におけるさまざまなサービスの担い手として活動できる団体が育つよう、情報提供を図り、具体的な活動支援や各団体と行政も含めたネットワークが図られることにより、これからの摂津のまちづくりの大きな力となることを期待しております。そして、多くの市民が集い、憩える空間として末永く親しまれるよう、私たちもまちづくりにかかわる皆様とともに尽力してまいりたいと思っております。

次に、吹田操車場の跡地活用についてでございます。

吹田市正雀下水処理場の機能停止が平成24年度末に迫っております。本市にとっては、今後のまちの発展にとって当該処理場及びクリーンセンター問題は避けて通れない喫緊の課題であります。吹田市正雀下水処理場建設から現在に至る長年の経緯と本市の考えをしっかりと申し述べ、本市にとってよりよい形での解決が図られるよう、強い決意と姿勢で臨んでいただかなければなりません。私たち公明党議員団としても、今後の摂津のまちづくりに大きくかかわる問題であると強く認識しておりますので、市民に対する十分な情報提供のもと、市民、行政の皆さんとともに力を合わせて取り組んでいきたいと思っております。

次に、男女共同参画社会に向けた取り組みについてであります。

DV対策としまして、新たに専門相談のホットラインを開設されたこと、また、新たな男女共同参画センターにおいて、働く女性にもご利用いただけるよう日曜日と一部夜間にも開業されたことを評価するものであります。今後は男女平等に関する市民意識調査の結果を詳細に分析され、効果的な施策の推進に生かしていただきますようお願いをいたします。

福祉・健康施策についてでございますが、ひとり暮らしや認知症の高齢者の方の実態把握を実施され、その結果をもとに、本年度には認知症の支援ボランティアの養成講座の開催をはじめ、地域での見守りネットワークづくりに取り組み、また、医療情報キットの配布につながられましたこと、そして、需要の高いふれあい入浴事業について、新たに安威川以南地域において実施されたことを評価するものでございます。

障害者施策につきましては、市が実施する地域生活支援事業の利用者負担について、市民税非課税世帯の方に対して無料とされたこと、さらに、旧男女共同参画センターに身体・知的・精神の3障害の総合相談支援センターを開設するとともに、日中一時支援事業に取り組みられたことを評価するものでございます。

一方、バリアフリー対策としてのJR千里丘西口のエレベーター設置事業については予定よりおけると聞いておりますが、これまで長年市民の皆様が待ちわびてきた事業でございます。早期施工に向け、各関係機関に対し、強い姿勢で臨んでいただきたいと思います。

子育て支援施策としましては、集いの広場の増設や保育所における定員の拡大、一

時預かりの増設を評価するとともに、保護者に対しましては、学童保育室の保育料の口座振替を実施することにより利便性を高められたことを評価するものであります。

健康施策につきましては、新保健センターにおいて機能訓練事業の充実を図られるとともに、運動指導や栄養指導など健康増進事業を積極的に展開し、市民の健康づくりを推進され、さらに子宮頸がんや乳がん検診など、各がん検診において無料クーポン券などを配布するなど、検診率の向上を推進され、また、特定健診の項目に心電図検査及び眼底検査を追加し、生活改善や健康増進へとつなげる取り組みについて高く評価をいたします。

次に、教育全般について申し上げたいと思います。

まず、幼稚園・教育についてでございますが、平成22年度からせつつ幼稚園におきまして預かり保育を試行され、翌23年度からはとりかい幼稚園にも広げられたことを評価するとともに、今後も保護者のニーズを的確に把握し、べふこども園などの運営に反映されるようお願いいたします。

また、教育用パソコンの設置をはじめ、ICT環境を大幅に整備されたこと、また、大阪府内では初めてスクールソーシャルワーカーを市内全中学校に配置され、そして、市の教育の進展及び子どもの健やかな育成を目指し、新たな教育センターを設置されたことを高く評価するものであります。今後、少子高齢化社会がますます進展する中、摂津の未来、さらに日本の未来を見据えますと、子どもこそ主役との理念に基づき、個性、能力、創造性、そして人間基礎教育にも通ずる思いやりの心をはぐくむ教育のための行動する社会を築いていかなければならないと考えます。今後ともこのような

環境や教育機関を大いに活用し、児童・生徒に対するわかりやすく効果的な授業を推進されるとともに、子どもたちの健やかな成長を大いに期待するものでございます。

次に、商業振興施策についてであります。

摂津市商業の活性化に関する条例を制定し、商業者、商店会、商工会の役割及び市の施策を明示し、それぞれが協働しての市内商業の活性化への取り組み、そして、セッピー商品券の第2弾を発行することによる地域経済の活性化への取り組みを高く評価するものであります。

次に、消防救急施策につきましては、携帯電話等から緊急通報に係る位置情報通知システムを導入し、迅速かつ確実な指令業務に努められたこと、また、関係自治体とともに救急安心センターの運営を開始され、適切な助言と市民の安心感を確保し、ワンストップで救急車を出動させることにより救命率の向上につながられたことを高く評価するものであります。今後においても、各市の消防や各医療機関とのさらなる連携強化を図り、重篤患者の搬送時間の短縮を実現されるようお願いをいたします。

次に、電子自治体の推進についてであります。図書館の蔵書をインターネットで予約できるシステムを構築されたこととともに、軽自動車税のコンビニ納付を開始され、市民の利便性の向上を図られたことを評価いたします。

I C Tは日々飛躍的に進化しており、さまざまな行政サービスについても、費用対効果を考慮の上、いち早く最新技術の導入を検討し、いつでもどこでもだれでも簡単にその恩恵を受けられるよう、たゆまぬイノベーションに努めていただきますようお願いいたします。

続きまして、各特別会計についてござ

います。

水道事業会計におきましては、厳しい景気状況の中、市民負担を少しでも軽減するという生活者の視点に立って、市民生活に直結する水道料金を値下げされたことは高く評価します。

次に、国民健康保険特別会計についてでございます。累積赤字の解消と国保財政健全化に向け、ジェネリック医薬品差額通知、社会保険加入確認による資格管理適正化、納付勧奨コールセンターの開設などを行い、医療費の適正化、資格の適正化、そして収納率の向上に努めてこられたことを評価するものであります。さらに、平成22年度も国民健康保険の料金を据え置かれたことは、昨今の社会経済状況、市民の暮らしを的確にとらえての判断であったと評価するものであります。今後とも健康保持増進事業の推進、さらなる資格適正化に取り組み、健全かつ安定した国保財政の運営に努められるようお願いいたします。

公共下水道事業特別会計につきましては、資本費平準化債の増額発行などにより、単年度収支で約1億1,000万円の改善となっておりますが、節水意識の浸透や大口需要家の動向などにより厳しい経営環境が続くと予想されます。しかしながら、今後の公営企業化もしっかり見据え、資本費平準化債頼みの経営のみならず、公営企業としての戦略的かつ大胆な経営革新を期待いたします。

次に、介護保険特別会計についてであります。これまで介護予防の取り組みを重点的に推進され、また、給付適正化事業に積極的に取り組まれてきたことを評価するものであります。しかしながら、数年先には団塊の世代の方々も高齢者となります。そのような中、今後とも介護保険制度が信

頼され、そして安定的な経営がなされるよう、さらなる財政の健全化に努めていただきたいと思えます。

最後になりましたが、本市の住民基本台帳人口における65歳以上の人口の割合は、本年10月では20.2%となり、過年2年間で1.1%もの上昇を見ております。一方、生産年齢人口はますます減少し、必然的に扶助費は増加の一途をたどるところであります。すなわち、これまでの行政サービスのあり方が一定の転換期に来ているのではないかと考えます。このような時代、ときだからこそ、協働で力と知恵を結集し、地域のきずなづくりとつながりのまち摂津の実現に向け取り組むことが大事であると確信します。私たち公明党議員団も、この思いを胸に、最大限の努力を重ねてまいることをここに申し上げまして賛成討論といたします。

○嶋野浩一朗議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 以上で討論を終わります。

認定第1号、認定第3号、認定第6号、認定第8号及び認定第9号を一括採決します。

本5件について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○嶋野浩一朗議長 起立者多数です。

よって、本5件は認定されました。

認定第2号、認定第4号、認定第5号及び認定第7号を一括採決します。

本4件について、認定することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、本4件は認定されました。

日程4、議案第46号など10件を議題

とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 議案第46号、平成23年度摂津市一般会計補正予算(第3号)につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

今回、補正をお願いします予算の内容としましては、歳入については、市たばこ税の増額のほか、国民健康保険基盤安定制度や障害者施策に係る国庫・府負担金などとなっています。

歳出については、人事異動に伴う人件費の減額のほか、障害福祉や介護福祉など一部緊急を要する事業についての追加補正となっております。

まず、補正予算の第1条としまして、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10億1,567万円を追加し、その総額を347億8,989万4,000円とするものです。

補正の款項の区分、当該区分ごとの金額及び補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページからの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

歳入については、款1、市税、項4、市たばこ税は9億8,000万円増額しています。

款14、国庫支出金、項1、国庫負担金1,369万6,000円の増額は、障害者自立支援給付費等負担金などでございます。

款15、府支出金、項1、府負担金1,225万2,000円の増額は、国民健康保険基盤安定負担金、後期高齢者医療保険基盤安定負担金及び障害者自立支援給付費等負担金でございます。

項2、府補助金392万3,000円の増額は、障害者自立支援対策臨時特例交付

金でございます。

款18、繰入金、項2、基金繰入金579万9,000円の増額は、今回の補正財源を財政調整基金繰入金によって調整いたしております。

続いて、歳出ですが、人事異動に伴う人件費を、款1、議会費から款9、教育費までを調整した結果、9,501万7,000円を減額しております。なお、人件費の比較については、38ページからの給与費明細書に記載しております。

次に、款2、総務費、項1、総務管理費では、市たばこ税増収分9億8,000万円を財政調整基金に積み立てております。

款3、民生費、項1、社会福祉費では、国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療の各特別会計への繰出金、介護予防支援に係る負担金、後期高齢者医療広域連合に対する過年度精算金及び障害福祉サービスに係る給付費など1億4,131万9,000円を計上いたしております。

款7、土木費、項1、土木管理費では、公共下水道事業特別会計への繰出金を1,766万7,000円減額しております。

款8、消防費、項1、消防費では、東日本大震災に伴う淀川右岸水防事務組合負担金703万5,000円を計上いたしております。

次に、第2条、繰越明許費につきましては、5ページ、第2表繰越明許費に記載のとおり、図書館施設管理事業について、事業の進捗状況を勘案し、繰越明許するものでございます。

次に、第3条、債務負担行為の補正につきましては、6ページ、第3表債務負担行為の補正をご覧ください。

公共施設等各種機械警備委託事業は、従前から実施しています長期継続契約の更新

を行うもので、平成24年度から平成28年度までの期間、3,500万円を限度額として設定するものでございます。

収納事務事業（コールセンター事業）は、電話催告等業務に係る委託料で、平成24年度から平成26年度までの期間、3,881万9,000円を限度額として設定するものでございます。

以上、平成23年度摂津市一般会計補正予算（第3号）の内容説明とさせていただきます。

次に、議案第54号、摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

本条例は、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴う所要の改正のために制定するものでございます。

それでは、議案書の条文に従いまして改正内容をご説明いたします。

議案参考資料（条例関係）の5ページからの新旧対照表も併せてご参照賜りますようお願いいたします。

まず、第17条第1項の改正は、市民税の納税管理人に係る不申告に関する過料を3万円以下から10万円以下に改めるものでございます。

第24条の2の改正は、寄附金税額控除の適用下限額を5,000円から地方税法に規定する2,000円に改めるものでございます。

第31条第1項の改正は、市民税に係る不申告に関する過料を3万円以下から10万円以下に改めるものでございます。

第59条第1項の改正は、退職所得申告書の不提出に関する過料を3万円以下から10万円以下に改めるものでございます。

第72条第1項の改正は、固定資産税の納税管理人に係る不申告に関する過料を3万円以下から10万円以下に改めるものでございます。

第85条第1項の改正は、固定資産に係る不申告に関する過料を3万円以下から10万円以下に改めるものでございます。

第95条第1項の改正は、軽自動車に係る不申告等に関する過料3万円以下から10万円以下に改めるものでございます。

第107条の2は、たばこ税に係る不申告に関する過料を新たに規定するものでございます。

第112条第1項の改正は、特別土地保有税の納税管理人に係る不申告に関する過料を3万円以下から10万円以下に改めるものでございます。

第118条の2は、特別土地保有税に係る不申告に関する過料を新たに規定するものでございます。

第135条第1項の改正は、入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反に関する罰金を3万円以下から10万円以下に改めるものでございます。

附則第9条の3の改正は、寄附金税額控除における特別控除の特例に関する文言の修正でございます。

附則第37条の2第3項の改正は、上場株式等に係る配当所得に係る個人の市民税の課税の特例に関する文言の修正でございます。

附則第38条第3項の改正は、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る個人の市民税の課税の特例に関する文言の修正でございます。

附則第39条第3項の改正は、長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例に関する文言の修正でございます。

附則第42条第5項の改正は、短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例に関する文言の修正でございます。

附則第43条第2項の改正は、株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例に関する文言の修正でございます。

附則第48条第2項の改正は、先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例に関する文言の修正でございます。

附則第49条の2の改正は、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例に関する文言の修正でございます。

附則第53条は、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例を新たに規定するものでございます。

最後に、附則でございますが、第1項、施行期日につきましては、この条例は平成24年1月1日から施行するものでございます。ただし、第17条第1項、第31条第1項、第59条第1項、第72条第1項、第85条第1項及び第95条第1項の改正規定、第107条の次に1条を加える改正規定、第112条第1項の改正規定、第118条の次に1条を加える改正規定、第135条第1項の改正規定並びに附則第3項の規定は、平成24年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、改正後の摂津市税条例第24条の2及び附則第9条の3の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成23年1月1日以降に支出する地方税法第314条の7、第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金について適用する個人の市民税に関する経過措置の規定でございます。

第3項は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による罰則

に関する経過措置の規定でございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

次に、議案第56号、摂津市営住宅条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

本件は、現在建設しております三島団地の管理を開始するとともに、既に制定されております摂津市暴力団排除条例を受け、市営住宅において暴力団を排除するため、本条例の改正をいたすものでございます。

なお、議案参考資料（条例関係）の42ページから46ページを併せてご参照願います。

それでは、議案書の条文に従いまして改正内容をご説明いたします。

第1条第1項の表中に、名称としまして三島団地を、位置としまして摂津市三島二丁目5番2号を追加記載するものでございます。

第3条に、入居の資格につきまして、第1項第4号で暴力団でないこと、また第5号では同居している、または同居しようとする親族が暴力団員でないことを追加記載するもので、それに伴い、第3条第2項の文言を改めるものでございます。

第14条、高額所得者に対する明渡請求につきまして、第14条第2項第1号及び第3号で文言の整理を行うものでございます。

第19条は、住宅の明渡請求につきまして、暴力団であることが判明した場合及び暴力団である者と同居していることが判明した場合を追加記載し、その他の文言の整理を行うものでございます。

第32条は、駐車場の使用許可の取消しにつきまして、暴力団であることが判明した場合を追加記載し、その他の文言の整理

を行うものでございます。

第34条は、意見の聴取につきまして、第1項は、市営住宅に入居しようとする者及び駐車場の使用許可を受けようとする者、また第2項は、市営住宅の入居者及び駐車場の使用者が暴力団員であるかどうかを所轄の警察署長の意見を聞くことができることを追加記載するものでございます。

第35条、過料、第36条、委任につきましては、文言の整理を行うものでございます。

最後に、附則でございますが、施行期日につきましては、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長 水道部長。

（宮川水道部長 登壇）

○宮川水道部長 議案第47号、平成23年度摂津市水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、提案内容のご説明を申し上げます。

今回、お願いいたします補正予算の内容につきましては、平成23年4月1日付人事異動に伴います人件費関係予算の補正を行うものでございます。

補正予算の内容につきましては、予算書1ページに記載いたしております。

第2条は、収益的支出の予定額の補正を定めるもので、支出につきまして、款1、水道事業費用の既決額19億4,254万6,000円に605万7,000円を増額し、補正後の額を19億4,860万3,000円といたすものでございます。これは、項1、営業費用において、既決額17億8,897万円に605万7,000円を増額し、補正後の額を17億9,502万7,000円といたすもので、この内容

につきましては、12ページから13ページ、補正予算実施計画説明書に記載いたしております。

第3条は、資本的支出の予定額の補正を定めるもので、支出につきましては、款1、資本的支出の既決額6億5,778万8,000円から13万8,000円を減額し、補正後の額を6億5,765万円といたすものでございます。これは、項1、建設改良費において、既決額3億7,729万6,000円から13万8,000円を減額し、補正後の額を3億7,715万8,000円といたすもので、この内容につきましては、13ページの補正予算実施計画説明書に記載いたしております。

これに伴い、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、既決額6億2,688万8,000円を6億2,675万円に改め、補てん財源につきましては、過年度分損益勘定留保資金3億7,137万4,000円を過年度分損益勘定留保資金3億7,123万6,000円に改めるものでございます。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について定めたもので、職員給与費の既決額3億3,648万1,000円に591万9,000円を増額し、補正後の額を3億4,240万円といたすものでございます。

なお、補正予算実施計画は2ページに、補正予算資金計画は3ページに、予定貸借対照表は4ページから5ページに、また、給与費明細書につきましては6ページから11ページにそれぞれ記載いたしておりますので、ご参照賜りますようお願い申し上げます。

以上、補正予算の内容説明とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長 保健福祉部長。

(福永保健福祉部長 登壇)

○福永保健福祉部長 議案第48号、平成23年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)につきましては、その内容をご説明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします予算の内容は、歳入におきましては、前期高齢者交付金の確定による減と、保険基盤安定繰入金等の確定に伴う一般会計繰入金の増が主なものでございます。

歳出におきましては、後期高齢者支援金や繰上充用金などの確定に伴う増減のほか、人事異動に伴う人件費の精査額等につきましても併せて計上いたしております。

それでは、補正予算書の1ページをご覧いただきたいと存じます。

第1条で、既定による歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,159万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を105億6,224万9,000円といたすものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款5、前期高齢者交付金、項1、前期高齢者交付金416万1,000円の減額は、前期高齢者交付金の確定によるものでございます。

款8、繰入金、項1、一般会計繰入金2,948万7,000円の増額は、保険基盤安定繰入金及び国保財政安定化支援事業繰入金の確定に伴うもののほか、職員の人事異動に伴います人件費相当額を職員給与費等繰入金に計上いたすものでございます。

款9、諸収入、項1、雑入は、4,69

2万3,000円の減額でございます。

続きまして、歳出でございますが、款1、総務費、項1、総務管理費212万3,000円の増額は、繰入金でご説明申し上げました職員の人事異動に伴う補正でございます。

款3、後期高齢者支援金等、項1、後期高齢者支援金等202万円の増額は、本年度の後期高齢者支援金が確定したことによるものでございます。

款4、前期高齢者納付金等、項1、前期高齢者納付金等7万8,000円の増額は、本年度の前期高齢者納付金が確定したことによるものでございます。

款6、介護納付金、項1、介護納付金84万3,000円の減額は、本年度の介護納付金が確定したことによるものでございます。

款11、繰上充用金、項1、繰上充用金2,497万5,000円の減額は、平成22年度決算の確定に伴うものでございます。

なお、給与費全体の比較につきましては、14ページからの給与費明細書に記載いたしておりますので、ご参照をお願い申し上げます。

以上、補正予算内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第50号、平成23年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

今回、補正をお願いする予算の内容といたしましては、人事異動に伴う人件費の精査額等でございます。

それでは、予算書の1ページをご覧いただきたいと存じます。

第1条で、既定による歳入歳出予算の総

額から歳入歳出それぞれ295万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を40億460万2,000円とするものでございます。

なお、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款6、繰入金、項1、一般会計繰入金295万9,000円の減額は、人事異動に伴う職員人件費相当額の繰り入れの減額を計上いたしております。

次に、歳出でございますが、款1、総務費、項1、総務管理費2万1,000円の減額及び款3、地域支援事業費、項2、包括的支援事業・任意事業費293万8,000円の減額は、それぞれ介護保険制度運営に係る人件費、地域包括支援センターの運営に係る人件費で、人事異動に伴う人件費の精査額等を計上いたしております。

なお、給与費全体の比較につきましては、8ページからの給与費明細書に記載いたしておりますので、ご参照をお願い申し上げます。

以上、平成23年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第2号）の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第51号、平成23年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、その内容をご説明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします予算の内容は、保険基盤安定負担金の確定及び保険料納付金の増額によるものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをご覧いただきたいと存じます。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に

歳入歳出それぞれ4, 112万9, 000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億120万9, 000円といたすものでございます。

なお、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款1、後期高齢者医療保険料、項1、後期高齢者医療保険料3, 932万8, 000円の増額は、当初見込みに比べ被保険者数が増加したことなどにより、保険料収入を増額するものでございます。

款3、繰入金、項1、一般会計繰入金180万1, 000円の増額は、保険基盤安定繰入金の確定に伴う増額でございます。

次に、歳出でございますが、款2、後期高齢者医療広域連合納付金、項1、後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料収入額及び保険基盤安定繰入金の増額に伴う納付額を計上いたしております。

以上、補正予算（第1号）の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第53号、摂津市立地域福祉活動支援センター条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

なお、議案参考資料（条例関係）1ページから4ページに施行規則等を掲載しておりますので、ご参照いただきますようお願い申し上げます。

摂津市立地域福祉活動支援センターは、地域福祉活動の中核的施設として、社会福祉協議会、地域包括支援センター、ボランティアセンター等の機能を併せ持つ複合施設として、国土交通省の社会資本整備総合交付金のうち地域住宅交付金を活用し、設置するものでございます。

平成24年4月から供用開始を予定いたしております関係から、今回、条例を提案させていただくものでございます。

それでは、各条文を追ってご説明を申し上げます。

第1条は、地域福祉活動支援センターの設置目的及び設置場所を定めております。

第2条は、実施いたします事業を規定しております。

第3条は、開所時間を、第4条は休所日を規定しております。

第5条は、地域福祉活動支援センターの利用者の範囲を規定しております。

第6条は、使用の許可について、あらかじめ市長の許可を受ける旨、規定しております。

第7条は、使用の制限について規定しております。

第8条は、使用許可の取り消し及び中止について規定しております。

第9条は、使用料について規定しております。

第10条は、使用者が施設または設備に損害を与えた場合の損害賠償義務について規定しております。

第11条は、この条例の施行に関し必要な事項を規則に委任する旨の委任規定でございます。

次に、附則でございますが、第1項は、この条例の施行期日について定めたものでございます。

第2項は、本条例制定に伴い、重要な公の施設に関する条例に地域福祉活動支援センターを加える旨を定めたものでございます。

第3項は、本条例の制定に伴い、摂津市暴力団排除条例の別表中に文言を加える旨を定めたものでございます。

以上、摂津市立地域福祉活動支援センター条例制定の件の提案説明とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長 土木下水道部長。

(藤井土木下水道部長 登壇)

○藤井土木下水道部長 議案第49号、平成23年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

今回、補正をお願いする予算の内容といたしましては、本年4月1日付の人事異動に伴います人件費の精査額及び前年度実質収支額の確定に伴います繰上充用金の精査額を計上いたしております。

それでは、補正予算書1ページをご覧ください。

第1条では、既定による歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,116万7,000円を減額し、その総額を58億4,748万円といたすものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款4、繰入金、項1、一般会計繰入金は、1,766万7,000円を減額いたしております。これは、人件費及び繰上充用金の減額によるものでございます。

款5、諸収入、項2、雑入は、350万円を減額いたしております。これは、人件費及び繰上充用金の減額によるものでございます。

次に、歳出でございますが、款1、下水道費は、2,060万9,000円を減額いたしております。その内容といたしましては、項1、下水道総務費で1,031万1,000円の減額と、項2、下水道事業

費で1,029万8,000円の減額で、それぞれ人事異動に伴います人件費の精査によるものでございます。

款2、公債費、項1、公債費は、金額の補正はございませんが、人件費の減額に伴います財源内容を変更いたしましたものでございます。

款4、繰上充用金、項1、繰上充用金は、55万8,000円を減額いたしております。これは、前年度実質収支額の確定に伴いまして繰上充用金を精査いたしましたものでございます。

なお、給与費全体の比較につきましては、12ページからの給与費明細書に記載しておりますので、ご参照くださいますようお願い申し上げます。

以上、補正予算内容説明とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長 消防長。

(北居消防長 登壇)

○北居消防長 議案第55号、摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

なお、議案参考資料(条例関係)24ページから41ページにかけ、新旧対照表を記載いたしておりますので、併せてご参照願います。

本条例の一部改正の内容といたしましては、大阪府からの権限移譲のうち、火薬類取締法及び高圧ガス保安法の許認可等に関する事務の移譲を受けるに当たり、それに係る手数料を制定するものでございます。

手数料の額につきましては、現在の大阪府産業保安行政事務手数料条例と同額でございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上、提案内容の説明とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長 説明が終わり、質疑に入ります。山本議員。

○山本靖一議員 議案第46号、一般会計補正予算（第3号）の5ページ、教育費、図書館費の繰越明許費についてお尋ねしたいと思います。

もうこれ以上工期を延ばしてというふうなことは毛頭考えていません。一刻も早く安全対策を講じていただきたいというふうに思うわけですが、なぜ繰越明許になったのか。今年の5月に事故が起こってから、9月の議会で補正予算が可決されました。当時の部長の答弁で、これは9月8日、本会議ですけれども、「いずれにいたしましても、このままああいう状況で放置するわけにはいきません。今回の調査では直ちに落ちることはないというふうに調査をいただいておりますけれども、落下するおそれがありますので、一日も早く、一刻も早く工事に着手をしたい」と、こういう答弁をされているわけですね。この繰越明許に至った経過、一番の理由、そして、この5月にそういう事故があって1年近くもこういう状況に置かれているということについて、どのように考えておられるのかお聞かせいただきたいと思います。

○嶋野浩一朗議長 答弁を求めます。生涯学習部長。

○宮部生涯学習部長 市民図書館の外壁改修工事は、先の第3回定例会におきまして補正予算をご可決いただきまして、躯体の強度を確認した後、工事に着手することといたし、躯体強度試験を行うことといたしました。強度試験は、コンクリートコアの圧縮強度試験、中性化深さ測定試験、塩化物濃度試験の3種類の検査を行うことといた

しました。躯体強度試験は10月7日に支出負担行為を行い、11月7日にコア抜き工事を行いました。圧縮強度試験と中性化深さ測定試験は11月14日に試験結果が出ましたが、塩化物濃度試験はいまだ試験結果が出ておりません。すべての試験結果が判明せず、数値として躯体の安全性をすべてお示しすることができず、工事着工がおくれる事態に至りましたことは、大変申しわけなく責任を感じておりますが、私どもといたしましては、何よりも建物の安全性を確認することを第一と考え、今議会におきまして予算の繰越明許を上程させていただいたものでございます。

コア抜き工事が11月7日となった件でございまして、10月7日に支出負担行為を行った後、担当者がその後の事務処理を怠り、発注が10月27日となり、また、コア抜き工事は騒音を発するため、市民図書館休館日である11月の第1月曜日、11月7日となったものでございます。繰越明許となった件につきましては、このコア抜き工事が11月7日になったということが原因でございます。

それから、この件につきまして、どう考えているかということでございますけれども、市民図書館の外壁改修工事は、早期に利用者、市民の方々に安心して市民図書館を利用させていただくために9月の第3回定例会に補正予算を上程してまで行わなければならない重大案件であったにもかかわらず、事務処理を怠るという重大な過失により着工がおくれ、年度内に工事完了できないことから予算の繰越しをお願いすることに至りましたことは、まことに申しわけなく深く反省いたしております。

外壁崩落以来、長期間にわたりましてご不便をおかけし、危険な状態で市民の皆様

に市民図書館をご利用いただくことになったことについて、施設管理者としてごんきの念にたえず、責任を痛感いたしております。今後はこのようなことを二度と起こすことのないよう、私も含め職員一人ひとりが職責を自覚し、全力をあげて職務遂行に専念するとともに、組織的な対応と今後の事務の円滑な執行を徹底するよう管理監督してまいります。

○嶋野浩一朗議長 山本議員。

○山本靖一議員 事務的なところでのミスがあったということで率直におっしゃったわけですが、9月の8日でちゃんとした調査をやりますというふうにおっしゃって、それから実際の発注に至った11月7日まで2か月あったと。この間のおくれがこの繰越明許につながったということだというふうに思うんですけども、もう一つ大事なことは、このネットバリア工法を使うということについて三つの理由を挙げておられた。指定管理者になってから開館中にそういう工事を進めていくからということが一つでしたね。それから、騒音・振動が少ない。2点目には工費が安い、さらには工期が短くできるという、そういうふうな理由でネットバリア工法を選択したと。その前提として躯体、つまりアンカーを打つ躯体がしっかりしているかどうかということが一番重要になる。そこで、12日の委員会では、この躯体の強度が確認できなければ工法の変更もあり得るというふうな答弁をされているわけですね。つまり、躯体が本当に安全かどうかということでコア抜き調査をやられた。どの部分のコア抜き調査をやられたのかお聞きしたいと思うんです。これは南側の隅のところのまぐさが落ちました。当然、その外壁、その部分のコア抜きが必要になってくると思うんですね。四

つの壁の面、1、2、3階それぞれの全体が同じ材料でやられているということで最初は出発されたと思うんですけども、経年劣化の中でどの部分がどういう状態になっているか、そのことの中で安全の確認ができるというふうに私は思うんですけども、どういうところをコア抜き調査されたのか。つまり、工法の変更につながるような重要な調査をされた、その結果について、まだ一つの部分の答が来ていないから先送りにしますというのが今度の中身だと思うんですけども、その工法の変更にかかわるような重要な調査をどの部分でやられたのか教えてください。

○嶋野浩一朗議長 生涯学習部長。

○宮部生涯学習部長 市民図書館のどの部分で調査をしたかというご質問でございますけれども、コアを抜く部分につきましては建築課と協議し、外壁につきましては耐力壁となっておりますので、図書館の内壁の部分をコア抜きすることになりました。同じセメント、あるいは鉄骨を利用して建築いたしておりますので、外壁、内壁どちらを抜いても、このコンクリートの強度については同様の結果が出るという建築課との協議の中での選択でございます。抜きました部分は、1階の事務室、それから2階の郷土資料室が入っております内壁の一部、そして3階の事務室の内壁の一部ということでございます。

○嶋野浩一朗議長 山本議員。

○山本靖一議員 アンカーは外壁に打つんですよね。内壁に打つんじゃないわけです。つまり、その躯体の強度、アンカーを打つところの強度が確立されて初めてこの工法は成り立つということだと思うんですね。27年の雨風、いろんなことの中で一番影響が出てくるのは外壁だと思うんですね。

中にアンカーを打つんですか。アンカーを打つところの強度調査もしないで、全然違うところの内壁の3か所、1、2、3階。本来は、工事をするところの躯体4面、1、2、3全部、これは費用の関係でそういうことはなかなかできないと。これは、最初からもう安全性は確立されているから、調査はアリバイづくりにやろうと、言葉は悪いですけども、そういうふうにとれるわけです。真剣にこの提起された問題に答えようとするならば、その四つの面、あるいは一番落ちたところの調査をやるというのが私は筋だと思うんですが、これまでの議論を通じて、今回の調査のあり方、工事をこれ以上おくらすということについては、私はよくないというふうに思うんですけども、この間の経過を見ていった中で、今の調査の報告を聞いた中で、これが成り立つのかということについて、議長、一度時間をいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○嶋野浩一朗議長 暫時休憩します。

(午前11時37分 休憩)

(午後0時45分 再開)

○嶋野浩一朗議長 再開します。

調査の件のつきましては、都市整備部長から答弁をお願いいたします。都市整備部長。

○小山都市整備部長 それでは、図書館のコンクリートの強度についてでございますが、建築着手するときには必ず施工業者から材料の承認願を提出させております。その材料承認の中では、砂あるいは砕石等について原産地を記入することになっておりますので、それをチェックしました。砂については京都府の城陽市、骨材について、骨材といいますと砕石でございますが、高槻市

と茨木市のものを使っておりますので問題ないと考えております。そのことから、コンクリートの強度についても問題なしと判断し、承認をしております。

また、工事中でございますけれども、現地で生コンクリートを採取し、強度試験など検査機関においてチェックを行って工事を進めております。そのことから、担当としてはコンクリートの強度には問題ないと判断しておりますが、その後、何かの要因でコンクリートに異常がないかということについて、今回、コンクリートのコアを採取してチェックを行っているところでございます。コンクリートが落下した部分につきましては、コンクリートの伸縮や建物の揺れなどが要因となって、構造上応力がかかってクラックなどから雨水が浸入して劣化が進んだものと考えております。それ以外の部分につきましては、打診調査の結果、コンクリートとタイルの間に間隙、すき間が見られる部分がありますけれども、今回、そのところにつきましてはバリアネット工法で補修を行うものであります。

外壁部につきましては、やはり雨水にさらされますので、劣化は進んでいると思いますが、コンクリートには問題ないと考えておりまして、直接外壁部を行っておりません。ただ、コンクリートというのは、柱部分、壁部分一体的にコンクリートを打ちますので、壁部分のコアを採取しチェックを行っているというところでございます。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 ほかにございますでしょうか。渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 私は文教常任委員会に所属しておりますので、それぞれのその場所ですっきりと言うたらいいんですけど、その中で、以前にこの件に関して、相当私は委

員会で質問を、また皆さんの真意を問いただしてきました。前は、イレギュラーとなるような採決を先送りして現場に行って、現場で説明を聞きながら安心・安全ということでしっかりと質問してきたわけです。その中で、皆さん本当にどっち向いて仕事をしてはるのかなというふうに思うんですね。市民の安心・安全というのは、これは当然基本的な問題で、そのときにも質問しましたが、図書館に行ってけがをしたり、また命を落とすようなことというのは、これは考えられんことであって、今回は非常に不幸中の幸い、人に対しての危害はなかったわけですが、そういう点で各委員からもそういう質問が出たわけで、しっかりと仕事に対応していただきたいということで、その件に関しては、部長も、そして教育長も心してやっていくということでご答弁をいただいたんですけど、一体あの質疑応答は何やったのかなというふうに思うんです。

我々としたら、即一定の期間、全部の調査を終えるまで休館にして、すべての調査を終わらせてから、また図書館のあれを再開すべきということで私は言いましたね。そのときには、教育長、また部長なりは、その心配はないということでご答弁されたわけですが、緊急性、これは協議会でもまた言いますが、別府小学校はああいう形でコンクリートが落ちましたね。これは協議会でまたそれなりに私も質問したいと思いますが、そういうような状況の中で、本来ならたちまち休館にして、休館日に合わせて検査するんじゃないかと、すぐ休館にして即その検査に当たるということをされなあかんの、その検査に出す書類を出すのを忘れておったというようなことを、そのようなご答弁をいただくということは、

非常に我々は一体何をしてきたんやと、我々がやってきた質問とか追及は一体何やったということになるわけであって、その点、どういうお考えであなた方は仕事をしているのか、どっち向いて仕事をしているのか、ちょっとご答弁いただきたいと思います。

○嶋野浩一朗議長 答弁を求めます。生涯学習部長。

○宮部生涯学習部長 前回の第3回定例会でご可決いただきました。そのときにも申し上げておりますけれども、一日も早く、一刻も早く改修工事を行いまして、市民の安全・安心を図りたいという気持ちは変わりございません。今回、こういうことになりましたことにつきましては何の申し開きようもございません。私どもといたしましては、今回、繰越明許と繰越しをさせていただきますけれども、今後、試験結果が出てまいりましたら明らかにさせていただきます。安全確認をした後にできるだけ早く工事にかかりたいというふうに考えております。申しわけございません。

○嶋野浩一朗議長 教育長、お願いします。

○和島教育長 今回の繰越明許の件、今、ご指摘もありましたように、私も今回の事態を深刻に受けとめています。といいますのは、やはり9月定例会、そして協議会等で厳しいご指摘も受けまして、一日も早く補修工事にかかって安全を確保するということが進んでまいりましたけれども、結果としてこのようなことに至っているということは、本当に教育委員会事務局を統括しています私としても非常に責任を感じているところでもございます。やはり、これから教育委員会事務局は、仕事に取り組む姿勢というのをもう一度見直していかなあかんだろうと強く思っております。

そして、そのために、今回のことにつきましても責任の所在もはっきりさせるということにさせていただきまして、摂津市職員分限懲戒審査委員会にも諮って、その責任の所在もはっきりさせたということで、文書戒告ということで、担当課長、同部の次長、そして生涯学習部長の3名に私の名前で文書戒告をさせていただきました。申すまでもなく、先ほども言いましたように、その統括責任者であります私にも責任があるということは重々認識いたしております。今後、先ほども申しましたけれども、もう一度業務のありようを見直して、二度とこういうことがないように努めてまいりたいと、そのように考えております。

○嶋野浩一朗議長 渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 そのお覚悟はよくわかりましたけど、市長がおっしゃっています人間基礎教育、やっぱりいつも言うようですけど、職員が率先して範を示してもらわなくてはならないわけであって、教育委員会は今回の一連のことを、我々の議会との向き合う姿勢、そういうことを一つ一つ、これは今後、皆さんがそういうことやったら、我々も例えば議会と理事者側も時には協力するべきところもたくさんあると思うんですよ。そんなこともできないわけですよ、これは。我々と約束したことをうっかり忘れる、簡単にほごにする、そのようなことが現実起きておったら、何のためのこれは議会とのやりとり。もしも市民に危害がこうむった場合、教育長が辞職されるだけじゃ済まへんわけですよ、これは。多分大きな全国的な問題になって裁判になるでしょう。そういうことを普通は想定されますよね、いろんな面で。それで、そういうような形でこういうことに当たるといのは、本当に怖くてしゃあないですね、そんな気

持ちで仕事をされとるんやったら。

さっきも言いましたように、別府小学校が落ちる、またほかにもたくさん僕はあると思うんですよ。幸いにして人身事故がなかっただけの話であってね。皆さんのお子さんやらお孫さんが、また家族がそういう災害に遭うたときにどうなるんですか。そんなことも考えるでしょう、普通やったら、いろんなことを。本当に腹立たしい限りですわ。

その点は、ほかの委員さんにもいろんなことを言うてはったかもしれんけど、その委員によって言うことが違うたり、そういうことも聞いております。そういうあなた方の仕事に対する姿勢、自分の目の当たりのことだけ解決したらええねんと、そういうような態度がこういうことになったわけであってね。これ以上もう言いませんけど、今回のことで私も皆さんに対しての見方も変わりましたからね。その点はしっかりとお考えを持ってこれから対応していただきたいと思います。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 ほかにございますでしょうか。木村議員。

○木村勝彦議員 安全・安心ということについては、市長はじめ行政も、我々議会も市民に対して常々発信しておるところですね。そういう中で、今回の事件は、私は起こるべくして起こったのではないかという感じがします。先ほど小山部長のほうからもコンクリート、あるいは砂の産地の問題の答弁がありましたけれども、私はこの前の本会議のときにも、非常にあの図書館については建設後二、三年の間でタイルが変色してしまっ、これはいろいろ問題があるなど。そしてまた、当時はバブル全盛期のころで砂等が大変不足している中で、ひどい

場合は大阪湾の神崎川の近くの河川の橋脚の際まで砂を取りに行くというような状況の時代でした。だから、そういう点では、高槻、茨木で採取をしたという話の答弁を私は聞きましたけれども、本当にそのことがチェックされておったかなという危惧をしております。

しかし、そういう中で事故が起こるべくして起こってしまった。そのことについていろいろと文教の委員会でもどうするかということの議論がされて、そういう中で一定の方向性というのか、予算が提案されて予算が承認されて、やはり一日も早く復旧しなければならないという状況の中で、先ほど担当部長のほうの答弁がありましたように、事務職員が処理を怠ったということで、先ほどまた引き続いて教育長のほうから分限処分なり処分の問題の報告があったんですけれども、そのことについても、処分の問題等については、私が聞く限りでは文教常任委員会の中ではそのことは報告されておらなかったというふうに聞いております。そういう点では、やはり私は責任の所在、そしてまた処分の問題を含めて、もうちょっと早い段階で文教の委員さんにも知らせべきではなかったかというふうに思っております。

そういう中で、先般も役所からの連絡がありましたけれども、別府小学校のコンクリートが滑落をしたと、モルタルが滑落したという報告を受けましたけれども、私は、別府小学校はここだけではなしに正面玄関の別府小学校の校章の下あたりのコンクリートについても滑落するのではないかという状況を感じております。その辺の実態調査等、滑落した部分だけでなしに全体的な検査をされておるのかどうか、その辺のことについて一遍聞きたいと思うんです。

何遍も言いますけれども、この前の工事契約関係の検査体制の強化について質問をしたときに、副市長のほうからは、確かに建築関係の検査官はいないということも答弁を受けました。その後、東北地方の採用枠の中でそういう検査員を採用していくというようなことも含めて検討していきたいということで答弁をいただいておりますけれども、その辺のことについても、やっぱり私は早い段階で工事検査だけではなしに、建築された後の建物の管理は各所管にゆだねられておりますけれども、やはり各所管といえども専門的な知識があるわけではないですから、そういう点では専門的な技術を持った検査員を、工事契約だけでなしに建物管理の中でも検査をするという体制強化を図っていかないと、私はこういう事故が再度また起こる可能性が大にあると思います。そういう点では、その後、検査体制について強化をされるのか、このまま放置をされるのか、その辺のことについては、これは教育委員会だけでなしに、こっちの一般部局のほうの所管の委員の管轄でもありますけれども、その辺のことについて再度副市長なり市長なりのほうから見解をお聞きしたいと思います。

○嶋野浩一朗議長 答弁を求めます。副市長。

○小野副市長 話が別府小学校の問題に、今ご指摘がございました。それで、この検査体制の問題につきましては、安藤議員でありましたでしょうか、答弁をいたしたときに、管理する側と使用する側というのをあんまり分けてしまうと責任の所在が不明確になるということで、今もそういう考え方は持っております。ただ、体制そのものにつきましては、今ご指摘ありましたように、震災の関係で採用した建築技術職が1人おりました。これは事務職でありましたが、

現実にはそちらのほうで業務をいたしております。

それで、今もう一度考えなければならないのは、その職員定数の関係もありますので、ならば、建築の営繕なりをどれぐらい抱えたらいいのかということになりますと、これは相当の人数になるというふうに思いますので、私は、きのうにも議論しておいたんですが、まずはだれが所管をして、だれをどこの形ですぐ動ける体制をどうつくれるかということを経験すべきというふうに言っております。それで、この体制で10小学校、5中学校、その他公共施設すべてをその営繕で見ようとするならば、これとてなかなか専門職といいますか、建築の資格を持っておりましても、その種の専門職ではございませんので、やはり形としては特定のその業界の方に発注をするということになりますので、私は、いま少し考えなければならないのは、このままではいいと思っております。今回の文教の協議会も2日に開かれます。そのときの体制はどうあるべきかということも議論いたしますので、いま少し時間をいただきまして、この次に起こる学校等の問題を、教育委員会でできませんので、どう市として対応するかということも、きょうも朝から議論いたしておりますので、いま少しまとめた上で、また文教の協議会にもその点の報告、また議会にも報告申し上げたいと。

何回も申しますように、今このままの体制でいいとは私どもも思っておりません。経年が過ぎておるということを考えますと、小・中学校で相当な棟でもその方向が進んでおるということでありますから、その財源手当と職員の体制、そして、それをいつに発注するかということも併せまして、トータルで問題処理を一度考えてみたいとい

うことのできるうからやっておりますので、いま少し時間をいただきまして、一定の方向性をきちっと出せるように努力してまいりたいというふうに考えております。

○嶋野浩一朗議長 木村議員。

○木村勝彦議員 私は、これ以上、起こってしまったことに対する追及をするということとは控えたいと思います。こういう重大な事故が二度と起こらないようにするためにはどうすべきかということを考えますと、やはりそういうしっかりとした検査体制をつくっていくということが最重要課題だと考えますし、確かに人員削減、行政改革で600人体制に持っていくということについて異議を唱えるものではありませんけれども、やはり必要な部分の強化を図っていくということも併せて進めていかないと、ただ減らすだけで、それでよしとするようなことでは私は困ると思います。現実にこういう事故が起こった以上、今後二度とこういう事故が起こらないように、先ほど申し上げましたように、別府小学校の校章の下の壁なんかはいつ落ちてもおかしくない状況だと私は認識をします。そういう点では、その辺のことの検査もきっちり含めてやっていくという体制の強化を求めて質問を終わりたいと思います。

○嶋野浩一朗議長 ほかにございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 以上で質疑を終わります。

本10件につきましては、議案付託表のとおり、常任委員会に付託します。

日程5、議案第57号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。市長公室長。

(乾市長公室長 登壇)

○乾市長公室長 それでは、議案第57号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部

を改正する条例制定の件につきまして、提案内容のご説明を申し上げます。

まず、今回の条例改正に至った経過等についてご説明申し上げます。

本市における職員給与につきましては、国の制度に準ずることを基本的な考え方といたしておりますが、本年度は6月に国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案が国会に提出されるなど、国家公務員の給与をめぐる情勢は極めて不透明となっております。しかしながら、「地方公務員法第24条第3項の趣旨に沿った適切な措置を講ずることを期待する」との総務大臣の発言や、地方公共団体においては、現行法上では人事院勧告に準ずることが望ましいとする大阪府の指導、また、近隣各市の状況等も踏まえ、本市といたしましては、本年度につきましても人事院勧告に準じた改定を行いたい旨、職員労働組合に申し出を行い、事務折衝、団体交渉を重ね、11月24日に妥結の運びとなったものでございます。したがって、今回の改正につきましては、平成23年度の人事院勧告に基づき給与改定を行うもので、50歳代及び40歳代を中心に中高年齢職員の給料月額を最大で約0.5%引き下げるものでございます。

議案参考資料（議案第57号）1ページから5ページも併せてご覧いただきますようお願い申し上げます。

まず、第1条は、臨時的任用職員等の給与支給限度額並びに職員の給料月額について改正するものでございます。

第27条は、臨時的任用職員及び非常勤職員の1か月の給与支給限度額を任期の定めのない職員の給料月額に準じて改正するものでございます。

別表の改正は、任期の定めのない職員の給料月額について改正するものでございま

す。

次に、第2条は、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成19年摂津市条例第4号）の附則を改正するもので、改正内容といたしましては、附則第7項で定められた給料の切りかえに伴う経過措置を受けている職員の給料月額を改正するものでございます。

また、今回の改正による平成23年度の影響額は、約393万5,000円の減額と見込んでおりますが、この減額分の補正予算につきましては、平成24年第1回定例会において、給与改定分として計上させていただき予定でございます。

なお、今回の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行日につきましては、本年12月1日とさせていただきたいと考えております。

以上、議案第57号の提案内容の説明とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長 説明が終わり、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○嶋野浩一朗議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。通告がございますので、許可します。

野口議員。

（野口博議員 登壇）

○野口博議員 日本共産党議員団を代表して、議案第57号に対する反対討論を行います。

人事院は、9月30日、国家公務員一般

職の給与を平均で年間0.23%引き下げよう勧告を行いました。対象は40歳以上で、昨年度のマイナス0.19に続き、3年連続のマイナス勧告となりました。今回、東北3県を除く44都道府県、約1万500事業所を対象に民間の給与実績を調査した結果、国の天下りあっせんを前提とした早期退職勧奨を禁止したこともあり、民間よりも給与の高い高齢職員が増え、899円の格差が生じているとして、今回の勧告になったとしています。

我が党は、過去、給与の問題は、労使協議を前提として協議が整ったということを中心に賛成との態度でありました。しかし、昨年度は、貧困と格差を解消するための労働者派遣法の抜本改正もされぬままに、この11年間で1か月分の給与が削減される事態に加え、2年連続のマイナス勧告、年間9万4,000円の減収押しつけは、公務員だけでなく民間労働者の賃金にも悪影響を及ぼし、負のスパイラルと言われるような賃下げの連続になりかねないと主張し、反対しました。現在、国会のほうでは、マイナス0.23%の勧告は見送り、国家公務員の給与を今後3年間にわたって平均7.8%引き下げる特例法案が審議されています。これは、これまで最低のルールとしてきた人勧を尊重するという立場を3年間放棄するもので、人勧の見送りは単年度限りであれば合憲とした1982年最高裁判決にも反するものであります。震災復興財源を足がかりに、何が何でも2割削減に、ひいては消費税増税をはじめとした庶民増税に道をつけようとの姿勢であり、強く抗議するものです。

その上で、本条例案については、一つは人勧に伴う提案であります。これ以上の給与削減は賃下げの悪循環を拡大するだけ

であり、何の景気対策にもならないということ、二つ目に、本市職員は、過去、給与引き下げに協力してきており、あくまでも人勧に従うというなら地域手当の矛盾の改善に最大限努力すべきではないかということ、三つ目に、国会のほうでは国家公務員の給与削減を地方公務員にも反映させるかどうかの問題や労働基本権を付与させるかどうかの問題なども議論されていますが、地方からもこうした問題についてきちんと声を上げるべきではないかということをお願いし、反対討論とします。

○嶋野浩一朗議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 以上で討論を終わります。議案第57号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○嶋野浩一朗議長 起立者多数です。よって本件は可決されました。

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。

12月1日から12月12日まで休会することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで散会します。

(午後1時14分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長 嶋野 浩一朗

摂津市議会議員 渡辺 慎吾

摂津市議会議員 三宅 秀明

摂津市議会継続会会議録

平成23年12月13日

(第2日)

平成23年第4回摂津市議会定例会継続会会議録

平成23年12月13日(火曜日)
午前10時 開議場
摂津市議会

1 出席議員 (21名)

1 番	村上英明	3 番	大澤千恵子
4 番	野原修	5 番	川端福江
6 番	藤浦雅彦	7 番	南野直司
8 番	渡辺慎吾	9 番	三宅秀明
10 番	上村高義	11 番	森内一蔵
12 番	山本靖一	13 番	弘豊
14 番	山崎雅数	15 番	木村勝彦
16 番	森西正	17 番	嶋野浩一朗
18 番	柴田繁勝	19 番	三好義治
20 番	原田平	21 番	安藤薫
22 番	野口博		

1 欠席議員 (1名)

2 番 本保加津枝

1 地方自治法第121条による出席者

市長	森山一正	副市長	小野吉孝
教育長	和島剛	市長公室長兼 会計管理者	乾富治
総務部長	有山泉	生活環境部長	杉本正彦
保健福祉部長	福永富美子	都市整備部長	小山和重
土木下水道部長	藤井義己	教育委員会 教育次長兼 次世代育成部長	馬場博
教育委員会 教育総務部長	登阪弘	教育委員会 生涯学習部長	宮部善隆
水道部長	宮川茂行	消防長	北居一

1 出席した議会事務局職員

事務局長	寺本敏彦	事務局次長	藤井智哉
事務局総括参与	野杵雄三		

1 議 事 日 程

1,

一般質問

上	村	高	義	議員
三	宅	秀	明	議員
野	口		博	議員
柴	田	繁	勝	議員
安	藤		薫	議員
大	澤	千	恵子	議員
森	西		正	議員

1 本日の会議に付した事件

日程 1

(午前10時 開議)

○嶋野浩一朗議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、上村議員及び森内議員を指名します。

日程1、一般質問を行います。

順次質問を許可します。

上村議員。

(上村高義議員 登壇)

○上村高義議員 おはようございます。

それでは、順位に基づきまして一般質問させていただきます。

まず、質問番号1、教育行政についてお尋ねいたします。

1の(1)大阪府学力・学習状況調査結果についてお尋ねいたします。

先般、大阪府学力・学習状況調査が行われ、公表されました。小学校6年生と中学校3年生ということで対象とした学力テストでございましたけれども、摂津市は小学校が府内31市の中で30位、中学校が27位と、大阪府下では最下位のランクに位置付けられました。結果を受けて教育委員会はどのような評価をされているのかをお尋ねいたします。

それと、新聞等々で考察でもあるように、家庭の経済状況と学力との関係に相関があるというふうに言われております。私は、その信憑性を確認する意味で、大阪府下各市の一人当たりの個人の住民税と今回の学力テストの結果との相関を調べてみました。実はこのグラフなんですけれども、こっちが一人当たりの個人住民税、こっちが学力テストということでございまして、完全に住民税が高いほうが学力テストの点数もいいと、住民税の低いところは学力テストの平均的も低いということでありました。その相関係数が0.896ということで、非常

に強い相関があるということが確認されております。摂津市は、順位的には住民税は中位にあるんですけども、学力テストが30位ということでありました。この回帰直線の真ん中よりも下にあるということが問題で出ました。このことについてどういう考えをお持ちなのか、まずお聞かせください。

それと、二つ目の通学路の安全対策と学校経営者の責務についてということでお尋ねいたします。

通学路の安全確保についての責任の所在と現状での対処について、まずはお聞かせいただきたいと思います。

次に、三つ目、就学前教育の実態と次世代育成部の取り組みと今後の方向についてお尋ねいたします。

この4月より機構改革により次世代育成部が設置され運用されておりますが、私は以前よりゼロ歳から15歳までの一貫した教育システムを提案してきておりました。このこともあって、私も大いにこの取り組みについては期待もしております。現状の取り組み内容と今後の方向についてお答えをいただきたいと思います。

次に、1の(4)大阪府教育基本条例(案)との関わりについてお尋ねいたします。

今、大阪府議会で教育基本条例について審議されております。連日、マスコミ等々でも報道されておりますが、現時点での教育基本条例(案)の中で摂津市の教育行政にどのような影響があるのかをまずお聞かせください。

質問番号2、産業活性化策についてお尋ねいたします。

2の(1)企業誘致条例に基づく申請状況についてお尋ねいたします。

この4月から産業活性化のための企業誘致条例が制定され、施行されておりますが、現時点での申請状況について、まずはお聞かせいただきたいと思っております。

2の(2)今後の産業活性化策についてでございます。

現在の企業誘致条例は、市内企業の引きとめや市外からの誘致であります。技術力はあるが資金がない等々のベンチャー企業に対しての支援の考えはないのかをお尋ねいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○嶋野浩一朗議長 答弁をお願いいたします。教育次長。

(馬場教育次長 登壇)

○馬場教育次長 それでは、上村議員の1の(1)大阪府学力・学習状況調査の結果についてのご質問についてお答え申し上げます。

今回の本市の結果につきましては、教科・区分別平均正答率が小学校、中学校の各教科、各区分とも大阪府平均を下回るものでございました。児童・生徒にとって必要な学力を身につけるための取り組みをさらに進めなければならないと強く感じているところでございます。

ご指摘いただきました経済状況と学力調査の相関についてでございますが、経済状況の指標として一人当たりの個人市民税をご提示いただきましたが、学力の調査との相関を考察するに当たりましては、義務教育の子育て世代の経済状況指標とも言える就学援助の認定状況等も考える必要があるのではないかと考えております。現在、本市は、その就援の認定率が府下でも最も高い状況になっております。したがって、他市と比べ、より経済的に厳しい子育て世帯が多いものと推定されます。

さらには、大阪大学大学院の志水教授が指摘しているつながり格差の課題もございます。これは、保護者の離婚率や持ち家率、不登校の発生状況など、地域や学校における児童・生徒の人間関係の濃密さや、逆に希薄さが学力に影響を与えているといった調査結果でございます。本市におきましても、ひとり親家庭は少なくなく、また、不登校率が大きく減少はしない中で、子どもを取り巻くさまざまなつながりの弱さが現実として存在いたしております。

このように、本市の児童・生徒の学力調査における平均得点率が下位に位置する原因としてさまざまな条件が考えられますが、だからこそ、すべての子どもたちの学力を向上させることは学校と教育行政の使命であると考えております。そのためには、教員の授業力や生徒の指導力を中心とした指導力をさらに高める必要があることについても十分認識いたしております。経験の浅い教員の育成や全体的な指導力の向上のための研修体制を整備するため、校長をはじめ管理職のリーダーシップの発揮も重要でございます。

すべての子どもを下支えできる学校づくりは、学力向上のための喫緊の課題であるととらえております。現在、大阪府教育委員会とも連携し、学力向上に向けた授業研究を行う各校の校内研修の充実のための支援に努めており、学習状況調査におきましては、その取り組みが進展している状況も見られます。

一方、自学自習力や家庭学習習慣、基本的な生活習慣の定着などは、残念ながら依然として課題が残っております。これらを身につけるためには、学校の取り組みに合わせ、家庭や地域との連携を深めていくことは極めて重要であると考えております。

保護者や地域の方々をはじめ、市民全体で取り組みを進めていくためにも、結果公表資料の丁寧な周知を引き続き積極的に進めてまいり所存でございます。

次に、1の(3)就学前教育の実態と次世代育成部の取り組みと今後の方向性についてのご質問にお答えいたします。

子どもにとって乳幼児期は、子どもたちが健やかに育ち、生涯における人間形成の基礎を培い、生活や遊びを通して人として生きていくための基本を学んでいく時期でございます。市内保育所、幼稚園におきましては、乳幼児の発達の特性に照らして自発的な活動や遊びを通して経験を重ねられるよう環境を構成し、幼児一人ひとりの個性を大切に教育を行っております。また、小中学校におきまして、小中一貫教育推進協議会において、本市義務教育の目指す子ども像やはぐくみたい力を明らかにし、小中9年間を見通した系統性のある教育活動の推進について検討・実践を進めております。

義務教育終了時点で、子どもたち一人ひとりが自立し、多くの人々とともに社会での生きる力の基礎をはぐくむためには、義務教育の基礎を培う就学前教育の充実を図るとともに、9年間の義務教育を一貫した目標のもと計画的に行う必要があります。

このような中、教育委員会では次世代育成部を設置し、小中学校、幼稚園に保育所を加えて、子どもたちの成長を連続的にとらえ、一貫性を持った取り組みを始めております。具体的な取り組みとして、平成24年4月に別府保育所、べふ幼稚園を一体的に運用するべふこども園を開設いたしますが、現在、両施設職員が統一的な年間カリキュラムの作成や各種行事の持ち方などを協議するほか、保護者の方のご意見もお

聞きする中で、一体運営のメリットを生かしたこども園となるよう準備を進めております。

さらに、公私立保育園・幼稚園代表、小学校代表、学識経験者、保護者などをメンバーとする就学前教育実践の手引き策定懇談会において、就学前の子どもたちの教育、保育への課題対応や小学校との段差解消に関係者がどのような観点で取り組んでいくのか等を盛り込んだ就学前教育実践の手引きを作成するほか、併せて保護者向けの手引きも作成し、保護者自身が就学前教育の重要性を意識していただけるよう、さまざまな機会を通して配布し、啓発してまいりたいと考えております。

また、子どもにとって自分の生活する地域はふるさとであるとともに、子どもの活動のよりどころとなる場所であり、地域の人々との交流は保護者にとっても子育ての支えとなる重要なものでございます。生きる力のはぐくみには、学校、家庭、地域がそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携・協力して地域の教育力の向上を図ることが重要でございます。そのようなことから、次世代育成部では、青少年指導員、PTA協議会、こども会など青少年健全育成関係団体も所管させていただき、就学前教育、義務教育、さらには生涯教育に至るまでのつながりを意識した取り組みをより一層進めてまいりたいと考えております。

次に、1の(4)大阪府教育基本条例(案)と本市教育行政との関わりについてのご質問にお答えいたします。

本条例案は、大阪府における教育行政について定めるものであり、条例案の第2章及び第6章に市町村にかかわる内容が含まれておりますが、本市も含めた府内の学校現場の現状からかけ離れた内容も多くある

ととらえております。例えば、条例案の第2章第7条には、「大阪府教育委員会は、府独自の学力テストを実施し、市町村別及び学校別の結果をホームページ等で公表しなければならない」と記されております。これまで実施されてきました全国学力・学習状況調査や大阪府学力・学習状況調査において、本市ではその結果を分析し、市全体の結果概要について公表してまいりました。子どもたちの学力向上のためには、学力調査結果から明らかとなる子どもたちのさまざまな課題に対して、学校、家庭、地域が連携した取り組みを全市的に進めることが重要であると考えております。学校別の結果を明らかにすることは、学校の序列化やランクづけを生み、子どもたちに誤った優越感や必要のない劣等感を生じさせるといった弊害も発生するものと考えております。本条例案をすべて否定するものではないと考えておりますが、子どもたちの教育の改善のためには、小中学校の現状を正確に把握し、課題を踏まえた上で十分な議論を行う必要があると考えております。

○嶋野浩一朗議長 教育総務部長。

(登阪教育総務部長 登壇)

○登阪教育総務部長 通学路の安全対策と学校経営者の責務についてのご質問にお答えいたします。

通学路は、各地域での実情を踏まえ、児童・生徒が安全に登下校するために最適なルートを学校長が保護者等地域の方々とも相談して指定するものでございます。ただ、指定した通学路は、必ずしも安全性が確保できているものでもございません。地域のボランティアの方々のご尽力とともに、交通専従員の配置等により対応している箇所もありますが、交通事情や環境変化等から、より安全性について配慮すべき通学路が出

てくるケースもございます。通学路上におけるさまざまな問題点、課題については、原則的に学校並びに地域の方々で情報収集していただき、教育委員会に対して報告、情報提供していただくこととなっております。

その後、教育委員会では、その時点で必要と判断すれば、関係課も同行していただき、現地確認・調査も行い、その対応については学校側とも協議しながら進めております。最終的な諸施策の実施は、警察や国・府といった関係機関の問題とともに予算的な制約も踏まえ判断しているところでございます。

このように、通学路の安全対策は、学校、教育委員会、そして庁内の関係課で連携をとりながら進めておりますが、必ずしも連携のあり方と事務処理の方法において統一されていない部分があることは認識しておりますので、今後、連携のあり方や事務処理についても一定ルール化することで、地域の方々も含めた情報共有の徹底と事務処理の方法についての統一、さらに迅速な対応についても可能となるよう努めてまいります。

○嶋野浩一朗議長 生活環境部長。

(杉本生活環境部長 登壇)

○杉本生活環境部長 企業立地等促進条例の申請状況及びベンチャー企業の支援強化についてのご質問にお答えをいたします。

本市は、4月から施行しております企業立地等促進条例により奨励措置適用指定申請の受付を開始しており、現在まで6件の相談をいただいております。その内訳といたしましては、申請を経て指定を受けられたのが2件、事前協議が終わり申請の準備を進められているのが2件、制度説明などの相談が2件となっております。また、申

請書類はできるだけ簡素化し、事業者負担の軽減を図るとともに、担当窓口を設けて対応させていただくことで、今のところ特に事業者からの苦情等はございません。制度の運用につきましても、2件の申請手続きを行いました。特に支障となる不具合等は出ておりません。ただ、申請から奨励金の交付完了までに5年以上かかることから、長期的に進行管理できる仕組みを今後構築してまいります。

次に、ベンチャー企業の支援につきましては、資金、技術、相談などの支援が必要であると考えますので、資金面では大阪府の開業資金等融資、技術面では大阪大学産業科学研究所や大阪府立産業技術総合研究所、相談面では商工会やものづくりビジネスセンター大阪というように、関係機関と連携を図りながら総合的な支援策を検討してまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 上村議員。

○上村高義議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、1の(1)ですけれども、学力テストの関係ですけれども、今の答弁では、個人住民税以外にも若年世代、子育て世代の経済状況との関係等々も参考にすべきではないかというふうにありましたけれども、しかし、このグラフを見てわかりますように、個人住民税と学力テストは明らかに相関があるわけですよ。このことで0.896の相関があるということは、それらも含んだ形での相関があるということなので、私はこの結果がすべてだと思うんですよ。そして、摂津市はこの回帰直線よりも下にあるということが問題なので、この回帰直線上にあれば何ら問題がないと。この直線上にあれば順位は15位なんですよ。15位か16位。そして、点数的には平均的が62

なんですけども、これが66とか、あと4点上がれば大阪府下の平均にスライドするわけなんです。この差が問題だということを行っていますので、そういった意味ではやはり今の現状の取り組みについて何か問題があるんじゃないかということで質問させていただいております。

摂津市では、今までせつつ・スクール広場とか、いろんな研修をしておりましたし、私も大いに期待もしておりましたし、ぜひ進めるべきだという立場でおったわけなんですけども、しかし、今回の結果がこういう結果になったと、大阪府下で30位ということは、やはり反省をすべきだというふうに思っています。特に、現場の校長あるいは担任の方がどういう思いでこの結果を受けとめたかというのが非常に興味があるわけなんですけれども、そこについて現場の先生、もしくは校長が、この結果を受けてどういう感じでおられるのかということ、再度答弁をお願いいたします。

次に、通学路の安全対策でございますけれども、実はこの件は、鳥飼西小学校の和道地区から西小に通う淀川堤防の中段にある通学路で、6月末に通学途中の子どもが自転車と接触して、接触を受けた自転車の方から損害賠償か何かを求められて、示談が成立しておるわけなんですけども、やはり保護者にとってはこの通学路が安全かどうか非常に不安があるということで、実は堤防上に草がたくさん生えてきて通学路が狭まってきたんですけれども、それを保護者あるいは自治会長さんが校長にお願いして草を刈ってほしいと言ったわけなんですけども、なかなかこの草が枯れて長期間そのままだったということで、このことが私は問題だというふうに思っていますので、なぜそういう草刈りがすぐできなかったのかというこ

とと、校長に通学路の責務がないのかあるのか、校長はないというような感じで対応するわけですが、職務分掌的には教育総務部の子育て支援課の役割の中に「通学の区域及び安全に関することが職務内容」と記されておりますけれども、ここもあいまいな表現なんです。「通学路」とは書いていなくて、「通学の区域」ということなので。しかし、それが実際は通学路の管理は土木下水道部の道路課が所管しておるわけです。だから、保護者は学校に言えば道路課までつながると思っておったわけですが、なかなかそれがつながらないというのがいらしているわけです。私もこのことについて立ちを覚えているわけですが、そして、もう一つは、摂津市は平成18年に子どもの安全安心都市宣言を行っておるわけですが、今回の件では、校長はこのことを意識した行動とは私は思われないんですけど、このことについて再度答弁を求めます。そして、先ほどルール化するとのことでありましたけれども、迅速にルール化するという答弁でありましたけれども、その迅速とはいつなのかということ、まずそれをお答え願いたいと思います。

それと、就学前教育についてですけども、次世代育成部が設置されて、今、就学前教育実践の手引きを作成されておるということで、懇談会が開催されたということでございますけれども、その策定懇談会の中でどのような意見が出されたのか、保育所から幼稚園、小学校、中学校の代表の皆さんが集まって会議をされたということで、どのような議論があったのかということをお聞かせいただきたいということと、今の答弁で、次世代育成部の中で「生きる力をはぐくみ」とありますけれども、そして、「学校、

家庭、地域での取り組み」ということでございましたけど、生きる力をはぐくむとは具体的には何をされるのかお聞かせをいただきたい。これが私は次世代育成部の目的であると思っておりますけれども、そのことを再度お聞かせいただきたいと思っております。

それと、教育基本条例との関わりですけども、今、大阪府の教育基本条例について毎日マスコミ等々でいろんな進捗が報告されておりますけれども、やはり摂津市にも関係することであるので、もしこれが施行されたときに摂津市はどう対応するのか、もう一度お聞かせいただきたいと思っております。

それと、企業誘致条例、産業活性化策についてですけども、相談が6件あって、今のところ奨励金対象が4件であったということであります。私は、このことはこの条例を制定した意味があって非常に大いに評価しております。摂津市は一人当たり法人市民税が大阪市を除いて大阪府下で一番でありますし、固定資産税も大阪市を除き大阪府下一番ということでもあります。これはやはり摂津のまちづくりそのものがそういう形ででき上がってきて、財政的、税収的には非常にいいまちになってきておるわけですが、この税構造が永久に続くものではありませんし、何かやっぱり打っていないとこの構造は維持できないと思っていますので、そういった意味でも、やはり企業が活性化するような施策をどんどん打っていかねばという意味で、今後、私はベンチャー、新しい企業への取り組みが必要だと思っておりますし、今回の相談を受ける中でどういう意見があったのかどうか、感じた感じを答弁お願いいたします。

以上で2回目を終わります。

○嶋野浩一郎議長 それでは、2回目、答弁を求めます。教育次長。

○馬場教育次長 それでは、学力調査の結果を受けて、教育委員会としてどのように考えているか、また、現場の学校としての思いについてのご質問にお答えさせていただきます。

本市のすべての児童生徒の生きる力をはぐくむことは、教育委員会として大きな願いの一つでございます。とりわけ児童生徒が生涯にわたり学習する基盤を培うための確かな学力の定着は大変重要なものであると考えております。

教育委員会では、これまで全国学力・学習状況調査の結果を踏まえて、本市の喫緊の課題として児童生徒の学力向上の問題を定例委員会で協議してまいりました。その中で、各学校での授業改善を進めるとともに、児童生徒の基本的な生活習慣の確立と家庭学習の定着を図ることが必要であるとの意見が出されたことを踏まえ、大阪府教育委員会と連携して授業改善研修の実施や調査結果概要説明会の開催、また、家庭での実践を11の目標にまとめた「家庭を学びの場に」の冊子をつくりまして、入学式で配布いたしました。さらには小学校での放課後しゅくだいひろば及び今年度から教育センターでの土曜しゅくだいひろばの実施など、さまざまな取り組みも行ってまいりました。

今年度の大阪府学力・学習状況調査の結果についても9月の教育委員会定例会で議論され、小学校と中学校の連携強化や授業改善の一層の推進が必要との意見が出され、結果公表後に毎年実施しております学力向上に係る各学校からのヒアリングでも、特にこの2点について詳しく聞き取りを行ったところでございます。このヒアリングは平成20年から実施しておりますが、平成21年からは学校長に加え、学力向上担当

の教員も出席しており、教育長ほか事務局職員が学校の学力向上の取り組みの成果や課題などについて聞き取っております。各校とも学力向上を学校の中心的な取り組みとして位置付けており、研究授業など授業改善の取り組みを進められております。一方で、組織的な研究や授業規律、保護者との連携に課題を感じている学校もあり、教育委員会が個別の学校に対していかに支援を行うかが重要であると考えております。

このように、学力向上についての課題認識は教育委員会も学校も一致しており、本市児童生徒の学力向上に向けて今後も全力で取り組んでまいります。

次に、就学前教育の実践の手引きの策定懇談会においてどのような意見が出ているかということ、また、機構改革に伴って、次世代育成部で取り組もうとしている生きる力とはどのようなものか、また、そのための現時点の課題と展望等についてお答えさせていただきます。

子どもたちにつけさせたい生きる力をはぐくむため、就学前教育実践の手引き策定懇談会で出された意見でございますが、これまで2度開催いたしました。この就学前教育実践の手引き策定懇談会は、学識経験者、公私立の幼稚園・保育所代表、小学校の代表、保護者代表、子育て支援団体の代表などにより構成されており、各委員からそれぞれの現場を踏まえた現状の課題からご意見をいただいております。その中で、「つなぐ」という言葉がキーワードとなっており、幼稚園と保育所、就学前と小学校、教職員と保護者、さらには子どもと保護者をいかにしてつなぐかが課題となっております。そして、作成する手引きがこのつながりを促進できるよう使えるものとなっていくことを目指して、今現在議論いたして

おります。

また、子どもたちの生きる力をはぐくむ基盤として、子どもたちにもつなげる力をはぐくむことの重要性が素案には盛り込まれており、本市が取り組む人間基礎教育との関連性を明確にすることが実践の進化において必要であるとのことご意見もいただいております。

次に、2点目の次世代育成部がはぐくみたい生きる力とはどのようなものか、そして、そのはぐくみのため、現時点の課題と展望についてお答え申し上げます。

生きる力とは、確かな学力、豊かな心、たくましく生きるための健康・体力を基盤とし、これからの社会に生きる子どもたちにはぐくみたい力でございます。現状は、さまざまな学力調査の結果や問題行動の発生状況等から大変厳しい状況にあると認識いたしております。

そのような中、今後、次世代育成部として取り組みたい点として五つの展開を考えております。

まず1点目は、児童・生徒の生きる態度のはぐくみでございます。人間基礎教育の実践とも大きく関連いたします。

2点目は、実践力のある教員の育成です。情熱や確かな力量のある教員の育成を目指します。

3点目は、授業力の再構築でございます。絶えず新しい課題に対応できるよう、教員の研修充実に努めてまいります。

4点目は、スクールリーダーの養成です。信頼関係に裏打ちされた機能的教職員集団づくりを進めてまいります。

5点目は、地域に根差す学校づくりに生かす学校評価でございます。地域社会における学校の役割をさらに明確にしていきたいと思っております。

学校を中心に取り組みましたが、これらの取り組みの必要性は保育所や幼稚園にも共通するものでございます。また、幼児・児童・生徒の生活は、学校、家庭、地域にまたがるものでございます。まさに教育も学校、家庭、地域で協働して行わなければ、子どもたちに生きる力をはぐくむことは困難でございます。

就学前教育、義務教育、PTAや青少年健全育成などを一体化した次世代育成部といたしましては、本市の子どもたちのために、本市総合計画の基本構想に目指す将来像として掲げられた「みんなが育むつながりのまち摂津」を実現するため、「つながり」をキーワードにした共同教育社会の実現を目指してまいりたいと考えております。

次に、大阪府の教育基本条例が施行されたときの対応ということでございますが、本条例案につきましては、先ほど申し上げましたように、学校現場の課題や実態からかけ離れた内容も含んでおり、現行法との整合性の問題等についても整理していく必要があるのではないかと考えております。なお、本基本条例につきましては、現在、大阪府議会で審議を継続されておられるところでございますので、教育委員会といたしましては、現時点では条例施行を仮定した見解をお示しすることは困難でございます。今後も引き続き大阪府の動向を注視しながら情報収集等に努めてまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 教育総務部長。

○登阪教育総務部長 通学路の件でお答えいたします。

通学路に対する要望は、多くは保護者や自治会から学校へ申し出られる場合が多いというふうと考えております。要望を出されました保護者や自治会からいたしますと、

学校へ要望しますと、当然市のほうへ情報が行って対応をされるというふうに考えておられるのは当然のことだというふうに思います。先ほど申しあげましたように、要望を聞きました校長が教育委員会のほうに報告を上げて、教育委員会が庁内の関係課や学校とも協議しながら対応策を決めるわけですが、決められました対応策、あるいは実際に対応ができない場合は、その理由も含めまして校長が保護者や自治会に返していくということが、要望を聞きました校長としてのやっぱりこれは責務であるというふうに考えております。

次に、今回の件が平成18年度に宣言されました子どもの安全安心都市宣言について十分意識していないのではないかというお問い合わせですが、決してそういったことはないというふうに思っておりますが、先ほど申しあげましたようなルールがきちんと校長の中に意識化されていない部分があったというのが原因だというふうに考えておりますが、今後、より宣言について意識するような形での取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

そして、ルール化の問題でございますが、今後、通学路の対応についての要領を作成いたしまして、校長会での徹底等を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、年度内のできるだけ早い時期にルール化をしてまいりたいというふうに考えております。

○嶋野浩一朗議長 生活環境部長。

○杉本生活環境部長 企業立地の奨励金制度の申請でございますが、制度制定初年度でもございまして、我々もどの程度のご利用をいただけるのか心配しておりましたが、一応年度内、今年中に4件の申請をいただけるということ、ちょっとほっとしてお

ります。

また、企業のほうからどういうご意見があったかということでございますが、「社内での投資を決定するに当たって、すべてではないが追い風として利用させていただいた」というようなうれしいご意見もいただいておりますので、今後、制度の認知度をより上げまして、より活用いただくことにより、市内産業の空洞化を防ぎ、雇用の拡大や地域の活性化につなげたいと考えております。

ベンチャー企業の支援についてでございますが、ベンチャー企業が成功いたしますれば、市内の雇用や地域活性、また納税に結びつくということでもございますので、積極的な支援が必要かと考えておりますが、その将来性や技術力に対する評価が難しいことや事業実績が少ないといったことから、融資等、資金調達面でも非常に難しいものがございます。しかし、大阪府の開業資金融資等の既存制度の活用を図ったり、信用力等、融資保証面での問題はございますが、ベンチャー企業への資金支援策として本市が行っております中小企業事業資金融資の活用ができないか等を研究いたしますとともに、大阪府金融支援課をはじめ、大阪府信用保証協会や市内金融機関などにも資金面での支援策を要望するなど、支援に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。（「議事進行」と三好義治議員呼ぶ）

○嶋野浩一朗議長 三好議員。

○三好義治議員 質問者は企業誘致条例に基づく制度に関して質問をしているんですが、また、答弁者については企業立地ということで、この条例については3月末で誘致条例が廃案になって立地条例に改正をされたというふうに認識しております。この点に

ついて、答弁者と質問者の条例についての解釈の違いがあると思いますので、調整をお願いしたいと思います。

○嶋野浩一朗議長 生活環境部長。

○杉本生活環境部長 企業立地について、我々としましては企業立地促進ということで統一をさせていただいておりますので、もちろん市外・市内等の誘致ということも十分意識をしているということでございますので、そういった意味でとらえさせていただきますので、ご理解いただけたらと思います。

○嶋野浩一朗議長 三好議員。

○三好義治議員 企業誘致条例そのものが現在どういうふうになっているのかということが問題でありまして、これは立地条例に改正がされているということを訴えているわけですね。この点についてご答弁の調整をお願いしたいと。

○嶋野浩一朗議長 この場で暫時休憩します。

(午前10時44分 休憩)

(午前10時45分 再開)

○嶋野浩一朗議長 再開します。

質問者から通告の訂正の依頼がございました。上村議員。

○上村高義議員 3回目ということで、まず最初に、私の2番目の質問の産業活性化策についてということで、企業誘致ということで質問しましたが、実際は企業立地等促進条例になっていますので、その文言修正を議長のほうでお願いいたします。

それでは、まず、1の(2)の通学路の安全対策についてお尋ねいたしますが、先ほど迅速とは年度内ということでございましたので、これは年度内とは来年の3月までにはつくるということでのご理解でいいですかね。

それと、子どもの安全安心都市宣言をされておったわけですが、18年から5年間が経過して、私が今回受けた印象としては、安全都市宣言は5年間たったと時限立法的に考えておられるのかなと感じたんですけれども、そうではなくて、これは宣言なので、未来永劫に続く話なので、やはりこの再徹底をもう一度してほしいという思いがありますので、ぜひ今後、あらゆる場でこのことを学校長はじめ教育委員会として子どもたちのために徹底してほしいということでございます。やはり安全が第一なんです。だから、安全に関することがあったらすぐ迅速に動くということが大事なので、それをないがしろにするということは学力向上もあり得ないんです。やっぱり安全が確保されて初めて勉強ができるところに行き着くわけですから、ぜひそのことを意識していただきたいというふうに要望しておきます。

それと、1の学力向上と次世代育成、そして大阪府の教育基本条例に関係して、3回目、質問させていただきましたけれども、今回の学力テストの結果というのは、私も非常に悔しい思いをしておるわけですが、やはり一番悔しい思いをしているのは学校の先生であり学校の校長、やっぱり現場が一番悔しい思いをしておるのではないかなと思っておるんですよ。そして、この結果は、やっぱり小学校6年間の勉強した結果があらわれておるし、中学生については義務教育9年間の結果がこういう形であらわれておるわけですが、私は、このテスト結果が公表されたということは、摂津市全体のイメージ低下にもつながるというふうに思っています。そういった意味で、私はこの点ということにもこだわるといことが必要ではないかなと思っています。や

やはり結果が点であらわれた。今、教育次長であります次世代育成部長のほうから答弁がありましたけども、教育長として、この点数にこだわるということについてどういう考えがあるのかということをお聞かせいただきたいと思っています。

それと、私は、この点数を上げるために、今までどおりだったら同じ結果が出ると思うんですけども、大阪府は何かを変えるために教育基本条例を制定しようとしておるわけですけども、摂津市はやっぱり違った形で何かを変えていかなければならないという思いがありますし、そういった意味では、この4月に次世代育成部がつくられ、そして、今、就学前の手引きをつくろうとしております。私もこの策定懇談会の議事録を読ませていただきましたけども、非常に現場の声が反映され、いろんな意見が出されております。やはりこの意見を結果に結びつけていくことが大事なので、そういった意味でも大いにこの取り組みについて期待をしております。現場のほうは、今、次世代育成部長のほうからこういう形でやりますという答えがあったわけですけども、教育委員であります教育長のほうから、教育委員会としてどういう取り組みをされるのか、最後にお聞かせいただきたいと思っています。現場はそういう形で頑張りますと言っていますので、教育委員会としても、教育委員が今このままでいいのか、教育委員会としてのあり方がこれでいいのかということをやはり一度反省して取り組んでもらわないと、摂津の教育のあり方というのも、結果的には子どもたちが自慢できるような点数が得られるようにしていただきたいと思っていますので、教育委員の人選のあり方とか教育委員会の運営のあり方に問題はなかったのかということをお聞かせ

最後に答弁をいただきたいと思っています。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 それでは、教育長。

○和島教育長 学力問題についての点数にこだわるという考え方について、教育長としての見解はというお問いであったと思いますけれども、私は、学力・学習状況調査、今、きょうのご質問の中で学力格差については経済力と関係があるんじゃないかというようなご指摘もいただきました。その相関についてもお示ししていただいたところでございますけれども、私は思っておりますのは、私たちの力だけでは解決できない今の経済状況とかいろんなものがあると思います。それ以外にも外的要因としては、つながり格差とか、先ほどの答弁の中で出ておりますけれども、私たちの力だけでは解決できないいろんな要素がこの学力にはかかわっているものだと考えております。

しかし、私たちは、摂津市の子どもたちの学力向上のために何をしなければならないのか常に考えているところでございまして、このことにつきましては、今も言いました定例の教育委員会会議、あるいは臨時の教育委員会会議の中でも議論を進めているところでもございます。

平成16年から摂津市の学力定着度調査が始まりました。そして、国の学力・学習状況調査、昨年までで4回が済みました。そして、今年は大阪府の学力・学習状況調査が行われましたけれども、それらの調査では、学力とともに子どもたちの日ごろの生活状況調査も併せて実施されています。そして、その結果分析から、本市の子どもたちが抱える課題については明らかになっています。今年度も学力向上の取り組みについて、各小中学校の校長先生、そして学力向上担当の教員との協議の場も持ちまし

た。その場では、各校からかなりきめの細かい結果分析と、そして、学力向上の何を取り組むのかというプランも、更新版も含めて示されたところでございます。

その場で私が常に校長先生あるいは担当の教職員の方に申しておりますのは、課題はもう既に明らかだよ、あなたの学校の課題は明らかなんだと。そして、その課題解決のために具体的に何をするのか。それはプランの中で示されているけれども、一番大事なのは、そのプランが実行されているかどうかだと思っています。できているかどうか、そのことを問うてまいりました。

私は、その課題解決のために、学校にあっては何よりも授業改善を進める必要があると思っています。そして、家庭にあっては、学力を下支えする基本的な生活習慣の確立と、そして家庭学習習慣の定着が極めて大事だと、そのように思っております。多くの学校では、授業を見ておりましたら、ここ数年で大きく変わってきています。基礎・基本の習得から、その得られた知識、技能を活用する力をはぐくむ問題解決型の授業が進められており、私も多くの学校でその授業を見させていただいております。スクール広場などを通じて教職員の育成に取り組んでまいりましたが、授業改善への意欲的な若手や中堅の教職員が育ってきていることを私は実感いたしております。

ご質問にあります、特に学力テストの点数を上げる対策はないのか。過去ものといえますか、過去に出題された問題をやらせてはどうかといった声も聞きます。私は、過去の問題を分析する必要はあると思っています。それは、今求められている力、子どもたちにどんな力をつけるのかということを知るためには、やはり過去の問題を分

析していかなければならない。それはテスト対策ではないんです。テストのための指導ではなく、学力そのものを向上させる指導、そのことに生かすために分析していかなければならないと私は考えています。

ここ数年で多くの学校で研究授業、公開授業が取り組まれていますが、まだまだ10小学校、5中学校の間では、その内容に差があります。子どもの力を伸ばし、その成果が出ている学校では、校長の強いリーダーシップのもとで、やはり教職員すべてが気持ちをそろえて組織的な取り組みが進められていると思っております。そして、そのような学校では、日々の、非常に多忙な毎日ですけれども、いろんな研究授業とかをやられていますけれども、そういう学校で働いている教職員に徒労感はありません。そのように思っています。みんな生き生きしていると思っております。一方、教育委員会では、課題解決のためにしゅくだいひろばや土曜しゅくだいひろば、家庭教育相談員とか、ご承知のようにスクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーとか、小学校1年生等の学級補助員とか学校読書活動推進サポーターとか学習サポーターとか、いろんな施策、これはみんな市単費で実施させていただいております。これは、摂津の子どもたちの学ぶ場、育ちの場を改善、充実していくための取り組みだと思っています。しかし、せっかくそういう施策を打っても、先ほど言いました教職員が気持ちをそろえた組織的な集団でなければ、学校でなければ、有機的に、より効果的にこれらの施策は生かされていないのではないかと考えております。

今後、10小学校、5中学校がみんな、今言いましたような校長先生のもとで気持ちをそろえた教職員集団、そういうことを

つくっていくことが、その学校をつくっていくことが、先ほど言われています学力、点数にこだわると言いましたけれども、点数を上げていく、それを下支えするものだと考えております。今後も家庭との連携を深めて、そして地域の皆さん方の協力も得ながら、さらにこの取り組みを進めてまいりたいと考えております。

それと、後に言われました教育委員会のありようについてでございますけれども、これにつきましても、今言いましたような学力問題、あるいはいじめ・不登校問題、毎月の定例会でその実態、データをお示ししながら、特にいじめ・不登校問題については、問題行動を示しながら、学校現場がどうあるべきなのかというご意見も承っております。私は、人選はもちろん市長が選ばれて、そして議会の承認を得て教育委員さんは選ばれるわけでございますけれども、今の教育委員さんはそれぞれの立場から意見を言っていただいて効果的に運用されていると思っております。ご承知のように、学校教職員代表の方、地域代表の方、この方も行政経験者でございますけれども、あるいは思春期の精神的な問題の専門家の方、そして保護者代表の方、それぞれの立場から摂津の子どもたちの教育を進めていくために必要なご意見を承っております。今後、一層この委員会が活発な議論の場となるように私も努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 上村議員の質問が終わりました。

次に、三宅議員。

(三宅秀明議員 登壇)

○三宅秀明議員 おはようございます。

本日は、平成23年、2011年12月

13日。あと20日ほどで今年も暮れようとしていますが、今年は激動という言葉では言い尽くせないほど、自然災害や政治経済の混乱など、さまざまな出来事が起こった1年でした。6月にも最近のものを列挙いたしました。自然災害の重立ったものを振り返りますと、世界的には、まず昨年未からオーストラリア北東部で大洪水が発生し、本市の姉妹都市でありますバンダバーグ市を有するクイーンズランド州などに甚大な被害をもたらしました。それ以降もブラジルの大洪水、インドの大寒波、ニュージーランドの大地震、アメリカ南部の竜巻、パキスタンの大洪水、タイの大洪水、トルコの大地震などがあげられます。タイの大洪水に関しましてはテレビ等で大きく報道され、また、さまざまな工業物資の影響が出ている現状を皆様ご承知のことと思います。

我が国に目を転じますと、年明け早々、山陰地方に豪雪があり、続けざまに霧島連山の新燃岳が噴火しました。そして、3月11日には東北地方太平洋沖地震が発生し、それに伴って起こった巨大津波と併せ、東日本大震災という未曾有の大災害をもたらしました。世界各国から物的・人的さまざまな支援が届けられ、世界のメディアがこのような非常時でも冷静さや思いやりを忘れない日本国民を称賛し、我が国全体を激励してくれたことを今でも強く覚えております。

しかし、その後も災害は続き、7月には新潟・福島豪雨が発生し、9月には台風12号、15号が続けざまに襲来しました。12号によって紀伊半島は観測史上最大級の豪雨に襲われ、深刻な被害を受けました。また、15号では愛知県に大きな被害が出ました。私は、8月末にたまたま奈良県の

野迫川村というところを訪れておりました、災害以降は支援も併せ、たびたび訪問しております。村長さんとお話をさせていただいたこともありますが、「我々は自然に優しくしてもらっていた」とおっしゃったのが非常に印象的です。

私は、6月の一般質問で淀川三大洪水について触れました。そのうちの昭和28年は9月の洪水発生でありましたが、同じ年の7月には、こちらの地方でも史上最悪の大水害が発生しており、水害の周期性が気になるところです。また、市町村合併につきましても、特に防災面におきまして、とらえておくべき課題が見つかったように思います。

以上、自然災害について列挙してまいりましたが、今年の世界の政治経済においても大きなうねりが渦巻いています。1月には我が国の国債が格下げされ、7月にはアメリカ国債のデフォルト危機やヨーロッパの債務危機が強まり、8月にはアメリカの国債が史上初の格下げをされました。最近では、ユーロ圏全域の国々の国債の一斉格下げの可能性もあるという報道があったと記憶しています。10月には若者を中心とする「ウォール街を占拠せよ」というデモが繰り返され、我が国を含む世界各国でも同様のデモが発生しました。チュニジア、エジプト、リビアでは政権打倒にもつながり、アラブの春と総称される中東諸国でのデモや債務危機が叫ばれているヨーロッパ各国のデモなども含め、若者が主体となっているという現状は、富の再配分を行うというこれまでの政治構造の機能不全が下地にあり、情報発信や連携の面において、SNSなどの新たなネットワーク手段が急速に発展していることが要因にあるものだと推測しています。

ここ大阪におきましても、11月に府知事と大阪市長のダブル選挙があり、結果は皆様ご承知のとおりであります。大阪市長選挙におきましては、前回と比べて投票率が約17%も上昇したことに注目しなければなりません。新しい連携と協調の結果がこの選挙の結果にあらわれていると私は思います。信用不安に代表される社会の閉塞感、それに対する世界的な政治の手詰まり感、そこに登場したSNSの発展。これらを踏まえ、民意は新しい時代に入る選択をしたのだと感じます。しかし、大目標はともかく、細かな点までも一方的に集約してしまうのは行き過ぎであろうとも思います。そうした観点を持ちながら質問本題に入ってまいります。

第1点目は、大阪都構想と本市の関係についてであります。

大阪都構想とくくりますと非常に広いものになってしまいますので、今回は、その政策集に記載されているものの中で、本市と直接的にかかわりが生じてくると思われるものについて取り上げてまいります。

第1項目めは、権限移譲についてとありますが、今回はいわゆる教員人事権に絞って質問をいたします。

橋下前府知事の時、教育改革の一環として、教員人事権の市町村への移譲が打ち出されました。これについては、豊能地区の3市2町が受け入れる方向で検討を進め、現在も進行中かと存じます。その他の自治体でもさまざまな動きがあるようでございますが、現在のところ、本市はどのような考えか、まずお伺いいたします。

第2項目めは、水道事業についてであります。

ダブル選挙においては、水道事業の府市統合が打ち出され、選挙後、橋下徹次期大

阪市長は、早くも水道事業の大阪広域水道企業団への参加の検討を指示したとの報道もありました。本市では、かつて企業団について説明会を開いていただいたこともありますように、情報収集などを念入りに行っているものと認識していますが、今後、このような課題に対処するに当たり、まず本市が大阪広域水道企業団に参加した経緯について確認させていただきたく思います。併せて、摂津市の水道事業における将来展望につきましてもお伺いいたします。

第3項目めは、消防行政についてであります。

今回の選挙におきましては、大阪消防庁という組織の大編成が政策集の中に入っております。各種法令などを考えますと、これの設立には、それらの改正をはじめとするさまざまな手続きが必要になってこようかと思いますが、それをともかくといたしましても、消防の広域連携の強化は重要であると考えます。そこで、これまで委員会などでも議論されておりますが、通信指令業務や応援などといった広域連携の現状について、まずお伺いいたします。また、大阪消防庁の比較対象として東京消防庁がたびたび引き合いに出されますが、この東京消防庁につきましても、どのような組織なのか、併せてお伺いいたします。

第2点目は、地域コミュニティについてであります。

今回の選挙におきましては、自治体再編という大きな枠組み変更の動きの中、地域コミュニティにつきましてもさまざまな議論が交わされました。感覚的にはスポーツ団体や文化団体、趣味の会やサークルなどもこれに含まれてくるのかなと思いますが、今回は恐らくだれもが一番に思い浮かべるであろう自治会について、どのような団体

としてとらえておられるのか、まずお伺いいたします。

第3点目は、教育行政についてであります。

現在、教育行政におきましては、摂津市立の機関でありましたら、さまざまに議論もあります就学前教育に関連するさまざまな対応や体育祭をはじめとする行事での交流などがあることを承知いたしております。ただ、市内には府立学校や私立の教育機関、また文化団体などもありまして、そちらとの連携についてはなかなか把握することが困難な面もございます。それぞれの施設利用などの実態等も併せまして、まずお伺いいたします。

1回目は以上です。

○嶋野浩一朗議長 それでは、答弁を求めます。教育次長。

(馬場教育次長 登壇)

○馬場教育次長 それでは、三宅議員の1の(1)大阪都構想に伴う任命権など、教職員の人事権移譲にかかわる本市の考え方について、ご質問にお答え申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第1項の規定に基づく条例による事務処理特例制度の活用により、市町村に権限移譲が可能であるとの見解を踏まえ、平成23年6月の府議会におきまして、教職員人事権移譲に関する特例条例が可決されました。これにより、平成24年4月に豊能地区3市2町の教職員人事権が移譲されることとなりました。

現在、豊能地区3市2町におきましては、プロジェクトチームを設置し、移譲にかかわる具体的な事務処理の整理等を進めている状況でございます。現状の府費負担教職員の人事権が大阪府から市町村等の地域に移譲された場合、地域に密着した人材を教

職員として採用でき、管理職の選考や配置も可能となることから、諸課題への効果的な対応が期待できると言えます。しかし、地域ごとの採用に対しまして十分に人材が集まるかどうか不透明で、小規模な市が採用に当たって不利になることや、過欠員が生じたときの対応、また、事務管理執行のための職員を大幅に増員しなければならない、財政負担の増大が予想されるなど多くのデメリットも予想されます。

本市としましては、豊能地区の動向を注視し、三島地区各市町と連携しながら、現状把握と課題などについて研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、3の(1)教育行政について、市内の府立学校や私立学校などの諸教育機関との連携やそれぞれの施設利用についてのご質問にお答え申し上げます。

府立学校は、市内の小中学校のように、年間を通してではございませんが、定期的に施設開放の日を設定しており、必要な手続きのもと市民も利用されております。先日、教育委員会が開催いたしましたキッズドリームスポーツチャレンジinせつつでは、摂津高校のグラウンド及び体育館を会場としてお借りいたしました。また、私立学校は、施設開放については設定されておりますが、学校主催の授業やイベントにおいて、市民がその教育施設を利用しております。それぞれの教育機関との連携につきましては、高校生による中学校での学習発表や幼稚園の園児との体育祭交流などは、それぞれの学校・園が直接連携を行っており、教育委員会では、今年度、摂津高校の初任者と市内小中学校の初任者の授業参観を伴った合同研修を開催しております。

以上でございます。

○嶋野浩一朗議長 水道部長。

(宮川水道部長 登壇)

○宮川水道部長 大阪都構想と本市との関係についての(2)水道事業についてのご質問にお答えいたします。

本市の水道事業は、前身であります三島町時代の昭和30年11月に事業着手し、昭和31年4月から給水を開始し、現在に至っております。

まず、大阪広域水道企業団の設立に係る経緯であります。平成18年に大阪府と大阪市が府市連携協議会を設置し、平成20年からは府市統合協議が進められました。その後、平成22年2月10日に、大阪府戦略本部会議で、企業団方式の検討において市町村と一体となって取り組むこと等を決定され、平成22年7月29日には、当時、大阪府営水を受水しております市町村の首長会議で、企業団の設置に関する協議の件を議案として、各市町村議会に上程することの合意がなされたものでございます。本市におきましても、平成22年9月議会におきましてご承認を賜り、平成23年4月1日からは、本市を含みます42市町村で構成される大阪広域水道企業団として水道事業を開始しているものでございます。

今回、二重行政解消と大阪都構想実現に向けて、大阪市が大阪広域水道企業団に参加することが考えられます。これまで水道事業におきましては、大阪広域水道企業団は、旧の府営水を受水しております42市町村に対しまして浄水を供給しておりますが、大阪市におきましては単独で市内への供給をしております。当初は大阪市を除く受水42市町村と大阪府におきまして企業団方式を立ち上げ、将来、大阪市とも連携を図っていく形で府域1水道を目指していくというものでございました。

府市統合実現に向かう本市の将来像と展

望についてでございますが、大阪府と大阪市の水道施設の統廃合や、大阪市加入によります新たな枠組みとなりますことから、まず、大阪市の企業団への参加につきましては、本市市議会におきましても、企業団を組織する市町村数の増加及びこれに伴う企業団規約の変更に関する協議の件を上程させていただき、その承認が必要になってまいります。その結果、府市統合した形での企業団全体としての広域的な水道事業整備計画や長期財政計画を練り直し、府下43市町村の水道料金の格差や緊急災害時の広域的な危機管理体制、さらには、それを支える企業としての経営のあり方などが検討事項としてあげられるものと考えております。

本市におきましては、料金体系や施設整備の面におきまして、どのようなスケールメリットがあるのか、また、安心・安全な水の安定供給を進めていく上でどのような課題が出てくるのか、現在のところ、具体的な内容がまだ見えておりません。それゆえ、今後の議論に期待してまいりたいと考えております。

いずれにしましても、本市を含みます大阪広域水道企業団と大阪市とが議論を重ね、さまざまな課題を乗り越えていくことで、将来、府域1水道を目指していくことになるものと考えております。

○嶋野浩一朗議長 消防長。

(北居消防長 登壇)

○北居消防長 質問番号1番の(3)消防行政についてお答えをいたします。

まず、消防の広域連携の現状であります。消防救急無線のデジタル化を見据えた通信指令業務の共同運用が現在急がれる課題であります。そのような状況下におきまして、北摂各市と事業費の低廉化等のメリ

ットについて、さまざまなパターンで協議・検討してまいりました。この課題については、早急に方向性を示すことが必要であり、検討した結果、現在のところ、吹田市と共同運用を実施するという方向性のもと、吹田市・摂津市指令業務共同運用連絡会を設置し、協議・検討を重ねているところでございます。

また、災害時の隣接応援につきましては、隣接各市と勉強会を実施しておりまして、指令業務のみならず、大規模災害対策や緊急消防援助隊の運用についても取り組んでいるところであります。

次に、東京消防庁についてであります。東京都は特別区の連合体として消防組織法第26条及び第27条に規定されております。これは、特別区が消防事務を行うために一つとなって、都知事が消防を管理し、そして、消防の責任を果たすものでありまして、地方自治法上の一部事務組合を組織しているものではございません。

現在、東京消防庁においては、消防総監を筆頭に、消防職員約1万8,000人、消防車両約1,900台、消防署81署、出張所208所という組織構成になっております。

なお、東京消防庁は、昭和23年の自治体消防発足以来、長い歴史を持ちながら現在の組織に至っているものであり、これを短期間で大阪消防庁として本市を含め大阪府下の消防本部が一つの組織にまとまることは、法律の改正や組織の大幅な整備等々、一定時間を要するものではないのかと推測しているところでございます。

○嶋野浩一朗議長 生活環境部長。

(杉本生活環境部長 登壇)

○杉本生活環境部長 地域コミュニティの観点から、自治会をどういう団体としてとら

えているのかというご質問にお答えをいたします。

地域コミュニティとは、地域の皆さんが日常生活の中で起こるさまざまな問題とともに解決し、よりよい社会をつくろうとする、地縁をもとにした組織や団体のことを指しているものかと思えます。

本市の場合、地域コミュニティとして自治会、校区連合自治会、地区福祉協議会等々、大小さまざまな組織が結成されておりますが、ご質問の自治会、また町会は、私たちの生活の中で最も身近な住民組織であると考えております。また、自治会の連合組織である校区地区連合自治会は、より広い範囲での地域コミュニティとして、安全で快適な地域社会を目指し、小学校区内等で発生した課題を単位自治会相互の連携と交流によって解決を図り、単位自治会とともに住民自治の重要な担い手となっております。

このように、自治会、校区連合自治会等は、住民みずから地域のさまざまな課題を解決する地域コミュニティの中核であり、さらに、住民一人ひとりを行政と結んでいただく役割も担っていただいておりますことから、本市としても今後も連携をより密にし、その活動を支援していくべき団体と考えております。

○嶋野浩一朗議長 三宅議員。

○三宅秀明議員 では、2回目に入っております。

教職員人事権といたしますか、教員人事権の移譲に関しまして、メリットとデメリットを示していただきました。その中で、小規模な市が採用に当たって不利になる云々という発言がございましたが、これは私も同感します。就職活動でもそうですが、企業や自治体のネームバリューといったもの

は、やはり影響が大きいと言わざるを得ません。最近では、就職内定率の低下が問題になっておりますけれども、その中には、求職者と企業のミスマッチという問題も厳然として存在しています。求人を出しても応募者がなかなか来ないという企業もあるというニュースを聞いたことがありますし、実際、私もお話を伺ったことがあります。これが大規模な企業等であれば、人事異動で対処することも十分可能であります。しかし、中小零細企業といった非常に少人数で運営しているようなところでありますと、それが経営継続の危機に直結することもあります。そうした観点からは、ご答弁にもありました過欠員の状況が気になるところであります。私もこの摂津市で小学校、中学校に通っておりましたので、鳥飼小学校に通っていた約25年前程度を目安として、最近までの現状の対応をお伺いしたいと思います。

次に、水道事業であります。

将来展望につきまして、現状の先行きは不透明ながら、料金体系や施設整備、安全・安心な水の安定供給などをあげられました。また、企業団としての課題につきましては、整備計画や長期の財政計画、また料金格差や緊急災害時の広域的な危機管理体制、そして、その根幹である経営のあり方などがあげられるということでございます。

緊急災害云々につきましては、インフラの損傷、さまざまな物質による水の汚染、それに伴う飲料水の不足などが考えられますが、3月11日の東日本大震災では、風評被害やそれに近いものも含めまして、そのすべてが広範囲にわたって発生しました。安全な水が安定的に供給されるということについて、我々は当たり前のよう

おりましたが、大震災直後にペットボトル入りの水が全国的に品薄になったことにより、実はそれがいかに重要なことであるのかが再認識されたと思います。こうした点を踏まえ、市民のライフラインとしての果たすべき水道の本来の使命とは何か、そして、今後その使命を果たしていくためにはどのようなことが必要とお考えなのか、お聞かせください。

次に、消防行政であります。

広域連携や応援体制の強化につきましては、連絡会や勉強会を設置し、各種課題に取り組まれているとのご答弁でありました。

また、東京消防庁につきましては、沿革や組織についてをご紹介いただきました。ほかの消防とは別の組織として法律に独立した条文で明記されているということをお聞きすると、これと同様の組織を設立するとなると、ご指摘にもありますが、さまざまな課題があり、時間が必要になってこようかと思えます。また、東京消防庁が、昭和23年の自治体消防発足以来のものであるということをお聞きすると、そこには長年培われてきた歴史があり、また、それは、現在、大阪府内の各消防本部でも同じように自治体消防であることを考慮しますと、同じように長年培われてきた各消防団との信頼関係も存在します。そうした点から、一気呵成の大再編は厳しいのではないかという感覚をお感じします。しかしながら、昨今の社会情勢から、消防の広域連携強化については急がれる重要な課題であるという側面もございます。現在の取り組みを踏まえ、今後の広域連携のあり方や方向性についてお伺いいたします。

続きましては、地域コミュニティについてであります。

自治会や町内会は最も身近な住民組織で

あるという内容でございました。また、校区連合自治会は、単位自治会相互の連携と交流を持って課題解決に取り組むということでもあります。これらは住民自治の重要な担い手であり、住民一人ひとりと行政とをつなぐ重要な役割を備えております。そして、それらを今後も支援していきたいというご答弁でありました。その方向性を支持するものであります。しかしながら、昨今は人の移動も広範囲にわたり、私の友人でも摂津市内での転居、他市への転出、あるいは他の都道府県への転出など、さまざまなケースが多々あります。また、それとは逆に、本市へも市外や他の都道府県など、さまざまなところから転入してこられる方がおられます。そうしたとき、それまで過ごしていた地域と新しい地域、あるいは近隣住民の間に価値観の相違が発生します。最近では、価値観の多様化が一層進み、場合によっては家族間でさえも強い不一致が起り、大きなトラブルに発展することもあります。こうした価値観の違いについてはどのようにとらえておられるか、お伺いいたします。

最後に、教育行政、各機関や団体との連携についてであります。

体育祭交流のほか、高校生による中学校での学習発表や、摂津高校の初任者と市内小中学校の初任者の授業参観を伴った合同研修を開催されているとのごことでございました。また、施設に関しましては、過日開催されましたキッズドリームスポーツチャレンジ in せつつの概要などについてご紹介をいただきました。このキッズドリームスポーツチャレンジ in せつつにつきましては、昨日の部長会でも報告されておりましたけれども、盛況であったというふうにお受けとめております。それについて非常に喜

ばしく思います。今回得られたさまざまな経験、また課題につままして、今後開催される同種のイベントにおいて、しっかりと活用していただきますよう、これは要望といたします。

また、既に我が国全体の大きな課題として人口減少が取り上げられております。今後もこの傾向が続くならば、各種機関や団体が単独で研修やイベントを行うのが困難になってくることも考えられます。こうしたイベント、研修について、1回1回で終わらせるのではなく、継続的に連携を図っていくべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上、2回目といたします。

○嶋野浩一朗議長 それでは、答弁を求めます。教育次長。

○馬場教育次長 それでは、1の(1)の2回目の質問でございますが、本市における教職員の過欠員の状況について、ご報告を申し上げます。

まず、過去25年の本市における教職員の過欠員の状況につきましては、昭和62年度から平成12年度までにつきましては、おおむね過員の状況が続いており、欠員の補充講師としましては、急な学級数増への対応など、毎年わずか数名の配置にとどまっておりました。この過員の状況につきましては、大阪府の早期退職優遇制度を周知し、早期退職希望者を募ることや、他地区への異動など、広域な対応により解消を図ってまいりました。その後、平成13年度から欠員数が増え始め、今年度まで約10年間は欠員補充として20名から38名の講師を配置してまいりました。また、欠員数は、平成17年度をピークにして平成20年度までは減少傾向にございましたが、21年度から再び増加傾向に転じておりま

す。府内の講師不足により、年度当初から欠員を補充できない状況も一部に発生いたしました。このような状況に対しまして、府教育委員会や府内の他の市町村の教育委員会に紹介を求めるなどして欠員が補充できるよう努めており、過員と同様、広域的な対応での解消を図っているところでございます。

次に、3の(1)の2回目の質問にお答え申し上げます。

教育機関や各種団体との今後の連携についてのご質問でございますが、ご指摘のとおり、連携を一つの行事単発の実施だけでは終わらせず、継続して展開することで取り組みの意義や効果が大きく、また深くなってまいります。今後は、市内において教育施設の効率的な利用や合同研修、人材交流など、市民協働という観点でも教育機関や各種団体との連携をさらに深め、深化させていきたいと思っております。

○嶋野浩一朗議長 水道部長。

○宮川水道部長 大阪都構想にかかわります2回目の水道事業に係りますご質問にお答えいたします。

水道事業の本来果たすべき使命、あるべき姿といたしましては、まず第一に、安全・安心で良質な水道水を安定供給することであると、こういうふうに認識しております。ご指摘をいただいております緊急災害時等におきます市民のライフラインとして、水道の本来果たすべき大切な役割につきましては、私どもは十分に認識をいたしているところでございます。本市では、浄水場、あるいは送水所、そして、送配水管の施設を常に安定した内容で維持していかなければなりません。平成23年3月31日現在でございますが、浄水場、送水所施設の耐震化率は約40%、送配水管にお

きましては約17%強となっております、それぞれ施設等の耐震化を図ってきたところでございます。今後におきましても、耐震化等の整備に向け、努力してまいりたいと考えております。

本市におきましては、緊急災害時に、近隣都市や大阪広域水道企業団との連携を含めた中で、本市水道部危機管理計画による対応をしてまいります。しかしながら、対応可能となります規模を超える場合、広域的な大災害が発生した場合には、先の大震災を教訓といたしまして、一市自治体だけの対応はしがたく、被災自治体として本市自体が広域的な応援体制を要請する場合も十分に想定しておかなければならないと考えておるところでございます。

広域化も含めまして、危機管理上、欠かすことのできないものは、送水・配水管の複線化や広域によりますバイパス化、さらには耐震化対策などがございます。また、広域にて共同調達のあり方を検討していくことで、安心・安全のための緊急時材料の共有化も将来的には進んでいくものと考えております。

水道事業は、本来、さまざまな経営努力を行いつつ、収支の健全性を維持していくことが大切であり、翌年度以降の将来的な施設投資等に必要となります財源を捻出していくことが喫緊の課題と考えております。そのようなことから、経営感覚を持ち、企業経営を考えていくことのできる人材育成も必要と考えております。今後は、経営努力と収支均衡を図る中で、市民の皆様の後々に影響を及ぼすことがないように、計画的かつ着実な水道事業を推し進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○嶋野浩一朗議長 消防長。

○北居消防長 それでは、2回目のご質問にお答えをいたします。

今後の消防における広域連携のあり方、そして展開であります。北ブロック7市3町の広域化の推進が停滞している現在、先ほども答弁いたしました。まずは期限が迫る消防救急無線のデジタル化を見据えた通信指令業務の共同運用を重点課題として取り組んでまいります。それと並行しまして、消防総務、予防、警備等、各部門において、北摂地区の消防本部や隣接する消防本部とあらゆる角度から新たな消防の広域化について連携を図りたいと考えております。

また、先日、12月9日ですが、大阪都構想における大阪消防庁創設の方針が新たに示されておりましたが、それにつきましても、今後の動向に注目しながら本市消防にとって最善の方向となるよう進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、社会情勢や取り巻く環境、それらがどのように変化しようとも、地域に密着して住民の安全・安心を守るといふ消防職員の責務は変わらないものと考えております。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 生活環境部長。

○杉本生活環境部長 地域には、かつては住民が地域のことを考え、地域の課題をみずから解決し、決定していく機能が備わっており、住みよい快適な地域をつくるために地域ごとのルールや仕組みも存在しておりました。現在は、都市化の進展や生活様式、個人の価値観の多様化などにより、人間関係をはじめ、地域住民の交流や連帯感、地域に対する親近感の希薄化が進み、地域に本来備わっている相互扶助の機能は低下しつつあります。その一方で、阪神淡路大震

災などの災害を契機に、地域住民の自立と連帯の必要性が再認識され、地域コミュニティの確立の必要性はより高まっております。

このような点を踏まえ、本市では、個々の価値観の違いを乗り越え、自分たちの地域を、自分たちの市をよりよくし、次世代へ引き継いでいくための理念として協働を掲げているところであり、今後も自治会などの地域コミュニティや市民の方々との協働を念頭にまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 三宅議員。

○三宅秀明議員 それでは、3回目に入ってまいります。

教職員の過欠員の状況について、その経緯をお示しいただきました。やはりといいますか、過員から欠員になり、その状況は一たんは減少傾向にあったけれども、また増加傾向に転じているということでございます。これは、国の方針といいますか、免許制度にも原因があるのではないかと思います。というのは、私も高校地歴と中学校の社会の免許を持っておりますけれども、その免許と、例えば数学等の免許の取り方では、非常にとらなければならない科目の違いが存在しておりました。そういったところもあり、かつ、数学的な免許を取られる方は企業の研究職につかれるケースも多いということもあります。そういった点から、人材確保について非常に難題であるということ、ここ大阪だけでなく近隣の奈良や和歌山の方からも伺ったことがあります。

先ほど、広域的な対応での解決、解消を図っているというお答えをいただきました。これにつきましては、やはり広域で当たるケースにおいても、その対象が欠員である

状況もあります。近畿に限らず、さらに広く人材の確保に取り組んでいかれますことと、併せて、これまでも議論されておりますように、摂津市の教育がよりよいものになりますことをまず要望としておきます。

次に、水道事業についてお答えをいただきました。

耐震化等につきましては、まだまだこれからしっかりと取り組んでいかなければならないという印象を受けます。そして、災害対応につきましても、本市が応援に行くケースのみならず、本市が応援を受けることになるというケースも想定しておかなければならないということでございます。そうしたさまざまな要因を考えますと、やはりご指摘がありました送水・配水管の複線化やバイパス化も重要な施策でありますし、人材育成も喫緊の課題であると思います。これらを今後の課題として取り組んでいくに当たっては、やはり先ほどもおっしゃいましたが、経営感覚、企業経営といった観点での摂津市水道としての方向性も重要になってまいります。水道は、一般会計とは違った企業という側面もありますので、その点は非常に難しい面もあろうかと思えます。福祉の側面もございます。しかし、そういった点ももちろん考慮しながら、先ほども申し上げました、本来有する使命の一つの点を重視しながら、今後の摂津市において水道事業が安定的に継続されていきますよう、鋭意努力を引き続きお願いいたします。

次に、消防行政についてであります。

広域連携への喫緊の課題、また、大阪消防庁に対する方針についてご答弁をいただきました。12月9日の方針についても触れていただきましたけれども、現在、大阪維新の会の方々が取り組んでおられること

は非常にスピードがあります。その発信される情報についてしっかりと受けとめ、また検討し、消防長もおっしゃいましたけれども、本市にとって何が重要であるのか、必要であるのかについて、しっかりと検討しながら、今後の消防行政が市民のまさに身近な安全・安心のものになるように努力をお願いいたします。

次に、地域住民の価値観についてであります。そうした地域に本来備わっている相互扶助の機能の低下についてご指摘をされました。しかしながら、阪神淡路大震災などを踏まえ、その見直しの必要性も高まっているとのお答えでもありました。今回、東日本大震災以降、「絆」という言葉がキーワードになっております。今年の世相をあらわす漢字としても「絆」というものが選ばれました。現在、本市では、協働という観点のまちづくりが進められております。そうした点につきまして、皆様が理解し、またご協力いただけるように、担当部局といたしましてもさらなる努力をお願いしたいと思います。

最後の項目でありますけれども、市内の教育機関や団体との連携につきまして、同じく市民協働という観点からさらに連携を深めていくというお答えをいただきました。私は、10月の下旬に融合フォーラムという研究会に参加してまいりました。そこで一つ重要なといいますか、参考になるなと思った考え方に、「自分のできることを肩ひじ張らずに取り組んでいく」ということがあります。さまざまな地域活動や団体活動に取り組んでいくに当たっては、一つには、やはり自分の時間を削ってでも参加しなければならないといった不安のような要素があげられます。今回の融合フォーラムにおきましては、そうではなくて、自分が

自然体として取り組んでいき、その結果として、この会としての活動をつくり上げていくという方向性が示されておりました。そして、そこに参加されている方々皆様が、そのようなリラックスした表情で話されていたことを覚えております。私は、現在、三宅柳田α共室でコーチもさせていただいております。ここでも、地域の皆様が自分の持っている知識や経験をそのままお子様にお伝えする、その1点で自分のあいた時間等を活用しながら努力されている姿を見かけております。しかしながら、中には自分の時間を削って取り組んでいらっしゃる方もおられます。そうした方々の現状もしっかりととらえていただき、このさまざまな取り組みがつながる、つなぐという観点で今後も有機的に発展していくよう、これは要望といたします。

今回、私は、もう皆様、お感じになったかと思えますけれども、連携・協調という点を重視した質問を行ってまいりました。特に市長におかれましては、この質問の1番の(1)、(2)、(3)につきまして、これまで総合計画等もつくる中で協働という理念を大事にしてこられました。そして、教育行政にしましても、水道事業にしましても、また消防行政にしましても、総合計画の中でさまざまな議論があった上で現在つくり上げてこられたものと私は認識しております。今回、大阪都構想に関連しまして、さまざまな意見が出ておりますけれども、それと総合計画、あるいは本市のさまざまな基本計画等が、もしかするとそぐわないケースが出てこようかと思えます。二重行政の解消という大阪都構想に反対する方々は恐らくいないかと思えます。しかし、その細かい点について、本当にその自治体にとって重要なのかどうかについては、

しっかりとその自治体で議論すべきであるとも私は思います。そうした点につきまして、市長からご意見を伺いたいと思います。

中世ヨーロッパの学者にニコロ・マキャベリという方がおられました。その方が著した『君主論』によりますと、「未来のことを予測するために過去の歴史を学ぶ必要がある」ということをございます。私は、よく質問の前段として、その当時起きていること、また起こったことについて触れております。それは、ひとえに、これからを予測するに当たって、現在起きていること、あるいはこれまで起こってきたことを参考にさせていただきたいからという思いからでございます。そうした点を踏まえていただきながら、市長の先ほど申し上げた点についてのお考えをお伺いいたして質問を終わります。

○嶋野浩一朗議長　そしたら、市長。

○森山市長　三宅議員の3回目の質問にお答えをいたします。ちょっとおさらいをしながらお答えをいたします。

大阪府といいますのは間接行政を受け持ちますね。で、我々の末端の衛星都市というんですか、各自治体は直接行政を受け持っておりますね。大阪市は間接行政と直接行政、両方を受け持っておると思うんですね。そういうことですから、今言われている大阪都構想は、間接行政しか受け持たないところと両方持っているところが一緒になるんですから、そんなに簡単な話ではないと思うんですけれども、一方の大阪市の財政力といいますか、マンパワー等々は、一方の42市町村を束ねる大阪府のそれと同等、いや、それ以上のものがあるかもわかりませんね。そういうことで、大阪市は、警察行政以外はすべて独自の判断で、はっきり言って何でもできると言ってもいいと

思いますね。

そういうことで、よく言われているのが、司令塔が二つあると言われてるのはそういうところなんですけれども、それぞれの判断が一緒であればいいんですけれども、まま違うことがあります。同じ府民でありながらサービスが受けられない。一方で、一つでええのに二つも三つもあるな等々、いろんな問題があります。これがまた二重行政の温床と言われておるゆえんだと思いますけれども、私もいろいろ府議時代から経験しておりますけれども、数字でいうと1足す1が2であればいいんですが、まま1.5みたいな面もなきにしもあらず。やっぱり大阪が一つになって、しっかりと前を向いていかないと東京に勝てないぞと、そういうこともよく言われてきたんですけれども、そんなことで、1足す1を2ではなく3にも5にもできないだろうかというのがこの大阪都構想の話だと思っております、釈迦に説法で申しわけないんですけれども、そういうことで、最近、テレビ、新聞が、にわかにかこの大阪都構想を毎日のように取り上げていると思います。

さっきも言いましたけれども、都構想は国の法改正が要りますから、そんな簡単な話ではないと思います。でも、こんなに取り上げられるというのは、やっぱり昨今の大都市制度のあり方、ここが非常に厳しく問われていると私は思います。そういうことで、大阪市に隣接いたしますこの摂津市もよそごとではないと私は思っています。もともとこの都構想は今に始まったことじゃなくて、もう大分前、十数年も前からこの議論は行われておりますし、私もこの議論に加わってきた一人でありますから、今後のこの都というあり方について、私は私なりにしっかりと発言をしていかないか

んなど、していきたいと思っています。

ところで、今、三宅議員のほうから、教育とか水道とか消防とか、いろいろお取り上げになりました。各論の部分について、おまえはどう思ってんのやということだと思ふんですけれども、まず、今、大阪市の中に区がありますね。この区をしっかりと再編して特別区というのをしっかりと確立された上で、その上で各大阪府下の市町村とのかかわり合い、これは当然出てくると思ふんですけれども、いずれにいたしましても、それぞれの自治体にはなりわい、先人がいろいろと一つ一つ積み重ねてこられた経緯があるわけでありまして。そこにしかない特徴があります。そういう意味では、そのことを十分踏まえて、そして、各自治体の意見とか等々をしっかりと真摯に耳を傾ける、そういう姿勢でないといかんと私は思ふます。

特に、摂津のまちはちいぢやなまちでありますけれども、私は、先ほど来、教育の話も出ておりましたけれども、私はトータルのいって、行政、議会、職員、市民の皆さん、まさに心をつにして、このまちをいいまちにしようという、今、非常に頑張っておるまちの一つでありますから、そう簡単にこの都政という大きなうねりに巻き込まれることはないと思ふますが、巻き込まれたら困るわけでありまして、市長としてしっかりと発言をしていきたいと思ふています。

以上でございます。

○嶋野浩一朗議長 三宅議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

(午前 11 時 58 分 休憩)

(午後 1 時 再開)

○嶋野浩一朗議長 再開します。

次に、野口議員。

(野口博議員 登壇)

○野口博議員 最初に、JR千里丘駅西口関連の問題で、一つは、交通混雑解消の取り組みの到達についてお尋ねします。

昨年6月に実施した西口側周辺の交通量調査をもとに、千里丘1丁目東交差点から進入する車、マイクロバス等が、整備されたガード周辺の道路を利用しないで、従来どおり駅前でUターンして帰っていく状態を改善できないかということで、この間、取り組んでこられたと思ふます。約1年たちますが、その後の成果と今後の課題についてお尋ねします。

二つ目は、エレベーターの早期設置に向けた取り組みの問題です。

9月に所管の委員会に工事着工がおくれる旨の報告がなされてから約3か月がたちました。この間、事業費の問題をはじめ、示された内容よりも早期に工事着工を目指し、JR西日本と鉄道運輸機構と本市の3者で協議を行ってきたと思ふますが、その取り組みについてお尋ねします。また、地元では大変な怒りの声が届いているところですが、正確な情報を地元住民に届けるべきだと思ふますが、地元での説明会開催の問題についてはどうお考えなのか、お尋ねします。

次に、高齢化が拡大するなかで投票所の改善方向についてお尋ねします。

この質問のきっかけは、第6投票所であった旧ふれあいルームが廃止後、今回、第9投票所だった三宅柳田小学校にいと簡単統合してしまったわけですが、民主主義の基本の一つである選挙しやすい環境づくりという課題からしても、こんな姿勢でいいのかという問題意識からであります。

まず、旧ふれあいルーム関連での投票所の統廃合を決定するに至る過程でどんな努力をなされてきたのか、お尋ねします。

もう一つは、今申し上げた基本の問題である投票しやすい環境づくりのために本市としてどういう努力を行ってきたのかという点であります。全体で26の投票区があります。いつも投票率が高いところの要因は、正雀駅前周辺など距離的にすぐ近くにあるというのが一番だと思います。その一方で、最も投票率が低い第26投票所は、第二中学校ですが、期日前投票が2番目に多い。また、今回統合された第6投票所の期日前投票が一番多かったという結果でもあります。ぜひきちんと分析され、ただ単に数を減らすということではなくて、より投票率が上がるための改善方向を打ち出すべきだと思いますが、どうでしょうか。

次に、大阪維新の会の政策や府と本市との関連で4点お尋ねします。

先ほど、知事選挙の結果を受けて、大阪都構想に関連する質問がされたわけですが、私のほうからは、この間の維新の会が出しているマニフェストに関連する点や本市の暮らしにかかわる問題で、府としての役割を果たすべきだということで、一つ目に国民健康保険にかかわってお聞きいたします。

昨年の通常国会における国民健康保険法改正の中に、都道府県による広域化支援方針策定が盛り込まれたのを受けて、大阪府は昨年9月に広域化と支援方針素案を策定し、10月に府市長会と町村会とともに国に対して広域化に必要な法改正の要望を行うなど、全国の中でも広域化の先進を切っているところです。これに対して、広域化となれば、市町村独自の繰り入れや減免制度が廃止となり、累積赤字の解消の問題と

併せ大変な負担が増える、市町村は何の権限もなくなり、その業務は加入受付と徴収業務だけとなり、住民の顔が見えない、命を守る仕事の放棄でしかないなどの怒りの声が上がっています。国保広域化の動きに関する状況と本市の対応についてお尋ねします。

二つ目に、乳幼児医療費助成制度を中学校卒業まで拡大する問題です。

東京都では、東京都が就学前まで助成することによって、全体で中学校卒業まで既の実現をされています。今回の質問の趣旨は、維新の会の大阪市に関する政策で、この問題を抱えています。子育て支援策の大きな柱でもあり、大阪全体として実現に向けて本市として動くべきだという思いであります。国へは制度をつくること、現在の2歳児までの助成対象年齢を東京都並みに就学前まで引き上げを強く求めていくべきだと思いますが、どうでしょうか。

三つ目に、中学校給食についてです。

我が党も以前から実現を求めてきた問題であります。昨年、大阪府が、今後5年間で実施することを前提として、上限1校当たり1億500万円を補助するとの制度がつくられ、本市もその対応が求められているところだと思います。そのため、本年度中に実施計画書を策定、提出することになっていますが、その費用の問題、やり方の問題など、市民も巻き込んで専門的議論をすることが大変重要であります。そのために、提示されている内容について、来年度以降も検討期間として認めること、もっと補助金を増やすべきであることなどを強く求めていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

四つ目に、学校施設の耐震化支援などについてお尋ねします。

今回の中期財政見通しでは、主要事業の中で、義務教育施設の耐震化工事に今後5年間に38億円必要だと示されています。しかし、その中で国の補助金は8億円余り、大阪府からはゼロであります。災害に強いまちづくりは市町村だけの問題ではありません。学校施設の耐震化促進は大きな柱であり、少なくとも大阪府は財政的支援を行うべきであります。これまでの取り組み状況についてお尋ねします。

最後に、大阪府下一番の財政力と市民の暮らしについてお尋ねします。

昨年度決算状況について、我が党は、知事選挙がありましたので、少し全国都道府県の中で暮らしや経済の水準について、大阪府の実態について述べました。完全失業率が6.9%で全国平均よりも1.5%高い、企業の倒産件数もこの3年間で15%増えました。非正規労働者は45%、国民健康保険料が高くて払えない世帯が35万世帯に達している点など、全国でも暮らしの水準が最低クラスであることに、摂津市民の暮らしの実態を重ね合わせて、住民の暮らしを守り支えるという自治体としての役割を果たされることを強調いたしました。そのためにも、2年連続府下一番の財政力をきちんと活用し、市民が暮らしの中で財政力が一番だということを実感できるようなレベルに推し進めていくことも一つの目標として意識することが重要ではないでしょうか。これまで、市民の暮らし最優先の財政運営との立場から、さまざまな指摘も行ってきました。

市長が市政を担当されて来年9月で丸8年となりますが、各近隣各市に比べて公共料金の高いまち、借金の多いまちとの見方は少し薄らいできていないと感じています。しかしながら、今後の不透明な政治状況も

相まって、景気回復の最大の問題、雇用と賃金が回復されそうもない状況では、市民の暮らしの実態、とりわけ15年前に比べて一人当たりの所得が67万円、二月分の収入が減っていることをきちんと受けとめた財政運営を行うべきであります。そのためにも、昨年度の決算における財政状況はもちろんのこと、暮らしの予算の割合、公共料金、安心・安全の面などなど、すべての分野で比較した指標を分析し、自治体間での行政水準の状況をはじめ、さまざまな指標、ランキングも参考に、今日の府下一番の財政力を実感できる方向に現状と方向性をきちんと見据えて行っていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

以上、1回目の質問を終わります。

○嶋野浩一朗議長 それでは、答弁を求めます。土木下水道部長。

(藤井土木下水道部長 登壇)

○藤井土木下水道部長 JR千里丘駅西口の交通混雑解消の取り組みの到達についてのご質問にお答えします。

千里丘駅西口の交通混雑解消の取り組みでございますが、千里丘1丁目東交差点から千里丘駅西口までの区間につきましては、平成22年度に市道千里丘19号線道路舗装補修工事を実施しました折に、幅4メートルの車道と歩行者が通行できる路側線を設け、既設の千里丘駅西口前に通じる歩道に連絡させ、歩行者と車両の分離を図っております。また、混雑の主な原因となっております送迎バスの西口への進入につきましては、送迎用のマイクロバスの各運行会社に対し、現状の説明を行い、千里丘1丁目東交差点から千里丘三島線側道への経路変更と、千里丘交差点から進入し、側道をUターンするように協力要請し、歩行者、自転車や対向車両の通行の安全確保など、

交通混雑解消への協力を求めているところ
でございますが、通勤時間帯のバスの運行
については運行ダイヤの関係で改善がで
きておりませんので、今後も経路の変更や通
行の安全対策についての協議を続けてまい
りたいと考えております。

しかしながら、現状道路は道路幅員が狭
く、その対策は制限されておりますので、
駅前で送迎バスなどが転回できないよう
な手法がとれないものか、現在、検討を進
めているところでございます。

将来は、都市計画道路岸部千里丘線から
の新たな交通の流入も予測されるところで
ございますし、千里丘19号線が摂津市交
通バリアフリー道路特定事業計画では、準
特定道路として指定されているため、高齢
者などが安心・安全に通行できるよう道路
を拡幅し、歩道を確保して交通バリアフ
リー道路特定事業計画に適合した道路への改
良が必要になると考えているところでござ
います。

○嶋野浩一朗議長 都市整備部長。

(小山都市整備部長 登壇)

○小山都市整備部長 JR千里丘駅西口のエレ
ベーター設置についてのご質問にお答え
いたします。

エレベーター設置の状況につきましては、
本年9月の建設常任委員協議会におきま
して、最終の設置箇所をJR西日本の敷地
内で橋上連絡通路北側の茨木方面に設置
していくことなど、ご説明をさせていただ
いたところでありました。その後の経過
につきましては、鉄道運輸機構に対しま
して、事業費の縮減のため、地域分断の
解消に資する事業として支援を求め、JR
西日本及び鉄道運輸機構と本市の3者
での協議を申し入れ、現在は3者合同
会議や現地立会を行い、早期に設置に
向けて協議を行っております。

3者の合同会議の中では、主に工事の着
手時期を左右する移転物件の引き継ぎ
時期について重点的に協議を進めてお
り、エレベーター設置に伴い、貨物線
移設に伴う移転物件が再度支障となら
ないように、計画変更するよう検討を
申し入れており、その結果を待ってい
る状況でございます。

そして、エレベーター設置の地元説明
会についてでございますが、現段階で
は詳細設計やエレベーター設置の着
手時期がまだ明確でない中で説明会
を開催することは困難と考えてお
ります。また、JR西日本に対し、地
元関係者の要請活動については、今
後の合同会議の状況によって要請活
動のご相談をさせていただくことも
考えております。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 高齢化が拡大するなか
で投票所の改善方向についてござい
ますが、まず、旧ふれあいルームが
統廃合に至ったが、どのような努力
を行ったかとのお問い合わせござい
ますが、同じ投票区内の公共施設
3か所への変更ができないか検討
いたしました。

市立第34集会所でございますが、
過去に投票所として使用いたしてお
りましたが、狭隘であるということ
の理由から旧ふれあいルームに
変更になっております。

次に、文化ホール展示室ござい
ますが、部屋の中央部分に直径1
メートルの柱が2本、天井から床
まで達しており、投票管理者
及び投票立会人から全体を見渡
することができず、死角がで
きますので、構造上、投票所
とするには問題があるという
状況でございます。

また、いきいきプラザござい
ますが、

1階に事務所以外の部屋がなく、選挙事務ができる場所はありません。

いずれも現地の確認をいたし、現状を把握した上で三宅柳田小学校への統合を行ったものでございます。

次に、投票率を上げる改善方策についてでございますが、高齢者社会を迎え、足の不自由なお年寄りなどがご家族等の自動車を用いて投票に来られた場合、市立集会所などには駐車スペースがほとんどなく、一時的に路上駐車をされることが懸念されます。平成18年6月からは、道路交通法の改正により駐車違反の取り締まりが強化されたことに伴い、駐車スペースを有する小中学校を中心とする公共施設に投票所を設置せざるを得ない方向にあります。

過去の投票率を見ましても、投票率の高い投票所は小中学校施設が上位を占めており、公民館、集会所が下位を占めております。また、今回の府知事選挙において、本市の有権者数6万6,604人に近い大阪市及び堺市の区並びに府内の市を比較しましたところ、大阪市及び堺市の投票所数は11から15か所、投票率は50.09%から62.46%と高い率となりました。逆に、貝塚市は30か所も投票所を設けておりますが、結果は44.87%、交野市については半数以上が学校施設であり、53.72%でありました。このことから、有権者は身近で駐車場、駐輪場のある小中学校施設の投票所へ向かいやすいと思われれます。

本市におきましては、これまでも対策をとってまいりましたが、引き続き各投票所における段差解消、滑りどめマットや照明など、また、駐輪場、駐車場の安全確保を図り、高齢者が投票しやすい投票所を目指してまいります。

続きまして、大阪府下一番の財政力と市民の暮らしについてですが、財政分析をするに当たっては、複数の財政指標を用いる必要があります。財政の基礎体力を示す指標として、地方交付税制度から派生する標準財政規模や財政力指数、財政の弾力性を示す指標として経常収支比率や実質公債費比率、財政の将来対応力を示す指標として地方債現在高や積立金現在高があります。

ご指摘のように、地方交付税制度の枠組みの中で判断いたしますと、財政力指数は府内都市で一番でございます。総合的な財政の健全性を分析する場合、財政の弾力性や将来対応力を加味しなければならないと考えております。そういう意味では、本市は近隣市に比較して地方債残高が多く、財政の弾力性や将来対応能力が上位にあるとは言えません。

このような財政状況のもと、市民の暮らしを守る施策を展開してまいりました。具体的に申し上げますと、平成22年度決算では、市の単独施策で行う扶助費は、決算額を市民一人当たり換算しますと、府内第2位にあります。国民健康保険特別会計繰出金は、北摂で第1位であります。今後、高齢者は増加の一途をたどり、扶助費は財政運営の大きな足かせになることが懸念されます。総合的に財政分析を行い、本市の財政状況と社会情勢に応じた制度改革を行っていかねばならないと考えております。

○嶋野浩一朗議長 保健福祉部長。

(福永保健福祉部長 登壇)

○福永保健福祉部長 大阪維新の会の政策と摂津市の関係についてのご質問のうち、国民健康保険の広域化についてお答えいたします。

大阪維新の会の知事選マニフェストでは、

府民サービスの抜本的改善として保険制度の広域化があげられており、国民健康保険の保険料は各市町村でばらばらであり、府民生活のセーフティネットであるこれら保険制度についての市町村間の格差をなくし、大阪府で統一された保険料体系を整備するとされております。

大阪府の広域化等支援方針の策定による影響についてでございますが、具体的には、府の広域化等支援方針の策定により、平成22年度から国の調整交付金の収納率による減額措置が回避されており、その総額は府内市町村全体で約50億円となっております。もし、大阪府の広域化等支援方針が策定されていなければ、本市では、平成22年度調整交付金決定額4億5,240万1,000円の9%に当たる4,071万6,090円が減額となるところでございました。

一方、保険料平準化のため、平成23年度から保険財政共同安定化事業拠出金の算定方法の変更が行われ、所得割が追加されており、府内市町村全体では増減はございませんが、本市の場合、拠出金が4,596万8,604円増加しております。本市に関していえば、調整交付金の減額措置の回避と共同事業拠出金の算定方法変更による拠出金の増額を差し引きしますと、広域化等による影響はほとんどございませんが、府内市町村全体では大きな効果がございましたので、今後、広域化はさらに進むものではないかと考えております。

なお、広域化の次の段階として、都道府県単位での国民健康保険の運営が検討されてございますが、都道府県単位での運営につきましては、公費の負担問題など、さまざまな問題があり、現在、国と地方の協議の場で協議されているところでございます

ので、その協議の状況を見守っていきたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 教育総務部長。

(登阪教育総務部長 登壇)

○登阪教育総務部長 乳幼児医療費助成制度についてのご質問にお答えいたします。

乳幼児医療費助成制度につきましては、現在、大阪府制度として、2歳までの通院と6歳までの入院等について所得制限を設けて実施されているところに、市単独で上乗せして、所得制限を設けず6歳までの通院と中学校卒業までの入院について助成しております。本制度は、全国的に都道府県単位での枠組みに、本市同様、市町村が上乗せする形で実施している自治体が多く、子育て支援の政策のもと、拡大の傾向にあるところです。結果的に居住する市町村によって内容が異なる地域間格差が広がっている現状があり、国制度としての創設、都道府県単位の制度拡充についての要望が多く出されております。

今回の大阪市長選挙における維新の会のマニフェストでは、大阪市における制度拡大が示されておりますが、大阪府制度の状況がどうなるかは明らかではありません。本市といたしましては、市単独でのさらなる上乗せについては、財源的にも厳しい状況がありますので、府と大阪市の推移を見守りながら、引き続き国と大阪府に要望することで、本市のさらなる負担を抑えつつ、制度拡充につなげることができればと考えております。

中学校給食についてのご質問にお答えいたします。

大阪府におきましては、平成23年度から平成27年度までの5か年の期間限定で、中学校給食導入促進事業補助制度を創設されました。この補助制度では、平成23年

度中にセンター方式、自校方式、小学校との親子方式やスクールランチ方式のうち、いずれかの方式により全中学校への給食導入のための実施計画書を策定し、提出することとなっております。しかし、給食実施後のことを考えますと、多額の経費を要することから十分な検討期間が必要でありますので、平成24年度以降も計画書の提出を可能とするよう、北摂市長会を通じて要望を行っております。

また、ランニングコストを補助の対象とすることや、学校給食と食育を推進するために栄養教諭の配置拡充、さらに、給食費に係る就学援助に伴う費用負担が大きく増えることとなるため、給食費に係る就学援助の補助について、大阪府独自の制度を創設するよう強く要望しております。

学校施設の耐震化支援についてのご質問にお答えいたします。

3月11日に発生いたしました東日本大震災後に、文部科学省は、平成27年度までに全公立学校の耐震化を完了させることを目標とすると発表しました。学校施設は、児童・生徒が1日の大半を過ごすだけでなく、地域住民の避難所としても大きな機能を果たすことから、学校施設の安全性の確保は極めて重要であります。教育委員会といたしましても、大阪府都市教育長協議会などを通じて、国の補助率の引き上げや補助対象枠の拡大を要望するとともに、一刻も早くすべての学校を耐震化することができるよう、大阪府独自の補助制度を講じるよう要望してまいりましたが、実現には至っておりません。今後も引き続き大阪府に対し、独自の補助制度創設に向け、強く要望してまいります。

○嶋野浩一朗議長 野口議員。

○野口博議員 それでは、2回目の質問に入

ります。

最初に、千里丘駅西口の問題ですが、交通混雑解消の取り組みでは一定の前進がありましたけれども、なかなか大変な状態は改善をされておられません。お話にありましたように、今後、吹操関連の開発での岸部千里丘線でどんどん流入をしてきます。3年後には、旧毎日放送跡地に1,600戸のマンションが建設完成予定であります。そうしますと状況が一変しますので、例えば、今考えている交通バリアフリー道路特定事業計画でいいますと、6年後によりややく整備が始まっていくという計画でありますけれども、これでは遅いかなという気がしますので、そういう状況を見ながらぜひ取り組んでいただきたいと思います。

そこで、二つお尋ねしますが、一つは、科学的に数字をきちんと受けとめて進めていくためには、昨年調査した内容をさらに近々に調査していただいて次のステップに進んでいただきたいと思いますので、その辺どうでしょうか。

もう一つは、すぐにできることという点で、具体的な問題でお尋ねしますが、吹田市の協力をもらい、マイクロバス利用マンション管理組合へ申し入れだとか、吹田市の自治会回覧ルートに協力の訴え文書を載つけよとか、また、駅前でマイカーの方々がUターンして帰っていきますので、マイカーの方々にUターン禁止をしてほしいという文書をお渡しするとか、そういう具体的な問題はできる範囲から進めていただきたいと思いますけれども、その点はどうでしょうか。

エレベーターの設置の問題については、取り組み状況は大変ご苦勞いただいていると思いますけれども、地元説明会については、はっきりした時点で説明会を行うのはどう

か、これが1点と、間もなく今年も終わろうとしておりますけれども、大体いつごろに最終的な中身がはっきりするのか、その辺の見通しについてお答えをいただきたいと思えます。

次に、投票所の問題であります。丁寧にご答弁いただいたわけでありませぬけれども、投票率が低いというのは今の政治が悪いわけで、これは、お互い認識は同じだと思えますけれども、ご答弁にあった過去の投票率が高いという点では、小中学校施設よりもより身近な公民館、集会所が大変高いという結果が出ていますので、これは改めて強調しておきます。

そこで、今回もいろいろ教えていただきながら研究しましたけれども、やっぱりより投票しやすい環境をつくっていくことに向けて、より身近に、より近距離という、こういう立場で全体26投票区を見直していただきたいと、これは一つ要望しておきます。

質問でありますけれども、旧ふれあいルームの関連で投票所を統合いたしました。地元説明の問題でもなかなかきちっとされていないという状況があります。自治会長さんにお聞きしたら説明を受けていませんという、そういう認識の説明だったと思うんですね。投票前に全戸で変更の説明チラシをお配りもしていただきましたけれども、例えば、今年から総合計画は協働という精神で進んでいくんだということを強調されましたけれども、こういう投票しやすい環境をつくっていくという点で、民主主義の根幹の一つであります。こういう問題について、改めてそういうやり方でいいのかというのが問われていると思っております。今回、統合によって、26全体で最も有権者が多い投票区になってしまいました。ぜひ

これから地元とちゃんと協議をなさって見直すべきだと思いますけれども、その辺どうでしょうか。

もう一つ要望しておきますが、今回の質問と趣旨が違いますので、そういう扱いにさせていただきますが、先日、自治会で旧ふれあいルームの跡地を活用させていただいて地元行事を行いました。改めて旧ふれあいルームの跡地の活用について、もう一度テーブルに着くべきだということもお願いしておきたいと思えます。

大阪府との関係で、四つの問題であります。

国保の問題については、国保の広域化をめぐる現在の動きの中で、財政的な現状はプラスマイナスとんとんだという説明がありました。ぜひ広域化に対して自治体として大事なことは、大阪府の力を借りて命を守る仕事を投げ出していくということじゃなくて、国に対して府と一緒に国民を守っていくんだという、その仕事を果たされるよう、そのために国民健康保険に対する補助金を増やすこと。もう一つ大事なことは、国保料に構造的な問題があることはお互いに承知していると思えますけれども、財政面でのプラスマイナスだけでなく、やっぱり市民の健康と命を守っていくんだという立場から常に行動していただきたいと思えますけれども、行政の姿勢についてお問いをしておきたいと思えます。

乳幼児医療費の問題であります。先日、我が党府会議員団が、東京都並みに大阪府が補助金を出した場合、約23億円かかるとはじき出しました。そこで一つお聞きしますが、大阪府が東京都並みに助成をし、本市が中学校卒業まで実施したとした場合、大阪府からの補助金、助成金や本市の負担額などは概算でどのくらいになるのか、こ

の際、お示しをいただきたいと思います。

中学校給食の問題と義務教育の耐震化については、引き続き強く大阪府に要請していただきたいし、給食問題については、本市がどういう方式をとるのかという点については、ぜひ時間をかけてゆっくり論議をしていただきたいということを申し上げておきます。

財政と市民の暮らしの問題であります。先日、昨年度決算状況についての府下のな比較資料や東洋経済が発行している都市データパックの資料についてはお渡ししておりますが、ぜひ分析を総務としてもやっていただきたいと思います。その資料も紹介しながら質問に入っていきたいと思いますが、昨年度決算ベースで北摂7市のクラスの水準を見ますと、ワースト1が1年前から三つに加えて一つ増えまして四つになりました。介護保険料、交通事故数、病院診療所の病床数に加えて上・下水道料金が改めてトップになりました。摂津市の水道会計の状況を見ますと、ずっと黒字でありますから、改めて新年度予算編成に向けては、このこともきちんと受けとめて一定の方向を検討していただくということも課題なのかと思っています。

民生費の全体予算に対する割合でありますけれども、摂津市は35.7%で、大阪府下平均に比べて4.5%低いと。金額的に見ますと約14億5,000万円少ないわけであります。こういう点もぜひ受けとめていただきたいと。

加えて、市民生活実態については、先ほども15年前に比べて所得が67万円下がっているという話もしました。併せて、税金を納めている方々の中で7割が200万円以下の所得であります。これは吹田市よりも10ポイント多いわけであります。こ

ういう生活実態もぜひ見ていただきたいと思います。

次に、渡している全国住みよさランキングの問題であります。資料を渡していますが、全国800区の市区に対する東洋経済が調査を毎年やっておりますが、昨年2010年版で見ますと、787自治体の中で摂津市は上位から111番目であります。大阪府の順位を見ますと、1番が大阪狭山市、箕面市、茨木市、四條畷市、吹田市、そして6番目に摂津市と池田市であります。近畿2府4県で見ますと、111自治体がありますけれども、上から20番目という大変高位であります。なかなか判断指標がいろんな見方もありますが、五つの指標で総合評価を行っています。一つは安心度、利便度、快適度、富裕度、住居水準充実度ということで、この資料もお渡ししておりますけれども、ぜひこうした数字もきちんと分析していただいて、住みやすいまちづくりを模索していただきたいというふうに思います。

そこで、少し関連してお尋ねしますけれども、市民的にどういう目標で摂津市が事を進めていくかということをおわかりやすく発信する意味で、きちんと目標を持っていたいただきたいと。来年度予算編成では災害に強い安心を実感できるまちという目標にしようと言われてはいますが、一つは、公共料金の低いまちを追求するという、二つ目には、平均年齢40.8歳であります。ですから、今進めようとしている就学援助金制度の縮小計画は当然やめて、子育て一番のまちを追求すること、3点目には、孤独死ゼロのまちを追求すること。マニアの中ではいろいろご意見がありますけれども、鉄道のまちなど、いろんな切り口で小規模自治体だからこそできるよさを発揮して取

り組んでいただきたいと思いますけども、その点いかがでしょうか。ご答弁を求めます。

以上で2回目を終わります。

○嶋野浩一朗議長 答弁を求めます。土木下水道部長。

○藤井土木下水道部長 JR千里丘駅西口の交通混雑解消の取り組みの到達についての2回目のご質問にお答えします。

これまで行ってきました取り組みへの検証でございますが、取り組み後の交通量調査としまして、来年の同時期におきまして再度交通量調査を実施し、検証を行ってまいりたいと考えております。

将来予測されます交通量の増加につきましては、現状道路での通行条件は厳しいものがございます。そこで、所轄の摂津警察とも慎重に安全対策を検討してまいりたいと考えております。

併せまして、吹田市のマンション管理組合などとも協議をし、通過自動車の交通安全への啓発活動につきましても十分に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 都市整備部長。

○小山都市整備部長 JR千里丘駅エレベーター設置について、2回目のご答弁をさせていただきます。

初めに、地元説明会についてでございますが、地元説明会につきましては、3者での合意に達した時点で工事協定などを締結してまいりたいと考えております。その締結ができた時点で地元とのご相談をさせていただき、説明会など開催時期を検討してまいりたいと考えております。

次に、問題解決の時期についてでございますが、現在、市からの計画変更を申し入れており、鉄道運輸機構で検討をしていた

だいております。その結果、移設の時期、移転物件の引き継ぎ時期が早くなれば設置のスケジュールが早くなるものであります。近日中に合同会議を開催しますので、その検討結果の回答をいただけるものと思っておりますが、どのような検討結果であっても、今後できるだけ早く早期に工事に着手できるよう協議を行い、努力してまいります。問題解決の時期については早期に解決していきたいと考えております。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 総務部長。

○有山総務部長 旧ふれあいルームの統廃合の際、地元協議、説明がなかったのではないかとということについてお答えいたします。

旧ふれあいルームの統廃合に際しまして、まず地元の自治会長さんにご説明に上がっております。一定ご理解をいただき、自治会長さんを通じて自治会役員の皆さんに周知をお願いいたし、広報紙、ホームページ、新聞折り込み、私どもでつくりましたチラシを配布いたしております。このようにして各自治会員の皆さんに配布をお願いしたところでございまして、香露園自治会、香和自治会ということで、有権者の皆様ということでこの部分を配布いただいております。

次に、今回の統廃合について周知不足ではなかったかというご質問でございますが、旧ふれあいルームがございました旧第6投票区及び統合いたしました旧第9投票区の前回の府知事選挙の投票率でございますが、旧第6投票区が42.94%、旧第9投票区が43.13%でございました。ご心配いただいたようでございますが、おかげさまで今回の統廃合後の新第6投票区の投票率でございますが、46.03%となっております。市全体の投票率、前回47.

00%が今回46.29%と下がる中で、前回の投票率より大きく伸びる結果となっております。

続きまして、財政でございますが、上・下水道の料金でございますが、摂津市の10立方メートルの上水の料金でございますが、1,129円で、大阪府の市町村平均が1,188円となっております。水道料金については平均を下回っている結果となっております。また、下水道料金でございますが、これにつきましては、本市が2,194.5円、府内市町村の平均が2,005円ということでございまして、190円余り高い状況となっております。このことは、私どもとしましては、人口急増等がございまして、毎年義務教育施設などをつくってまいりまして都市基盤の整備がおくれたということがございます。しかし、現在、本市における下水道の普及率は97.3%ということで、大阪府内の市町村平均83.6%から見ますと14ポイントほど上回っている状況でございます。料金につきましては、後発でございますので、当然その分、初期の投入した資金というものが変わってきます。そのことがありまして、使用料等、毎年一般会計からの繰り出しもしておるわけでございますが、一定ご理解をいただきたいというふうに思っております。

それから、民生費の予算に占める割合の話でございますが、本市が低いということでございますが、私どもの分析は少し違っております。民生費の構成比が高い大阪府内の他の市でございますが、中には連結決算をもって財政指標を出すということに変わっておりますので、国保会計の赤字を埋めるため民生費を多くして繰出金のかさを上げたということがございまして、民生

費の膨らんでいる市が多くなっている現状でございます。私どもは、先ほども申しましたように、民生費の構成比だけではなくて、民生費の使われ方ということをひとつ見ていただきたいと思います。

摂津市独自でやっております扶助費でございますが、市町村平均は、市民一人当たりでございますが、1万83円でございます。摂津市の場合は、本市におきまして1万7,232円ということで、約7割、大阪府内の平均に対しまして単独の扶助費を実施しているところでございます。

市民の構成比でございましたが、摂津市の場合、65歳以上の高齢化率というのは、なるほど14.9%ということで、大阪府内の中で一番低いわけでございますが、平均40.8という年齢が議員のほうからございましたが、若いまちであるがゆえに高齢化率の今後の増嵩に対して対応することが必要になると思いますので、今後とも健全な財政運営を継続的に行うために、財政の改革というものを踏まえて頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 保健福祉部長。

○福永保健福祉部長 市民の健康と命を守るための行政としての姿勢というお問いでございますが、本市では、平成18年度以降、保険料率の据え置きをしているところでございます。特に平成21年度からは、平成20年度の料率で凍結しているところでございます。この間に一人当たりの医療費は25.7%増加いたしました。府の特別調整交付金を交付していただけるよう、財政健全化の努力等を重ねてまいりました経過がございます。実際には、国民健康保険に係りましては高齢者や低所得者の加入割合が高いことなど、国民健康保険制度が抱

える構造的課題に対する抜本的な解決が必要だと考えております。このことを国のほうにも大阪府市長会等を通じまして、国のほうの低所得者への対応等々、抜本的解決策を策定していただくように要望を続けているところでございます。

以上でございます。

○嶋野浩一朗議長 教育総務部長。

○登阪教育総務部長 乳幼児医療費助成制度についての2回目のご質問にお答えします。

ご質問のように、通院について、現在、2歳までの大阪府制度を東京都と同様に就学前までに拡充された場合、市制度の拡充にどれだけの市負担が費用なのかということでございますが、厚生労働省の国民医療費統計をもとに、大変粗い数字ではございますが、推計をしております。現在、市制度は、通院分については就学前までとなっておりますが、これを中学校卒業までに拡充いたしますと、新たに7,600万円から8,900万円程度の負担増になると推計しております。もし、府制度が現行の2歳までから就学前までに拡充されると仮定しますと、22年度決算で見ますと、府補助金が約3,000万円の増額となることから、市制度を中学校卒業までに拡充いたしますと、差し引き4,600万円から5,900万円程度の負担増となると推計しております。

○嶋野浩一朗議長 すべて答弁は出そろったと思いますが。野口議員。

○野口博議員 3回目ではありますが、投票所の問題でありますけれども、地元はそういう受けとめを一応しているわけで、もうちょっと丁寧に説明をし、そうなった理由づけを行うべきだというふうに思います。

その一方で、やっぱり遠くなりましたので、26投票区の中で最も期日前が多かつ

たという結果につながっていますので、ぜひ見直しを検討していただきたいと思えます。

3回目、最後ですので、財政問題と暮らしの問題でご答弁がなくて、幾つかのまちづくり目標問題について、ちょっと市長のほうからご答弁いただければと思います。いろいろ国との関係でご苦労が多いかと思えますけれども、市民的にわかりやすい切り口で目標を設定して進めていくと、それを発信していくということが大事だと思いますけれども、市長はどう受けとめておられるのかをお尋ねし、質問を終わりたいと思います。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 市長。

○森山市長 3度目の質問にお答えをいたします。

いつも言っている話なんですけど、摂津市は15平方キロ弱ですかね。面積にいたしますと、全国787市のうち736番目だと思いますけれども、人口にいたしましても面積にいたしましても非常にちいぢな市域だと思います。その中に山も谷もない平坦なところ、市域の60%以上が準工地帯だと思いますね。一級河川、鉄軌道、そして幹線道路、これがずたずたになっている。言葉の表現はよくないかもわかりませんが、粗削りといいますか、ハードなまちの形態だと思います。

私は、よく言っているんですけど、北摂きっての産業都市でもありますよと。限られた財源で、そして限られたいろんな条件の中で、いかに住みよい、そして営みやすい、そして働きやすい、このまちづくりを目指すわけですから、これはなかなか簡単な話ではございませんけれども、今、いろいろ指摘をいただいたんですけども、

こっちを立ててこっちがだめになってもだめですし、こっちのええことを聞いて、こっちがしんどなったら、これもだめでございますので、それぞれがある程度満足していただくという最大公約数づくりに毎日明け暮れしているのが私の仕事でございます。

今、いろんな数字をお示しいただいたんですけれども、数字はいろんなとらえ方があるんですけど、これは、ある意味ではまた一つの指標でございますが、こっちの言うてはることもこっちも全部ベストにしたら、恐らく787番目の第1位になるかもわかりません。今、ご指摘のあった東洋経済、この資料で111位、787分の111番目、これが高いか低いかわからない、いろいろな見方がありますけれども、いろいろな議会でのご指摘等々を踏まえて、ベストではない、みんなベターな状態を何とかつくり上げているというか、つくろうとしているのが、ある意味ではこの111という数字ではないかと思っています。

今後のまちづくり、国保についても今いろんなことをおっしゃいましたけど、どう生かしていくんだということですが、また、きょう、いろんなご指摘いただいたこと、これを踏まえて、新たな最大公約数づくりにつなげていきたいなと思っています。

私が市長になって、大きな方針というのを三つ立てたと思いますね。しっかりとした財政力、これも必要であるということで、行政改革、お金づくり。そして、人が育たないとまちづくりにはつながらないということで、私は人間基礎教育、人づくりも掲げました。もう一つは、夢のないところに人は住まないということで夢づくりと。この三つの大きな柱でございますけれども、お金は何ぼあったって人が育たなかったらだめですし、夢づくりといたって、これ

も人が、どれが欠けてもあかんわけですけども、そういった目標を立てて一つ一つ目標に向かって今進んでいるところでございますが、できるだけみんながベストに近付けるようにしっかりと取り組んでいかないかんなどと思っております。

以上でございます。

○嶋野浩一郎議長 野口議員の質問が終わりました。

次に、柴田議員。

(柴田繁勝議員 登壇)

○柴田繁勝議員 それでは、順位に従いまして質問をいたします。

交通関係についてであります。まず1点目といたしまして、自転車の安全対策についてお尋ねをいたします。

一般の方々、自転車が軽車両であるという認識が少ないと思われるのです。以前からも老人会などを対象に、自転車のあり方、通行について指導・啓発を行っておられると聞いておりますが、市民の方々にその認識を高めてもらうための周知・案内はどのように行っておられるのかお聞かせください。

また、先日、警察庁は、10月25日に、これまで自転車の通行が許されていた一部の歩道のうち、幅3メートル未満の歩道は許可しない方向で見直すことを決め、全国の警察本部に通達いたしましたと新聞歩道にも取り上げられていました。本市や大阪府の道路整備担当局で歩道などの整備を鋭意実施されておりますが、まだまだ摂津市内の道路で幅員3メートル以上の歩道は少ないと思います。そこで、この通達どおりだと、幅員3メートル未満の歩道については、自転車は通行できなくなるのではないのでしょうかという声を耳にいたします。警察庁の通達であります。その趣旨と内容

について、市の考え方を聞かせていただきたいと思います。

次に、2点目ですが、市内循環バスの運行及び公共施設巡回バスの運行の今日までの利用状況についてであります。

近鉄バスが路線バスとして運行している市内循環バスは、たしか昭和46年ごろからだと思っておりますが、市の補助金での運行を始められたと認識しております。現在では年間1,000万円の補助金の交付を受けて運行されています。一方、阪急バスに委託運行されている公共巡回バスについては、市政施行40周年を迎えた平成18年の11月から試行運行を行って、本格的運行を実施され、現在は年間1,300万円の委託料で運行され、双方のバスともに市民の足として利用されていますが、今日までの利用状況の推移をお聞かせいただきたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○嶋野浩一朗議長 答弁を求めます。土木下水道部長。

(藤井土木下水道部長 登壇)

○藤井土木下水道部長 交通関係についての自転車の安全対策についてのご質問にお答えいたします。

自転車のあり方、通行について、市民にPRするための周知・案内についてでございますが、平成20年6月より道路交通法の一部が改正され、自転車の車道通行を明確化された際に、広報せつにつに、新しい道路交通法がスタートし、自転車の車道通行が明確化されることをお知らせするとともに、道路標識で指定されているとき、運転者が13歳未満の児童及び幼児、70歳以上の方、身体障害者であるとき、車道または交通の状況から見てやむを得ないときは歩道通行が可能であることと、児童・幼児

の乗車用ヘルメット着用の努力義務を掲載させていただいております。また、春と秋の交通安全運動をはじめ、夏と年末の交通事故防止運動や放置自転車クリーンキャンペーンで「自転車などの二輪車に関するお約束」の表題で広報せつにつに掲載し、啓発・周知・案内を行っております。

高齢者の交通安全教室につきましては、毎年春に実施しております。昨年は可搬式自転車シミュレーター装置と申しまして、実際の自転車を模した装置をこぎながら、シミュレーター画面に映し出される映像の状況に即したハンドル、ブレーキ操作を行い、正しい交通マナーを身につけていただく装置を使った交通安全教室を開催しております。また、この装置が安全教育、安全講習に有効であることから、摂津交通安全自動車協会がこの装置を導入され、摂津警察署、摂津交通安全自動車協会などとの協働により、自転車利用者に対する安全教育・安全講習に活用しております。

警察庁におきまして、平成23年10月25日に「良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進について」を発出されております。自転車は、幼児から高齢者まで幅広い層に利用され、通勤手段としても注目を集めており、利用の進展が見込まれる状況にあります。その一方で、自転車関連事故の割合は増加傾向にあり、その交通ルール、マナー違反に対する批判の声は後を絶たず、通行環境の整備も不十分な状況であります。こうした状況を踏まえ、今後、自転車に関する総合対策を講ずるため、自転車は車両であるという考え方を、交通社会を構成するすべての方に理解していただき、自動車運転者、自転車利用者、歩行者の3者の安全を確保していこうということを考えられ、新たな通達を発出され

たものであります。

今回の通達では、普通自転車歩道通行可の交通規制の実施場所の見直しを行うとされていますが、幅3メートル未満の歩道については自転車は通行できなくなるのかとのご質問でございますが、車道の交通量が多く自転車が通行すると危険な場合や歩行者の通行量が少ないような場合などについて、危険行為がなく徐行運転である自転車は歩道を通行することが可能であると伺っております。

次に、市内循環バスの運行及び公共施設巡回バスの運行の今日までの利用状況についてのご質問にお答えします。

利用状況の推移についてでございますが、市内循環バスにつきましては、平成18年11月から現在の南北ルートに変更いたしております。年度ベースの推移でございますが、平成19年度の乗車数は南北ルートを合わせまして1万1,496人、平成20年度1万1,058人、平成21年度1万878人、平成22年度1万205人と減少傾向でございます。

次に、公共施設巡回バスにおきましても、同じく平成18年11月から運行を行っております。乗車数につきましては、平成19年度1万1,146人、平成20年度1万4,743人、平成21年度1万6,359人、平成22年度1万7,226人と、こちらにつきましては年々増加傾向となっております。

○嶋野浩一朗議長 柴田議員。

○柴田繁勝議員 ご答弁ありがとうございます。

それじゃ、2回目の質問をさせていただきます。

自転車の安全対策ですけれども、近年、自転車の事故が増加しております。高額の

損害賠償を求め請求される事案もあると聞いています。自動車事故に備えるような強制加入の自賠責保険のようなものはなく、任意加入の保険はあくまでも個人の責任であるとは思いますが、紹介や加入啓発などは行っておられるのか、この辺も聞いておきたいと思えます。

次に、バスの件ですけれども、先日、別府地域の市民の方から、市内循環バスを利用して阪急摂津市駅やJR千里丘駅へ行こうとしても便が悪くて不便だとの要望が寄せられております。そこで、現在の循環バスは、市役所を起点に北ルートと南ルートの運行をされておりますが、阪急摂津市駅やJR千里丘駅を起点とするような便に変更できないものか、また、鳥飼方面を走っている施設巡回バスと同様のバスを別府や正雀や千里丘方面を走るルートで実施できないものかなどを含めて、今までにも同僚議員からも市民の足となるバスの見直しに関する質問がありましたが、現時点での見直し内容について改めてお聞きをしたいと思います。

2回目です。

○嶋野浩一朗議長 土木下水道部長。

○藤井土木下水道部長 交通関係の自転車の安全対策についての2回目のご質問にお答えいたします。

近年、自転車事故が多いことを受け、本年11月には自転車マナーアップ強化月間としまして、「自転車に乗るときはルールを守ろう、ヘルメットをかぶろう、放置自転車はやめよう」を合言葉に、自転車の安全利用の推進啓発のチラシや、「自転車を安全に乗るために」と題して、市道路交通課のホームページ上で自転車の定期的な点検を推奨し、自転車安全整備店で任意で、有料ではございますが、点検整備を受け、

それを証明するTSマークを自転車に貼ってもらうと、点検日から1年間有効な傷害保険、賠償責任保険がつくことをお知らせしております。

次に、市内循環バスの運行及び公共施設巡回バスの運行についてのご質問にお答えいたします。

現在、市内循環バスは、摂津市役所玄関前を起終点としまして、阪急摂津市駅、JR千里丘駅、千里丘東、別府などを經由いたします北ルートと、温水プール前、別府、ダイキン前、江口橋などを經由する南ルートの2ルートで運行を行っております。別府地域から阪急摂津市駅、JR千里丘駅へのご利用の場合には、別府バス停より南ルートで摂津市役所玄関前にお乗りいただき、北ルートに乗り継いでいただくことにより可能となっております。しかしながら、別府バス停は南北両ルートが停車いたしますので、北ルートで摂津市役所玄関前にお乗りいただいた場合、次は南ルートでの発車となることから乗り継ぎに時間を要しますことや、自治連合会代表の方々との懇談会や、本年7月、8月にかけて実施しました自治会員さんへのアンケート調査の集計結果の要望からも、利用者のニーズは市役所へ行くよりも阪急摂津市駅やJR千里丘駅へのニーズのほうが多いと考えておまして、現在、運行ルートにつきまして近鉄バス株式会社とも協議・調整を行っております。

また、公共施設巡回バスと同様のバスを別府や正雀及び千里丘方面へ運行させることはできないか、現時点での見直し内容についてとのお問いでございますが、主に鳥飼地区を運行しております公共施設巡回バスが無料であることから、鳥飼地区以外にも同様のバスを運行することはできないの

かのご意見も多くいただいております。ご承知のように、別府、正雀といった地区は、近鉄バスにより運行しております市内循環バスの路線バスルートの周辺でありますことから、この地域に市民の足の確保、利便性の向上のため公共施設巡回バスを運行することとした場合、民間バス事業者が運行いたします既存バス路線の減便または撤退を誘発することにもなりかねず、結果としまして市民の足の確保に結びつかないことにもなりますことから路線競合が問題となっております。千里丘方面につきましても、千里丘ガードの慢性的な渋滞は解消傾向にあるものの、別府や正雀地域とともに網羅することは、時間的な問題もあり、市民の利便性からも必要な便数の確保が困難となっております。補助運行バス事業者であります近鉄バス株式会社とも、より利便性の高い運行ルートの確保と、路線競合の問題をどのように解決するのか、また、公平性の問題解消に向けまして協議・検討を行いながら、市民のニーズ、バス事業者の運営、財政なども勘案し、本市の実情に即したバス路線についての素案をできるだけ早い時期にお示しできるよう努めてまいります。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 柴田議員。

○柴田繁勝議員 ご答弁ありがとうございます。

ちょっと体調があんまりよいないので、申しわけございません。

今回は、自転車の問題と路線バスの問題を少しお尋ねしたんですけど、自転車につきましては、最近、自転車の事故が多い、そしてまた自転車が軽車両であるということから、もし歩道を本当に優先して通っていいのか悪いのか、これが、事故が

起こったときの問題点ということで、非常に大変なことになると。それはやっぱり自転車に乗られる方にも周知徹底しておかないと、自動車であれば強制賠償だとか任意保険に入っておられますけれども、自転車の場合はそういう保険にまだ慣れていないというのか、入っておられないと思うんですよね。そうなったときに、やはりこれは大きな問題になる。しかし、自転車だからといって大きな事故につながるとも限りませんから、その辺で取り上げさせていただいて、3回目は要望にしたいと思っています。

それから、循環バスのことですけれども、先般、安威川から以南の方が、せっかく摂津の駅ができたのに直行バスがあらへんやんかと、何でやねんと、不便やと、こういうような声もありまして、何とかやはり直行バスを。大体バスというようなものは、駅を起点にして走らせてもろたら一番ええのと違うんかいなと、こういうことです。バスにつきましては、私もちょうど議員になった48年ごろに庄屋公園のところまでバスが来ておって、そこで待機しておったんですけれども、そこが大変交通事情が悪いのと、危険だということで千里丘まで延ばしてもろて最終的に循環バスになったという経緯で、長い歴史があるわけですから、そういうことも含めて、このバスという問題を考えていただきたいということで取り上げさせていただきました。

それから、巡回バスですね。これは時間を見ますと1日何便か出ていますし、大体月曜日から金曜日までで祝日と土日は休みですね。そうすると、このあいている時間を、何とか周辺を回る今度は終日バスというようなものを上手に使うことはできないのかなと、そういうことも考えたりしてい

るわけでありまして。そこで、いろいろと行政のほうも大変なことでしょうけれども、先ほどご答弁いただきましたように、これからの足が、摂津市駅もでき、千里丘もああして今後よくなっていきますから、そこを起点にするというのか、発進基地として摂津市内の中をできるだけ多くの人に回っていただける、また一つは、名所旧跡なども指定されて、その循環バスをつくっていただくとか、先ほども市長がおっしゃっていただきましたけど、夢のある摂津市ということで、そういうものにこういうバスが寄与されたいなと。

ただ、ここでよく出てくるのは、循環バスはお金が要るけれども、巡回バスは無料やと、何でやねんというような話を聞きます。市民の側からすると、先ほどのデータを見てみますと、やっぱり巡回バスのほうがだんだんと利用者が上がってきて、当初は1万ちょっとだったのが今1万7,000人ぐらいになっていますね。ただがいいとは言いませんけれども、できるだけ多くの市民の人が使ってもらえるようなバスをひとつ市のほうでも考えていただきたいと、そういうふうに思いまして今回ちょっと取り上げさせていただきました。十分、私が今言おうとしたことが言えているのかどうか、ちょっと物足りないんですけど、ひとつ十分なお答弁をいただいておりますので、また、きょうはたくさんの人にも聞いていただいておりますので、そうしたことも含めて、市民の足である循環バス、巡回バスをもっと有効に使っていただけるように、そしてまた、安威川以南の方にも、市で乗り継いで行くんじゃないかと、一遍に最寄りの駅まで行けるようなバスの巡回コース、そういうのもつくっていただきたいということをお願いして私の質問を終わ

ます。よろしく申し上げます。

○嶋野浩一朗議長 柴田議員の質問が終わりました。

次に、安藤議員。

(安藤薫議員 登壇)

○安藤薫議員 それでは、一般質問をさせていただきます。

最初に、学校など公共施設の維持管理と安全対策について質問をいたします。

今年5月に、市民図書館の外壁、まぐさ部分が落下しました。そして、11月にも別府小学校3階のひさしモルタル部分が落下するという事故が発生しました。幸いにも負傷者が出ませんでした。公共施設の相次ぐ崩落事故に、施設管理やメンテナンスはこれまで適切に行われてきたのか、ほかの公共施設、学校施設は大丈夫なのか、こんな不安が大きく広がっています。5月の図書館の事故後、危険箇所の把握調査や安全対策を求めてまいりましたが、現状の危険箇所の把握の状況、その対策について具体的にお答えください。

また、この間、日常的な公共施設の維持管理について、危険チェックと点検・修理、計画的な大規模改修など、施設の延命化及び安全確保のために専門部署による一元管理が必要ではないかと質問してきました。先の9月議会では、現状の部署の体制では困難であるため、施設管理マニュアルやチェック表でまず施設管理者が管理をし、建築課など専門的なアドバイスを行う体制をとっていくとのご答弁をいただいています。具体的な連携の体制についてお聞かせください。

それから、公共施設の耐震化についてでございます。

現在、公共施設の中で耐震化が進んでいない、耐震化がされていない施設は3割以

上も残されています。義務教育施設の耐震化については、先般、中期財政見通しで示されましたが、防災拠点や避難場所など多くの公共施設、耐震診断がまだ進んでいない施設もたくさんあります。今後の耐震化をどのように進めていくのかについてお答えください。

次に、脱原発・自然エネルギーの本格的導入に対する市の認識と取り組みについて質問をいたします。

あの大震災、原発事故から9か月が経過しました。福島県の復興には原発災害という特別な困難さがある、今なお避難者は15万人を超え、5万8,000人は、そのふるさとである福島県を離れて避難されています。その存続自体が危ぶまれる自治体もあるなど、原発事故はほかの事故にない「異質の危険」があるということがはっきりいたしました。

この原発事故を受けて、日本はもとより世界各地で原発に対する認識が大きく変わってきています。ドイツのメルケル首相は、6月9日の連邦議会の演説で、「原子力の危険は確実には制御できないという事実を我々は福島の事態から認めざるを得ない。過酷事故は現に起こるのであり、ひとたび起これば、その結果は空間的にも時間的にも極めて深刻かつ広範囲であり、他のすべてのエネルギー源が持つ危険をはるかに上回ることになる」、また、「福島は原子力に対する私の見解を変えた」と語りました。ドイツは、その後、原発の廃止期限を先送りする予定だったものを、2022年までに全廃する方針を決定いたしました。原発から撤退し、自然エネルギーの本格的導入を求める立場で質問をいたします。

この原発が持つ「異質の危険」に対する認識を、市民の命と地域社会を守るべき自

治体としてどのようにお持ちなのか、同時に、この万一の事故に際して、正確な情報を迅速に市民に提供するための放射能測定や給食など食料の安全対策をどのように考えておられるのか、お答えください。

次に、このような原発の危険性と、福井県に世界最大規模の原発群を抱えているこの摂津市で、市民と地域社会に責任を持つ地方自治体が、脱原発の姿勢を明確にし、政府に原発依存のエネルギー政策から撤退し、原発ゼロの日本を目指す決断を本気で求めていくことが私は重要だと思います。脱原発に対する見解を市長に聞きたいと思えます。

続いて、原発からの撤退や地球温暖化の抑止に向けて、自然エネルギーの普及は欠かせません。摂津市として多くの自治体で実施している住宅や工場などへの太陽光発電設置に対する補助制度を導入するとともに、公共施設への積極的な設置を求めたいと思えますが、その見解をお伺いいたします。

1 回目は以上です。

○嶋野浩一朗議長 答弁を求めます。都市整備部長。

(小山都市整備部長 登壇)

○小山都市整備部長 学校など公共施設の維持管理と安全対策の(1)公共施設の危険箇所把握と現状認識についてのご質問にお答えいたします。

去る11月26日におきまして、最も安全な環境を維持すべき施設である教育施設の外壁剥離によるモルタル落下が発生し、緊急避難的な措置として立ち入り禁止とする対応をとる状況になりました。直ちに教育施設である小学校10校、中学校5校、そして幼稚園、保育所5園について、各施設管理者による目視による剥離の危険性の

ある箇所について緊急調査を実施しております。また、本市の建築技術者を中心に現場を確認する中で、構造にかかわる専門的な評価が必要であると判断しており、教育施設関連については、第1次調査として目視調査を行い、緊急措置が必要な箇所については施設管理者と早急な対処方法を検討し、協議を行っているところであります。並行しまして、その他の公共施設につきましても、今回の外壁落下を受け、11月29日に施設管理者に対しまして緊急に外壁などの落下のおそれがないか調査を依頼し、その結果を取りまとめているところでございます。今後、各施設の老朽化などにかかわります問題の箇所が確認でき次第、順次、建築技術者によりまして、施設管理者と立ち会いながら緊急性や専門的評価の必要性などを判断し、施設管理者と連携のもとで具体的な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、(2)の建築物の維持管理体制の強化についてのご質問にお答えします。

市の公共施設の維持管理につきましては、施設管理者を定め、その所管が個々に責任を持って施設運営を行っております。施設の安心・安全な利用の観点から、危険な箇所の把握を怠ることは許されない失態となりますことから、その意識の向上をさせることが急務と考えております。そのため、施設管理者が、施設のチェック能力向上のために維持管理マニュアル、そして、施設点検の手引きなどを活用した危険箇所のチェック能力を高めるため、専門家を招いて研修会などを開催する予定をいたしております。施設管理者の意識向上に努めてまいりたいと考えております。

また、施設管理にかかわります連携の体制強化につきましては、施設管理者による

危険箇所のチェックに基づきまして、建築技術者が現場を認識してまいります。より一層の専門的な判断や評価を必要とした場合は、施設管理者と協議しながら、外部の専門家に委託し、緊急性を見きわめ、その対処方法などを検証してまいりたいと考えております。今後、本市における公共施設の現状は、経年劣化が進んでおり、大規模改修などを行う場合は、所管を超えての連携業務が非常に重要な取り組みではないかと考えております。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 大規模改修、耐震補強の促進計画についてのご質問にお答えいたします。

耐震についての中期財政計画についてですが、学校施設の耐震化は、学校に通学する子どもたちの生命を守ること、また、災害時の避難場所としての機能を確保する観点からも重要な施設であると考えております。中期財政見通しにおいて、耐震化の促進を盛り込み、教育施設については5年間での計画を立てております。また、その他の公共施設、特に避難所の位置付けがある施設優先に耐震診断を早急に実施する方針であります。

次に、原子力発電の持つ「異質の危険」に対する認識についてのご質問にお答えいたします。

東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所で発生した深刻な原子力事故により、福島県においては計画的避難区域や緊急時避難準備区域が指定され、福島県内や他県への避難を強いられている状況であります。また、放射能の影響により、福島第一原子力発電所から離れた首都圏でも、

各地で放射能濃度を測定する事態となっております。

一方、関西電力では、福井県に美浜原子力発電所が3基、高浜原子力発電所が4基、大飯原子力発電所に4基の計11基があり、一番近い高浜原発から摂津市までの直線距離は約80キロメートルを超える位置にございますが、水源地である琵琶湖は30キロ内に含まれることから影響が考えられます。

また、摂津市地域防災計画では、放射線災害予防対策として、事業者が放射性同位元素の使用をすることに対し、放射線災害が発生した場合に、放射線測量や被曝を受けた者の救護や危険区域の立ち入り制限等が規定されておりますが、今回のような深刻な原発事故に対し、実際に対処できる体制が整っているかと問われますと、課題が多くございます。大規模な原子力災害は、広域にわたり市町村単位で対策を講じていくことが難しいことから、今後は国や大阪府の動向を見ながら対処方を策定してまいります。

次に、原子力発電所の事故に伴う放射能の影響についてでございますが、現在、国の観測による放射能濃度が大阪府において高いレベルでないことから、市は線量計を所有しておらず、放射能測定は行っておりません。また、小学校や保育所の給食につきましては、国で定めた暫定規制値を超えた食品などは産地からの出荷が制限されており、大阪府や食材納入業者と連絡をとるなど、確認をしております。

○嶋野浩一朗議長 市長公室長。

(乾市長公室長 登壇)

○乾市長公室長 それでは、脱原発を目指す市の姿勢について、お答えを申し上げます。現在、電力の需給が逼迫する状況が続い

ておりますが、電気の安定的な供給は、豊かな国民生活と産業活動を支え、さらに日本経済を立て直すため、喫緊の課題となっております。毎年、資源エネルギー庁が作成しておりますエネルギー白書2010によりますと、原子力発電電力量は日本の総発電電力量の29.2%を占めているということでございます。しかしながら、原子力発電に対する安全神話が崩壊し、国民に大きな不安と不信感を抱かせ、その安定的かつ安心できる生活が揺らいでいる今日、国においては、来年の夏をめどに、2030年までをにらんだエネルギー基本計画を、エネルギー安全保障の観点や費用分析などを踏まえ、白紙から見直すと言われております。また、中長期的には、原発への依存度を可能な限り引き下げていくという方向性を指すものとも言われております。本市といたしましては、今後、国全体で国民が安心できる中長期的なエネルギーのあり方や、その構成等について、幅広く国民各層からのご意見を踏まえた議論がしっかりとなされ、国において、よりよい方向性を決定されるべきものと考えております。

○嶋野浩一朗議長 生活環境部長。

(杉本生活環境部長 登壇)

○杉本生活環境部長 太陽光などの自然エネルギーの普及に向けた市の取り組みのご質問にお答えをいたします。

本市では、現在、地球温暖化防止地域計画の策定に取り組んでおり、自然エネルギーの活用はCO2の削減に向けた施策の一つとしても重要と考えております。また、東日本大震災に伴います福島原子力発電所の事故以来、自然エネルギーに対する市民の関心も高まっておりますことから、本市といたしましても、既にリサイクルプラザやコミュニティプラザなどに太陽光発電シ

ステムを導入するなど、率先して自然エネルギーの活用に努めているところでございます。

しかし、先ほど市長公室長答弁にもございましたように、国でエネルギー基本計画の見直しが進められており、自然エネルギー活用の拡大や原子力発電の取り扱いなどが議論される途中でありますところから、今後、地球温暖化防止に向けたCO2の削減や省エネ、節電なども視野に入れたエネルギー政策につきまして、今後の国の動向が出されてくるものと考えており、市としての個別の施策についても十分研究してまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 安藤議員。

○安藤薫議員 公共施設の安全対策、緊急対策についてですが、図書館、それから小学校と、この1年のうちに続けざまに落下事故が起きております。今、都市整備部長のほうからも、こういった対策を打つんだというお話がありましたが、図書館の落下が5月でございました。その後、いろいろご報告もいただいていたわけですが、学校施設、それから幼稚園、保育所等々、子どもたちが日々生活する場として、やっぱり学校施設はとにかく緊急に危険箇所を把握すべきではないかということで、その対策を求めてきたわけでありまして。その際、各学校等へ指示を出されていたかと思いますが、今回の別府小の落下の場所については、そのとき報告があったのかどうか、それから、どのような指示をしたのかということと併せて、指示した側と受ける側、学校側と、危機意識に対する認識に大きな差があったのではないかというような思いもしているわけですが、どのような形で返答があったのか、その点についてもちょっと教えていただきたいと思っております。

それから、今後の緊急対策として、施設管理者が目視によってチェックをし、その後、専門家によって一緒に回って対策を打っていくというお話であります。改めて施設管理者に目視等でチェックをした上でということになりますと、見逃す可能性等もあるんじゃないかなというふうに思いますが、その点の心配はないのでしょうか。危険箇所はきっちりと把握できるのでしょうか。教えていただきたいと思います。

それから、建築物の維持体制については、今回の緊急対策と併せて、摂津市の持っている大事な公共施設、市民の財産である公共施設をいかに安全に、しかも長期間利用できるかという点では欠かせないというふうに思っているわけですが、その対応をマニュアルチェック表で生かしていくということですが、具体的に施設管理者がそのチェック表をどのように生かしていくのか、学習会等をやられるとありますが、いつどのような形でやられるのかについてもお聞かせください。

耐震化についてでございます。今回起きました東日本大震災ですが、耐震化の進んでいる建物の破壊というのはあまりなかったということです。耐震化の重要性というのは本当に改めて認識するわけですが、同時に、建物は残っているけども、天井材や照明器具、それから外壁等の落下によって人身事故があったり、避難経路が閉ざされたり、または避難所として使われるべき体育館等が使えなかったりというような事態が起きています。文部科学省が、東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会というものを設置して、今年の7月に緊急提言を取りまとめられました。ここにも、建物の構造が無事でも、天井材など非構造部材によっていろいろな

問題が発生したということが報告されて、その安全対策のために点検と対策を実施する必要性、それから、経年劣化の影響を受ける可能性があるために、継続的・定期的に点検を実施する必要性があるというふうに述べています。千葉県のある市では、今年の10月に教育施設耐震化整備等事業計画の中に、非構造部材安全対策を盛り込んで、2018年度までに非構造部材の耐震化を進めるための具体的な計画、ロードマップをつくられています。摂津市において、このような計画を今後立てていくという予定があるのか、されていく意思があるのか、お聞かせをいただきたい。

同時に、この緊急提言では、昨年3月に学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブックというのをまとめております。点検や対策の具体的な方法についてはここに書かれているというふうにあるわけですが、このガイドブックの活用を含めて、どのような認識、把握をされているのかについてお聞かせをいただきたいと思います。

次に、脱原発の問題でございます。

福島原発、正確な情報がなかなか出されずに、避難のタイミングであるとか避難の方向であるとか、または体に及ぼす影響であるとか、さまざまな情報が錯綜し、住民の不安を増幅したと思います。摂津市として万が一の際にも対応できる準備をしていく必要があると思います。摂津市は、確かに福井県の原発から80キロ以上離れています。福井県の原発は、関西電力の11基のほかに、もんじゅですとか敦賀の原発も含め、さらに新しい原発の建設も進められているということで、「異質の危険」を持っている原発を集中的に集めている世界で唯一のところなんですね。しかも、その原発群は琵琶湖まで30キロ圏内、しか

も、その原発の立地場所には活断層があると。30年を超えた老朽原発、それから世界各国が危険で中止している高速増殖炉のもんじゅ、またプルサーマル運転などの危険な原発もたくさん抱えています。併せて、9,000体を超える使用済み核燃料が各原発敷地内の中で処理のめども立たずに保管され続けているということであれば、80キロ以上離れているといっても、ひとたび起きれば、国が云々、大阪府が云々という前に、私たち摂津市は市民の安全をいかに守っていくのかというのが本当に問われてくると思いますので、もちろん国のエネルギー政策は大きく見直しされていくかと思いますが、それを待たずして、市としてしっかりとした方針を立てる必要があるのではないかなと思います。改めて市長に脱原発について、もちろん国のエネルギー政策があります。しかし、市民の命と生活と地域の安全を守っていくという立場から、原発をどうなくしていくのか、依存から離れていくのか、それは、自治体としての意思を明確にしながら国に求めていく姿勢でこそ政治を変えていくのではないかなと思いますので、市長に伺いたいと思います。

太陽光発電の補助制度、その他公共施設の太陽光発電の設置についてでございますが、太陽光発電普及拡大センターによりますと、全国で874の自治体、大阪府内でも16の自治体で住宅用太陽光発電導入支援策が実施されています。同時に、この太陽光発電ですとか自然エネルギーについては、もちろん国の施策等の制約もありますが、住宅リフォームであるとか、バリアフリーであるとか、耐震改造などなどと併せて、一体とした補助金制度を持つことによって地元の業者の仕事おこしにもつながって、同時に自然環境を保持していくという

役割も担っているという点では、非常に検討する、また工夫していく余地があると思いますが、改めてその点についてお聞かせをいただきたいと思います。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 教育総務部長。

○登阪教育総務部長 質問番号1の(1)の2回目、学校施設の対応状況と安全確保についてのご質問にお答えいたします。

児童・生徒にとって、学校が安全で安心できる施設であるためには、学校内にあるすべての施設や設備について十分な安全性を確保していく必要があります。各学校施設におきましては、建築後、約30年から40年以上が既に経過しており、老朽化の進行も懸念されるところでございます。

市民図書館でのまぐさ部分の崩落という事態を受けまして、教育委員会としましては、6月と9月の2回にわたり、各学校等に対しまして通知文書をメール配信しております。メールの内容につきましては、施設内外にわたり危険箇所がないか、目視等による緊急の点検及び今後の定期的な目視点検の実施を依頼しております。また、危険と思われる箇所がありましたら、直ちにバリケードやロープ等で立ち入り禁止等の措置を施し、教育委員会の総務課まで連絡をお願いしますという内容の通知をさせていただいておりますが、通知後、学校現場から緊急対応が必要な箇所の報告がなかったことから、安全確保に対する認識の共有をいかにして図っていくかが今後の大きな課題と受けとめております。

なお、外壁について申し上げますと、その後の日常的な点検の中で、1小学校から外壁の一部修繕の依頼があったことから修繕を実施しております。

続きまして、今回の事故を受けまして、

11月28日に改めて各学校等に通知を行いまして再度緊急点検を行い、11月30日までに危険箇所及びその内容を記載した図面の提出を求めたところ、すべての学校からの提出を終えております。この提出を受けた図面等に基づきまして、年内、冬休みになると思いますが、具体的に専門家と同行して、小学校、中学校、そして幼稚園、保育園について第1次調査を実施してまいります。専門家が実際に入って対応してまいりますので、ご指摘のような見落とし等のことがないというふうに考えております。

それから、今回の事態を受けまして、教育委員会といたしましても、施設管理者の施設維持管理に対する意識の向上と知識の蓄積が重要であると再認識しており、今後、研修会の開催などの市全体の取り組みを踏まえまして、日常の点検活動の質の強化に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、質問番号1の(3)の2回目の非構造部材の耐震化についてのご質問にお答えいたします。

ご指摘のように、建物の構造体の耐震化が進められる一方、東日本大震災をはじめ、近年の大規模な地震では、天井材の落下など、いわゆる非構造部材の被害が発生しております。そのような状況を踏まえ、文部科学省では、学校設置者等が非構造部材の耐震化の重要性とともに、その点検及び対策の手法に関する理解を一層深め、耐震対策を具体的に進めるきっかけとなるよう、平成22年3月に学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブックを作成されております。また、文部科学省は、東日本大震災を受けて、学校施設の平成27年度の耐震化率100%を目標とするとともに、非構造部材の耐震対策の取り組みを市町村に求めてお

ります。本市といたしましても、その重要性については認識をいたしております。これまでも耐震補強工事と併せまして大規模修繕工事等を実施してまいりましたが、非構造部材までは十分に対応できていない面もございます。文部科学省が作成しましたガイドブックでは、施設管理者としての学校が点検する項目と、学校設置者が専門家の協力を得ながら点検する項目が整理されているなど、今後の取り組みに役立つ部分が多いことから、学校現場にも周知を図り、活用してまいりたいと考えております。また、非構造部材の点検・対策の体制づくりについても言及されていることから、今後、本市におきましても検討してまいります。

次に、非構造部材の耐震化と経年劣化の関係でございますが、建築課が作成しております施設管理者のための施設点検の手引きは、あくまで施設の経年劣化への対応を主眼に置いたものであり、耐震化を主眼に置いたガイドブックとは作成の趣旨が異なりますが、危険箇所には共通するところが多いことから、各学校等での調査を踏まえ、今後、耐震補強工事に伴って、経年劣化による修繕及び非構造部材の耐震化も併せて実施していくのが最善と考えております。また、耐震補強工事が完了している学校等も含めまして、必要な場合には緊急の対応を図ってまいります。

○嶋野浩一朗議長 都市整備部長。

○小山都市整備部長 それでは、市内の公共施設全体の管理体制についてのご質問にご答弁申し上げます。

市内の公共施設数は、約110施設と大変数多くあり、現在の建築技術職員数で対応するには期間がかかり、困難と考えております。そのために、専門家に委託した体制も今後庁内で検討してまいりたいと考え

ております。

それと、今後の予定につきまして、担当部としましては、職員の研修を年明け1月か2月に講習会、あるいは研修会を実施しまして、来年度早々、4月に入りましてから施設管理者に対して各施設のチェックを行うよう指導してまいりまして、その成果をできれば6月中に上げていただきたい。そして、その後、建築技術者によって、ある程度専門的な知識の中で判断し、やはりもう少し専門家の依頼が必要と判断すれば、その後、専門家に評価を委託し、緊急性が高い建物については早急に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 生活環境部長。

○杉本生活環境部長 太陽光発電システムの補助制度につきましてでございますが、大阪府下では、府下16市町で23年度は実施されております。ただ、先ほども申しましたように、国の補助金もございますが、23年度においては、国の買い取り価格が1キロワット当たりの補助金等が下がるなど、ちょっと国の施策も一定していないところがあるように考えております。ただし、東日本大震災以降につきましては、全体のエネルギー計画が大きく見直されるということでございますので、この辺は注視してまいりたいと考えております。

また、太陽光発電の補助につきましては、1件当たりの補助額が大きいものでございますので、財政面の制約等もあり、あまり多くの数を同一年度にするということも難しいかと考えておりますので、やはり導入するとすれば、継続的にできるような仕組みを国の動向を踏まえた上で考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○嶋野浩一朗議長 市長。

○森山市長 原発事故についてお答えいたします。

私は、あっちこっちでよく言っているんですけど、戦争で使う兵器のときは核というんですね、原子力を。発電所のときは原子力というんですね。日本人の独特の言葉の使い分けというんですか、そんな中で、片一方が善で片一方が悪みみたいなようなニュアンス、これがずっと植えつけられてきたと思うんですね。この辺にいろいろ問題があると思います。よくよく考えてみると、どっちも一緒でありまして、どちらも大変怖いということが証明された一つの事故だと思っております。あの事故は、地震、津波、天災によって起こった二次災害でありますから、見方によると原発の事故も天災、しゃあないねんという話もありますけれども、やっぱり原子力を考え、つくったのは人間でありますから、人間があつた事故を制止、制御できない、これはやっぱり人災そのものではないかと思っております。

問題は、科学がどんどん進歩して便利になった、そこまではよかったですけれども、人がつくったものというか機種、科学の進歩が人間の能力を超えてしまっていたわけですね。というよりも、人間の能力を超えてしまっていることに気づかなかつた、いや、気づこうとしなかつたことにいろいろ反省の弁が今聞かれるわけでございます。

そんなことで、この原発にかかわらずといたしますか、すべからく戦後の後半は物、物、金、金でまっしぐらという時代が続き、片一方で自然の恵みとか命の尊さとか大切なもの、これをどこかへ置いてきぼりにしてきた、こういった反省も十分しなくてはならない今の日本社会だと思っております。私もこの摂津市のまちづくりを担当させて

いただいておりますが、いろんな施策を行っておりますけれども、そんな視点をうっかりしたら忘れてへんかったんやろうかということ、それはそれなりに自問自答できないかなと思っています。

ところで、原子力発電をどない思っただけねんというふうなお話だったと思いますけれども、きのうまで電力源として大きな役割を果たしてきた、こういう事実がございます。そういう意味では、あしたすぐやめてしまえというふうな話にはならないわけですが、我々末端の自治体としてできること、これは限られていると思っておりますけれども、代替エネルギーのありよう等々をしっかりと見据えながら、また国に対しても今後の原子力発電のあり方についてしっかりと物を言っていきたいと思っております。

以上でございます。

○嶋野浩一朗議長 安藤議員。

○安藤薫議員 残り1分少々ですので絞りますが、安全対策等についてなんですけれども、摂津市内の公共施設は百十幾つあるというふうにおっしゃいました。ちょっと私が調べてみた範囲の中なんですけれども、例えば、この間、まぐさが落ちた図書館は築後27年、別府小は39年に建っています。そのほか学校、幼稚園、保育所の建物を見ますと、建築後25年以上たっている建物は90%、30年以上は78%に上っています。40年経過しているのは何と15%。そのほか、私が把握している範囲でいきますと、保健センター等々、わかっている範囲の中でも25年以上経過しているのが63%あるということで、非常に経年劣化が進んでおります。建築された部署、それから市、それから施設管理者、専門家の連携というのは、非構造部材の点検と併せて経

年劣化の延命化については非常に重要なので、その点は心して取り組んでいただきたいと思っております。

それから、原発の問題についてであります。きのうまでやっぱり電力源であったということで、すぐにはやめることはできないと思っておりますが、脱原発の方向に進んでいくプロセスを考えたときに、市民の自治体に一番密着したところである摂津市からの声を発信していただきたいということを申し上げて終わりたいと思っております。

以上です。(発言終了のブザー音鳴る)

○嶋野浩一朗議長 安藤議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

(午後2時58分 休憩)

(午後3時30分 再開)

○嶋野浩一朗議長 再開します。

大澤議員。

(大澤千恵子議員 登壇)

○大澤千恵子議員 それでは、順位に従って一般質問をさせていただきます。

まず、質問番号1、コミュニティプラザの運営について、質問番号1の(1)市民活動支援センターについて。

当初より、南千里丘まちづくりの事業の中で、コミュニティプラザの運営については議会の中で継続して質問させていただいております。平成21年の第3回定例会では、全体の人員配置やコミプラ全体の運営に対する考え方をご答弁いただいております。その中で、このコミュニティプラザの本施設は、新たな市民の交流の場として、市民や各種団体の方々に有効にご利用いただくために、市民活動などの支援を担う新たな組織を立ち上げながら、産・官・学・市民の連携、交流を実現し、民間でできる

ことは民間に委託しながら施設管理営繕を確保してまいりたいという内容のお答えをこのときにいただいております。

産・官・学・市民の中での学については、今回連携がとれませんでしたけれども、また、施設管理のほうは市が直接担うということで、会館業務については改善点を加えながら工夫していただいているという現状でございます。市民活動の支援組織について、現在、どのように進められているのか、また、市民活動のための総合窓口には、いろんな先進事例を取り入れながら、市民活動の趣旨、それに応えられる職員の育成にも取り組んでいくと答えられていますが、現在、どのような体制であるか、1の(1)の質問とさせていただきます。

そして、質問番号1の(2)コミュニティプラザのレストランについてでございます。

今回、営業が開始されましたコミュニティプラザのレストランの営業に関する経緯について質問させていただきたいと思えます。今回、営業に至ったまでの過程の経過を、まず第1番目に質問としてお答えいただければというふうに思えます。

続いて、質問番号2番、大阪府教育基本条例について質問させていただきます。

11月27日に開票されましたダブル選の共通公約に掲げられた教育基本条例案は、大阪市議会では廃案となっております。先ほどから教育基本条例案、大阪都構想、この維新の会の政策についてたくさんの質問が出ておりましたけれども、大阪府議会では、現在、継続審議中の12月7日に条例案修正に向けて協議することで合意されたということでございます。松井知事は、定例会見で、教育委員の皆さんの力も発揮していただき、現場がこうあるべき案をつく

り上げたいというふうに述べられています。この教育基本条例案を、本市教育委員会としては、先ほどもご答弁がありましたけれども、どのようにとらえて準備しているのかを再度1回目の質問とさせていただきます。

質問番号3、旧教育研究所の跡地について。

これは、平成22年度第4回定例会においての旧教育研究所の跡地については何度も質問を行いましたけれども、ご答弁いただいた内容としては、農具、民具、埋蔵文化財を保管し、そして展示をし、市民に公開するという内容でしたが、現在、どのような活用状況になっているのかということを1回目の質問とさせていただきます。

以上、1回目の質問でございます。

○嶋野浩一朗議長 答弁を求めます。生活環境部長。

(杉本生活環境部長 登壇)

○杉本生活環境部長 市民活動の支援の取り組みについてお答えを申し上げます。

これまでの市民活動支援の取り組みにつきましては、オープン当初、貸し館業務をはじめ、新しい施設の諸機能把握や運用対応に主力を置いて事業を進めてまいりましたが、平成23年度からは権限移譲に伴うNPO法人の認証事務を新たに担うことになりました。市内NPO法人の認証につきましては、現在2団体目が手続き中で、合わせて13団体となる見込みであります。今後とも公益的な活動を担うNPO法人が増え、その活動が市民の理解と賛同が得られるよう連携を図ってまいりたいと考えております。

また、市民活動支援のあり方につきましては、新総合計画の協働の指針の枠組みの中で、市民活動の支援についての指針を策

定する予定となっており、11月に協働のまちづくり推進会議が設置されたところがあります。同会議には、7月から10月までに7回の開催があった協働のまちづくりワークショップの参加者をはじめ、自治会やNPO等の関係団体、学識経験者など15名の委員がおられ、現在、提言に向けて協議が進められております。今後、市民活動の支援につきましては、この提言をもとに具体的な支援の内容等、制度設計に向けて作業を進める予定で、指針がまとまり次第、市民、事業者の皆さんへの周知と理解が深まるよう努力したいと考えております。

続きまして、コミュニティプラザ内のレストランの運営についてでございます。出店の経緯ということでございます。

コミュニティプラザのレストラン出店につきましては、オープンに先立ち、平成21年12月、市内業者、市内に食堂、喫茶等店舗を有することを条件といたしました業者を対象に、出店者の募集を行いました。しかし、申し込みがなかったため、平成22年2月に再度同じ条件で対象を市外業者に広げた募集を行いました。しかし、申し込みはなく、募集は不調に終わりました。この結果を受けまして、施設使用料の基準額を見直し、平成22年7月に市内業者を対象とする募集を行ったところ、市内業者からの申請が1件ありました。その後、市と出店候補者とで協議を重ねていく中、平成23年9月から5年間の行政財産の使用許可という形で合意に至り、業者負担により内装工事を終え、12月8日からレストランオープンの運びとなっております。

レストランの概要についてでございますが、総面積は約260平方メートルで、接客スペースとして52席が設けられております。使用料につきましては、月額約17

万円となっております。また、レストランの業務に関しましては、営業時間や光熱水費の負担、コンベンションホール等での飲食対応など、館内利用に際しての確認事項を文書で交わしております。

以上でございます。

○嶋野浩一朗議長 教育次長。

(馬場教育次長 登壇)

○馬場教育次長 質問番号2番、大阪府教育基本条例案についての教育委員会のとらえ方や準備についてのご質問にお答えいたします。

本条例案につきましては、先ほども申し上げましたが、本市を含めた府内の小中学校の現状からかけ離れた内容も多く、施行された場合に学校現場へ与える影響があまりにも大きいのではないかと考えております。本条例案のすべてを否定するものではないかと考えております。大阪の教育にとってどうなのか、大阪の子どもたちにとってどうなのか、そういった視点を持って、現状をしっかりと見詰めた上での十分な議論とともに、さらに整理をする必要があるのではないかと考えております。

また、現行法との整合性の問題も考えられます。第6章では、市町村立学校の教職員も含めた懲戒・分限処分に関する運用を定めておりますが、現行の地方公務員法や教育公務員特例法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律などとの関連、さらには市町村の条例や規則との関連も含め整理する必要があるのではないかと考えております。現在のところ、教育委員会として議論はいたしておりませんが、この条例案の修正等も含めて、知事提案で2月の府議会に再提案されるとの報道もございますので、今後の大阪府の動向に注目してまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 生涯学習部長。

(宮部生涯学習部長 登壇)

○宮部生涯学習部長 旧教育研究所の跡地についてのご質問にお答えいたします。

旧教育研究所は、現行、教育センターとなっております教育研究所が昨年11月に移転した後も、教育財産として教育委員会が管理し、暫定的に郷土資料の保管庫及び展示室として利用いたしております。

本施設は、昭和11年に鳥飼村役場として建築された木造平屋建ての本館と、平成5年に旧教育研究所として増築された軽量鉄骨2階建てのプレハブ棟の2棟からなっております。

今年度は、旧味舌小学校など市内各所に保管しておりました農具、民具、埋蔵文化財約1,000点を同施設に集積し、一時的に本館にも大量の農具等を保管しておりましたが、順次整理、台帳整備を行い、現時点ではプレハブ棟を保管庫及び作業場として利用し、本館の一部において、春夏秋冬の季節に分けて、かつて利用された農具類等を展示いたしたところでございます。本年11月には、ふるさと撰津案内人や文化財愛護会の方々の協力のもと、別府公民館、味生公民館合同の公民館講座、史跡ウォーキングにおいて、この展示室をご覧いただき、ご好評をいただいたところでございます。

○嶋野浩一朗議長 大澤議員。

○大澤千恵子議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、1の(1)の市民活動支援センターについてでございますが、第4次総合計画の中に「市民活動が活発なまちにします」という施策があります。「コミュニティプラザの運営などを市民参画で行います」というふうにかかれてあります。現在、

この運営を市民参画で行うまでの過程として、NPOの認証事務や、そしてまちづくりの推進会議を行っているということは、その計画に向けて努力していただいているのだというふうに思いますし、会館業務についても、市民のご意見や、そして活動団体の意見を取り入れて、ニーズに合わせて今現在改善しているものだと感じられます。また、少しずつ利用者も増えまして、コミュニティプラザも非常ににぎわいを感じるようになってきたというふうに思っております。しかしながら、一般の団体以外の方、そしてまた安威川以南の利用の方はまだまだ少ない中で、このコミュニティプラザにたくさんの方々が立ち寄っていただけるような工夫を今後は考えていかなければならないですし、各団体さんからの運営に関していろいろな意見はどんなものがあるのか、どのような意見が寄せられてくるのか、また、どのぐらいその意見を取り入れているのか、そういった工夫が今現在なされているのかを2回目の質問としてお聞かせください。

質問番号1の(2)のコミュニティプラザのレストランについての2回目の質問でございますけれども、コミュニティプラザのレストランはコミュニティプラザの正面にありまして、本来、コミュニティプラザのオープン時に営業できるようにと募集をかけられてきたというふうに思います。しかしながら、先ほどの説明で、当初、保証金と使用料が非常に高額なため、経済状況も非常に悪い中、市内業者からの公募がなかなかなくて、そして、市外業者も対象として募集を行ったけれども不調に終わったというご説明を受けました。施設使用料の基本額を見直して、平成22年の7月から市内業者を対象にして公募を行い、中で1

件の業者からの申請しかなかったということでございますけれども、この7月の時点で基準額を見直し、候補者として協議をしたとおっしゃいましたが、協議内容はどのようなものだったのか、また、市外業者に同じ条件で公募し、比較するというような協議はしなかったのか、お答えいただきたいというふうに思います。

オープン前日に、このコミュニティプラザのレストランの業者でございますけれども、この会社の本社に対して右翼による街宣車活動が行われていた、そして、このオープン前日にコミプラの周りに警察官が何人もいたという事実の中で、市民の方、そしてまた新しく入られたマンションの方々が非常に不安を感じられていたという現状がありますが、この協定書で結ばれた業者について、この件のかかわりについて市としてはどういうふうにご存じだったのかということをご説明いただければなというふうに思います。こちらを2回目の質問とさせていただきます。

質問番号3番目、大阪府教育基本条例案についてでございますけれども、現在、大阪府議会に提出された大阪府の教育基本条例案をめぐるしまして、文科省は、知事が教育目標を設定とする条例案の骨格部分について、教育目標の内容次第では違法になる可能性があるというような見解をなされたそうなので、先ほどご答弁いただいたように、非常に整理する必要もあるように思います。しかしながら、このような教育基本条例が提出された背景には、文部官僚、そして教育官僚が教育委員会制度を盾に、また解釈を誤った政治的中立性をかざし、民意を排除し、ゆとり教育という間違った教育方針で日本の人づくりが崩壊してきたことにあるのではないかと、要因の一つとし

て考えます。世界の競争に打ち勝つ人材育成は教育によって形成されます。先ほど森山市長が、人づくりは非常に大切だという大きな柱を掲げていらっしゃるというお話を聞きましたけれども、この人材育成は教育によって形成されるわけでございます。実際、公立学級の現状は非常に厳しくて、地域格差もある中で、公立学校の教育水準を引き上げ、そして、すべての子どもたちが質の高い教育を受けられる体制を構築していくためにも、保護者、そして地域住民も積極的に携わっていただき、すべての人が責任を持って子どもたちの夢の実現、そして将来の摂津市の発展、日本の発展に努めて、社会的機運を高めていくために、今回、大阪府が基本条例を提出したことには大変大きな意味があるというふうに思っております。摂津市としても摂津市教育基本条例を制定し、本市の教育をよりよいものに変えていくというような検討はなされているのか、こういったことを教育長でも結構でございますので、もしよろしければお聞かせいただければというふうに思います。

続いて、質問番号3、旧教育研究所の跡地についてでございます。

実際、この教育研究所の跡地でございますけれども、今現在、約1,000点の農具を集積して、これはどのような方法で市民に啓発していくのか、そして、実施計画は大体どのようになっているのか、これもざくっとで結構でございます。実際、区画を確認させていただくと、非常に広いスペースでございます。そして、1,000点収容してもまだスペース的には十分余裕がある施設でございますので、この空き施設を、前回は質問しましたけれども、地域の活動拠点として利用できないのか、再度ご検討いただいたのか、ご質問させていただ

きたいと思います。また、市民の方からそういう要望もあるのかなのか、こちらのほうもお答えいただければと思います。

以上、2回目の質問でございます。

○嶋野浩一朗議長 生活環境部長。

○杉本生活環境部長 1点目でございます。

市民活動を市民が担う、NPOが担う過程であるというふうに議員のほうからご指摘をいただいております。コミュニティプラザにつきましては、当初より、そういう産・官・学の連携でありますとか、NPO等を通じた市民での運営といったことを将来的な目標としては掲げてまいっております。その中で、今回、NPOの認証事務を我々が大阪府から移譲を受け、実施をするということになりました。この中で、NPOにつきましては、さまざまなNPOがございますけれども、中間支援機能を持ったNPOといったものが摂津市内にできてくるのが一番望ましいのではないかと考えております。しかしながら、府下には幾つかのそういう団体がございますけれども、まだ摂津市ではそういう団体がございませんので、当面は職員がそういったノウハウを身につけていくといったことを考えております。その中で、市民活動支援課が核になりまして、各市内のNPO等に対して触媒的な機能を果たしていきたいと考えております。その中で、先ほど議員ご指摘のございましたように、市民活動が活発な、しかも市民がみずから活動するという形態になれば、これは非常に好ましいことではないかなと考えております。

それから、利用団体からどのような意見があったかということでございますが、これは千差万別で、山のようにという言葉がいいのかどうかわかりませんが、ご意見をオープン以来いただいております。コミ

プラでは各団体に対する意見をもちろん聴取もいたしまして、意見箱を設置したりしております。利用に際しましても、いろいろな要望等をお聞きし、可能な限りの対応は行っておりますが、やはり各団体によっては違う利害というか、違う目的で使われますので、その共通点なところをうまくとるといことが、非常に市民活動支援課の職員が苦慮をしているところかと考えております。しかしながら、今後ともそういうご要望については、できる限り真摯に対応してまいりたいと考えております。

次に、レストランの件でございますが、レストランにつきましては、公募の申し込みがございまして、先ほど申しましたような経緯でなかなか入っていただくところがございますでしたが、ようやく公募の申し込みをいただいたということで、その中で使用料の提案、事業概要、出店計画及び営業企画書等を提出いただくという中で、各内容の説明を受け、出店に向けた協議を進めてまいり、今回のオープンになったものでございます。

なお、オープン時において街宣車がというお話がございましたけれども、一般的にああいう街宣車というのは、警察に届け出を出され、みずからの主張を述べられるということかと思っております。確かにそういうことで不安に感じられるという市民の方の声も聞いておりますので、我々としては、そういう街宣車が回ることにすることについての懸念については警察に対してお伝えはしておりますが、その方々の主張されている内容については、これはあくまでも公的なものでもございませんので、我々が特にコメントすべきではないものではないかと考えております。

以上でございます。

○嶋野浩一朗議長 あと、レストランの業者が決定した際に、条件を変えて市外の業者にも門戸を開くべきではないのかというようなお考えがあったのかということについても聞かれておられますので、生活環境部長からご答弁いただきたいと思います。

○杉本生活環境部長 失礼をいたしました。

第3回目の募集につきましては、主な条件を、まず1回目、2回目において出しておりました使用料基準額を、平米当たり1,988円、月額51万1,095円ということで、1回目、2回目と市内業者、市外業者に提示した場合もしては、第3回目につきましては、約3分の1の1平米当たり1,988円といたしました。この中で、まず我々といたしましては、当然市内の業者の方に出ていただくということを1回目からは考えておりましたので、下げた段階で、まず1回目につきましては市内の業者に提示をするということにいたしまして、第3回目も第1回目と同じく撰津市内に食堂、喫茶等の店舗を有することという条件を付しまして募集をかけたという経緯でございます。

以上でございます。

○嶋野浩一朗議長 生涯学習部長。

○宮部生涯学習部長 旧教育研究所跡地利用についての2回目のご質問にお答えいたします。

旧教育研究所跡地につきましては、今年度は、私どもは市内各所に保管しておりました農具、民具、埋蔵文化財を暫定的に利用しております郷土資料の保管庫ということで集約、集積するということでやってきました。そこで一時1,000点を超える農具、民具等がございました。1回目のご質問にもお答えいたしました。本館にも大量の農具等がございました。そこで、

順次整理いたしまして、現在、複数あるもの等を整理いたしまして、農具、民具等につきましては軽量2階建てのプレハブ棟のほうに保管するというにいたしております。

そこで、今年度はそういう形で農具、民具等の保管ということを目的といたしておりましたので、この11月によくといいますか、整理できまして展示いたしました。そこで、臨時的ではございますけれども、この展示室をご覧いただいたところでございます。そういったところから、今年につきましては、ふるさと案内人や文化財愛護家の方のご協力をいただきまして、臨時的にこの施設で展示会等を開催したいということも考えておりました。具体的にその実施計画ということにつきましては、今年度につきましても持ち合わせてはおりません。

そこで、この施設でございますけれども、市の福祉施策といたしまして、地域福祉活動の推進を図るため、第五中学校区における地域福祉活動拠点の整備という課題がございます。また一方、地元からは、旧教育研究所跡施設につきましては、旧鳥飼地域の中心に所在し、鳥飼村役場として建築された歴史的な建物であり、また、鳥飼小学校に隣接しているという立地条件等から、地域活動の拠点として利用できないかのご要望があることも承っております。

教育委員会といたしましては、先ほどご答弁いたしましたとおり、郷土の文化を大切に継承し、市民文化として定着を図り、だれもが気軽に楽しむことができるよう、郷土資料を集約保管し、市民と協働で公開・展示する施設として本施設を利用したいと考えております。展示・公開の方法につきましては、今後検討してまいりたいと

考えております。

○嶋野浩一朗議長 教育次長。

○馬場教育次長 先ほど、大阪府の基本条例の件につきまして、大阪維新の会がこの条例を提案された理由につきましては、大澤議員がおっしゃったような形だったと思います。ただ、そういった趣旨に沿って提案された条例案ではございましたが、大阪府教育委員会におかれましても、この内容は現行法上非常に問題があるということで、当時の新聞報道ですが、これが可決されたら委員として辞職することも辞さないというような、そんな報道もございました。

また、先ほど大澤議員も言っていただきましたように、文部科学省のほうが大阪府の教育委員会の問い合わせに対しまして、12月の5日付で見解を示しておられます。その見解の中に、今回の条例で知事が府立学校の教育目標を設定することにつきまして、地教行法23条、24条は、教育委員会と首長との権限をそれぞれ規定している。そういった中で、教育委員会の権限となっていることについて、知事がそういった権限をすることについては違法性があるのではないかという見解が示されております。

また、そういったことで、首長が定める教育目標を教育委員が果たさない場合は罷免をするというような条項もございますが、これにつきましても、そもそも今の現行法上は、教育委員会の権限にあることに係ることにはかかわらず知事が罷免するという規定については、その理由はないという、そういう二つの見解が国から示されております。そういった非常に重大な国の見解もございます。もし仮にこれがこのまま成立すれば、本市のみならず、府下市町村、ひいては全国の市町村に相当大きな影響が出

る条例だと思えます。

また、新しい知事が就任されまして、これも先ほど申し上げました最近の新聞報道でございますが、大阪府の教育委員と協議されて、大阪府の教育委員もこれについて修正についての協議をしていきたいという、そういう発言の中で、知事が、今現在は大阪維新の会ということで議員提案になっておりますが、大阪府の教育委員さんと知事との協議を踏まえて、2月の大阪府議会のほうに今度は知事提案としてこの基本条例が出されるという、そういう報道がございます。ですから、今現在、非常に流動的な内容になっておりますので、私たちの今の立場とすれば、大阪府での新しい条例案の内容なり府議会での審議の内容、大阪府の教育委員さんの見解等々、やはりそういった今の動きを今後とも注意深く見ていくことが肝要ではないかと、そういうふうに考えております。

○嶋野浩一朗議長 先ほどの生活環境部長の答弁で、一部訂正したい旨の申し出がありますので、発言を許可いたします。生活環境部長。

○杉本生活環境部長 失礼をいたしました。先ほど1回目、2回目、3回目の募集のときの使用料の基準額について申し上げましたところ、3回目につきましては、1回目、2回目が平米当たり1,988円でしたが、3回目につきましては1,988円の3分の1の663円をもって募集の条件といたしたということでございます。おわびして訂正をいたします。

○嶋野浩一朗議長 ただいまの発言訂正を許可いたします。

それでは、3回目。大澤議員。

○大澤千恵子議員 それでは、3回目の質問をさせていただきます。

コミュニティプラザの市民活動支援センターについての3回目の質問でございますけれども、最終的に第4次基本計画の中にある多様な協働型事業の展開をして、先ほど部長が答弁なさっておりましたけれども、中間支援組織の連携強化、そして関連施設とのネットワークを考えていくのであれば、コミュニティプラザの今の運営を、市民参画を行うまでにやっぱりきっちりと整備しなければならないことがたくさんあるように思います。例えば、社団法人シルバー人材センターの家賃についてもそうですし、そして公民館や市民文化ホールの連携についても考えていかなければならないというふうに思っております。そういった施設の整備についても改めて今後は検討していただき、自分たちのまちを自分たちで育てるということを、市民活動支援課と、そして、もともと政策のほうが考えられた案件でございますので、こちらのほうをきっちりと連携をとって具体的に検討していただくことを強く要望して、質問1番の3回目の質問を終了させていただきます。

質問番号1番の(2)コミュニティプラザのレストランについてでございますけれども、非常に経過がわかりましたけれども、ただ、1件しかなかったということで、私は、市外業者のほうにも再度値段を下げた状態で公募をして競争させてもよかったのかなというふうには感じております。ですから、1者だけで今回無理を言って、非常に物理的に考えると、あの施設で採算ベースに乗せようというのは非常に大変なことだというふうなことはよくよく理解できますし、来年度に向けてこのレストランの営業がなされたことは、非常に市にとってもありがたいことだというふうには思っております。実際には、コミプラのレストラン

は今までなかったために、ほかの業者にレストランのほうのケータリングをお願いしてきたという経緯もありますので、独占という形はとれないというふうに思いますので、やはり営業を続けていくには、それなりの業者の経営努力も必要だというふうに感じますし、本市としてもやっと決まった業者でもありますので、5年間の契約は継続できるようにしっかりとサポートしていただけたらなというふうには思っております。

また、コミュニティプラザの協定書にある第8条の接遇の中にある利用者の声を反映させる取り組み、こういったものもサービスの質を高めるために積極的に行えるように、市としても協力体制をとっていただけるように強く要望させていただきます。

先ほど、街宣カーのほうが回って、内容のほうは法的にはということでございますけれども、市民から見ると一体どうなっているのかなというような問い合わせはやはりあると思っておりますので、こちらのほうはしっかりと説明できるようにしていただければなというふうに思っております。

以上、3回目の質問とさせていただきます。

そして、先ほど、教育基本条例の件でございますけれども、今、非常に流動的な案件でございますので、今後の大阪府の動向をしっかりと見据えていただきまして、そして、摂津市の教育委員会としても、やはりこれについては、私は議論をしていただきたいというふうに思っております。そして、地域に愛されて信頼される教育を目指して、今後もこの教育委員会に関しましては、積極的にこの摂津市の子どもたちの教育に真剣に取り組んでいただけることを強く要望して3回目の意見というふうにはさせていた

できます。

そして、最後でございますけれども、教育研究所の跡地でございます。この教育研究所の跡地でございますけれども、実際に鳥飼東公民館の前衛といいますか、そちらのほうでは、農具、民具を保管し、展示されたことがあるというふうにお聞きしております。実際、ほとんど市民の方がそちらのほうに足を運ばなかったという経緯を聞いておりますけれども、その辺がどうだったのかということをちょっとお聞かせいただきたいなというふうに思っております。

そして、結果、鳥飼東公民館に移行したというようなお話を聞いておりますけれども、この小学校の隣に隣接しているという立地条件というのは、非常に私はすばらしい立地条件の施設だなというふうに感じますし、そして、だれがどう考えても、市民の活動や、また子どもたちの施設に利用すべきだというふうな意見が出て当たり前だというふうに思っております。この総合計画の中では、学校、家庭、地域の連携に乗り、地域教育協議会の中で子どもの居場所づくり、そして、地域社会をあげて子どもたちをはぐくむ活動を充実し、この場づくりを進める上で、これほどいい立地条件の施設はないと考えますけれども、教育委員会としては、総合計画の中の取り組みを行う上での拠点はどのように実際考えていらっしゃるのか質問させていただきたいと思っております。また、このような非常にいい立地の条件の中で、埋蔵物の保管、そして民具の保管、こういったことだけに、本当にそれだけに使うのかということ、私は市長のご意見も併せてお伺いしたいなというふうに思っております。

以上、3回目の質問とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長 それでは、答弁を求めます。生涯学習部長。

○宮部生涯学習部長 鳥飼東公民館に農具等を陳列したということの事実はございますけれども、その中で、議員が今申されました、人、見学者が来なかったという事実があるということは、大変申しわけございませんが、私は事実として確認できておりません。

それから、総計に掲げる郷土資料館でございますけれども、これは、総合計画の中で、既存施設を利用して、郷土愛をはぐくむため郷土資料館を設置していくということ掲げておりますので、教育委員会としては、同施設を郷土資料館として利用したいというふうには考えております。

○嶋野浩一朗議長 それでは、市長。

○森山市長 教育研究所の跡地についてですけれども、何度も話に出ていますけれども、元鳥飼村の役場があったということで、いろんな方のいろんな思いがここにはありますので、そういうことで、学童保育にしてほしい、いや、地域の老人センターにしてほしいとか、公民館にしてほしいとか、いろいろのご要望とかご意見をいただいております。そうでありますけれども、当面といたしますか、先ほどから話が出ておりますけれども、郷土資料の展示室として使いながら、かなりスペースがありますから、地域のコミュニティに生かせればなと思っておりますが、今後、もう少し地域の皆さんの声にしっかり耳を傾けながら、摂津市の政策とも整合性を図って最終判断をしたいと思っております。

以上でございます。

○嶋野浩一朗議長 大澤議員の質問が終わりました。

次に、森西議員。

(森西正議員 登壇)

○森西正議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、旧ふれあいルーム跡地についてですが、福祉施設の建設を含む事業提案を募集し、内容を審査の上、最も評価の高い応募者を買収し事業者とする提案協議を実施されましたが、参加事業者の応募がありませんでした。旧ふれあいルームの跡地は、以前、地元自治会から売却に対する反対の要望書が提出されていましたが、その要望書の内容と、要望書が提出されてから提案協議に至るまで、市はどのような対応をされてきたのか、なぜ福祉施設の条件をつけたのか、お聞きをします。

10月17日から募集要項配布、10月24日から11月2日まで質疑書の受付、11月4日まで質疑の回答、11月1日から11月8日まで応募書類の提出、11月11日にプレゼンテーション実施というスケジュールでありましたが、参加事業者の応募がなかったのは、提案協議のタイムスケジュールの期間が短過ぎたのではないか、見解をお聞きします。

参加事業者の応募がありませんでしたが、書類締め切りまで何か反応があったのか、福祉関係者からの問い合わせがあったのか、お聞きをします。

続きまして、公設民営のせつつ桜苑についてですが、公設民営としてせつつ桜苑が整備、開設された当時と、介護保険制度が定着した今日とでは変化があると考えますが、市の認識をどのように考えているのか、お聞きします。

続きまして、正雀三丁目、四丁目の道路補修についてですが、正雀三丁目、四丁目の道路は、公共下水道の築造時に舗装された路線が大部分であり、既に30年が経過

しています。舗装の損傷が著しく、安全面からも早期の対応が必要であります。市は、このような現状を認識しているのか、お聞きします。

続きまして、企業立地等促進条例のPRについてですが、産業の振興と経済の活性化を図るため、事業所の新設や拡張、設備投資を行う事業者を支援する企業立地等促進条例が制定され、8か月が経過しました。平成23年度の市政運営の基本方針には、市の内外に広くPRしていくと示されていますが、この期間、啓発についてはどのように行ってきたのか、お聞きします。

続いて、就学前教育実践の手引きについてですが、平成23年度の市政運営の基本方針に、就学前教育についてであります。就学前の子どもたちのしつけや教育の参考となる就学前教育実践の手引きを策定すると示されていますが、その手引き内容と策定に向けての進捗状況についてお聞きをします。

以上、1回目です。

○嶋野浩一朗議長 それでは、答弁を求めます。総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 旧ふれあいルーム跡地についてのご質問にお答えいたします。

地元自治会より旧ふれあいルーム跡地の売却に対する反対の要望内容であります。まず、平成23年3月8日付にて、香和自治会より旧ふれあいルームの再利用についての要望書が提出されました。また、それに伴う要望署名も提出されております。要望内容でございますが、同自治会に加入する住民にとって最も身近で、高齢者の方でもアクセスしやすいことから、災害時における避難所等の防災拠点として地元を活用させてほしいというものでございました。

本市の考えは、旧ふれあいルームは、水害時には河川に近く、平屋であること、耐震化もされていないことから、避難所としては適していないと考えております。また、厳しい財政状況から、今年度の売却対象地として決定済みであることを、5月26日及び6月30日に行った2度の地元説明会を開き、売却については理解を得たところでございます。

次に、売却について福祉施設の条件を付した理由であります。地元自治会であります香和自治会の要望や地元説明会などの状況から、公共性の高い施設である福祉施設の建設という条件を付して提案協議を実施し、買い受け事業者の提案内容を審査することにより、地元でも理解を得やすいものを選択できると判断したものでございます。このような地域住民の福祉及び健康増進に寄与するような施設の建設を通じて、地域の安全・安心並びに快適な生活環境の確保を図った次第であります。

次に、提案協議のタイムスケジュールであります。10月13日の告示から11月8日までの応募書類提出締め切りまで約1か月弱を見ており、また、書類の締め切り日から11月11日のプレゼンテーションの実施日までの期間は短くなっておりますが、既に提出されている応募書類の内容について説明を求めるものでありますので、特に問題があったとは考えておりません。

次に、提案協議の参加事業者の応募がなかったが、それまでの反応と福祉関係者からの問い合わせ等についてでございますが、防災管財課、福祉関係各課を含めて、問い合わせ等はございませんでした。

○嶋野浩一朗議長 保健福祉部長。

(福永保健福祉部長 登壇)

○福永保健福祉部長 公設民営のせつつ桜苑

についてのご質問にお答えいたします。

せつつ桜苑につきましては、特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、老人福祉センターなどを併設した市立の老人福祉施設として平成9年にオープンし、当初から社会福祉法人成光苑に運営を委託し、現在も同法人を指定管理者として運営しているものでございます。整備された当時におきまして、本市には特別養護老人ホームは30人定員しかなく、当時の老人保健福祉計画において、平成11年度までに新たに定員96人分の整備目標を策定しておりました。しかしながら、民間法人で整備を行う予定がなかったため、市が定員50人のせつつ桜苑を整備し、その運営につきましては、市には実績やノウハウがなかったことなどから、同法人に委託を行ったものでございます。公設の施設の運営につきましては、外郭団体等に委託する例はありますが、せつつ桜苑のように全くの民間法人に委託している例はあまりないものと認識しております。

その後、平成12年度に介護保険制度が開始され、措置から契約による利用へと制度が変化し、介護報酬による運営が行われるようになったことなどから、事業参入が促進され、本市におきましても民間社会福祉法人による新設、増設が推進され、現在ではせつつ桜苑を含めて4か所、定員274人分が整備されております。このようなことから、介護保険制度が定着いたしました現状では、公設の意義は薄れているのではないかと考えております。

○嶋野浩一朗議長 土木下水道部長。

(藤井土木下水道部長 登壇)

○藤井土木下水道部長 正雀三丁目、四丁目の道路補修についてのご質問にお答えします。

正雀三丁目、四丁目地域の道路でございますが、本市が認定しております市道や管理しております法定外道路の路線は少なく、多くの道路が個人の所有する私道でございます。また、正雀三丁目、四丁目地域の大部分の道路の舗装は、公共下水道が整備された当時に舗装され、その後30年以上が経過し、舗装の経年変化による老朽化が著しいことは承知しているところでございます。現在、道路の補修は、市認定道路の舗装・補修工事などを優先的に進めており、個人が所有されている私道につきましては、所有権者の同意をいただき補修を行うか、危険箇所の応急措置として簡易舗装により事故防止に努めているところでございます。

○嶋野浩一朗議長 生活環境部長。

(杉本生活環境部長 登壇)

○杉本生活環境部長 企業立地等促進条例制定後のPRについてのご質問にお答えをいたします。

本市では、産業の空洞化や雇用や経済の影響のみならず、地域生活に大きく影響を及ぼすことから、企業の空洞化を防ぐため、また、市外からの企業を誘致するために、この条例を施行いたしましたところでございますが、施行後のPRにつきましては、4月の施行に合わせまして市のホームページに制度の概要を掲載し、8月には広報紙の中で商工特集を組み、制度案内を行いました。また、市内事業所の半数が加入する商工会とも連携をし、商工会ニュースで紹介いただく準備を進めております。そして、9月には制度案内のパンフレットを制作し、順次、市内事業所を訪問し、他の産業施策とともにPRを実施しているところでございます。

○嶋野浩一朗議長 教育次長。

(馬場教育次長 登壇)

○馬場教育次長 質問番号5番、就学前教育実践の手引きの内容と策定に向けての進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

教育委員会では、今年度より次世代育成部を設け、小中学校と幼稚園、保育所の連携を進め、子どもたちの成長を連続的にとらえた一貫性のある取り組みを進めております。特に就学期における教育は、その後の人間形成の土台となる重要なものであることや、小学校入学時に環境の変化に適應できないなどのいわゆる小1プロブレムという課題も見られることから、就学前の段階において身につけさせたい力や、そのために関係者が取り組むべきこと、さらに保護者や地域の連携のあり方などを盛り込んだ就学前教育実践の手引きの作成を進めております。

作成に向けては、就学前教育充実のためのアンケート調査から見えてくる課題や実態を把握する中で、公立幼稚園教諭、保育所保育士、小学校教諭、教育委員会事務局職員で構成する就学前教育推進検討委員会が策定した素案を、学識経験者、公立幼稚園・保育所代表、小学校代表、保護者代表、子育て支援団体代表からなる就学前教育実践の手引き策定懇談会に諮り、審議していただいております。

手引きは、本市人間基礎教育の考え方を踏まえ、就学前の時期に子どもたちに伝えたい、身につけさせたい豊かな心、健やかな体、学ぶ力、それとつながる力を目指す子ども像として設定いたしております。

保育・教育内容の項では、0歳から5歳、小学校1年生の年齢別の発達の特徴、目標とする子どもの姿、目指す子ども像に向けてどのような環境設定、援助をすべきなのか、保護者との連携や地域とのかかわりについて。また、小学校との連携の項では、

現在の保・幼・小の連携した取り組みの一層の充実のほか、小学校生活にスムーズに入れるよう、小学校の生活の紹介なども盛り込んでまいります。

家庭・地域の連携の項では、家庭や保護者としての役割のほか、PTA活動やこども会活動など、地域の方が就学前の子どもたちにできることや、保育所、幼稚園、小学校と地域が連携した取り組みなどについて記述してまいります。

手引きについては今年度中に作成し、公私立の区分なく、市内の保育所、幼稚園、小学校において、就学前教育の充実と就学前教育から義務教育への円滑な接続を図るための指針として活用してまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 森西議員。

○森西正議員 それでは、2回目の質問をさせていただきますけれども、旧ふれあいルーム跡地についてですけれども、今回、参加事業者の応募がありませんでしたが、今後についてはどのように考えているのか、福祉施設の建設という条件に変わりはないのか、お聞きをします。

続いて、公設民営のせつつ桜苑についてですが、介護保険制度が定着した現状では公設の意義は薄れているという見解でありますけれども、公設民営のせつつ桜苑は、民間の施設と比較して財政面や管理運営の点でどのような課題があるのか、お聞きをします。

続いて、正雀三丁目、四丁目の道路補修についてですけれども、舗装の経年変化により老朽化が著しいことを承知されているならば、正雀三丁目、四丁目の道路補修をどのように取り組んでいくのか、私道ではありますけれども、早急に補修の方針を定めるべきだと考えますが、見解をお聞きし

ます。

続いて、企業立地等促進条例のPRについてですけれども、上村議員もおっしゃっておられましたけれども、本市は法人市民税や固定資産税の税収割合が高い自治体であります。平成18年度の法人市民税は27億9,000万円、市税のうち法人市民税の割合は14.8%でありました。平成19年度は29億4,000万円、14.8%、平成20年度は28億2,000万円、14.2%、平成21年度は15億円、8.2%、平成22年度は16億8,000万円、8.9%と、法人市民税は減収し、市税のうち法人市民税の割合も減少しております。法人市民税を増収させるためには、他市から摂津市に本社並びに事業所を転入していただくことを考えなければならないというふうに思うんですけれども、今の答弁では、PRを市内中心に行っているということですが、市内だけでなく市外からの企業の新たな誘致につなげるためには、市外への情報発信が重要であると考えますが、見解をお聞きします。

続いて、就学前教育実践の手引きについてですが、第4次総合計画の「みずから学び、みずから考えることのできる子どもをはぐくむまちにします」の政策、「就学前教育が充実したまちにします」の施策の実現している姿を確認する指標において、就学前教育実践の手引きの活用が記載されていますが、手引きをどのように活用していく考えなのか、お聞きをします。保育所や幼稚園に通っていない子どもの保護者を含めたすべての子育て家庭に対してどのように活用していくお考えなのか、お聞きをしたいというふうに思います。

以上、2回目です。

○嶋野浩一朗議長 それでは、2回目の答弁

をお願いいたします。総務部長。

○有山総務部長 今後、どのように売却についての条件変更があるのか、違った売却方法にするのかというお問い合わせについて答弁させていただきます。

本年度、この土地の売却については予算計上しております。その関係から、今年度中の売却という方針は変わりません。再度の入札実施により売却を図りますが、今回、応募がなかったことから、福祉施設の建設という条件については今後見直してまいりたいというふうに考えております。どのような条件を付して売却するのかということを検討し、年度内に売却を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○嶋野浩一朗議長 保健福祉部長。

○福永保健福祉部長 公設民営の施設と民間施設と比較して、財政面、運営面での差についてのご質問でございますが、せつつ桜苑の委託費用につきましては、利用者数と介護報酬単価などから積算した委託料を法人に支出し、実績に応じて市に入ってきた介護報酬と利用者負担の収入と同額になるように精算をいたしております。その上で覚書を交わし、減価償却費相当として年間1,100万円と設定しております。

市は、施設整備に係ります起債の返済を介護報酬などの収入とは別に一般財源で行っております。民間法人が直接施設整備を行った場合は、借入金の返済も介護報酬などを財源として行うこととなりますが、せつつ桜苑では、その部分を運営体制の充実に図るために活用していただいている現状でございます。

管理運営面では、施設管理や介護報酬に係る事務などについて、市と施設の双方で行うなど一部非効率な部分もございます。また、今後、都道府県にある指導監査権限

が市に移譲されることが想定されておりますが、公設施設については管理運営を行う者と指導監査を行う者が同一となるという状況が生じてまいります。このようなことから、せつつ桜苑につきましては、今後の施設運営のあり方について検討を重ねるところでございます。

○嶋野浩一朗議長 土木下水道部長。

○藤井土木下水道部長 正雀三丁目、四丁目の道路補修についての2回目のご質問にお答えいたします。

舗装工事計画をとのことでございますが、私道の工事を行うには、まず舗装工事などの要望をされた方々に私道を所有する権利者から道路工事の承諾を得ていただくことが大原則となります。しかしながら、私道が築造されて長い年月が経過することから、私道の所有権者の所在がつかめないことや、所有権者が複数であったこともあり、工事の承諾をとれない場合がほとんどで、舗装工事などに着手していない状況でございます。また、過去には、市民の方に喜ばれると思ひまして、私道の舗装工事を実施しましたところ、土地の所有者から「だれの土地や思ってんねん。市や思って勝手なことをするな」と、強い口調で怒られた経緯もあります。現状としましては、ご指摘のとおり、急激に変化する道路環境を改善するためには早期の道路補修が必要と考えているところでございますので、今後の私道の舗装・補修工事などのあり方について考えてまいりたいと思ひます。

○嶋野浩一朗議長 生活環境部長。

○杉本生活環境部長 市外への情報発信についてのご質問にお答えをいたします。

本条例についての市外企業への情報発信は重要と考えておりまして、今年度からは大阪府企業誘致推進センターと連携を図る

とともに、産業集積促進市町村連携会議へも参画し、府下自治体の情報収集等を行うほか、大阪市に隣接し、国土軸に近く、物流面やものづくりの企業の集積による本市の持つ優位性について発信をしてまいりたいと考えております。

また、今後の展開といたしましては、経済産業省のサポート機関である工場立地相談窓口と連携を密にしながら、進出を検討している企業に対し、タイムリーに情報が提供できるよう一層のPRに努めてまいります。

○嶋野浩一朗議長 教育次長。

○馬場教育次長 就学前教育実践の手引きの活用及び保育所や幼稚園に子どもを通わせていない在宅の保護者へのフォローについての質問にお答えいたします。

就学前教育実践の手引きは、小学校教育との接続を踏まえ、乳幼児期の子どもの生きる力の基礎を培うために、発達や学びの連続性を考慮しながら、0歳児から小学校1年生までの発達に応じて経験させたいことや伝えたいことを盛り込んでおります。手引きの策定は、就学前教育実践の手引き策定懇談会を設置し、公立の保育所及び幼稚園代表などに参加していただいております。そのようなことから、手引きは、市内の就学前教育にかかわる公立の保育所、幼稚園において、摂津市の就学前教育の指針として活用していただきたいと考えております。また、併せて作成します家庭版につきましても、保育所、幼稚園在席児の保護者だけでなく、すべての保護者に行き渡るよう、各種乳幼児健診や在宅乳幼児と保護者を対象としましたつどいの広場などの機会に、関係機関と連携も図りながら多くの方に広く配布し、啓発をしてまいりたいと考えております。

就学前教育の充実には公立・私立の区別はなく、関係者がつながり、情報交換し、共有することが重要であることから、次年度以降も就学前教育の手引きの策定懇談会において、引き続き情報交換会や合同研修会の開催、先進事例紹介などを行い、より一層の活用を目指し、オール摂津で就学前教育の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 森西議員。

○森西正議員 それでは、3回目の質問をさせていただきます。

旧ふれあいルーム跡地についてでございますけれども、福祉施設の建設という条件につきましても見直しを含めて検討していくという答弁でありましたけれども、私は、福祉施設の建設という条件に反対ではありません。しかし、第4期せつつ高齢者ががやきプランにおいては、介護老人福祉施設や介護老人保健施設などの介護保険施設の整備計画はなく、小規模多機能型居宅介護施設を安威川以北に1か所整備を行うという計画のみであります。第2期障害福祉計画において、障害者施設の整備計画も示されておられません。せつつすこやか子育てプランにおいて、保育所整備計画も示されておられません。福祉施設の建設という条件と市のさまざまな福祉計画との整合がなされていないと思いますけれども、参加しようとする事業者は、保育園ならば保育連盟、介護保険施設ならば介護保険事業者連絡会や他の施設との協議・調整を図らなければなりませんし、府との協議、資金調達などで金融機関とも協議しなければなりません。

副市長にもう一度聞きます。スケジュールに問題はなかったのか、今回、市が計画していない福祉施設の応募が提出されていたならば決定を考えていたのか、第4期高

高齢者がやきプランと第2期障害福祉計画は、平成21年度から平成23年度までを計画期間としていることから、平成24年度からの第5期高齢者がやきプラン、第3期障害福祉計画に盛り込んでいくという考えなのか、お聞きします。今後の検討について、もう少し具体的にご答弁をいただきたいと思えます。

続きまして、公設民営のせつつ桜苑についてですけれども、せつつ桜苑の総建設事業費は19億4,410万円、うち国庫負担補助は3億9,164万円、うち府負担補助が2億2,403万円、うち市の起債が13億2,680万円であります。老人福祉センター面積28.6%を除く71.4%が社会福祉法人成光苑の委託面積としますと、市の起債13億2,680万円のうち71.4%の9億4,733万円が成光苑の委託分となります。9億4,733万円というのは元金でありますから、利息が3億2,018万円、元金と利息を合わせますと12億7,351万円。せつつ桜苑の市債に当たる費用は、民間の介護保険施設ならば、民間施設を運営する法人の自主財源や、法人が借り入れ、返済をしていきます。費用負担のあり方には課題があり、公設民営のあり方を見直し、民間法人に施設を譲渡するなどの検討が必要であるという答弁ですが、未償還元金はいまだ3億2,623万円あり、この点をどうするのか、公開入札を考えていくのか、いつまでに結論を出すのか、副市長にお聞きします。

続いて、正雀三丁目、四丁目の道路補修についてですが、平成22年度決算後における平成29年度までの中期財政見通しでは、吹田操車場跡地活用事業、千里丘三島線道路改良事業、阪急正雀駅前道路改良事業、千里丘駅西口エレベーター設置事業、

新在家鳥飼上線整備事業、リサイクルプラザ再整備事業、橋梁延命化事業、防災無線整備事業、消防資機材整備事業、義務教育施設耐震補強事業、中学校給食事業、主要公共施設耐震事業等を見込まれていますけれども、市民図書館の外壁まぐさの崩落や別府小学校校舎のひさし部、仕上げモルタル落下などが経年劣化などにより発生し、本議会や文教常任委員会でも議論となりました。

先日の文教常任委員会協議会にて、摂津市教育施設劣化調査を行っていくという報告がありましたが、調査報告によれば、多額の修繕費用がかかってくることも危惧されます。教育施設の外壁の劣化状況を調査し、計画を立てて補修計画書を構築するというものでありましたが、市民の安心のためには、道路整備においても計画を立てて改修を進めていくべきだと考えます。東別府の相生住宅の問題は解決いたしました。正雀三丁目、四丁目だけでなく、千里丘四丁目、五丁目、千里丘東四丁目、別府二丁目など市域全域の問題でもあります。今後、私道の舗装・補修工事などのあり方について研究を行っていきたいということですが、市域全体になりますと多額の費用がかかりますので、市が認定している市道、管理している法定外道路、そして個人が所有する私道の改修の年次計画を作成すべきだと考えますが、副市長に見解をお聞きします。

続きまして、企業立地等促進条例のPRについてですが、市外へのPRとしては、大阪府企業誘致推進センターとの連絡や、今後、経済産業省のサポート機関との連絡を密にするということですが、行政機関ではなく経済機関を利用しなければならないと思えますし、マスコミも利用すべきだと

思います。企業立地等促進条例は、全国や全世界の企業に認知してもらわなければなりませんし、摂津市の企業立地等促進条例を活用しようということには認知してもらわなければならないわけですから、経済団体連合会、経営者団体連盟、経済同友会、商工会議所や業界団体など、摂津市はもとより大阪府、関西、全国へのPRや経済や産業の産業新聞に掲載していただくことが必要だと思いますけれども、見解をお聞きます。

続いて、就学前教育実践の手引きについてですけれども、第4次総合計画では、就学前教育実践の手引きを活用している保育所、幼稚園、小学校の数が、平成32年度の目標値として17か所と示されています。これは、小学校、公立保育所、公立幼稚園で17か所と考えていいですか。私立保育園、私立幼稚園は17か所に入っていないと思いますが、施策を実現するための役割で、「事業者の役割として、私立保育園、幼稚園は、市と協働して就学前教育の充実に取り組みます」と示されています。答弁では、公私立の区分なく保育所、幼稚園、小学校に活用していくと考えているということですが、目標値と矛盾をいたします。これは総合計画の記載の間違いなのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

以前から見ていると、教育委員会は公立の保育所、幼稚園をまず先に考え、民間の保育園、幼稚園を次に考えているように思えてなりません。公立よりも私立に通っている子どもたちの数が圧倒的に多いにもかかわらず、その点について見解を求めます。

学力向上、体力向上の課題も、就学前教育が充実され、確かな実践が行われるならば、子どもたちが小学生、中学生になった

ときに、確かな学力、豊かな心、健康・体力の生きる力を自主的に身につけるようになると思います。当然、義務教育充実は大切であります。私はそれ以上に就学前教育のほうが大切であると思います。しかしながら、核家族や離婚により、ひとり親家庭が大変多く、祖父母、両親、孫が同居する3世代家族が少なく、今、保護者は、子どもを独学で、多分こうだろう、恐らくこうだろうというしつけや教育をしているのではないかと思います。その点はどのように考えていますか。

保育所、幼稚園の職員から、人間基礎教育や就学前教育を、保護者や子どもたちに対する教育を進めていただくようにしなければならぬというふうに思います。また、保育所、幼稚園で就学前教育実践の手引きどおりの教育を進めているかどうかのチェックをしていかなければならないと思いますし、手引きどおり進めていない保育所、幼稚園、そして職員には市からの指導も必要だろうと思います。見解をお聞きます。

保育所、幼稚園在園保護者だけでなく、すべての保護者に行き渡るように配布・啓発していくということですが、どのように家庭で活用され、実践していただくように向けていくのか、お聞きをします。

以上で3回目の質問を終わり、答弁を求めます。

○嶋野浩一朗議長 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

それでは、答弁を求めます。生活環境部長。

○杉本生活環境部長 さらなる企業立地等促進条例の周知についてのご質問にお答えをいたします。

本市が企業立地のための条例を定めて支

援策を行っている自治体であることの発信については、先ほどご答弁申し上げたとおり、積極的に進めてまいりたいと認識しておるところでございます。

ただ、一摂津市が情報発信ということになりましても限度があろうかと思えます。ライバルではございますけども、近隣の茨木市や吹田市、また高槻市等もこういう同様の条例を行っておられますので、こういった大阪府北部という固まりの中で全国的なPRができないか研究を進めてまいりたいと思っております。他市との連携も含めて考え、その中で本市を選んでいただけるように努力をしていきたいと考えております。

また、マスコミというお話もございましたけども、6月にもやはりそのような考え方で、日刊工業新聞に企業の誘致策ということで大阪府北部が取り上げられ、また本市も取り上げていただいておりますが、この中でも、やはり大阪府北部全体を見た中での誘致策ということを経済記者の視点から述べておられますので、こういった点も含め、市外への情報発信をいかにしていくか研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○嶋野浩一朗議長 教育次長。

○馬場教育次長 3回目のご質問の中で、まず、以前、教育委員会は公立の幼稚園を考え、保育所とか私立の分について目が行き届いていないのではないかとご指摘をいただきましたが、実はそのことが、私どもが今回この4月に次世代育成部をつくった一つの考え方でもございます。制度上、私ども教育委員会に与えられている権能は教育という部分に限られておりますので、以前はどうしても小中学校、幼稚園を私どもの守備範囲として行政を行ってまいりま

した。しかし、その中で、今、森西議員がご指摘いただきましたように、小学校の問題は、それ以前の就学前のしつけといいますか、そういった部分が非常にかかわる問題、家庭学習の問題であるとか、生活規律の問題であるとか、そういったことが小学校1年に入ったときのいろんな諸問題にかかわってくると、そういう認識を深めました。

そうした中で、私どもは、市長部局のほうと1年間話し合いをいたしまして、この4月に市長部局の子ども育成の担当部局を市長部局から教育委員会に補助執行という形で権限を預けていただきまして、今般、義務教育と就学前教育、そして、その中には当然幼稚園と保育所、それと、今までは教育委員会といえども、私立の幼稚園につきましても、これは直接は大阪府の権能でございますので、私どもに権限はございませんでした。そういうことで、どうしても私どもとしては少し私立のほうに距離があるというふうな形で行政を行ってまいりましたが、やはり摂津市で生まれた子どもたちは、いずれにしても公立の摂津市の小学校にそのほとんどが入ってくるということにおきましては、公私のそういった枠を外して、私立の保育所、幼稚園とも協力していかなければならないだろうと、そういう考えのもと、この4月に次世代育成部をつくらせていただきまして、小中一貫教育並びにその義務教育の基礎をつくる幼稚園、保育所の就学前教育も一体的に取り組みせていただく、そういう体制をつくらせていただいたということで、ぜひご理解をお願いしたいと思います。

その中で、今回の就学前教育の手引きをつくるに当たりまして、まず総合計画との整合性ということでございます。総合計画

の133ページ、34ページに「就学前教育が充実したまちにします」という形で基本計画をつくらせていただきました。森西議員がご指摘いただきましたように、目標値として、実践している姿を確認する指標といたしまして、就学前教育の手引きを活用している保育所、幼稚園、小学校の数を目標年度の平成32年に17か所といたしておりますが、これは、ご指摘いただきましたように、すべて公立の数でございます。

今回の総合計画は、「市民との協働」ということをキーワードに、今までの行政が担った分以外に、この計画書の中にも市民の役割、そして事業所の役割という項目を大きく作りまして、そこに市民の役割、事業所、すなわち今回のこの就学前であれば、私どもは私立の保育所、幼稚園ということだと考えまして、その事業所の役割のところ「私立の保育所、幼稚園は、市と協働して就学前教育の充実に取り組みます」という表現をさせていただきました。そして、私立の幼稚園、保育所につきましては、こういった形の事業者として、市と協働して就学前教育の充実に取り組んでいただきたいために、今回、就学前教育実践の手引きの策定懇談会にも公私立の幼稚園、保育所の代表に役員として参画していただきました。作成した手引きにつきましても、当然、公私立かわりなく、すべての就学前の施設で活用していただければと考えております。

それと、今現在の子育て世代の状況についてもお話がありました。まさにそういったことが、今日的な子育ての若いお母さん、お父さんの悩みだと私たちも思っております。だからこそ、保護者のニーズに応じたきめ細かな子育て施策が必要だと考えております。引き続き、私どもは次世代育成部

となりまして、保育所、幼稚園も担当しましたので、子育て講座や子育ての相談、そして在宅の方のためのつどいの広場などの充実を図ってまいりたいと考えております。

保育所、幼稚園の保育、教育の基準は、基本的には国が定めました保育所保育指針、これは厚生労働省が定めております。また、文部科学省は幼稚園教育要領を定めております。したがって、私立・公立にかかわらず、この二つの指針、要項に基づいて、それぞれの施設で責任持って教育をしていただいております。

そして、この手引きの役割ですが、この手引きは、保育・教育の実践がより豊かになることを目指して、それぞれの保育所、幼稚園の保育の一つのモデルとして私どもは提案するために作成したいと考えております。作成した後におきましても、現在、懇談会で委員としてなっている各代表の方々に、引き続きそのフォローをしていただくために24年度も役員として残っていただき、それぞれの幼稚園や保育所などでの活用事例や先進事例の紹介をするなどして情報を共有し、効果的な活用となるようフォローしてまいりたいと、そのように考えております。そして、家庭に配る家庭版につきましても、先ほども申し上げましたが、各種乳幼児健診や親子ランドなどに多くの方が集まる機会がございますので、そういう機会を通して配布し、その内容に説明もさせていただくなどして、多くの家庭でそれらが実践できるような形で使っていただければと、私たちも配布・啓発に努めたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○嶋野浩一朗議長 副市長。

○小野副市長 ふれあいルーム跡地の今後の検討についての中身でございますが、まず、

スケジュールの問題でどうだったかということなのですが、これは、ご承知のとおり、もともとみやげ幼稚園、そして福祉会館廃館後の代替施設ということで、ふれあいルームということで、今日までこの議会でも、また委員会でも、また個人的に議員各位からいろんな提案なり意見もいただいてまいりました。そういう中で、このふれあいルームは、この5月と6月に部長のほうから地元のほうに理解を求めたと。確かに出したのは10月ですから、それまでの間のことを言っておられるかもわかりませんが、その間にも、例えば、そのときに財政担当としては、不動産売上収入で6.2億円を当初組んでおりましたから、少しでも高くという形を思っておったと思います。ただ、これまでの議会の議論の中で聞いておりましたが、市長なり我々は、ただ単にそれだけでいいのかどうかと、高く売るだけでいいのかどうかという議論は相当いたしました。そして、また地元のほうにも入らせました。そういった中で集約は、今、森西議員が言われているような第5期のががやきプランとの整合性というご指摘で、私たちは、あのときは、例えば民間保育所の誘致がもしもできるならば、地域の定住という子育て、待機児童の問題等々から、それも一つの考え方の中にあってもいいのではないかということの中で福祉という形を一つ出して、地元のほうにも同意を求めていくという形で出したものでございました。

それで、今後のかがやきプランなり障害者の福祉計画の問題を言っておられますが、私も当初そういう考え方を持っておりましたので、私は今、議員のほうからご指摘のあった部分で、次の段階でこの議論を否定するものではございません。ただ、第5期も24年度から26年度までの中で考えて

まいりますから、それを全く無視する、それであれば、今、担当は何を考えておるのかということは聞いてみたいと思うんです。それで、今後の出し方としては、やはり6.2億円出しておりますので、一つの考え方、一つの視点に持っておりますのは、例えば、これから野々団地の跡地、鯉生野団地の跡地の売却、また活用等を考えたときに、一つこれはモデルというふうを考えるのであれば、行政が出すものですから、例えば30坪、100平米というような考え方を持っていいのではないかということは思っております。また、地域のほうから防災空地を少しでもというようなことも聞いておるのは聞いていますから、その辺のところは十分考えながら今後の形としてやってまいりたいなというふうに思っております。

それから、2点目の桜苑でございますが、これは平成9年にオープンいたしまして来年で15年になってまいります。それで、この問題につきましては、先ほど部長のほうから言いましたように、介護保険制度が定着した段階では、いわゆる公設の意義が薄れたというふうに言っております。府下的には、公設民営は府下43市町村でただ摂津市1市のみになったのではないかとこのふうには思っております。

それで、今後の形といたしましては、こういうふうを考えます。現在、指定管理者の検討委員会を持っております。これは、シルバーであったり、それから都市開発、管理公社はじめ7団体の問題を議論しております。この指針を23年度末までには提言いただきたいというふうに今考えております。外部委員もその方向で了解してもらっております。それで、今後、3年間でするので、25年度までの3か年間で、この指

定管理者問題も、過去、大山鳴動してというような議論もいただきました。何をしておったのかと。そういたしますと、23年度にその提言をもらって、いわゆる指針を24年度につくるといふふうに言っていますが、私は指針じゃなくて制度設計をせなあかんというふうに思っております。制度設計をした上で、今後、その7団体の部分の指定管理を移すのか、内部改革でいくものは内部改革でいくのかということを考えなきゃならない。そのときに、この桜苑問題も同時並行的に24年度に制度設計をして議会にお示しをしなければ、今、市内の社福法人に手を挙げていただけますかという公募をするにしても、また時間がないということになりますので、私は、一定の方向性は、今その方向性の中で介護保険制度も入っておりますから、これはひとつ民でお願いをしたいというふうに考えております。その際に、建物についての補助金がございますので、これは有償にした場合と無償がありますから、この整理と、それから土地の場合は売り払うのか貸与するのか、そして、我々が持っている起債の残金はどう考えるのかということは、全体像を明らかにして、私は、24年度に指定管理者問題の7団体問題と併せて、これは外郭団体ではありませんが、一つの方向性を出して、できるだけ早く議会との議論に付したいというふうに今考えるところでございます。

それと、もう1点の道路の私道問題であります。ご承知のように、きょうの議論を聞いておりましたも、この10月に中期財政見直しを出しました。それで、学校耐震も当初は10年ぐらいと考えておったと思います。しかし、他市の近隣各市は大体四、五年で動く。なれば、学校の安全・安心、児童・生徒の安全・安心は、

これはどこの市も苦しいんだからというときに、今回のこの学校の問題が起きました。それから、もう一つは、24年度予算でお願いせなあかんのは、いよいよ新館といますか、あの部分、これがやはり災害が起こったときの一番メインでございますから、その問題とか、いろんな問題を考えなければならない。そういうときに、私どもは、まずいつも市長査定で担当に聞くのは、市道の補修をできるだけ早くやってほしいということは毎年聞いております。私は、まずは優先すべきは市道であります。そして、部長が言いましたように、私道については、やはりその私道の位置とか所有者であるとか工事の承諾とかいろいろありますし、それが非常に危険なところ、接道部分として非常に市民の安心・安全、児童・生徒の安心・安全とか、緊急の場合であればどうか、私はそのことを見た上で一応検討させたいと思っております。基本的には、やはり市道がまず何としても先に一歩二歩進めるべきもの、そして、私道については、その中身を精査した中で担当のほうで整理をさせてみたいというふうに考えているところでございます。

○嶋野浩一朗議長 森西議員の質問が終わりました。

お諮りします。

本日はこれで延会することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで延会します。

(午後5時10分 延会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長 嶋野 浩一朗

摂津市議会議員 上村 高義

摂津市議会議員 森内 一蔵

摂津市議会継続会会議録

平成23年12月14日

(第3日)

平成23年第4回摂津市議会定例会継続会会議録

平成23年12月14日(水曜日)
午前10時 開議場
摂津市議会

1 出席議員 (21名)

1 番	村上英明	3 番	大澤千恵子
4 番	野原修	5 番	川端福江
6 番	藤浦雅彦	7 番	南野直司
8 番	渡辺慎吾	9 番	三宅秀明
10 番	上村高義	11 番	森内一蔵
12 番	山本靖一	13 番	弘豊
14 番	山崎雅数	15 番	木村勝彦
16 番	森西正	17 番	嶋野浩一朗
18 番	柴田繁勝	19 番	三好義治
20 番	原田平	21 番	安藤薫
22 番	野口博		

1 欠席議員 (1名)

2 番 本保加津枝

1 地方自治法第121条による出席者

市長	森山一正	副市長	小野吉孝
教育長	和島剛	市長公室長兼 会計管理者	乾富治
総務部長	有山泉	生活環境部長	杉本正彦
保健福祉部長	福永富美子	都市整備部長	小山和重
土木下水道部長	藤井義己	教育委員会 教育次長兼 次世代育成部長	馬場博
教育委員会 教育総務部長	登阪弘	教育委員会 生涯学習部長	宮部善隆
水道部長	宮川茂行	消防長	北居一

1 出席した議会事務局職員

事務局長	寺本敏彦	事務局次長	藤井智哉
事務局総括参与	野杵雄三		

1 議 事 日 程

- 1,
 - 一般質問
弘 豊 議員
南 野 直 司 議員
藤 浦 雅 彦 議員
原 田 平 議員
 - 2, 議 案 第 4 6 号 平成 2 3 年度 摂津市 一般会計 補正 予算 (第 3 号)
議 案 第 4 7 号 平成 2 3 年度 摂津市 水道事業 会計 補正 予算 (第 2 号)
議 案 第 4 8 号 平成 2 3 年度 摂津市 国民健康 保険 特別 会計 補正 予算 (第 3 号)
議 案 第 4 9 号 平成 2 3 年度 摂津市 公共 下水道 事業 特別 会計 補正 予算 (第 2 号)
議 案 第 5 0 号 平成 2 3 年度 摂津市 介護 保険 特別 会計 補正 予算 (第 2 号)
議 案 第 5 1 号 平成 2 3 年度 摂津市 後期 高齢 者 医療 特別 会計 補正 予算 (第 1 号)
議 案 第 5 3 号 摂津市 立 地域 福祉 活動 支援 センター 条例 制定 の 件
議 案 第 5 4 号 摂津市 税 条例 の 一部 を 改正 する 条例 制定 の 件
議 案 第 5 5 号 摂津市 手数料 条例 の 一部 を 改正 する 条例 制定 の 件
議 案 第 5 6 号 摂津市 営 住宅 条例 の 一部 を 改正 する 条例 制定 の 件
 - 3, 議 会 議 案 第 1 6 号 サイバー 攻撃 ・ 情報 保全 対策 に 関 する 意 見 書 の 件
議 会 議 案 第 1 7 号 A P E C で の T P P 交 渉 参 加 表 明 に 関 する 意 見 書 の 件
議 会 議 案 第 1 8 号 防 災 会 議 に 女 性 の 視 点 を 取 り 入 れ る こ と を 求 め る 意 見 書 の 件
-

- 1 本日の会議に付した事件
日程 1 から 日程 3 まで

(午前10時 開議)

○嶋野浩一朗議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、山本議員及び弘議員を指名します。

日程1、一般質問を行います。

順次質問を許可します。

弘議員。

(弘豊議員 登壇)

○弘豊議員 それでは、一般質問を行います。

最初に、「第5期介護保険事業計画」の策定について伺います。

介護保険は、今年で開始から12年目を迎え、この間、来年度以降の制度の抜本見直しが議論されてきました。高過ぎる保険料と利用者負担、深刻な施設不足、実態を反映しない介護認定や利用限度額によって利用できる介護が制限されるなど、多くの問題が開始当時から指摘されてきましたが、全国で14万人を超す特別養護老人ホームの待機者、介護を理由にした離職者が毎年10万人を超し、後を絶たない高齢者虐待や介護心中、こうしたニュースの報道がその深刻さを物語っています。

うたい文句であった「介護の社会化」とはほど遠い実態があるにもかかわらず、6月に成立した改定介護保険法は、問題の解決には手をつけず、今後、行われようとしている税と社会保障一体改革で、さらなる利用者負担を押しつけようとしています。

そのような中で、本市でもつくられる第5期事業計画かがやきプランについてですが、現時点での方向性をどのように考えておられるのか、策定の見通し、地域ニーズ調査の結果などを踏まえての計画の内容についてお聞かせください。また、保険料改定についてはどのように想定されているか、答弁を求めます。

次に、正雀駅前マンション建設に関わる工事車両の通行状況と安全対策についてです。

今年の秋口から始まり、再来年の春に完成予定で14階建てマンションの建設工事が行われています。これに伴って工事車両の通行が相次ぎますが、正雀駅前地域は、ただでさえ道路幅が狭く、人や車両の動線が入り組んでいて、安全対策と道路整備が求められてきた地域です。とりわけ、この工事が始まってから、たびたび府道正雀一津屋線から駅前に進入する一方通行の角で特殊大型車が曲がり切れず、何度も切り返しをし、立ち往生していると聞きます。道路管理者である市の役割として、業者にどのように指導がなされているのか、また、近隣市民から不安や不満の声が寄せられているかと思いますが、どのように対応しているのか、お聞かせください。

三つ目は、摂津市駅北側、境川堤防の整備について伺います。

この境川の堤防ですが、千里丘東3丁目側は彩りの道として整備されています。一方、阪急摂津市駅から千里丘東4丁目側に出た正面のグランドハイツに面する土手は、この間、通行どめがされたままで、夏場は草が伸び放題という時期もあり、改善が必要だと考えます。整備が進まない理由はなぜか、今後の方向性はどのように考えているのか、お聞かせください。

最後に、南千里丘まちづくりと周辺商店の状況について伺います。

阪急の摂津市駅開業から、もうじき2年がたとうとしています。コミュニティプラザを利用する市民やマンションの入居者も徐々に増え、10月には新たにスーパーマーケットがオープンしました。新しいまちづくりの中で、人の流れの変化と合わせて

周辺の事業者の状況にもさまざまな変化が生じていると見受けられますが、市のほうでつかんでいるこのまちづくりの影響などについて聞かせていただきたいと思います。

以上で1回目の質問とします。

○嶋野浩一朗議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

(福永保健福祉部長 登壇)

○福永保健福祉部長 第5期介護保険事業計画策定についてのご質問にお答えします。

高齢社会がますます進展する中で、身近な地域での見守りや支え合いの体制をより一層推進することが求められており、このような状況や、これまでの本市の高齢者施策の進捗などを踏まえ、いつまでも活動的で元気に暮らせるまち摂津を目指して、今年度末をめどに、現在、第5期せつつ高齢者かがやきプランの策定に取り組んでおります。策定に当たりましては、今年度、50歳以上の市民を対象とした市民意向調査や、介護者へのヒアリング、ケアマネージャーを対象としたアンケート調査などを実施し、また、昨年実施しましたひとり暮らし高齢者・認知症高齢者実態把握調査の結果などを基礎資料といたしました。また、幅広い関係者の参画により、さまざまな視点からの検討を行うため、公募市民をはじめ、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、事業者代表などから構成されたせつつ高齢者かがやきプラン推進会議において議論を進めながら策定しております。

その内容につきましては、現時点では素案の段階ではございますが、介護保険制度の持続性を確保しつつ、介護予防と健康づくりの推進や認知症高齢者への支援を重点施策とした計画とすることとしており、国が示しております介護予防・日常生活支援総合事業の導入につきましては、従来の予

防給付と地域支援事業及び一般施策による福祉サービスへの影響を考慮して、動向を見守ることといたします。

保険料の改定につきましては、大阪府内の保険者の11月末時点での試算を集計しましたところ、最高5,900円台から最低4,300円台まで幅がある中で、本市は41保険者中、低いほうから18番目で、ほぼ中間の位置にあります。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 土木下水道部長。

(藤井土木下水道部長 登壇)

○藤井土木下水道部長 正雀駅前マンション建設に関わる工事車両の通行状況と安全対策についてのご質問にお答えします。

車両制限令に定める幅2.5メートル、長さ12メートル、高さ3.8メートル、積み荷を含む総重量20トンを超える特殊車両が道路を通行しようとする場合は、その道路の管理者に申請して、特殊車両通行の許可を受ける必要がございます。今回の駅前マンション建設に関わる特殊車両の本市が管理する道路の通行には、それぞれの運送会社からの許可申請を受け付けた国道事務所や政令指定都市から本市への照会が行われ、本市では、道路状況を踏まえて通行の条件を回答し、国道事務所などでは、それを審査し、許可がなされております。

今回のマンション工事につきましては、平成23年8月15日から11月18日までの間で10件の照会がございました。本市では、通行の条件を通行車両の前後に誘導車両を配置することとしていたしましたが、地元自治会、施工業者、本市とで事前に協議を行い、地域住民や通行の安全確保を優先するため、マンション建設現場まで誘導員にて誘導するという通行条件に変更しております。

また、自治会役員と現場立ち会いを行い、各交差点部に交通誘導員を配置し、通行の安全を確保するための誘導を行うよう業者に指導するなど、安全第一の対策を確認してまいったところでございます。併せまして、施工業者には、自治会や住民の十分な理解をいただき工事に着手するよう求めてきたところでございます。

なお、8月29日に開発者による自治会役員様への説明会、9月1日には施工業者による説明会をそれぞれ開催されたと聞いております。9月6日には特殊車両の通行に対して本市地元役員が安全確認を行っております。10月14日に再度特殊車両の通行時に安全性を確認してきたところでございます。

○嶋野浩一朗議長 都市整備部長。

(小山都市整備部長 登壇)

○小山都市整備部長 摂津市駅北側、境川堤防の整備、緑化についてのご質問にお答えします。

ご質問の境川堤防につきましては、摂津市駅開業以前は大阪府が管理を行ってまいりました。摂津市駅開業に当たり、不法駐輪が懸念されましたので、大阪府に対し、対策を講じるよう要請を行いましたが、大阪府は、財政面などを理由に対応が困難との回答でありました。その回答を受けまして、地域の生活環境なども考慮する観点から、市独自の対策を講じる必要があると判断し、本市が大阪府から河川占用することで不法駐輪禁止区域の設定を行うことが可能となります。今後、河川敷の整備も含め、正式な占用の条件を整えていかなければならないものと考えております。河川敷の通行どめの措置につきましては、不法駐輪対策と併せ、現在の転落防止柵が設置基準の高さを下回り、安全性が確保されない状況であ

りますので、安全対策上、閉鎖措置をさせていただいているところであります。

グランドハイツ横の境川堤防敷の整備につきましては、駐輪場の使用状況や不法駐輪の現状を見た中で、堤防敷の整備を行う計画であったため、きょうまで新駅設置後の地域の状況を見きわめてまいったところでございます。そのため、具体的な検討をいたしてはおりませんが、危惧いたしてまいりました駅周辺での不法駐輪などもほとんどなく、さらに公共駐輪場も足りている状況でありますことから、現段階では緑を基本とした整備を考えております。また、整備に当たっての技術的な測量、設計及び簡易な施工などにおいては、若手技術職員のスキルアップの面からも、直営で取り組みも考えてまいりたいと思っております。

今後、堤防敷を開放するための条件を整えることが必要と考えており、その最優先の対策として、転落防止柵を安全基準に合うよう取り替えなければならないと考えております。ただ、財政的な支出も伴いますので、本市の財政状況を勘案しながら実施時期を検討してまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 生活環境部長。

(杉本生活環境部長 登壇)

○杉本生活環境部長 昨年に阪急摂津市駅前の新しいまちがオープンし、現在ではスーパーマーケット、近隣にはドラッグストアやコンビニが営業を始め、コミュニティプラザ内のレストランがこの8日に開店するなど、徐々にではありますが商業施設の充実が進んでおります。隣接する商店街の会員の方からは、現時点での来客の状況に特に大きな変化はないとの声をいただいておりますが、今後の状況の変化には十分注意を払ってまいりたいと考えております。一

方、スーパーマーケットの営業開始により、地域住民の利便は向上し、高齢者等の日常の買い物については非常に便利になったというような声も伺っております。

本市は、昨年11月に通行量調査を行っておりますが、南千里丘のまちびらきに合わせて、当該地区の2地点を追加し、調査をいたしております。この2地点は、今後のまちの発展とともに人の流れの変化が注目される地点でもあり、これからも通行量の調査を継続し、人の流れ等の状況把握に努めてまいりたいと考えております。また、高層マンション等の建設も予定されているようございますので、地域の人口が今後増加することが考えられますので、スーパーマーケットやコンビニ等の商業者をはじめ、商工会や商店会などと連携し、地元での購買をお願いできるような方策を探ってまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 弘議員。

○弘豊議員 それでは、2回目の質問を行います。

第5期介護保険事業計画についてですが、新たな法改定では、市の判断で要支援者を保険対象と区別する総合事業の導入や、定期巡回・随時対応型訪問介護看護などといったものが盛り込まれていますが、答弁では、当面新たな仕組みは盛り込まず、基本的に今行っている事業を継続・発展させていこうということだととらえましたが、そうした理解でよろしいでしょうか。すべての高齢者を対象に、介護予防などに力を入れ、高齢者がいつまでも活動的で元気に暮らせるまちを目指そうとしている点は大変大事だと感じています。しっかり取り組んでいただきたいと思います。それに加えて、答弁では触れられませんでした。総合計画にある、まちづくりの目標4、政策

3の施策4「安心して介護を受けながら生活ができるまちにします」が、今後どのように取り組まれるか、大事なテーマだと考えます。これまでの摂津市は、高齢化率の動向を見ても、前期高齢者の方たち、比較的元気な高齢者の方が多いという特徴を持っていたと思います。介護予防と健康施策の推進が、今は介護を必要としない高齢者の方たちにとって大事で効果的な施策と言えるでしょう。一方で、今後を見据えたとき、必要なときには安心して受けられる介護が整っているかといえば、残念ながらそうっていないのが実際ではないでしょうか。

そこで伺いますが、重点施策に位置付けている介護予防や認知症対策がどう取り組まれようとしているのかと併せて、特別養護老人ホームや小規模多機能型居宅介護など、施設整備の方向性についてもお聞きしたいと思います。それと、計画の目標を達成していく上での体制について、どのように考えておられるのか、現状の体制で可能なかどうか、お示しいただきたいと思えます。

保険料は増額の方でと答弁がありました。現時点では試算の段階ということでお示しいただきましたが、近隣の幾つかの市では第5期事業計画案が既に出され、保険料試算の数値も公表されていると聞きます。また、パブリックコメントを求めつつも、保険料については案を示さないという自治体もあるようです。本市としてはスケジュールをどのように組んでいるのか、保険料については事業計画案に示されないのか、お聞かせください。

正雀のマンション工事に関わってですが、実は私も11月の中ごろ、特殊車両が駅前に向かう一方通行でなかなか曲がれないで

いる場面に出くわしました。確かに誘導員がついて、言われたような対策はとられているようです。地元の説明会で出された協定書も拝見しましたが、その協定書の内容は守られているのでしょうか。ただ、現状を見る限り、安全に進められているかといえ、市の担当がたびたび現場立ち会いも行っていきますよというだけあって、あの地域は交通に不安が大きいわけです。道路の拡幅が進まない中でマンションの建設が先行したということが一つ問題だというふうに思いますし、特殊車両の通行が近隣に及ぼす影響も、説明があったとしても、実際の状況になるまで地域の地元の方たちは想定し切れなかったと思うんです。工事着工から今4か月目です。予定期間は再来年の3月までです。しばらくこの状況が続くわけですが、必要な対策、指導など、しっかり取り組んでもらいたいと思います。これは要望としておきます。

1回目の質問の際に、市民から不安や不満の声が寄せられていないかと伺いましたが、具体的に市に届いている意見はないのでしょうか。あればお聞かせいただきたいと思います。

次に、境川堤防の整備についてです。

昨年、この件を公園みどり課に問い合わせた際、答弁にもありましたが、整備に向けては、測量や設計などの技術的なノウハウを若手の職員が身につけていくのに時間をかけて一から取り組みたいと、このようにも伺いました。この間、さまざまな都市整備などはコンサル任せで、なかなか職員の技術獲得につながっていない、こういうことも聞きましたし、それは問題だというふうに思っております。今後、市民と一緒に手づくりの花壇なども整備したいというふうに聞いたと思っております。先ほどの

答弁でしたら、まず大阪府の協議と財政面で条件を整えていく必要があるということで、その課題がクリアしないと進まないということですので、条件整備を早急に取り組んでいただくよう要望しておきます。その上で方向性をしっかり持って取り組んでいただきたいと思います。

また、当面、通行どめのままであるならば、簡易なバリケードであっても、もう少し見ばえをよくするとか、新しい駅前ということもあるので駅周辺の案内図を張り出すとか、そういう工夫、活用をしてはいかかかと思いますが、見解を求めます。

次に、南千里丘周辺の商業についてです。確かに便利になったと喜ばれている方の声も耳にしますし、特に変化はないとおっしゃられる方も多いです。しかしながら、近くにあったお店が閉じてしまって不便になったという声も私は耳にしています。私が中学生のころに三島にできて、およそ25年ほど営業してきた小さなスーパーですが、南千里丘のスーパーができて一月もたたずに閉店してしまいました。駅の開業後、庄屋にコンビニやドラッグストアがオープンした際には、店内調理の手づくり弁当などを売りにして頑張っていたお店です。地域のコミュニティにおいても一定役割を果たしていたお店ではなかったかと私は認識しています。量販店の進出などで、こうした地元の小規模店が撤退していることもしっかり見ておく必要があると思っています。

その上で、昨年、商業の活性化に関する条例ができましたし、総合計画の中の「商工業が発展するまちにしていきます」と、こういう目標にも照らして、その地域地域に合った商業施策や課題整理、そしてコミュニティの再生に向けて取り組んでいただきたいと思います。商店がその地域の中で

果たす役割等々についても、この間、条例や、また総合計画の議論の中でもされているかというふうに思います。しっかり取り組んでいただきたいと、このことを要望として、2回目の質問は以上です。

○嶋野浩一朗議長 保健福祉部長。

○福永保健福祉部長 第5期かがやきプランの内容や今後のスケジュールについてご答弁いたします。

重点施策として掲げる予定としております介護予防と健康づくりの推進につきましては、身近な地域で魅力あるプログラムの開催や、自主的に取り組める仕組みと受け皿の整備が課題となっております。今後も摂津みんなで体操三部作などを活用し、楽しく取り組める環境づくりを支援し、元気な高齢者の育成を図ってまいります。

また、認知症高齢者への支援につきましては、認知症への理解の促進や相談体制、サービスの充実、介護者への支援が求められています。今後も関係団体などとの協働による認知症支援プロジェクトチームの企画・立案のもと、ボランティアの育成・啓発キャンペーンの実施、地域による徘徊の見守りのための体制づくりなど、認知症になっても身近な地域で安心して生活できるための仕組みをつくってまいります。

施設整備につきましては、特別養護老人ホームの入所の必要性が高いと考えられる待機者が今年4月現在で75名いらっしゃるなどから、第5期計画の中で新たに一定数の整備を目標として掲げる予定でございます。目標の達成に向けた体制につきましては、今後、介護保険サービスや福祉サービスのほか、地域住民らによるいわゆるインフォーマルサービスにつきましても、これまで以上に充実が図られる必要があるものと考えており、専門職の確保が適切に

行われるよう、関係機関と連携を図りますとともに、ボランティアや自主グループなどの人材の育成支援にも努めてまいります。

今後、来年1月末にかがやきプランの計画案を取りまとめ、推進会議に提示した上で、保険料案も含めて2月中にパブリックコメントを実施する予定で作業を進めているところでございます。

○嶋野浩一朗議長 土木下水道部長。

○藤井土木下水道部長 正雀駅前マンション建設に関わる工事車両等につきまして、特に地元等からの要請なりがあるのかのお問いでございますが、この工事に関しまして、本年8月25日から最終10月14日までの計8回に及びます地元、業者、本市がかかわりまして協議、説明会、現場での立ち会い等々を行いまして、現在ではこの業者と地元自治会様との協力関係が非常にうまく交わっておりまして、事故もなく施工されておると伺っております。定期的に本市におきましてはパトロール等を行いまして、この良好な関係を、25年の3月末まで続くと思われまますので、やっていきたいと、こう考えております。現段階で特に苦情等については入っておらないのが現状でございます。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 都市整備部長。

○小山都市整備部長 境川堤防の具体的な整備につきましてであります。本市の財政状況から、整備の時期が未定でありますので、当面の間は通行どめを考えております。その間、地域的美観面に配慮した柵に変えてはとのご意見につきましては、現在、暫定措置の柵でありまして、今後、グレードの高い柵に変えることは非常に困難と考えておりまして、維持管理の面を配慮して、今後、柵の設置がえについて検討してまい

りたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 弘議員。

○弘豊議員 では、3回目の質問です。

今の正雀駅前マンションに関わる問題ですけれども、道路の通行は市が許可しているんだからというようなことで、なかなか不安に思っているというふうな、そういう声もあるかというふうに思っております。ぜひこの安全対策については、先ほども要望で述べましたけれども、今後ともきちんと見ていく必要があるというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

あと、最後、介護保険の保険料の問題について絞って伺いたいと思います。

介護保険料の改定については、ぜひ市長の見解もお聞かせいただきたいというふうに思います。5日の朝日新聞でこんな記事が出ていました。内容は、「府内の多くの市町村が来年度から65歳以上の介護保険料の値上げを検討している。府によると、高齢化が進んで要介護と認定される人が増えているためで、そのうち七つの市は値上げ幅が月額900円を超えると試算していた」というものです。これは非常に衝撃的な記事でありましたから、そのもとになっている大阪府の資料を私も調べましたところ、その表では、摂津市も現行の基準額、月額4,350円、これは現時点では大阪北摂7市の中では最高額となっておりますけれども、これの9.7%増の4,770円となっていました。もちろんこれは、先ほど部長が述べられたように、粗い試算で確定ではないというふうに担当課からも聞いております。去年、おととしと公共料金の値上げは基本的に行わずに来た摂津市でありますけれども、昨年、後期高齢者医療のほうは値上げしています。また、今年、

年金額の0.4%引き下げが行われた上に、また来年は75歳以上の方、後期高齢者医療の保険料引き上げを予定され、これらの動きは市の単独ではとめられません。高齢者の負担は重くなっている、このことは明らかです。年金暮らしの方の多くは、介護保険料は天引きですから、2か月ごとの年金支給で毎回およそ1万円ずつ引かれていく。これが果たして生活の上で耐えられるのか。せめて本市が保険料決定できる、介護保険で値上げはしないという決断、そのための財政繰り入れを行うことが考えられないでしょうか。

ちなみに、先ほどの資料で見ると、2.3%の値上げが予想される寝屋川市で、馬場好弘市長が、今年春の市長選挙の際、介護保険料の引き下げを公約し、議会答弁でもそれを実行すると言っておられます。そもそも国の指導では、一般会計からの繰り入れは適当ではないとしていますが、繰り入れの禁止を強制するものではないはずです。これまで国が行ってきた介護従事者等臨時交付金なども、この制度の財源が本当に今では賄えない、このことを国が証明しているものだと言えます。ぜひ保険料の上乗せ、上昇はしないということの決断を強く求めて市長からの答弁を求めるものです。

私からの質問は以上で終わります。(発言終了のブザー音鳴る)

○嶋野浩一朗議長 保険料につきまして、市長。

○森山市長 3度目の質問にお答えをいたします。

介護保険の話ですけれども、困ったときはお互いさんと、持ちつ持たれつ、支え合う精神、そういうことで介護保険が導入されて12年たったと思います。大きな役割

を果たしてきたと思っております。

先ほど、説明がありましたとおり、料金等々を3年ごとに振り返って、そして、次なる方針を決めるということになっております。そういうことで、ただいまいろいろ精査をしている最中ということでございますが、このままいきますと、ご指摘のように5,000円近くになるでしょうね。まだはっきりとした額は出ておりませんが、等々報道されているのを見ますと、こういう時期にストレートにそれをうのみにしてやむを得んということではないと思っております。そういう意味では、高齢者の負担をできるだけやっぱり抑えよう、そういう努力はせないかんと思っております。

さっきも話がありましたけれども、市の準備基金というのがあります。また、大阪府の財政安定化基金等々、この残高を取り崩したり、いろんなことを考えて、もし結果が出てきましたら、できるだけ上げ幅を小さくしようと、そういう思いでございます。

それで、今、市単独で一般会計から繰り出して値下げしたらええやないかというお話ですけども、わかりやすい話ですけど、きのうも言いましたように、そこだけ見るのであれば答えは簡単でありますけれども、やっぱり全体を見てバランスよく安定した健全な運営というものを考えていかないかんで、その辺もしっかり見ながら今後考えていきたいと。

何度も言いますが、国民健康保険のときにも同じような話をしておりますけれども、摂津市は今、不交付団体や、不交付団体やと言っておりますけれども、裏ではその予算の倍以上の借金を抱えておるわけでございます。この辺をしっかりと見ておかないと手放しでは喜べないということでござ

います。こういう今日ある一つの、原因ではないですけども、やむを得なかったんですけども、府下で他市に比べて一般会計からの繰出金が突出しているという、この現実はやっぱりしっかり見ておかないかんと思っています。この辺をきちっと整理した上で、それで少々の荒い波が来てもしっかり耐え得る、そういう体制をつくった上で、今ご指摘のようなことも考えていくときが来るかもわかりません。答えになっておりませんが、私の思いを伝えます。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 弘議員の質問が終わりました。

次に、南野議員。

(南野直司議員 登壇)

○南野直司議員 それでは、順位に従いまして一般質問を行います。

1、平和公園に「ローラーすべり台」などの遊具を設置することについてでございます。

この平和公園には、以前、木製のフィールドアスレチックとすべり台などがついた立派な遊具が設置されておりましたが、公園遊具の点検時に危険ということで取り外したと聞いております。現在、跡地は更地となっております。近いうちにかわりの遊具設置に向けて検討していただいていると思いますが、この公園は平和をテーマとして整備された公園でもあり、また、市のちびっこ広場を含めて41ある公園の中でも中核的な公園であると思っております。市内をはじめ、市外の子どもたちも遠くからでも遊びに来てみたくなるような、また、摂津市内の他の公園では設置されていないような、例えば遊具の中でも子どもたちに大変人気のある「ローラーすべり台」などの設置を検討されてはいかがでしょうか。その

点、お聞かせいただきたいと思います。

それから、2番目、新幹線公園前、中央環状線の違法駐車と不法投棄対策についてでございます。

この新幹線公園前、中央環状線の鶴野橋南詰の側道側にありますゼブラゾーンに違法駐車が多く、駐車車両からの例えばお弁当のごみなどの不法投棄が後を絶たない現状であります。皆さんもご存じやと思います。一方、鶴野橋北詰市役所横のポリテクセンター前やシオノギ前にはラバーポールが設置してありますが、どのような経緯で設置されたのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、3番目、別府交差点付近の歩道橋を含めた安全対策についてでございます。

大阪府におきまして、平成17年度に府が管理する歩道橋の利用状況調査を行っておられます。その報告書では、利用者数が少なくなっているものや、環境あるいは防犯の観点から多くの課題を抱えているものがあり、検討する必要があるとされております。また、資料の中には、今後は調査結果や各歩道橋の周辺状況を踏まえ、関係機関とも協議を行いながら、撤去等を含めた歩道橋のあり方について引き続き検討するとあります。この資料ですけど、見させていただきまして、これは大阪府の中で311の歩道橋を調査されています。その中で、摂津市は9の歩道橋の調査をされています。これは平成17年6月と7月、1日だけです。朝の7時から19時まで、夜の7時まで調査されておりまして、その中で、別府交差点の横の歩道橋に関しましては利用者が7名と報告がされております。これは平成17年の状況でありまして、今、平成23年ですけども、この時点から比べますと

本当に利用者は少なくなっていると私自身は認識をしておるところでございますけども、今後、この歩道橋のあり方はどうしていくのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

4点目、新幹線高架下の夜間における歩道の安全対策についてでございます。

市内には何か所かあると思います。一つは中央環状線と新幹線が交差する道路高架下、新在家2丁目、それから東別府3丁目、また、大阪高槻線と新幹線が交差する道路高架下、別府2丁目先であります。この別府2丁目先は特に昼間でも薄暗く、夜間はさらに暗闇となり、通過車両や歩行者の通行に危険な状態にあります。長年、街路灯の設置を要望しておりましたが、いまだ設置ができていない状況であります。市としての取り組みをお聞かせいただきたいと思います。

5点目、鳥飼和道交差点の安全対策についてでございます。

この交差点におきましては、本線を右折する際に、一津屋あるいは鳥飼方面からの進入車両の中で、慣れておられないドライバーが交差点内でとまってしまうことがあるため、交差点内で停止しないよう、例えば矢印信号を追加設置できないでしょうか。また、歩行者においては、中央環状線を横断するには距離が長いため、1回の青信号では渡り切れない状況であります。歩行者用の青信号の時間を長くとれないか、また、本線の右折信号が点灯しているときは、直進路線までの歩行者だまりまで横断はできないでしょうか。ちょっと言葉で言うのはなかなかわかりづらいと思うんですけども、その点、どのように考えておられるか、お聞かせいただきたいと思います。

次に、6点目、市役所庁舎に自動証明写

真機を設置することについてでございます。

市民の方が市役所にさまざまな申請に来られたときに、証明写真を添付する書類、例えば住民基本台帳カードや障害者手帳などがあります。近くに自動証明写真機がないので設置していただきたいと市民の方からも声が寄せられております。市民サービスの向上の観点から設置に向け検討していただけないでしょうか。この点、お聞かせいただきたいなと思います。

1回目、終わります。

○嶋野浩一朗議長 答弁を求めます。都市整備部長。

(小山都市整備部長 登壇)

○小山都市整備部長 平和公園に「ローラーすべり台」などの遊具を設置することについてのご質問にお答えします。

平和公園は、市制施行20周年の昭和61年にオープンし、昭和58年に平和都市宣言を行いました摂津市の平和を象徴する公園でございます。平和公園の遊具は、平成23年8月まで、アスレチックとすべり台などを組み合わせた複合遊具1基を設置いたしておりました。公園遊具は、日々の職員による公園パトロールや年1度のプロの目による点検を実施いたしておりますが、この遊具につきましては、平成22年度の公園遊具点検業務委託でD判定、すなわち至急対処が必要という結果が出ておりました。この遊具は公園開設時に設置いたしたものであり、25年が経過し、もはや部品もなく、修理もできないまま多くの子どもさんが遊んでおられて危険であるため、安全性を最優先して撤去いたしたものでございます。遊具を撤去いたしたところは、児童広場に位置するところでございます。できるだけ早く遊具を復旧すべきでございますが、撤去いたしました複合遊具はグレ

ードが高く、高価なものでございますので、すぐに同等の遊具を設置できず、現在に至っております。

公園を利用される方は、この後にどのような遊具が設置されるのかと期待もされております。現在、公園内のシンボル広場の平和の泉からせせらぎに至る親水施設は、施設の老朽化などからとめておりますが、今後、改修調査を予定しておりますので、調査時に公園の施設などにつきまして併せて検討してまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 土木下水道部長。

(藤井土木下水道部長 登壇)

○藤井土木下水道部長 新幹線公園前、中央環状線の違法駐車と不法投棄対策についてのご質問にお答えいたします。

中央環状線、鶴野橋高架部の側道におきましては、以前より違法駐車と不法投棄が多く、道路管理者であります大阪府茨木土木事務所や所轄の摂津警察署に対し、対策並びに取り締まりの要望を行うとともに、本市でも鶴野橋北詰横断歩道部の通行の安全を確保するために、違法駐車対策としまして可動式柵を設置し、啓発に努めております。昨年度、鶴野橋北詰ポリテクセンター前とシオノギ前の違法駐車対策としまして、茨木土木事務所がラバーポールを設置されたものでございます。

次に、別府交差点付近の歩道橋を含めた安全対策についてのご質問にお答えします。

大阪府では、平成17年度の大阪府管理歩道橋の利用状況の調査を実施し、その調査報告を受けまして、別府交差点付近の歩道橋は今後撤去する歩道橋の一つとして検討に着手したと伺っております。ただ、歩道橋を撤去するに当たりましては、代替機能を果たす横断歩道の設置も必要と考えられています。また、歩行者の導線確保のた

め、別府交差点付近の歩道の環境整備が必要とされるため、現在、検討を行っていると同っているところでございます。

次に、新幹線高架下の夜間における歩道の安全対策についてのご質問にお答えします。

新幹線と交差する府道大阪中央環状線の高架下や府道大阪高槻線の高架下は、昼間でも薄暗く、夜間は高架下区間に街路灯が設置されていないため、暗闇で通行に非常に危険であるということで、安全対策としまして、街路灯の設置を道路管理者であります茨木土木事務所に要望してまいったところでございます。現在、府道大阪中央環状線の南行きの高架下には街路灯が設置され、車道と歩道の通行の安全が確保されたところでございますが、北行き高架下にはいまだ街路灯の設置が行われておりません。また、府道大阪高槻線の高架下では、周辺に家屋の照明もないため、夜間は一層暗い状況であることは把握しておりまして、道路管理者の茨木土木事務所に街路灯の設置などの安全対策の要望を継続して行ってまいりたいと考えております。

次に、鳥飼和道交差点の安全対策についてのご質問にお答えします。

府道大阪中央環状線の鳥飼和道交差点で、本線を右折する際に、信号に不慣れなドライバーが交差点内で停車するため、矢印信号を追加設置できないかのご質問でございますが、摂津警察署にも確認しましたところ、矢印信号などを設置することにより、大阪中央環状線に進入する車両も同じ信号機を見ってしまうため、矢印信号は設置できないとの回答でありました。大阪中央環状線は交通量も多く、渋滞回避のため車両用信号の時間を長目にとっておりますので、歩行者用の青信号を長くとることは困難で

あり、歩行者が横断歩道の途中でとまることのできるようスペースを設けてありますので、高齢者など歩行速度の遅い方は、信号で2回待っていただくことになるかもしれませんが、信号を守って安全に渡っていただきたいとのことであります。

また、本線の右折信号が点灯しているときは、直進路線までの歩行者だまりまで横断できないかとのことでございますが、直進車両はとまっておりますが、同一進行方向に青、赤と異なった歩行者用信号表示が必要となり、誤認による事故を誘発する危険性が高いことから困難であり、信号を守って安全に渡っていただきたいとのことであります。

○嶋野浩一朗議長 総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 市役所庁舎に自動証明写真機を設置することについてのご質問にお答えいたします。

市民の皆様が諸証明の請求に市役所へ来庁されたときに、証明写真の添付が必要な書類がございます。具体的には、議員が指摘されました住民基本台帳カード、障害者手帳などです。庁内に自動証明写真機がございませんので、不便をおかけしておることも認識いたしております。今後、市民サービスの向上の観点から、設置に向け検討をしてまいります。

○嶋野浩一朗議長 南野議員。

○南野直司議員 それでは、2回目をさせていただきます。

1点目の、平和公園に「ローラーすべり台」などの遊具を設置することについてでございます。

今後、平和の泉からせせらぎに至る親水施設の改修調査と併せて検討していただくとご答弁いただきました。ある子育て世

代の方からいろいろ話を伺いましたときに、子どもさんが特に公園が大好きで、車に乗ってまでも茨木市や吹田市の大きな公園に遊びに行くということで伺いまして、そこには大きな「ローラーすべり台」があったり、例えば大きなフィールドアスレチックがあったり、いわゆる皆さんが名所となるような公園に行かれるというふうな話も伺いました。

一方で、摂津市では、庄屋公園もそうですけども、フィールドアスレチック的な遊具が撤去されました。これは危険だからということで撤去されたんですけども、しかし、子どもにとっては、遊具というのは本当に大事な部分だと思ひまして、今回、一般質問という形でさせていただいたんですけども、近年、公園は、子どもの遊び場としてだけではなく幅広い年齢層の交流、介護予防などを目的とした心身の健康推進の場、また、災害時に対応できる防災空間といった多くの機能が求められております。これは総合計画に書かれていたことでございますけども、先ほども言いましたけども、遊具というのは本当に子どもにとって大事なものであります。平和公園というのは摂津市でも名所である公園でありますので、ぜひ、今、遊具が一つもない状況でありますので、大きなフィールドアスレチック、または「ローラーすべり台」のような遊具を設置していただきますよう検討をよろしくお願ひします。要望としておきます。

次に、新幹線公園前、中央環状線の違法駐車と不法投棄についてでございます。

ポリテクセンター前とシオノギ前に設置されたラバーポールが違法駐車と不法投棄に一定の効果を上げていると思ひます。この新幹線公園前にも同じようにラバーポールを設置して、違法駐車と不法投棄対策が

できないでしょうか。これは、道路交通法上問題がなければの話でございますけども、できないでしょうか。考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、別府交差点付近の歩道橋を含めた安全対策についてでございます。

横断歩道の設置、また、歩行者の導線確保のため、別府交差点付近の歩道の環境整備が必要で、現在、検討されているとご答弁いただきました。地域の方の意見を聞き、歩道橋の撤去を含めた別府交差点の安全対策について、歩道が整備されない場合には、以前から何度も要望しておりました路側線を引き、歩行者の通行帯を確保することや、これは別府側です。また、歩道の拡幅整備、これは南別府町側でございます。この二つについてはできないでしょうか。その点、お聞かせいただきたいと思います。

次に、新幹線高架下の夜間における歩道の安全対策についてでございます。

現在、中央環状線、新在家2丁目の南行きだけ、ここだけ街路灯が設置されておりますが、対面側、あるいは別府2丁目先にも街路灯を設置していただきたいと思ひます。東日本大震災がありまして、原発事故がありまして、その後、全国的に節電に対する意識が高まっておる中、摂津市におきましても、幹線道路沿いの企業さんなどが節電の取り組みをされておひまして、今までついていた街路灯を消しておられるという状況であると思ひます。本当に昼間でも薄暗く、夜はものすごく暗く危険な状況にあります。この高架下に関しましてですけども、街路灯設置に向け、安全対策の要望を継続して茨木土木等に行っていただきますよう、よろしくお願ひをいたします。

それから、鳥飼和道交差点の安全対策についてでございます。

一津屋あるいは鳥飼方面から進入車両用の矢印信号は設置できないとの警察の回答がありました。また、高齢者など歩行速度の遅い方は、信号で2回待っていただくことになるかもしれませんが、信号を守って安全に渡っていただきたいとの答弁をいただきました。この交差点は、本当に多くの方から、危険であり、何か安全対策を図れないかと多くの声をいただいております。先ほど、矢印信号を設置したりパターンを変更することは非常に厳しいということでありましたけども、例えば一つの方法として、定期的に警察官が交差点の中に立っていただいて交通の誘導を実施していただく、それも一つの方法であると思います。その点、またよろしく申し上げます。要望としておきます。

それから、市役所庁舎に自動証明写真機を設置することについて、検討していただくということでございますので、どうか市民サービスの向上の観点からよろしく願いしたいと思います。

以上で2回目を終わります。

○嶋野浩一朗議長 土木下水道部長。

○藤井土木下水道部長 それでは、新幹線公園前、中央環状線の違法駐車と不法投棄対策についての2回目のご質問にお答えいたします。

昨年度、中央環状線鶴野橋北詰の側道部にラバーポールが設置されたことによりまして、違法駐車と不法投棄対策にも効果を上げておりますことから、ご指摘の新幹線公園前、中央環状線の鶴野橋南詰の側道部にあるゼブラゾーンにつきましても、同様に取り締まり強化やラバーポール設置などの対策を講じていただくよう、引き続き道路管理者であります茨木土木事務所や所轄の摂津警察署に対し、要望してまいりたい

と考えております。

次に、別府交差点付近の歩道橋を含めた安全対策についてでございますが、府道大阪高槻線の別府交差点付近には歩道未整備の区間がございます。本市では、茨木土木事務所に対しまして、別府交差点周辺の歩道の早期整備を要望してまいったところでございます。現在、大阪府では、厳しい財政状況にあり、歩道整備のための用地買収は困難な状況でございますが、道路の南沿いの大阪府水道用地に整備されています水路を活用し、今年度に歩道を整備する計画があると伺っております。今後は、別府交差点付近の歩道橋の撤去を含めた安全対策としまして、整備計画を立案され、周辺の歩道の整備につきましても早期に着工されますよう要望を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 南野議員。

○南野直司議員 ご答弁ありがとうございます。

新幹線公園前の違法駐車と不法投棄に関しましては、この新幹線公園というのは摂津市の顔であると思っておりますし、本当に人気のあるスポットであります。どうか関係機関と連携をとっていただいて、違法駐車、また不法投棄がないようにしていただきたいと思っております。これは要望としておきます。

それから、最後に、別府交差点付近の歩道橋を含めた安全対策についてでございます。ご答弁いただきました。多くの方が横断歩道を渡っておられない現状があることは、皆さんも認識していただいております。長年、この交差点が改良できなかったというのも、別府交差点の近隣の方とのやりとりが本当にうまくいっていないの

かなというふうな私の認識ですけれども、しっかりと大阪府と摂津市と、それから近隣の方とコミュニケーションをしっかりとっていただいて、安全対策をしっかりとっていただきますよう、よろしくお願ひいたしまして質問を終わらせていただきます。

(発言終了のブザー音鳴る)

○嶋野浩一朗議長 南野議員の質問が終わりました。

次に、藤浦議員。

(藤浦雅彦議員 登壇)

○藤浦雅彦議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、1番目の大阪都構想についてですが、先の大阪府知事選挙及び大阪市長選挙の結果を受けて、大阪都構想への動きが加速している中で、大阪都構想と本市のあり方については、軽んじられることのないように、主体性を持って議論に加わっていかねばならないということにつきましては、きのうの三宅議員の質問に対しまして森山市長より答弁がありましたので、答弁については結構でございます。

次に、2番目の災害に強い街づくりについてですが、今年3月11日に起こりました東日本大震災後、2回の定例議会で随分議論をされてまいりましたが、そうしたことを踏まえて、少し細かいこととなりますが、質問させていただきたいと思ひます。

まず、2の1番目の大災害時に避難所となる学校などの公共施設の耐震化や整備については、きのうの安藤議員に対する同趣旨の質問に対して答弁がありましたので、要望のみとさせていただきます。きのうの議論にもありましたが、学校の耐震は今後5年間で完了するとのこと。その他の公共施設につきましても、早急に実態を把握し、計画を立てて実施をお願いしたいと

思ひます。

また、先日、別府小学校の外壁のモルタルの落下、また、図書館のまぐさ崩落に対しましては、現在調査中とのことですが、調査結果に基づき、緊急性のあるものに対しましては、早急に工事を実施するとともに、そうでないもの、また経年劣化によるものにつきましては、耐震改修に合わせて工事を行い、そして、天井などの非構造部材の落下防止工事も計画的に同時に実施をしていくようお願いしたいと思ひます。これは要望といたします。

そして、以前に校門と外壁、そして屋根の防水の改修を一般質問で取り上げさせていただいたことがあります。校門は毎日子どもたちが通るところでございます。どうか併せて整備についても検討していただきますようお願いいたします。

次に、2の2番目に、大震災の場合、建物が倒壊することにより、住人の被害のみならず避難路をもふさいでしまうことにより、他の人たちにも危険が及びます。こうしたことを回避し、災害に強いまちをつくるための耐震工事補助金制度がありますが、なかなか利用が進んでいないのが現状であると思ひます。

そこで質問いたしますが、1番目に、実績を上げている先進市での取り組みの調査はどのように行われているのでしょうか。2番目、耐震改修促進税制や国の第3次補正予算で復活になった住宅エコポイントなどと複合させて、積極的なPR活動の実施について。3番目、利用拡大のための建設業界や不動産業界などの関係者からリフォームと合わせて耐震改修工事を行うように推進してもらうように協力依頼できないのか。それぞれご答弁をお願いいたします。

次に、2の3番目に、災害想定の見直し

についてですが、これまでの議論で、できるだけ早く行うとともに、現時点ではできることから取り組むと言われていました。国の想定見直しが25年春ごろになり、それ以降に本市の計画の変更となりますが、それまでに3連動地震などの大地震が発生した場合、市民を守るためにでき得る具体的な取り組みについて、ご答弁をお願いします。

次に、2の4番目に、水害の想定替えについてですが、今年9月議会において、今年の台風12号、15号の災害を踏まえて、本市の水害について想定替えを検討するとの考えが示されましたが、これは、国や大阪府での想定替えに基づいての想定替えになるのか、ご答弁をお願いします。

次に、2の5番目に、災害時についての専門知識を有した職員の必要性を専門家から指摘されていますけれども、本市の現状と今後の考えについて、ご答弁をお願いいたします。

次に、2の6番目に、防災に対する女性の視点の入れることについてですが、今回、国に対する意見書も提案をさせていただいておりますけれども、阪神淡路大震災や今回の東日本大震災での検証を通して、地域防災計画に女性の視点が欠落しているとの指摘がされています。本市の総合計画にも女性プランにも女性の視点を入れた防災対策等の記載はありません。また、平成19年策定の本市の地域防災計画を策定した防災会議委員のメンバーには一人も女性がいなと思います。市の男女共同参画の視点でいえば、3割は女性であっていいのではないのでしょうか。今後の地域防災計画の変更にあたり、女性の視点を入れる必要性について、本市の考えをご答弁お願いいたします。

次に、2の7番目に、大規模災害時のホームページの代理記載についてですが、東日本大震災の際、甚大な被害をこうむった岩手県、宮城県、福島県の各市町村のウェブサイトは、災害直後からサーバー、通信機器、通信回路の損壊やアクセス急増などの影響で閲覧ができない状態が続きました。そのような状況の中で、被災地の一つであります宮城県の大崎市では、平成12年に姉妹都市の提携を結んだ北海道当別町との連携・協力により、震災当日から当別町のウェブサイトで大崎市災害情報ページを開設してもらい、被害の状況、避難所の情報、ライフラインに関する情報を途絶えることなく毎日発信し続けることができました。東日本大震災のように被災地域が広域にわたると、近隣自治体間でのお互いを助け合える状況ではなく、的確な情報発信が困難になりかねません。大規模災害では、むしろ離れた自治体のほうが頼りになる可能性が高く、災害時の協定を整えておくことが重要であることは、今回の震災で得た教訓の一つでもあります。このように、大規模災害時にホームページの代理記載を行えるように広域自治体連携協定を結び、災害地や他市からの被害関連情報提供のためのアクセスに配慮されるようにすることについて、ご答弁をお願いいたします。

次に、2の8番目に、自主防災組織を通じて防災意識の強化を図るための取り組み内容と現状の問題点について、また、自治会未加入者に対する防災意識の啓発はどのように取り組まれているのか、ご答弁をお願いいたします。

次に、2の9番目に、自分の身は自分で守ることは防災で最も重要なことで、どの防災の専門家も主張しています。しかしながら、なかなかその浸透は難しいのではな

いでしょうか。特に、大災害が発生した場合に3日間は自分で頑張れるよう、各家庭での備蓄を徹底することは、だれもができる自分を守る準備だと思えますが、そうした意識の浸透のためにどのように取り組みを行っておられるのでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

次に、2の10番目に、向う3軒両隣についてですが、要援護者対策は、向う3軒両隣の助け合いを大事にすることが最も有効であると思えます。そうした昔からある日本人のよき伝統を継承できるよう、市として取り組むことについてどのようにお考えなのか、ご答弁をお願いいたします。

次に、2の11番目に、高齢化社会の進展に伴う福祉避難所の確保と、一般避難所での要介護者の対策についてですが、まず、本市の福祉避難所の実情と今後の取り組みについて、ご答弁をお願いいたします。

次に、2の12番目に、小学校に設置された防災用無線放送設備を自主防災訓練時に使用することについて、どのようにお考えなのか、ご答弁をお願いします。

次に、3番目に、新職員適正化計画の策定についてですが、本市は、これまでに平成15年に策定した職員適正化計画で、平成21年度で700名以下を目標に職員の削減に取り組み、また、現在も平成22年度から26年度で660名体制を目標に取り組み中ですが、今年23年度の現時点で660名になっております。一方で、再任用・非常勤職員、臨時職員と正職員を合わせたトータル数は増え続けております。ちなみに、平成19年4月1日の正職員数は738名、平成23年4月1日では654名に減少していますが、総職員数は平成19年4月1日で1,066名、平成23年4月1日では1,121名に増加をして

おります。確かにさまざまに理由があると思いますが、市民からは、まだまだ市役所の職員は多いという声を聞きます。正職員の減った分を臨時職員等で補っていくのであれば、徹底した業務の効率化と職員の能力アップはどうなっているのかとの疑問がわいてまいります。そうした意味から、行財政改革の大きな柱である職員定数削減につきましても、技術・ノウハウの継承と市民のサービスの維持向上を図りつつ、正職員・再任用職員・非常勤職員・臨時職員・派遣職員も合わせ、全体的に考えることが必要だと思います。また、平成25年から始まる定年制の延長も見据えた新職員適正化計画を作成することが必要だと思いますが、いかがでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

次に、4番目に、公共施設に洋式トイレの普及についてですが、多くの高齢者からは、和式のトイレでは用を足すのが困難なので、洋式に変えてほしいとの声が届いています。特に古い公共施設では洋式が少ないように思います。今は、公共施設のトイレの半分以上は洋式にされる時代です。そうしたことから、高齢化社会の進展に伴い、市内公共施設、特に公民館など教育施設について洋式トイレを普及させることに対する本市の見解をご答弁をお願いいたします。

次に、5番目に、児童虐待防止についてですが、本年11月29日付の新聞に、本市の小学5年生が母親の交際相手に暴力を振るわれる事件が報じられましたが、全国的に子どもの虐待事件は後を絶ちません。一方、本市におきましても、先進的な虐待防止・予防の対策に取り組んでおられると認識をしていますが、その中身についてお示しをお願いいたします。

次に、6番目、高齢者に肺炎球菌ワクチ

ンの予防接種の助成制度を創設することについてですが、肺炎は日本人の死因の第4位であり、年間10万人以上が亡くなっています。中でも、高齢者がかかると重症化しやすく、大変怖い病気です。特に、各種インフルエンザが流行すると、2次感染による肺炎リスクも高いことから、その予防はますます重要になってきます。テレビでは、肺炎予防推進プロジェクトが予防ワクチンの接種の商業を盛んに流しており、市民からも「市の助成はないのですか」と問われます。本市として、高齢者に肺炎球菌ワクチンの予防接種の助成制度を創設することについて、どのようにお考えなのか、ご答弁をお願いいたします。

次に、7番目に、地球温暖化防止推進と自然エネルギー利用促進のために、民間が太陽光パネルを設置する際の助成制度を創設すること、また、公共建物の屋上にも太陽光パネルを設置することにつきましては、昨日の安藤議員の太陽光利用の質問に対して答弁がありましたので、要望のみとさせていただきます。

東日本大震災による影響で電気が不足していることにより、自然エネルギー、特に太陽光発電に対する関心が大変高くなっている中で、本年の第3次補正において住宅エコポイント制度も復活しており、また、以前に比べると工事費も安くなっており、新築の際には本格的に導入を考える人が増えていると思います。また、本市としましても、現在、地球温暖化防止地域計画を策定中であり、その中には、施策6に太陽光エネルギーの導入促進がうたわれております。その具体的な施策として、太陽光パネルの導入のための補助金の創設と、公共施設、とりわけ市役所や学校などに太陽光パネルを設置すべきであるということを申し

上げ、要望といたします。

次に、8番目、セッピー商品券第4弾を発行することについてですが、先日12月1日に第3弾が発売されましたが、今年は1割のプレミアムであったので、少し心配しましたが、当日完売となって大変よかったですと思います。1回目に、これまでセッピー商品券は第3弾まで発行されましたが、これまでの総括についてご答弁をお願いいたします。

次に、9番目に、義務教育の一環として、大阪府の「中学校給食導入促進事業」より、中学校給食事業を導入することについてですが、これまでの本市での議論及び調査の中身について、また、導入する場合のスケジュール感はどのようになっているのか、ご答弁をお願いいたします。

次に、10番目に、明和池遺跡等の保存・継承方法についてですが、現在、吹田操車場跡地にあります明和池遺跡を発掘されていますが、たくさんの土器や竪穴建物跡などが出土しています。一般公開とは別に、最寄り小学校にも見学の機会を与えていただいていることに大変感謝申し上げます。今後、区画が民間に移り、民間による開発が始まると、さらに文化財調査が行われ、まだまだたくさんの文化財が発掘されることが予想されます。保存につきましては、先日の議論で、鳥飼小学校横にあります旧教育研究所を郷土資料館と位置付けて保管されると聞きましたが、こうした貴重な市民の財産を多くの人に見てもらい、また、文化を継承していくためには、今後もコミュニティプラザや市役所ロビー、公民館等で数年に一度は企画巡回展示をするなど、積極的な取り組みが必要だと思っております。市としての見解をご答弁をお願いいたします。

次に、11番目に、南千里丘まちづくりの総括と阪急電車の連続立体交差事業についてですが、南千里丘まちづくりは、実際の工事は平成22年でほぼ完了したと思いますが、その評価についてはどのように行っていくのでしょうか。また、第2ステージの阪急連続立体交差事業に対する最新の動向と見通しについて、併せてご答弁をお願いいたします。

次に、12番目に、境川の堤防の整備についてですが、グランドハイツ前の閉鎖されている堤防については、閉鎖された直後に担当課で計画性を持って整備していくと言われましたが、放置されたままです。いつになったら整備が始まるのかと近隣住民から声が上がっています。この件につきましては、先ほどの弘議員の同趣旨の質問に答弁がありましたので、それを踏まえまして質問をさせていただきます。

線路の向こう側にありますせせらぎ緑道は、これまで市民のワークショップで計画がまとめられてまいりました。そうした意味では、本市にはそうしたノウハウも蓄積をされていると思います。先ほどは直営で整備を考えていくというふうに答弁でしたが、この場所についても、周辺を中心として市民に呼びかけて、ワークショップ方式で計画をまとめるとともに、花壇づくりや緑化など、市民と協働で整備し、そして、それ以降の管理も協働で実施する方法でやってはいかがでしょうか。この提案に対しての本市の見解をご答弁をお願いいたします。

次に、13番目の自転車に対する対応についてですが、昨日も議論がありましたが、近年、自転車に関して、携帯電話を使ったり、イヤホンで音楽を聞いたりしながらの運転、歩道での猛スピードの走行など、ル

ールやマナーを無視した運転が目立つようになりました。自転車と歩行者の事故は増加傾向にあります。

このほど、警察庁は、自転車の原則車道走行を促すことを柱とする総合対策をまとめ、全国の警察本部に通達をいたしました。警察庁は、今回の総合対策で、自転車通行可能な歩道のうち、幅3メートル未満の歩道の走行は原則禁止する方向で見直すとしております。自転車が走行できる歩道は大幅に減少することになります。一方、総合対策には、自転車道や自転車レーンの整備も盛り込まれました。規制を強化するからには、自転車の安全確保策も急ぐ必要があります。市民からは、「車道を走るのは怖い」との声は根強く、通行環境を整備しないまま規制を強めれば、今度は自転車が被害者となる事故の増加につながりかねません。歩行者にも自転車にも安全な環境づくりを進めていくことが求められております。今後、大阪府警、摂津警察とおりにきて、具体的な取り組みになっていくと思います。本市では、歩行者にも自転車にも安全な環境づくりのためにどのようなことが考えられるのでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

次に、14番目の小学校の通学路の安全対策についてですが、大阪高槻京都線の千里丘小学校前の歩道の拡幅改修及び反対側の株式会社エネゲート前歩道の拡幅改修につきましては、以前に茨木土木事務所の立会及び測量、また関係者の同意も終わっていると思いますが、一向に整備がなされません。一体どうなっているのか、ご答弁をお願いします。

次に、15番目の千里丘交差点の歩車分離式信号設置と歩道の改修についてですが、大阪高槻京都線の千里丘交差点は、千里丘

ガード拡幅工事の完成で、車両・歩行者・自転車とも利用が多い上に、京都市の歩道が狭いので、自転車、人が大変な混雑となります。また、そこは千里丘小学校の児童の通学路となっており、危険が指摘をされています。そして、吹田側からおりてくる車両が右折する際や、茨木市側から来る車で左折する場合に、横断する歩行者や自転車が多いため、なかなか進まずに渋滞していることがよくあります。千里丘交差点は、交通渋滞緩和と歩行者の安全対策の意味から歩車分離式信号にするとともに、京都市の歩道の手前の傾斜のひどい部分は改修することを今までに何度か提案してきましたが、検討するとされていません。可能性についてのご答弁をお願いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○嶋野浩一朗議長 答弁を求めます。都市整備部長。

(小山都市整備部長 登壇)

○小山都市整備部長 質問番号2の(2)耐震に強い街づくりのための耐震工事補助金の利用拡大に向けた総力体制についてのご質問にお答えいたします。

本市では、平成20年3月に摂津市住宅建築物耐震改修促進計画を作成し、目標年次の平成27年度までに耐震化の目標を9割として定めてまいっております。さらに、本年度より新たな取り組みといたしまして、特定建築物や非木造住宅に対する耐震診断補助金制度や耐震改修工事に対する設計費の補助制度及び耐震改修工事の定額補助制度の創設をし、耐震化のスピードアップを図っているところであります。今後、耐震化を促進するに当たって、市民の危険性の認識不足や耐震化に対する情報提供が課題と考えており、情報発信の方法につきまし

ては、より広く市民が情報を共有できる先進的な取り組みについて、近隣市を調査したところであります。

現在、本市の耐震改修補助金の11月末の実績は2件となっており、近隣の市町村の実績を調べますと、吹田市で5件、茨木市で11件、高槻市では114件となっております。特に高槻市の実績が多いのですが、大阪建築物震災対策推進協議会北大阪ブロック会議で、9月に高槻市の実態を視察してまいりました。高槻市では、震災対策推進事業を担当している職員が5名おり、耐震化率9割を目指して努力されております。PRの主な取り組みとして、市バスでの広告掲載、補助金を使用した工事現場では耐震改修補助金のPR養生幕の設置、耐震診断実施者へのダイレクトメール送付などを行っております。また、市民フォーラムの講演や、その他団体などが実施するイベントの講演も実施されております。

現在、本市のホームページでは、耐震改修に伴う固定資産税の減額措置や所得税の特別控除について固定資産税課や国税庁へのリンク、そして、住宅エコポイントにつきましては国土交通省へのリンクで掲載しております。耐震改修工事を行うに当たり、耐震改修補助金だけでなく、住宅エコポイントなどのメリットを広く市民に周知するために、本市のホームページをより見やすく改善してまいります。

また、高槻市が実施されております取り組みを参考に、本市におきましても、工事現場でPR養生幕を設置していただくことや、耐震改修工事の促進のため、耐震診断実施者へダイレクトメールの送付を行っていきたいと考えております。そして、地区の自主防災訓練など団体が開催するイベントにおきまして、耐震の講習やパンフレッ

トの配布をいたします。リフォーム工事を実施する市民に対しましては、耐震改修工事を同時に実施できるよう、本市の建設業協会などに協力を要請し、耐震改修促進に努めてまいります。

次に、11番の南千里丘まちづくりの総括と阪急電車の連続立体交差事業の進捗状況についてのご質問にお答えします。

まず、南千里丘まちづくりの総括について、どのように評価を行っていくのかであります。南千里丘まちづくり事業につきましては、平成19年度から23年度までの5か年計画で実施しており、今年度は南千里丘まちづくり事業の最終年度であります。本事業は、社会資本整備総合交付金を受けていることから、南千里丘地区都市再生整備計画書を作成し、国へ提出しており、その中で目標を定量化するため指標を設定しております。指標としましては、市内鉄道乗降客の増、定住人口の増、公共施設利用者の増であります。その指標が事業実施により達成されているか、有識者を含む専門的な立場の方々から組織する評価委員会を設置し、現在、評価に取り組んでいるところでございます。その評価を今年度末に国へ報告し、その後、市民へ公表してまいります。

次に、阪急連続立体交差事業についての進捗状況であります。阪急京都線連続立体交差事業の事業調査は、平成20年度から平成22年度の3年間かけまして調査を完了しております。今年度の大きな目標としましては、事業主体であります大阪府が中期計画に位置付けされることが重要であり、現時点におきまして、まだ決定されていない状況であります。中期計画では、おおむね今年度末に、今後30年先を見通した中で当面10年計画を位置付けされ、そ

の後、大阪府の事業評価委員会で評価された上で国へ予算要望していく流れとなるものであります。本市では、今後の国の動向を見つつ、事業主体である大阪府の方針が示された後、地元説明会を行っていきたいと考えております。

次に、12番の境川のグランドハイツ前の閉鎖されている堤防についてのご質問にお答えいたします。

先にご答弁申し上げましたように、摂津市駅開業に当たり、不法駐輪が懸念されましたので、大阪府とも協議いたしました。大阪府も財政面などを理由に対応できないとの回答でありました。そのため、不法駐輪対策や転落防止柵の高さが現在の柵設置基準より低いため、安全性を考慮し、バリケードで閉鎖し、通行どめ措置を行っているものでございます。

現在、不法駐輪がほとんどない状況が確認されましたので、今後は、当初に計画しておりました境川の堤防敷の整備を検討するため、市の若手技術職員の育成やスキルアップを考え、測量や図面作成、整備計画や簡易な施工まで行っていくとともに、市の第4次総合計画の基本構想では、協働による計画推進であることから、地域の方々、緑化団体、市や府が一体となり、協働で整備を行うワークショップなどを開催し、管理方法も含めまして地域に求められる整備計画づくりを検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 災害に強い街づくりについてのご質問にお答えいたします。

まず、質問番号2の(3)災害想定の見直しについてですが、国は、現在、中央防

災会議において、南海トラフの巨大地震モデル検討会を設置し、巨大地震の想定震源域等の設定を検討しており、被害想定 of 推測を行い、対策をまとめるのは平成25年春ごろになるとしています。摂津市の防災計画の見直しは、上位にあります大阪府防災計画の見直し後となります。しかし、それまで待てないことから、公共施設の避難所を補完することを目的として、現在、市内民間事業者や私立大学等へ防災協定締結のお願いを順次行っております。現時点で協定締結が可能となりました事業所は2か所、3,050人の収容が可能であります。また、防災備蓄の充実を図るため、防災備蓄を増設と、避難所となる小・中学校の高い場所に備蓄品の配置を順次行っております。水害対策として、避難勧告等の判断マニュアル、伝達マニュアル作成に取り組んでおります。その内容は、大規模な地震、風水害等が発生した場合、災害対策本部が設置されることとなりますが、本部長である市長より河川がはんらんするおそれ、避難勧告、避難指示が発令されることとなります。この勧告・指示に従い、広報や消防団等により市民に対する周知が行われ、市民を安全に避難所まで誘導するマニュアルを作成いたしております。

次に、水害想定における国・府の想定見直しについてでございますが、現在あります洪水ハザードマップは平成18年に作成されたものであり、淀川を管理する国土交通省や安威川等を管理する大阪府により、それぞれはんらんシミュレーションを実施し、浸水する区域を示しております。今後の水害想定替えにつきましては、国や府による見直しにより行うものです。

続きまして、防災における専門知識を有する職員の育成についてお答えいたします。

現在、防災管財課で防災に携わる職員は6名配置されており、技術職員が2名、事務職員が4名の構成となっております。摂津市地域防災計画においては、過去の災害の履歴をもとに、これから発生する災害を予想し、災害対策を計画しております。特に水害においては、大雨による河川が増水する現象を再現したシミュレーションを行うなど、専門知識が必要です。また、市内における浸水被害や、阪神淡路大震災で被災地支援や復興に従事した職員の経験は、防災対策をより現実的に進める中では非常に重要な体験であります。現在、防災管財課の職員を岩手県釜石市に派遣しており、被災地で経験したことを今後の防災計画に反映していきたいと考えております。また、その経験を継承できるよう体制をつくってまいりたいと考えております。

次に、地域防災計画における女性の視点についてでございますが、地域防災計画の見直しにつきましては、摂津市防災会議により、防災計画の内容を審議することとしており、防災会議委員は、指定地方行政機関の職員、指定公共機関及び指定地方公共機関の職員、陸上自衛隊の自衛官、大阪府知事の事務部局の職員、大阪府警察の警察官、市内の医療機関の医師、市長の事務部局の職員、教育長、消防長及び消防団長の29名の構成となっております。また、今年度の防災会議委員については、29名中1名が女性であり、女性の視点からも少なからず議論されていると認識しております。

ひとたび大災害が発生すれば、避難所には多くの市民が避難され、長期的な共同生活を強いられることが考えられます。女性の方々が避難所で生活される中では、プライバシーの問題などさまざまな課題があり、女性団体からの意見聴取は必要であると考

えています。今後、防災計画の策定段階において、人権女性政策課と協議を進めながら、より女性の視点を取り入れた防災計画を作成してまいります。

次に、大規模災害時におけるホームページの代行掲載を行う広域連携についてでございます。

大規模災害の発生した場合、市民の方々に行政の活動を伝えるホームページは重要な役割となりますが、市庁舎や公共施設が同様に被害を受けた場合、市がホームページを更新することはできなくなり、市民に必要な情報を伝えることが困難となってまいります。議員ご指摘のとおり、広域的連携によりホームページの更新を行う自治体が、東日本大震災後、増加しており、非常に有効だと考えます。本市としましても、従来、防災協定の締結をしております京都府向日市、奈良県桜井市、滋賀県草津市のほかに、近畿地方以外の新たな自治体と防災協定を締結してまいりたいと考えており、ホームページの代行掲載も協定の中にも含めたいと思っております。

次に、自主防災組織の防災意識の強化と自治会未加入者に対する取り組みについてお答えいたします。

自主防災組織の防災訓練は、毎年11月から3月にかけて、旧の2小学校区を含む11地区で防災訓練が実施されていますが、参加される方や訓練の内容がある程度固定化している傾向が見られます。東日本大震災の発生により高まった防災に対する意識を今後どのように維持していくか、非常に重要な問題であると思っております。今後は、市のほうからも他の訓練メニューなども紹介していきたいと考えております。例えば、災害時の要援護者の方を想定した避難誘導等のお願いをしてまいりたいと考えており

ます。また、自主防災組織は小学校区を単位としており、自治会の集合した組織となっています。地域には自治会に加入している方と未加入の方がおられ、大災害が発生した場合、地域のお互いに助け合う共助が発揮されないことは大きな問題です。自治会加入率は、平成22年度が66.9%に対し、平成23年度は63.5%と年々低下をする傾向にあります。担当する自治振興課では、「ようこそ自治会へ」というパンフレットや、「自治会が一番身近な心強い味方。自治会に加入しませんか」というチラシを配布し、自治会加入の推進を行っています。今後、防災の側面からも、いろいろな機会を通じて自治会への加入を働きかけてまいります。

次に、家庭で3日間の備蓄の徹底についてでございます。

市では、いざというときの備えとして、二、三日間の生活に必要な品をリュックサックなどに詰め、いつでも持ち出せるようお願いをしております。議員ご指摘のとおり、3月の東日本大震災以降、防災に関する出前講座が市に多く寄せられ、地域を訪問して防災対策について講座を開催しておりますが、非常用の持ち出し品を準備しておられる方は残念ながら少数であります。市としましては、防災訓練や出前講座など、機会あるごとに非常用持ち出し品の準備をお願いしてまいりたいと考えています。

次に、要援護者対策として、向う3軒両隣という伝統を継承する取り組みについてお答えいたします。

市が進める災害時要援護者避難支援プランでは、守るべき要援護者の個人情報を行政が取得・集約しますが、この情報を各地域等にどのように伝えていくかは大きな課題であります。議員ご指摘の向う3軒両隣

は、自分の向かい側の3軒と左右の2軒の家が親しく交際すること、つまり、助け合いを大事にするという日本の習慣は、要援護者対策において重要な市民の意識であると考えます。自治会の大きな単位ではなく、より細かいご近所のつき合いがあれば、要援護者の所在は当然共有の情報であり、日ごろからあいさつを交わす関係は災害時にお互い助け合う大きな力になるものです。しかし、残念ながら、このような習慣は薄れ、個人個人が近所との結びつきをせず暮らすというスタイルに変わりつつあり、助け合うということがなくなっています。今後は、防災の側面からも、いろいろな機会を通じて近所の結びつきを働きかけてまいります。

次に、高齢化社会の進展に伴い、福祉避難所の確保と一般避難所での要介護者の対策についてのご質問にお答えいたします。

本市において、福祉避難所につきましては、平成19年度に作成されました摂津市地域防災計画において3施設が選定されています。しかし、高齢化率の変化を見ますと、策定当初、平成19年度においては16.9%でしたが、本年10月末には20.1%となっており、福祉避難所の対象者と想定されます要援護高齢者も増加していることが想定されることから、次期の地域防災計画改定時には、福祉避難所の増設は重要な課題と考えております。一般避難所で、要介護者の対策につきましては、摂津市防災計画の中にありますように、避難所の管理運営における段階的留意点の中で、災害時要援護者の把握と処置について表記があり、配慮を必要とする場合には移送することとなっております。今後は、自主防災組織と連携しながら要援護者の対策を進めてまいります。

次に、小学校に設置されている防災無線による防災訓練の実施についてお答えいたします。

現在、災害時に被害を受け、また、受けるおそれがある場合、応急生活をするための場所として28か所の避難所を指定しております。そのうち、旧小学校を含む12小学校では、屋外拡声装置にて避難等を要請するための防災無線システムを導入しております。防災無線は、災害時に市役所の指令局設備から市民の避難勧告や避難指示を呼びかけるための非常に重要な施設ではありますが、自主防災訓練等で使用された実績はございません。これは、災害時以外の使用による学校周辺への影響を配慮したものであります。大災害を想定した防災訓練においては、実際に防災無線を使用した避難訓練は重要であると考えております。今後は、自主防災組織と協議を行い、周辺住民の理解を得ながら防災無線を使用した訓練の実現を検討してまいります。

○嶋野浩一朗議長 市長公室長。

(乾市長公室長 登壇)

○乾市長公室長 それでは、質問番号2の(6)地域防災計画に女性の視点を入れる必要性に対する本市の考え方につきまして、男女共同参画の視点からご答弁を申し上げます。

国の防災基本計画並びに第3次男女共同参画基本計画におきましては、防災・復興の取り組みを進めるに当たり、防災に関する政策、方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するとされております。また、このたびの東日本大震災を受け、女性や子育てのニーズ等を反映した避難所運営の視点の重要性が改めて指摘をされておるところでございます。本

市の男女共同参画計画せつ女性プラン（第二期）の推進におきましては、あらゆる分野への男女共同参画の促進を基本課題の一つに掲げ、各種審議会への女性の参画率35%を目指してまいりましたが、残念ながら目標値の達成には至りませんでした。したがって、防災分野におきましても、女性の参画が十分であったとは言えないと考えております。

現在、男女共同参画計画（第三期）の策定に着手をしておりますが、摂津市女性政策推進市民懇話会からの提言におきましても、改めて意思決定の場への女性の参画と防災における女性のニーズの違いに配慮した防災対策の推進が強く求められております。このような国の動きや市民のご意見を尊重し、新たに取り組みます男女共同参画計画（第三期）につきましても、地域防災における男女共同参画の促進を重点施策として盛り込み、防災担当とも今後十分に連携を図ってまいりたいと考えております。

それから、質問番号3番、新職員適正化計画の作成についてのご質問にお答えいたします。

現在、職員適正化計画につきましては、第4次行財政改革実施計画の中で、国における新たな定員管理の考え方や、府内市町村の職員数の状況等から、660名以下の体制にすることを目標といたしております。この目標を実現するため、採用抑制や民間委託の拡大、臨時非常勤職員、再任用職員の活用などを進めてまいりました。その結果、定員管理上の職員数では、平成23年4月現在で654名となり、平成7年度のピーク時の904名から比較いたしますと250名の減少となっております。一方、臨時非常勤職員は増加しておりますが、必ずしも正規職員が臨時非常勤職員に置きか

わったわけではなく、例えば、ここ数年の増加要因を申しますと、対象児童増加による学童保育室指導員の増員や、学校における小学1年生等学級補助員や学校読書活動推進支援員などの新たな事業展開による配置などで70名近く増加しており、地方分権の進捗や制度改正などによる市民サービスの拡大・創設によって雇用していることも大きな要因であると考えております。これまでも臨時非常勤職員等も含めた職員数の削減を進めるため、事業内容を精査し、業務の効率化を図っていくことや、また、民間に任せるほうが経費面、サービス面でも効果的、効率的である場合は民間に業務を委託することなど、職員数の適正化に努めてまいりました。第4次行財政改革に掲げた職員数660名以下の体制を達成いたしました今日におきましては、第4次行財政改革の各項目を着実に実行していくこと、また、国における今後の定年延長についての状況や地方分権の進捗状況なども踏まえ、スリムで効率性を重視した職員体制を目指し、職員数の適正化に今後も取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○嶋野浩一朗議長 生涯学習部長。

（宮部生涯学習部長 登壇）

○宮部生涯学習部長 高齢化社会の進展に伴い、市立公民館等の生涯学習施設に洋式トイレを普及させることについてのご質問にお答えいたします。

生涯学習施設のトイレ洋式化の現状でございますが、現時点のトイレ単体の個数で申し上げますと、市立6公民館につきましては、49個のうち洋式トイレは身体障害者用トイレを含み26個で、洋式トイレの割合は53%となっております。

以下、洋式トイレには身体障害者用トイレ

レを含んだ数とさせていただきます。市民図書館、鳥飼図書センターにつきましては、24個のうち洋式トイレは9個で、洋式トイレの割合は38%となっております。体育施設は、温水プールと3か所の体育館、2か所のスポーツセンター、2か所のテニスコート、2か所のグラウンドがあり、トイレの数につきましては、全部で50個ございます。その内訳といたしまして、屋内体育施設につきましては、31個のうち洋式トイレは12個で、洋式トイレの割合は39%となっております。また、屋外体育施設につきましては、19個のうち洋式トイレは2個で、洋式トイレの割合は11%となっております。

近年のトイレ洋式化の取り組みでございますが、平成20年度に鳥飼東公民館2階の女子トイレ1個を洋式化し、21年度に千里丘公民館、味生公民館、別府公民館の3館の2階に洋式トイレを新設いたしました。今年度は、くすの木テニスコートに障害者用トイレを新設するほか、千里丘公民館、味生公民館、鳥飼東公民館の和式トイレに手すりを設置いたしました。今日、社会の高齢化、また住居の洋式化に伴い、洋式トイレは一般化しており、公共施設におきましても、和式トイレの需要も依然としてあることから、その点も勘案しながら、順次トイレの洋式化及びバリアフリー化を図っているところでございます。

続きまして、吹田操車場跡地の明和池遺跡等の保存・継承方法についてのご質問にお答えいたします。

摂津市域における吹田操車場跡地の一部は、明和池遺跡の包蔵地に指定されていることから、土地区画整理事業施行に伴い、大阪府教育委員会、吹田市、摂津市、都市再生機構、大阪府文化財調査研究センター

の5者で埋蔵文化財調査を実施いたしております。当事業地で発掘された遺跡につきましては、平成22年11月20日に現地公開を実施し、約250名のご参加を、平成23年10月29日の現地公開では約160名のご参加をいただきました。また、広報せつつ12月1日号では、第1面に文化財特集を組み、さらに12月1日より同月22日までの間、市役所本館1階において当遺跡で発掘されました弥生土器・須恵器の一部や、今年度、市指定有形文化財に指定いたしました飛鳥時代の土馬などを展示いたしております。このように、埋蔵文化財の保護については、広く市民の理解を求め、協力によって進めることが肝要であることから、発掘調査現場の公開、調査成果のわかりやすい広報、出土品の展示等の実施に努めているところでございます。

今般の明和池遺跡から出土した土器等につきましては、現在のところ、常時公開は考えておりませんが、今後は、旧教育研究所跡施設の郷土資料展示室への展示をはじめ、市役所以外の多くの市民が訪れる市立公民館やコミュニティプラザにおける移動展示ギャラリーなどを実施してまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 教育次長。

(馬場教育次長 登壇)

○馬場教育次長 質問番号5番、児童虐待について、小・中学校において虐待の未然防止・早期発見について、具体的にどのような取り組みを行っているのかについてのご質問にお答えいたします。

本市におきましては、平成18年度より子どもを守る地域ネットワーク「摂津市要保護児童対策地域協議会」を行政、福祉、教育、医療等の関係機関で組織し、児童虐待防止連絡会、通称キャピセを中心に、虐

待の未然防止・早期発見及び継続的な見守り支援に努めているところでございます。学校は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、わずかなサインでも見逃さないよう、日ごろから十分に注意を払うとともに、児童・生徒、保護者との信頼関係づくりに努め、校長を中心に全教職員が情報を共有し、学校全体で対応し、虐待を疑う場合は速やかに関係機関に通告するよう指導しているところでございます。

虐待を受けている児童・生徒は、さまざまな理由から自分から被害を打ち明けることがほとんどございません。そのため、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、家庭教育相談員などを配置し、児童・生徒、保護者が安心して相談できる環境づくりにも取り組んでいるところでございます。

また、道徳教育、人権教育を通じて、命の大切さや、すべての子どもが大切にされ、安心して生きる権利があることを学び、自分の状況や気持ちを周囲に伝えることができる力をはぐくむことを目指しております。

加えて、本年度より幼稚園1園、小学校3校、中学校1校で非暴力アクションプログラムを実施し、暴力に頼らない問題解決の方法を学び、幼児・児童・生徒みずからが暴力の被害者にも加害者にもならない力を育てるために取り組みも行っているところでございます。さらに、児童相談課・家庭児童相談室の子育て支援プログラムとしまして、くまさん教室、MY TREEペアレンツ・プログラムを実施するとともに、子育てアドバイザーによる訪問支援、ショートステイなどの支援も行っております。

今後も、児童・生徒の安全・安心の確保、心のケアを最優先に考え、児童虐待の未然

防止・早期発見の取り組みを進めてまいりますとともに、教育委員会といたしましても、教職員が適切な対応ができるよう、スキルアップを図るとともに、学校と関係機関をつなぎ、迅速かつ的確な支援が行われるよう努めてまいりたいと思います。

○嶋野浩一朗議長 暫時休憩します。

(午前 11時59分 休憩)

(午後 1時 再開)

○嶋野浩一朗議長 再開します。

引き続き答弁を求めます。保健福祉部長。

(福永保健福祉部長 登壇)

○福永保健福祉部長 質問番号6、高齢者への肺炎球菌ワクチンについてのご質問にお答えいたします。

肺炎球菌ワクチンは、小児用と高齢者用があり、小児用のワクチンは、今年度から国のワクチン接種緊急促進事業において公費助成の対象となり、本市におきましても費用の一部助成を開始いたしました。

高齢者へのワクチンにつきましては、テレビや新聞などでのコマーシャルにより、市民の関心が高まってきているものと認識いたしております。我が国において、肺炎は、死亡原因の第4位に位置しており、全体の肺炎のうち原因が肺炎球菌によるものは4分の1から3分の1を占めると言われております。厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会のワクチン接種に関する小委員会の報告書によりますと、ワクチン接種により肺炎球菌による肺炎発症の抑制効果は認められておりますが、再接種の効果や、その安全性についてはまだ検討されている状況であり、接種対象年齢や再接種の効果等について、再評価の必要性が示されております。

また、このワクチンは、現在、予防接種

法によって接種を定められておらず、希望者の判断で接種を受ける任意接種のワクチンでございますので、法律に基づくワクチン認定が待たれているところでございます。今後、国・府をはじめ、近隣各市の動向を踏まえた上で検討してまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 生活環境部長。

(杉本生活環境部長 登壇)

○杉本生活環境部長 第3弾までのセッピー商品券の販売に係る総括についてのご質問にお答えをいたします。

緊急経済対策として、平成21年度に発売いたしましたセッピー商品券は、本市が……。(地震による小さな揺れあり)

○嶋野浩一朗議長 この場で暫時休憩します。

(午後1時3分 休憩)

(午後1時4分 再開)

○嶋野浩一朗議長 再開します。

○杉本生活環境部長 第3弾までのセッピー商品券の発売に係る総括についてのご質問にお答えいたします。

緊急経済対策として、平成21年度に発売いたしましたセッピー商品券は、本市が独自に発行する初めての商品券で、商工会、商店連合会、各商店会、金融機関等の協力をいただき実現したものでございます。

第1弾の商品券の取扱店は370店舗の登録をいただき、発行12万枚中11万9,752枚のご利用がありました。利用実績は、大型店が45%、中規模店が27%、小規模店が28%となっております。

第2弾では412店舗の登録となり、11万9,546枚の利用があり、小規模店の取扱率も29%になりました。

取扱店へのアンケート結果を分析いたしますと、商品券取扱期間には一定の経済効

果が得られたものと思われ、商店街への誘導策としても、商品券の表紙の半分を活用した抽選会の実施や商店街独自のイベントによって集客を伸ばすなど、効果を上げております。

そして、先日発売いたしました本年度の第3弾は、403店舗の取扱店登録をいただき、市役所、農協、郵便局ともに即日完売することができました。セッピー商品券の発行をきっかけに、先日も新聞報道されておりましたが、100円商店街などが開催されるなど、商業者独自がイベントを企画されるなど、また、一部の地域では新たな商業者グループのつながりが芽生えてきており、今後の活動に期待を寄せているところでございます。

○嶋野浩一朗議長 教育総務部長。

(登阪教育総務部長 登壇)

○登阪教育総務部長 中学校給食についてのご質問にお答えいたします。

中学校給食の実施について判断を行うに当たり、関係者の意見を聞くという趣旨から、学校給食会において、実施の方式等も含めて検討を進めてまいりました。その協議では、基本的には全員喫食の完全給食で実施することが、栄養面、衛生面、食育指導、負担の公平性などの観点からも適切であるとの考えが示されておりますが、中学校現場からは食育指導を含む教育課程の諸問題で不安等の意見がございました。また、保護者のつくるお弁当の併用についての可能性も十分議論し、お弁当をつくる意味合いや効果等も踏まえた中で決定をさせていただきたい旨の意見もございました。

学校給食会での検討と並行して、本市における中学校給食のあり方について調査を行っております。調査では、センター方式、自校単独方式、小学校との親子方式などの

完全給食とスクールランチ方式との比較検討をしておりますが、それぞれの方式に課題もあり、また、ランニングコストや給食費、就学援助等を合わせますと財政負担の大幅な増額となりますことから、現時点におきましては実施の有無を含めた結論を出すには至っておりません。

中学校給食を実施するとなった場合のスケジュールは、大阪府の債務負担行為が平成27年度までとなっております。工程を考えますと、平成25年度には基本設定などの予算計上を行い、その後に実施設計予算、遅くとも平成27年度に工事に着手しなければならないと考えております。財政負担の問題など大きな課題もあることを踏まえ、他市の状況も参考にして年度末までに最終の判断をしてまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 土木下水道部長。

(藤井土木下水道部長 登壇)

○藤井土木下水道部長 質問番号13番、警察庁は、10月25日に自転車の原則車道走行を促すことを柱とする自転車交通総合対策をまとめ、全国の警察本部に通達したが、本市での対応についてのご質問にお答えいたします。

警察庁におきまして、平成23年10月25日に「良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進について」を发出されております。自転車は、幼児から高齢者まで幅広い層に利用され、通勤手段としても注目を集めており、利用の進展が見込まれる状況にあります。その一方で自転車関連事故の割合は増加傾向にあり、その交通ルール、マナー違反に対する批判の声は後を絶たず、通行環境の整備も不十分な状況であります。

こうした状況を踏まえ、今後、自転車に関する総合対策を進めるに当たりましては、

自転車は車両であるという考え方を交通社会を構成するすべての方に理解していただき、自動車運転者、自転車利用者、歩行者の3者の安全を確保していこうと考えられ、新たな通達を发出されたものであります。

市内における幅3メートル以上の歩道としましては、府道の十三高槻線、大阪高槻線、中央環状線の一部、市道では千里丘三島線、千里丘南千里丘線、摂津市駅前の南千里丘5号、6号線など一部に限られております。今回の通達では、普通自転車歩道通行可の交通規制の実施場所の見直しを行うこととされていますが、車道の交通量が多く、自転車が通行すると危険な場合や、歩行者の通行量が少ないような場合などについては、危険行為がなく徐行での通行は歩道を通行することが可能であると聞いております。

歩道のある道路で現況車道部にいわゆる自転車レーン設置などの自転車の通行環境の整備を検討してまいりたいと考えており、警察による駐停車取り締まりなどの総合的な駐車対策の推進などの通行環境の確立と自動車の運転者に対する注意喚起、啓発活動を併せて進めることにより、安全の確保に努めることが必要と考えております。

次に、14番、府道大阪高槻京都線の千里丘小学校付近の歩道の拡幅改修などについてのご質問にお答えします。

通学路の安全確保は非常に大切なことと考えていますので、府道大阪高槻京都線の千里丘小学校前の歩道の拡幅改修と、反対側の株式会社エネゲート前歩道の拡幅改修につきましては、大阪府茨木土木事務所に立会・測量後の進捗状況などの確認を行うとともに、早期に歩道の拡幅工事に努めていただくよう要望してまいります。

次に、15番、府道大阪高槻京都線の千

里丘交差点についてのご質問にお答えします。

千里丘交差点の交通渋滞緩和と歩行者の安全対策としまして、歩車分離式信号への改善につきましては、信号切りかえにより本線などの通行車両の信号待ちの時間が増加し、大阪高槻京都線の交通混雑が増長することも考えられるとのことですが、歩車分離式信号への改良や、その他交通渋滞緩和対策として、歩行者の安全対策の検討を大阪府茨木土木事務所及び摂津署に引き続き要望してまいります。

千里丘交差点の京都市歩道の手前の傾斜のひどい部分の改修につきましては、歩道の地形的な制約もあり、沿道土地所有者などの承諾も必要と考えられますが、大阪府茨木土木事務所に歩道の改良に努めていただくよう要望してまいります。

○嶋野浩一朗議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 ご答弁ありがとうございます。それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、2の2番の街の耐震化の促進についてですが、先ほどの答弁では、平成27年までに耐震化率9割を目指すとされていましたけども、では、現在は耐震化率は一体何割なのか、そして、9割まで残る対象戸数はどれぐらいになるのでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

次に、2の3番目の災害想定の見直しまでに実施する対策については、さまざまな取り組みについてのご答弁をいただきました。今、市民の皆さんは、東日本大震災で大変意識も高くなっておられるとともに、本市に対して対策は本当に大丈夫なのかという心配をされているところです。大事なことは、想定の見直しが後になりましても遅滞なく対策を実施していることを、あら

ゆる媒体を使って市民に理解をいただき、さらに高い防災意識を持っていただくことが必要だと思います。今後も住民理解のための努力をお願いし、要望いたします。

次に、2の4番目の水害の想定替えについてですが、国や府は今のところどのような動きをしているのでしょうか。また、仮にハザードマップをつくり直す場合は、前回配布したハザードマップが案外保存されていないということをかんがみて、しっかり保存してもらえるように工夫をすることが必要だと思いますが、市としての考えをお示してください。

次に、2の5番目の専門知識を備えた職員の育成については、計画性を持って育成に取り組んでいただきますようお願いし、要望いたします。

次に、2の6番目、防災に対する女性の視点を入れることについてですが、先ほど女性の視点の必要性と具体的な取り組みについての答弁をいただきました。今後、実現に向け、よろしく願い申し上げ、要望いたします。

次の2の7番目の大規模災害時にホームページの代理記載については、先ほどの答弁どおり、実施に向け、お願いを申し上げたいと思います。

次に、2の8番目の自主防災組織を通じて防災意識の強化について、先ほどの答弁では、市としては訓練メニューの紹介などを行っていきとありましたが、自主防災組織は、先ほどあったように、連合自治会を中心に立ち上げられておりますので、自治会の行事などに関連をして大変忙しい中での企画・運営となっていますが、そうしたことが逆に内容の充実などにじっくりと時間がかけられない要因になっているのではないかと思います。そうしたことも考慮い

たしまして、市としては毎年自主防災の中心者に集まっていたいて、先進事例の提供、訓練メニューの紹介、相互の情報交換、運営の仕方など、研修を実施する会議を行うことを提案しますが、いかがでしょうか。

また、自治会未加入者に対する取り組みにつきましては、先ほどの答弁では、平成23年度の自治会加入率が63.5%とありましたが、私は、以前の認識では、摂津市では7割の加入があると認識をしていましたので大変驚いているところであります。自治会の加入率の向上は、これまでもたびたび議会でも議論されておりますし、担当課としても努力をされてきたところだと思います。そうした中で年々低下を続けているということは、自治会への加入の取り組みは、これはこれでしっかりと持続をさせるとしても、加入されていない人への防災対策もしっかり考えていかなければいけないと思いますが、いかがでしょうか。それと、自治会加入促進の取り組みは、以前よりも活発に実施されているというふうにお伺いしていますが、具体どのように実施をされているのか、また、今後さらに取り組みを強化することができないのか、併せて答弁をお願いいたします。

次に、2の9番目、自分の身は自分で守る意識の浸透と各家庭での備蓄の徹底、及び2の10番目の向う3軒両隣、助け合いの意識の啓発はしっかりと取り組んでいただきますようお願いし、要望といたします。

次に、2の11番目の福祉避難所についてですが、増設の必要性についての答弁をいただきました。先日、福祉避難所についての新聞記事が掲載されていましたが、仙台市では阪神淡路大震災を教訓に52か所の協定を結んでいましたが、東日本大震災では、施設が被災したり、電話がつながら

なかったり、また、既に入所者で満杯で受け入れができないところもあったそうで、急遽、小規模グループホームや老健施設にもお願いをし、18か所を増やしても全然足りなかったそうです。残りの方は、一般避難所に行かれたり、自宅を離れずにおられたようです。また、特に障害者向けの施設、避難所が足りなかったようです。

恐らくこうしたことは、本市においても同じような状況に陥ることは想定できます。そのためには、あらかじめ対策をとっておかなければなりません。先ほどの答弁では、一般避難所で配慮を必要とする場合は移送するというものでしたけども、実際、大災害の場合は、移送先を探すことは極めて困難ですし、実情には合っていないのではないかと思います。例えば、災害時に福祉施設の近くの適当な施設を借り上げる提携を結ぶなどして、福祉避難所の拡充ができる体制をとっておくとか、また、一般避難所にも段ボール製の仮設ベッドや温かくて食べやすい非常食の備蓄なども検討することが重要になると思いますが、いかがでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

次に、2の12番目に、小学校に設置された防災用無線放送設備の自主防災訓練時に使用することにつきましては、実現に向け努力いただきますようお願いし、要望といたします。

次に、3番目に、新職員適正化計画の策定についてですが、先ほど検討していくと思われるような答弁もいただきましたが、業務の効率化と職員の能力アップの観点から、市民にもわかる、見える改革を実施することが必要だと思います。一方では、技術の継承や専門性の確保など、必要な場所には正職員の配置も必要です。さまざまなことを精査して、新職員適正化計画を作成

していただきますようお願いし、要望といたします。

ところで、先ほどの答弁の中で、地方分権の進捗が職員の増加の原因になっているということでは、これは理解をするわけですが、本格的には恐らくまだまだこれからだと思います。本年の国会におきまして、地域主権改革整備法、第1次一括法及び第2次一括法がそれぞれ成立をいたしましたし、また、来年の通常国会には第3次一括法も提出を予定されています。これによりまして地域主権改革は大きく進むということになります。これにより、明年4月1日までに関係条例の改正が必要になってくるというふうにお聞きをしていますが、本市ではこういった関連でどのように業務が増えてくるのか、概略をお示しいただきたいと思っております。

次に、4番目に、公共施設に洋式トイレの普及についてですが、公園のトイレはどういう状況になっているのか、また、集会所のトイレなどは、実態はどのようになっているのか、重ねて答弁をお願いしたいと思います。

次に、5番目の児童虐待防止についてですが、先ほど、本市での取り組みについてのご答弁をいただきましたが、幼児・年少者に対する児童虐待防止や予防は、キャピセをはじめ、さまざまなプログラムを実施されておられます。こうした親支援プログラムなどのさらなる充実を図るとともに、多くの関係団体でも実施できるように支援いただきたいと思っております。また、小学生児童に対する虐待防止については、摂津市からは1人の虐待被害児童も出さないとの意気込みで、児童・生徒、保護者、先生方との連携をさらに密にいただき、虐待撲滅の取り組みをお願いし、要望といたしま

す。

次に、6番目の高齢者に肺炎球菌ワクチン予防接種について、先ほどは検討していくとの答弁をいただきましたが、後先になるかもしれませんが、高齢者肺炎球菌ワクチン接種について、接種後の効果や接種費用、再接種が認められた経緯、そして接種助成について、全国自治体の状況や大阪府下での導入状況、また、本年11月から始まった日本赤十字による被災地での接種助成のこと、また、75歳以上に仮に接種をした場合も想定をし、財源も設定されていると思いますが、一体幾らほどのものになるのか、この際補足し、答弁をお願いしたいと思います。

次に、8番目のセッピー商品券第4弾の発行についてですが、先ほどのご答弁では、各商店街に着実に成果を上げてきていることを報告いただきました。実際に、先日の12月3日の各商店街で実施された100円商店街は随分反響があったようですし、報告書でも、ガラポン抽せん会などを通じて商店街に足を運んでいただいた人の数も全体の60%を超えていると伺っています。大変費用対効果の大きい施策でもあると思っております。また、景気はまだまだ厳しい状態が続いており、さらなる景気対策が必要なことから、地域経済の活性化を図るため、緊急経済対策としてのプレミアムつきセッピー商品券第4弾を発行することを、強く強くこれは要望したいと思います。

次に、9番目の中学校給食の導入についてですが、明年3月までに実施計画の提出が必要なことを考えますと、あまり時間がありませんが、本市にとって一番ふさわしいスタイルをしっかりと検討いただくとともに、導入に向けて着実に歩みを進めていただきますようお願いし、要望といたしま

す。

次に、10番目の明和池遺跡についてですが、展示については、先ほどの答弁とおり、積極的な取り組みをお願いしたいと思います。また、今後できる千里丘の防災公園の一角に、この明和池遺跡の存在を示す記念碑やモニュメントを設置し、このあたりには太古からの多くの人々の営みがあったことなど、歴史ロマンに浸れるようにすればどうかと考えますが、本市の見解をご答弁お願いいたします。

次に、11番目の南千里丘まちづくりの総括についてですが、南千里丘につきましては、現在、その事業評価に取り組んでおられ、今年度以降に市民にも公開していくのご答弁でございました。私もこの事業は大変高く評価をしている一人ですが、摂津市としまして、今回のまちづくりについては、産・官・学・市民の交流を考えて、その基本方針のコンセプトとしては、健康・福祉・医療・文化・教育と位置付けられ、後から環境が加えられております。先ほどのご答弁では、そうした点に対する評価までは行われぬように思いました。昨日、森山市長から夢づくりというのを三つの柱の一つにしてきたという話がありましたけども、私は、市民に対しては、こうした観点からも評価を加え、このまちのことについて夢や希望を持って発信していくことによって、摂津市のブランド力をさらに高めていくことにつなげていかなければならない、このように思います。このことについてどのようにお考えなのか、また、そうした意味での現時点でのブランド力をアップするための評価の一端を述べられるようであれば、副市長のほうから総括的に一度ご答弁いただきたいと思っております。

次に、12番目に、境川の堤防の整備に

ついてですが、答弁のように検討をお願いいたします。また、線路の反対側、せせらぎ緑道につきましても、協働による管理体制はまだ確立をされておられません。先日、南千里丘エコイクフェスタで行われました「あかりプロジェクト」には、民間マンションの周辺でもろうそくのファンタジーが実施をされておりました。聞きますと、マンションの人たちでクラブを立ち上げて今回実施をしているとのことでした。また、来年度にも自治会も立ち上がるというふうにお聞きをしていますし、大きな光が見えてきているような気がいたします。どうかこのせせらぎ緑道につきましても、協働による管理体制の確立に努力をいただきますようお願いし、要望といたします。

次に、13番目の自転車に対する対応についてですが、今回の通達を機に、本市として幹線道路等の自転車と歩行者の安全対策については、歩道の整備や自転車レーンの設定、路側帯の拡幅や緑色に塗ることなど、市内全域の改善計画を作成して年次的な取り組みを行うことが必要ではないかと思っておりますが、この点についてはいかがでしょうか。また、丑川水路沿いの阪急電車のガード、または柳田橋下のガードなど、小学生の通学路に指定をされていますが、自転車をおりずに猛スピードで通過するため、大変危険な状態になっており、関係者から改善要望が寄せられております。こうした部分につきましては、市の条例で罰金を課すなど、市としても断固たる措置を考えるべきだと思いますが、市としての見解をお願いいたします。

次に、14番目の小学校の通学路の安全対策及び15番目の千里丘交差点の歩車分離式信号設置と歩道の改修につきましても、早期に実現できますように、今後ともご努

力をお願いし、要望といたします。

以上で2回目を終わります。

○嶋野浩一朗議長 都市整備部長。

○小山都市整備部長 それでは、2回目のご答弁を申し上げます。

現在、摂津市における住宅の耐震化率と耐震改修の必要な件数についてのご質問にお答えいたします。

まず、現在の耐震化につきましては、詳細な調査を行っておりませんが、固定資産税の減失記録や確認申請のデータから判断いたしますと、平成23年1月現在、耐震化率は約72%程度と推定いたしております。同じように、耐震化率を9割にするには、耐震性不十分な住宅が約6,100戸程度と予測しております。

次に、公園のトイレの現状と洋式トイレの考え方についてのご質問にご答弁いたします。

市内には、本年11月末現在、41か所の都市公園と96か所のちびっこ広場がございます。このうち、市が直接設置・管理をいたしております都市公園につきましてご説明申し上げます。

都市公園41か所中、トイレが設置されているものは26か所で、そのうち障害者用トイレを設置しているのは3か所でございます。洋式トイレは障害者用トイレのみでございますが、どなたでもご使用できます。公園のトイレは規模も小さく、便器の設置数も少なく、また、公園などの公共の場所では洋式を嫌われる方もおられますので、現在設置されていますものをすべて洋式に変えることは困難と考えております。現在、都市公園でのトイレを設置していないところは15か所あります。今後、新設や増改築のときに和式や洋式のトイレの設置を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 総務部長。

○有山総務部長 2回目のご質問にご答弁申し上げます。

水害想定について、国や府の動きということでございますが、水害想定につきましては、現時点で国や大阪府から想定見直しの予定は聞いておりません。しかし、大阪府は、現在、管理する河川のはんらん解析を順次行っております。堤防が破損する地点と、それに伴う危険度を示したものでございまして、洪水リスク図として公開する予定になっております。市としましては、大阪府から洪水リスク図の提供により、今後の市民の避難行動に役立てたいと考えております。

次に、ハザードマップの工夫についてでございますが、先ほど答弁させていただきましたように、現在のハザードマップは平成18年3月に作成したものでございまして、当時、全戸に配布させていただきました。しかし、東日本大震災後、防災管財課の窓口のほうにハザードマップが欲しいということから、逆にしますと、当時、全戸配布したものが捨てられてしまっているという実態を認識しております。現在、避難勧告等の判断マニュアル、伝達マニュアルを作成しておりますが、ハザードマップの見直しにつきましては、地域ごとのハザードマップにするなど、よりわかりやすいものにすることを検討しており、ふだんも利用できる情報を盛り込むなど工夫をしまいたいと考えておるところでございます。

次に、自主防災組織の情報交換についてでございますが、市では定期的に自主防災組織の代表者の方々に対して防災施設の見学会を実施しておるところでございます。

防災施設として安威川ダム、また、毛馬の水門、安治川水門、津波・高潮ステーションの等の見学会を行い、その後、意見交換会を開催しております。自主防災訓練内容の充実については、今後、防災対策にとって非常に重要なものだというふうに考えております。今後は、このような催しに集まっていたいただきました代表の方々の集まりを通じて、訓練内容の情報交換など、新たな訓練の紹介を実施してまいりたいと考えております。

次に、自治会への未加入者に対する防災対策についてお答えいたします。

現在、自治会以外の方々に防災に対する情報を伝える手段は、広報紙、ホームページといったものでございます。市では、大雨の発生する前の7月ごろに水害対策を、阪神淡路大震災の発生した1月ごろに地震対策を広報紙に掲載しております。防災対策の啓発をこれによって行っておるところでございます。また、ホームページを通じ、防災計画や防災対策について発信しております。自治会未加入者に対しまして防災対策が啓発できているか、十分であると言える状況ではございません。例えば、「釜石の奇跡」と呼ばれる、学校での防災教育の徹底により多くの命が救われたことから、今後は、地域や学校での防災教育により、子どもたちから防災に対する意識を高め、親の世代へ拡大することが一つの方法ではないかと担当としては考えておるところでございます。

続きまして、災害時の援護者対策として避難所の増設についてでございますが、議員ご指摘のとおり、災害時に現在市が指定しております福祉施設3施設で十分であるとは考えておりません。今後、保健福祉部等、関係部局と協議をしながら検討してま

いりたいと思っております。

また、温かい食料などの備蓄ということでございますが、これについても備蓄用品全体の中をもう一度検討させていただきたいと考えております。

次に、市立集会所の洋式トイレの現状でございますが、地域の文化・福祉の向上を図るという目的を持って市立集会所は現在存在しておりますが、これは市民のコミュニケーションの場を提供するために設置しているものでございまして、市内に51か所設置をしております。その中で、老人常設集会所と併設されているものは39か所ございます。

お問いの洋式トイレの現状についてご説明させていただきますと、洋式トイレが1か所以上設置されている集会所は39か所、和式トイレのみの集会所は12か所、51のうち39については洋式トイレがあるということでございます。集会所は、他の公共施設と異なりまして、敷地のスペース、あるいは建屋のスペースというか、これが限られておりますので、複数のトイレの設置がなかなか難しいことから1か所のトイレ等を設置している場合が多くあります。そのような場合、洋式・和式の選択ができない状況でございまして、集会所利用者の中には洋式トイレを嫌がられる方もおられますことから、地元管理者等からの要望を聞きながら洋式トイレへの改良工事について検討を進めてまいりたいと考えております。

また、トイレの改良工事は、市内集会所が現在抱えております施設の老朽化に伴う今後の適正配置を検討する中で、その計画との整合性を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○嶋野浩一朗議長 生活環境部長。

○杉本生活環境部長 自治会の加入率の低下ということについてのご質問でございます。

自治会の加入率につきましては、先ほど、総務部長の答弁にございましたように、平成23年度で63.5%ということになっております。年々低下をいたしております。三島筋、北摂各市の状況を見ましても、低いところであれば40%台、高くても60%台半ばということで、各市ともに自治会の加入率の低下に苦慮をしている状況であると考えられます。原因といたしましては、単身者世帯の増加、ワンルームマンション等による世帯数が増加しても、そこに住まれる方が入られないとか、また、転出された方の後に入られた方が加入をされない、また、新規に建設された住宅等に転入された方が加入されないといったことが自治会長とのお話ではよく出てまいります。

全国的にも低下をしまいいっておりますが、これが決して、きのうもご質問にございましたけども、自治会をどう見るかといった中で、我々行政をつないでいただいている重要な地域コミュニティの組織でございますので、これの拡充については非常に重要と考えております。本市でも、先ほどもありましたが、パンフレットを作成いたしまして、また、転入者に対しても市民課でパンフレットを配布したり、各自治会で配布いただいたりしております。また、大規模な開発のありましたところについては、開発業者等にも自治会加入を推進するようお願いをいたしております。先ほどもありました南千里丘の駅前マンション等については、ようやく自治会の結成が見込めるようになりまして、こういった対策を地道にやってまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、自治連合会等、各自治会長さん等のお話の中でも、加入に

ついての方策について研究・検討をしまいたいと考えます。決定打はなかなかございませんが、地道に努力をしまいたいと考えております。

以上でございます。

○嶋野浩一朗議長 市長公室長。

○乾市長公室長 それでは、地域主権改革整備法、すなわち第1次一括法及び第2次一括法の成立により、今後の条例改正や権限移譲など、本市業務にどのような影響があるか、お答え申し上げます。

ご承知のとおり、第1次一括法につきましては、平成21年12月15日に閣議決定されました地方分権改革推進計画を踏まえ、地方自治体の自主性の強化と自由度の拡大を図るとともに、義務付け、枠付けの見直しと条例制定権の拡大を図るため、内閣府設置法の一部改正を含め、42の法律が改正されたところでございます。第2次一括法につきましては、地域のさらなる自主性と自立性を高めるため、平成22年6月22日に閣議決定されました地域主権戦略大綱を踏まえ、都道府県から基礎自治体への権限移譲を行うため、47の法律を改正するとともに、第1次一括法と同様に義務付け、枠付けの見直しと条例制定権の拡大を図るため、160にも及ぶ法律が一括改正されたものでございます。

本市にかかわるものとしたしましては、多岐にわたっておりますが、権限移譲の項目といたしましては、第2次一括法により新たに大阪府より38事務が移譲されることとなりました。なお、権限移譲につきましては、大阪版地方分権推進制度実施要綱、いわゆる大阪版特例市並み権限移譲に基づくものとして、地方自治法の事務処理特例により、平成23年度及び24年度の2か年で55事務の受け入れをいたしますが、

この大阪府からの55事務と今回の2次一括法案で基礎自治体に権限移譲されました38事務のうちで24事務が、全部または一部内容が重複しているものとなっております。内容としましては、社会福祉法人の設置認可等の事務、専用水道及び簡易専用水道に関する事務をはじめ、極めて多岐にわたっておりますが、項目的には都市計画関係の事務が19事務と半数を占めている状況でございます。

次に、義務付けでございますが、これは、一部の計画の策定やその内容などが、法律により義務付けられていたものが努力義務化されたり、内容も自由にできるようにされたものでございます。そして、枠付けの見直しと条例制定権の拡大についてでございますが、これまで国の規則等で施設整備基準をはじめ、さまざまな基準が設けられ、地方自治体はその基準に従い事務を行うこととされてきましたが、このたびの法律改正により、この基準をおのおのの地域特性等を勘案し、個々の自治体において条例で定めることとされたものでございます。項目的には、道路構造基準など整備基準を条例で定めるものや、水道技術管理者の資格を条例で定めるようなものも含めて、現在20程度の条例を新規に制定し、または一部を改正しなければならないと考えており、これら以外にも条例を新規制定しなければならないかどうか精査している状況でございます。

我々事務方といたしましては、本年10月から11月初旬にかけて、政策担当、法制担当、当該事務担当の3者でのヒアリングや協議を重ね、平成24年4月または平成25年4月の法律施行に備えておりますが、今後とも政令の制定状況や国からの情報収集に努めるとともに、その情報を担

当所管課とも共有し、遺漏なきよう準備を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○嶋野浩一朗議長 保健福祉部長。

○福永保健福祉部長 高齢者肺炎球菌ワクチンの効果や再接種、助成状況などのご質問にお答えいたします。

肺炎球菌には80種類以上の型がございますが、肺炎球菌ワクチンの接種により、そのうちの23種類について免疫をつけることができ、肺炎球菌による肺炎の8割くらいに有効と言われております。抗体は、接種後4年間くらいはあまり低下しませんが、5年後にはピーク時の80%まで抗体が落ち、以後、徐々に低下いたします。

再接種につきましては、1983年のアメリカにおけるワクチン承認当初には、初回接種に比べて強い副反応が発現したことから、再接種を行ってはならないという規定がございましたが、再接種の安全性に関する知見が集積されてきたことから、日本におきましては、平成20年10月より、初回接種から5年以上経過し、感染リスクの高い人を対象として再接種が可能とされてきております。しかし、国のワクチン評価に関する小委員会では、再接種時には初回接種ほど抗体価の上昇は認められないとの報告もあり、再接種の効果やその安全性及び必要性については引き続き検討を行うこととなっております。

次に、費用についてでございますが、ワクチン接種には医療保険が使えませんので、医療機関によって異なりますが、8,000円前後と聞いております。平成23年11月現在の肺炎球菌ワクチンの公費助成状況は、全国で657市町村、大阪府内では7市町が一人当たり3,000円から4,500円の一部助成をされておられます。

また、東日本大震災の被災県である宮城、岩手、福島の3県におきましては、市町村ではなく日本赤十字社と各県医師会共同事業による高齢者肺炎球菌ワクチン接種助成事業により、70歳以上の希望者に無料接種を実施されているようでございます。

摂津市で仮に75歳以上の市民に一人当たり3,000円の助成を行った場合の想定額につきましては、75歳以上市民6,376人のうち、高齢者インフルエンザワクチンの接種率と同等の接種率52.6%と仮定した場合、1,006万2,000円となります。

○嶋野浩一朗議長 生涯学習部長。

○宮部生涯学習部長 吹田操車場跡地にできる防災公園予定地に遺跡のモニュメントを設置することについての質問にお答えいたします。

埋蔵文化財は、それぞれの地域の歴史と文化に根差した歴史的遺産でありますことから、後世に伝承することは大変重要なことであると考えております。吹田操車場跡地土地区画整理事業区域に隣接して地域の防災拠点となる都市公園の整備が予定されておりますが、この都市公園を含めて、この地域内に当事業において発掘された遺跡の説明看板等のモニュメントの設置を検討してまいります。

○嶋野浩一朗議長 土木下水道部長。

○藤井土木下水道部長 13番の自転車通行に関しましての2回目のご質問にお答えいたします。

緑色にするなりして自転車の通行安全帯などの設置についてでございますが、本市の道路は歩道がない道路が大半でございます。まずは歩行者の方の安全を考えた上で緑色に塗れるところの道路を抽出するなどのことを検討していきたいと考えており

ます。

次に、自転車利用者に対する交通違反の取り締まりについてでございますが、大きくは道路上での取り締まりになりまして、これは道路交通法が適用されます。道路交通法が適用される道路につきましては、警察での取り締まりになりまして、現状で申し上げますのは、現状の取り締まりとしましては、街頭における指導・警告活動を一層強力に推進され、ブレーキのない、最近テレビなんかでよく報道されておりますピストバイクや信号無視、それから、指導・警告を繰り返しても危険運転をするような事故に直結するようなケースに限り、検挙措置されると伺っております。

その次に、道路交通法が適用されない道路、要するに警察では取り締まれない道路、といいますのは、本市が管理しております自転車・歩行者専用道路及び本市では下水が所管しておりますガランド水路沿いの沿路でございますが、それとか、あとは公園等につきましては警察での取り締まり対象外になっております。こういうところにつきましての、例えばガランド水路であるとかの坂道が途中でございます。先ほど議員おっしゃいました丑川水路の横のところにつきましても坂でなっておるわけでございます。こういうところについて、どういふふうな制限、取り締まりができるか、また、罰金と申し上げますか、過料が取れるような仕組みをつくってでの条例制定が可能かどうか、こういうことにつきましても、検察庁との検討になりますけれども、そういうふうなこと、及び本市の法制担当課とも打ち合わせしながら検討してまいりたいと考えます。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 副市長。

○小野副市長 南千里丘まちづくりに関しましての現時点の総合評価、またイメージアップ、ブランド力の具体的な中身ということでのお問い合わせですが、ここに平成16年12月4日の大きく載りました朝日新聞を改めて見ております。そのときに書かれておるのは、これは森山市長がなられた年の12月4日ですけども、摂津市は顔のないまちだと、コアがないということの中で、摂津市南千里丘に新都心をつくるんだと、人口2,000人のまちと。ただし、摂津市は借金が、市債残高1,000億円を突破して、06年末には赤字再建団体に陥ることも予測されると、こういうふうに報道がされ、この議会でも大きく議論されたところでございます。

それで、一言で言えば、摂津市の顔づくりの大きなインパクトの一翼を担えた事業であったというふうに考えます。これは、最終形としましては、現在20階建ての4棟の586戸と高齢者向けの13階建て128戸の計714戸でございますが、今のB街区にあります広大な空き地、これもリーマンショックの後だったのでしょうか、非常に停滞いたしました。これもこの業者と相当議論いたしました。東京本社までかけ合いをするといったことも覚えております。

それで、そういうことの中で、このまちづくりの最終形は、ご承知のことと思いますが、この11月15日に開発協議書が参りました。今回の中身は、24年4月の着工の26年3月竣工ということで、高さが117.8メートル、4棟470戸、これをもちまして最終の約1,180強の戸数をもってすべてが終わるというふうに見ます。

それで、このまちづくりにつきましてのブランド力、イメージアップなんですけど、

きのう、三宅議員のほうからもちょっと冒頭触れられました、今日の地球温暖化の相当大きな中身の中で、世界各地で洪水等の大災害が発生しているということの中で、過日、つい最近なんですけど、市長にインタビューに参りました。これは韓国のKBSの新年番組と聞いていますが、この異常気象で世界に警鐘を鳴らすということの中で、なぜ摂津市が選ばれたのかといいますと、韓国のほうでもCO2ゼロの摂津市の駅、緑の基準が25%以上、それから太陽光パネル、イベント、これら総合力としては摂津市が極めて優秀であるということで、日本ではこの摂津市のインタビュー、テレビが入ってまいりました。それで、翌日からイギリスのほうに行くということでございますので、日本ではただ一つ、これが総合力としての地球温暖化対策としてすぐれものだということに入ってまいっております。

そういう意味では、この環境緑化に重点を置いた中身というのは、これは問い合わせも多うございますし、韓国のKBSを見ましても相当大きく注目をされたと、またされておるといふふうに感じております。

今日、振り返ってみますと、たしかここにも出ておるんですが、1996年でありますから平成8年にダイヘン摂津の移転が我々の耳に入ってまいりました。それは、摂津市に参画をしてくれ、摂津市に買いますかということはございませんでして、当時、工場用地の経営戦略上の観点からダイヘンそのものが活用すると、そして、URと組んで共同事業をすると、摂津市さん、よければオブザーバーで入れませんかというのがもともとの発想でございました。そういう中でURが撤退すると、ダイヘンも開発事業から撤退をすると、それで跡地は売却するという形になりました。あのと

きは、我々が聞かされておったのは、大規模集積場としての引きがあるんだということも聞き、ダイヘンに相当厳しく指摘したことも覚えてはおります。

そういった中で平成16年の市長の選挙公約となったということで、この2か月後の12月8日に市長コメントが出ていますが、厳しい中でも何とかこのまちづくりをしたいということが出ました。ただ、その当時、平成17年には公債の償還の圧力で、ご存じのように平成17年がたしか104でございましたでしょうか、夕張があのとかがあかんときで、摂津市も赤字再建団体転落ということが新聞紙上に出ました。これも覚えております。市長は、当時、綱渡りという言葉が使われました。しかし、今日考えてみますと、やはり物事には旬がありますし、本市がその旬を逃さなかったこと、そして、いろいろ市議会の理解とさまざまな場面で議員各位に協力もいただいたということが南千里丘まちづくりの中身であったと思います。

そして、その当時、思い出しますのは、社会現象のように民間活力が出ました。いわゆるPFIという言葉に象徴されます。しかし、今現在考えてみますと、民間との協働というのは大変なことだと思いました。やはり民間は利益でございますから、これの協働といいますが、民間活力は、言葉はいいんですが、そう簡単なものではないというのが私どもの実感でございました。しかし、おのおの担当部課長、また担当が本当にその持ち場で頑張ってくれたと。私が見ていましたら、一時期は職員が不眠不休という時期も現実に見てまいりました。そういうことの中で、私は、今日を振り返ってみますと、これからの本市のまちづくりにとって、職員個々の南千里丘の

経験が、目には見えませんが、これが非常に大きい中身になるというふうに思っております。また、自信にもなったというふうにも思っております。職員は本当に頑張ってくれたということを今さらながら思います。

それで、具体的なブランド力、イメージアップの問題ですけれども、今申し上げましたように、最終形は26年の3月で1,184戸の戸数でございます。それで、これは当然、市長もきのう言われておりましたが、この7月時点での入居者のうちで、おおむね心配しておった中身の市外から大体75から80%入ってきていただいております。ということは、やはり本市が欲しかった人口増と税収増が見込めるということが確実になっております。二つ目には、福祉会館跡地には税収増が見込める優良企業の本社が具体的に誘致ができて、現在建っておりますと、これの税収増が見込めるということは確実にあるということが二つ目に言えると思います。それで、当時、経年劣化で、市長ともいろいろ議論いたしました。福祉会館を廃館いたしました。ちょうどそのときに、あの会館を設計された大学の先生が建てられた藤井寺の会館がもうもたないと。あれは同時期でございましたから、そのときも閉館いたしました。今聞いてみますと、10億円以上お金を入れて改修されたと聞いております。本市は、ご承知のように、新しいコミュニティプラザ、保健センターを立ち上げることができたということでございますし、今、約4万7,000人ほどの市民の方に、この9か月ぐらいでしょうか、利用してもらっておるといっても聞いておりますから、非常に多くの市民の方に使っていただいているなということも一つの形だというふうに思っています。

それから、長年の懸案事項でありました阪急摂津市駅の開業とガード拡幅問題、これは私が役所に入庁したときからこの議論がございました。これができたということ。そして、今現在、府下43市町村での今後の連立事業は、相当府の財政が厳しゅうございますから、厳しいでしょうけども、今は京阪本線の枚方・寝屋川間と阪急のこの2本のみが大阪府の中に残っていると。これは、私はまちづくりと阪急新駅がなければ、この阪急の連立問題は全くなかったというふうにも思っております。

それからもう一つ、今度、新しい中身ですが、100メートル以上の部分についてはヘリポートが義務付けられますので、あそこには、これから災害緊急時には本市との協定を結ぶということにしたいと思っています。これができれば、多分府下では初めて、これは民間のマンションでは例を見ないと思いますが、これもやりたいと思っています。また、一級河川の問題もこれまたできました。そういったことで、これからのもう一つは、議論してもらっています26年の3月には、モデルハウスが我々の市のほうに移管をしていただいて、これが費用が約3億円かかったと聞いていますが、これにはまた公共用に再配置、無償譲渡ということの中身もこれから取り組んでまいりたいと考えています。

いずれにいたしましても、何よりも私が思いますのは、管理職が頑張ったことが、旬という言葉借りましても、やはり管理職がこのことを経験して、できないということじゃなくて、どうしたらできるかということを考えるいい契機になったと。私は、そういうことを職員も経験しましたし、苦労しましたので、そのことは強くこれからも経験の中で大きな資産として、どうした

ら実現できるかという一つがこの南千里丘の形があったというふうに思いますので、そういったことを総合力の中で、これからも南千里丘がもう少し終わった段階で整理いたしまして発信をいたしたいなというふうに思っています。

○嶋野浩一朗議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 大変丁寧なご答弁ありがとうございました。

それでは、3回目の質問をさせていただきます。全部要望とさせていただきます。

まず、2番目に言いました災害に強い街づくりに関連をいたしまして、摂津市住宅建築物耐震改修促進計画に沿いまして、平成27年度は耐震率9割を達成するということですので、あと6,100戸、1戸1戸、指を数えるように達成を目指してぜひ頑張っていたきたいということでお願いします。

それから、ハザードマップの作成につきましても、しっかり工夫をしていただいて、市民が保存をしていただける、そういう工夫をお願いします。

また、自治会加入につきまして、先ほどの紹介にはなかったんですが、鶴野のほうにも実は50軒の開発が、いまだに5年以上たっていますけども自治会ができていない。その後三十数軒のまた建て売りが建ちましたが、そこも宙ぶらりんのままになっていますし、そういうところどころありますから、どうか懐に手を突っ込むような、そういう強い取り組みを今後考えていただいて、自治会の加入率アップにさらに努力をお願いしたいと思います。

それから、防災意識向上の取り組み強化、また、避難時要援護者支援プランと併せた福祉避難所の万全の取り組みなどについてももしっかりお願いしたいと思います。

次に、3番目の地域主権改革整備法に関連いたしましたは、今、概略をお示しいただきましたけども、今後、一つ一つの中身について、私もしっかりと勉強しながら、また精査をしていきたいと思ひますし、そしてまた、いろいろと課題も多いように聞いています。例えば、権限移譲に伴う自治体の費用負担の問題とか、また、条例制定の期日、来年3月と言っていますが、1年延びるといふこともありますが、こういういろいろな問題点をどんでん国や大阪府に対して物を申していただきたいといふことを、これは訴えておきたいと思ひます。

それから、4番目の公共施設に洋式トイレの普及につきましては、特に高齢者がよく使われる集会所、公民館、公園のトイレなど、洋式便所の普及には力を注いでいただきたいと思ひますし、また、例えば集会所などにおいては、一時的に洋式のポータブルセットというのがありますから、そういうようなものの対応といふことも考えられると思ひますし、とにかく高齢者が利用しやすい公共施設の実現をお願いし、これは要望といたします。

それから、6番目の高齢者の肺炎球菌ワクチンの予防接種についてですが、高齢者の市中肺炎で、風邪やインフルエンザの後、発症することは大変多い。しかも、その3割は肺炎球菌による感染でございます。先ほどのご答弁では、既にもう全国でも657市町村で、府下でも7市町村で実施しているといふことでございますし、想定では1,006万2,000円といふことから、これは費用対効果を考えると十分な費用対効果が得られると思ひますね。そういう意味では、明年からの高齢者の肺炎球菌ワクチンの予防接種の助成について、ぜひ導入していただきますよう、これは強

く要望しておきたいと思ひます。

次に、10番目の記念碑の設置についてですが、これも実現に向け、よろしく願ひたいと思ひます。

そして、この件に関連をして、ちょっとこの場を借りて申し上げておきたいと思ひますが、摂津市の場合、過去の足跡を示す看板がちょっと少ないのではないかと思ひます。例えば、昭和の合併以前にあった各村の公共施設などを示す看板なんかはあまりないように思ひます。こうした市の歴史を示す記念碑的なもの、こういうものをどんでんこれから設置をして、そして、それも費用がなければ、例えば企業などの協力をいただきながら設置をすればどうかといふことを提案したいと思ひます。これは提案です。

それから、13番目の自転車の問題ですけども、これにつきましては、先ほど全市的な取り組みといふのは答弁になかったですけども、やっぱり1本1本道路についてどういふことができるかといふことをしっかり仕分けしながら万全を期していただきたい。そして、年次的に計画をつくって実施をしていただきたいと思ひます。それから、条例の検討についても、ぜひ検討をお願いしたいと思ひます。既に東京都の板橋区や京都市などでは、罰則はありませんけども、条例がつくられていますので、そういうものも参考にしながら、ぜひ検討いただきたいことをお願いいたします。(発言終了のブザー音鳴る)

○嶋野浩一朗議長 藤浦議員の質問が終わりました。

次に、原田議員。

(原田平議員 登壇)

○原田平議員 それでは、順位に従ひまして

一般質問を行います。いよいよ私が最後になりました。先の方に引き続きまして丁寧なご答弁をいただければありがたいというふうに思います。

まず最初に、人事行政についてお問いをいたします。

1番目として、組織機構と職員定数について、2番について、任用替えの制度についてということでお尋ねをいたします。

今年度の4月に機構改革が行われました。13部57課から13部51課になったわけでありまして、6課減ったわけでありまして。組織機構に対して職員定数に関するそれぞれの課の職員配置はどのように行われているのか、お伺いいたしたいと思います。

続きまして、任用替えの制度についてであります。市の考えておられる職種変更試験制度の導入のこれまでの経過についてお問いをいたしたいと思います。まず、それをお尋ねいたします。

続きまして、広域廃棄物行政について。

大阪湾フェニックスセンターの事業スキームの見直しについて、併せて本市の現状と問題点についてお尋ねをいたします。

昭和30年代後半の高度成長時代、大量生産、大量消費、大量廃棄、そういったことによりまして、都市において廃棄物などの問題については最大の課題であったというふうに思っております。大阪府内の多くの市町村も、最終処分場の確保ができず、大変な状況であったわけでありまして。そんな中で、昭和56年、広域臨海環境整備センター法、いわゆるフェニックス法が施行されたことによりまして、近畿圏では大阪湾フェニックス計画として一気に尼崎沖、泉大津沖に最終処分場がつくられて、もう埋め立てが終わっておるわけです。現在は、2期目として神戸沖、そして大阪湾沖の埋

め立ての最終処分場がつくられ、現在、廃棄物の搬入をしておるところでございます。この最終処分場の受け入れについては、現在、近畿2府4県の168の自治体が広域的に廃棄物を処理しているという状況であります。本市もこの処分場を利用していると思っておりますが、その現状と課題についてお尋ねをいたします。

続きまして、消防行政であります。

これは、消防行政の広域化と消防行政の再編成についてお尋ねをいたします。

平成22年、昨年、第2回の定例会におきまして、私は、消防行政の広域化と消防組織の再編成について質問いたしまして、ご答弁をいただきました。その後、一年半余りたっておるんですけども、その後の進捗状況についてお尋ねをいたしたいと思っております。

第1回目は以上です。

○嶋野浩一朗議長 答弁を求めます。市長公室長。

(乾市長公室長 登壇)

○乾市長公室長 それでは、1の(1)組織の人員の配置についてのご質問にお答えいたします。

今年度4月に、第4次行革の基本理念である簡素でわかりやすい組織、スリムで効率性を重視した職員体制とすることや、第4次総合計画の基本理念である協働を推進し、多様化する市民ニーズや地方分権・地域主権にスムーズに対応するため、組織機構の見直しを行ったところでございます。その組織機構に対する職員の総数につきましては、第4次行財政改革実施計画に660人以下の体制にすることを目標として掲げているところでございます。各課への具体的な職員配置につきましては、事務事業評価における各職員の業務分担シートを作

成し、それを活用したり、人件費査定の中で事務事業の事務量や内容を所属長等から十分に把握をし、その結果を踏まえながら翌年度の職員の配置を決定しているところでございます。また、事務事業の内容から、正職員で行わなければならない業務なのか、臨時職員等で対応できるものなのか、あるいは民間に受け皿があるもので、民間に任せるほうが経費面、サービス面で効率的・効果的であると考えられるものなのかどうか、効果的であると判断される場合は民間に任せていくことなど、事務事業の精査や雇用体系も含めて職員の配置を行っているところでございます。

それから、次に、1の(2)任用替え制度についてでございますが、市の考える職種変更試験制度と導入経緯についてお答え申し上げます。

職種変更試験につきましては、強制的に受験させるものではなくて、職員から希望者を募って技能労務職から一般行政職へ、あるいは一般行政職から技能労務職へなど、職種変更の希望者を募って実施するものでございます。導入の経緯につきましては、団塊世代職員が退職し、新規採用職員だけでは経験・知識が不足するため、経験豊かな職員が任用替えによってみずから新たな業務にチャレンジし、能力を發揮してもらうことなどを考えております。また、本市では、技能労務職員の全職員数に占める割合は19.3%と、大阪府下の市平均の10.3%を大きく上回っており、大阪府下で2番目に高い割合になっている一方で、保健福祉部門のように、業務量が増加して職員補充の必要性が高まっている部署が増えている状況などから、技能労務職から一般行政職に職種変更を希望する職員の職種変更を行って、新規採用の抑制など職員定

数の適正化を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○嶋野浩一朗議長 生活環境部長。

(杉本生活環境部長 登壇)

○杉本生活環境部長 大阪湾フェニックスセンターの現状と課題についてのご質問にお答えをいたします。

近畿圏で実施された大阪湾フェニックス計画は、1期、兵庫県尼崎沖埋立処分場の113ヘクタールと大阪府泉大津沖埋立処分場の203ヘクタールに、6年間で総量4,500万立方メートルの廃棄物を埋め立て、同時に港湾の整備も行うというものであります。このフェニックス計画は、近畿2府4県168の市町村が参加するという超広域廃棄物行政であり、6年間で最終処分場を埋め立てて、その土地を港湾サイトが活用し、全体の経費をペイするという計画であります。しかし、大量廃棄から循環型社会への時代の変化に伴い、6年間では埋め立ては完了せず、土地利用に制限のある管理型区画の最終処分場は、10年を経てやっと埋め立てが完了いたしました。その後、平成13年には神戸沖埋立処分場、平成21年には大阪沖埋立処分場の設置へと引き継がれましたが、土地活用しやすい安定型区画の最終処分場のある大阪府泉大津沖埋立処分場は、現在も受け入れを行っている状況にあります。

フェニックス計画は、当初、首都圏、中部圏、近畿圏、北九州圏に設置の予定でありましたが、現在は近畿圏のみにしか設置されておりません。近畿圏では、フェニックス計画が稼働してから、特に問題となる不法投棄は起こっておらず、阪神淡路大震災では約280万トンの災害廃棄物を受け入れ、復旧に大きく貢献するなど、近畿圏における廃棄物行政に大きく寄与いたした

ものと考えております。

大阪湾フェニックス事業の2期計画は、平成33年度まで廃棄物の受け入れ処分を行うことになっておりましたが、一般廃棄物、上・下水道汚泥は、減量化等により受け入れ量が計画量を下回る傾向が続いております。一方、民間の産業廃棄物については、計画より前倒しで受け入れが進捗しており、このまま推移すれば、民間の産業廃棄物の受け入れが早期に終了することになります。このため、公共関与の大規模な産業廃棄物処分場がなくなるとともに、一般廃棄物については平成34年度以降の対応ができなくなる状況にあり、本市のみならず近畿圏各自治体にとっても重要な課題であると考えております。

このようなフェニックス事業を取り巻く環境の変化に対応し、事業主体である大阪湾フェニックスセンターでは、受け入れ期間の延伸に向け、基本計画の変更、事業スキームの変更を予定されており、本市としても今後の事業の動向を注視しているところであります。

○嶋野浩一朗議長 消防長。

(北居消防長 登壇)

○北居消防長 質問番号3番、消防行政についてお答えいたします。

まず、消防広域化の進捗状況ではありますが、平成20年に大阪府から示されました大阪府消防広域化推進計画は、広域化後のブロック内人口規模の拡大やブロック構成市の諸事情、また、本年8月に大阪消防庁構想が示されたことにより、大阪府下各ブロックとも進捗が停滞しております。

現在、本市におきましては、広域化推進計画によるものだけでなく、違う目線からも市民の安全・安心のため検討を重ねております。具体的には、本年4月に摂津市、

吹田市、茨木市の市域における建物火災、初動出動態勢の消防相互応援協定を締結し、さらなる迅速な初動態勢を築き、連携強化を図っております。また、隣接消防連携勉強会、指令業務共同運用勉強会も継続しております。指令業務の共同運用につきましては、システム構築の低廉化を図る手段として、現在のところ、吹田市との共同運用の方向性が一定示されましたので、平成27年度の共同運用開始を目指し、諸課題の詳細な検討を重ねまして、消防の事務のレベルの検討・協議の進みぐあいにより、管理執行協議会の設置や、大阪府への届け出の際には市議会のご意見をちょうだいいたす予定でございます。

次に、消防組織の再編成についてであります。消防の広域化が進みましたら、消防出張所の統廃合を検討し、より効果的な消防力の配置を行い、あらゆる災害に対応できるよう、市民にとって安全・安心なまちづくりになるよう努めてまいりたいと考えております。しかし、広域化が遅々として進まず、摂津市単独で現在の消防力を維持していく上においても、救急救命の高度化、権限移譲事務による予防行政の充実など、増大する消防の需要に対応するため、今後も消防出張所を含め、状況に応じた消防力の再配分についても考慮していく必要があると考えております。

いずれにいたしましても、消防の広域化や業務の連携は、やらざるを得ないからやるのではなく、事業費の低廉化や消防力の増強など、目指す効果を実現するためにやるものでございまして、そして、その効果はすべての住民の安全・安心につながるものであると考えております。

○嶋野浩一朗議長 原田議員。

○原田平議員 それでは、2回目の質問をい

たします。

人事行政であります。先ほどの藤浦議員は、市役所の職員はまだ多いと思われる方が多いと、こういうような発言をされておられました。実際、現状を調べますと、この4月現在で職員数が再任用も含めまして710人、そして、非常勤、臨時等で411人、合わせて1,121人が本市の行政を担っていただいております。先ほどのご答弁にもありましたように、業務の拡大等によって非常に人員が増加しているという現状があります。そういう中で、先ほどのご答弁でいいますと、民間委託や雇用体系も含めて勘案して職員の配置を行っているとのことでもありますけれども、職員数が削減されていく中で、効率的・効果的なサービスを実現し続けるためには、必要な人員、あるいは先ほども出ておりましたように後継者の育成、そして技術の継承等がこれから重要になってくると思います。先ほど、副市長のほうのご答弁の中で、非常にすばらしい職員が育っているというようなことも披露していただきました。そういうことの経験で、やはり後継者を今育てなければならぬという状況でありますので、私は、そういうことでの改めての質問でありますので、再度人事当局の考えをお聞きしたいと思います。

続きまして、職種変更後の職員の体制や、そのフォローはどうされているのか、お尋ねをいたします。

大阪湾のフェニックス事業の現状を、今、考えを聞かせていただきまして、事業スキームの見直しがされているとのことでもありますけれども、そのことによりまして本市が何らかの負担が発生する、また、現在の2期計画が終了した場合にどうなっているのか。先般、橋下前知事が、東日本のいわ

ゆる災害発生によります瓦れきの受け入れを表明されまして、そのことによって、先日、瓦れきの受け入れを検討する大阪府の会議が行われたというふうに新聞報道がされていまして、そんな状況を踏まえて、やはりその大阪湾のフェニックス事業に多分瓦れき処理も入ってくるだろうというふうに私は考えておるんですけども、そういったことにおいて、摂津市は今後の状況をどういうふうに見ておられるのか、お尋ねをいたしたいと思います。

消防行政であります。先ほどの消防長のご答弁で、私が1年半前に質問いたしましたときに、平成20年、大阪府の消防広域化推進計画がつけられた。それを踏まえて、平成21年11月に大阪府北部ブロック検討報告書がまとまったわけであります。そういう状況で21年、そして私が22年に質問いたしました。そういう経過を経まして、23年7月、今年7月に吹田市と茨木市、本市ということで、建物火災の初動出動態勢の相互応援協定が結ばれたと、こういうことで一歩前進をしたかに見えたのであります。先ほどのご答弁でありましたように、この8月に大阪府が大阪消防庁構想を出されまして、そのことによりまして府内各ブロックの広域化は停滞、とまってしまったと、どうしたらいいかわからないと、こういうことで、広域化計画は、頓挫とは言いませんけれども、とまっていると、こういう状況であります。そんな中でありまして、本市単独でやはり消防行政、市民の生命・財産を守ることはやっていかなければならないと、こういう状況であります。そういう状況でありますので、これは政治的な背景も非常に多いというふうに考えまして、消防長のご見解は先ほどのご答弁を理解いたしまして、副市長、事

務の最高責任者としてどのようなお考えをお持ちなのか、一度ご見解を賜りたいと思います。なお、本市単独で消防事務を続けなければならないと、こういう事態になったときには、消防組織の再編成を含めて出張所のあり方を検討していくと、こういうことでありますので、とりあえず今日的な状況を踏まえて副市長はどのようにお考えなのか、お尋ねをいたしたいと思います。

以上で2回目を終わります。

○嶋野浩一朗議長 市長公室長。

○乾市長公室長 それでは、職員数が削減されていく中で、効率的・効果的なサービスを実現し続けるためには、必要な人員を確保し、後継者の育成や技術の継承が重要であるが、どう考えているのかというお問い合わせに対してご答弁申し上げます。

市民サービスの維持向上のためには、常に効率的・効果的に業務を行っていかねばならないと考えておまして、そのためには、議員ご指摘のとおり、必要な人員を確保し、後継者の育成や技術の継承を行っていくことが重要と認識しております。その方法といたしましては、業務マニュアルや引継書等がございます。また、長年の経験により培った知識やノウハウで、文章化してマニュアルにできないものも大事な財産でありますから、その場合には人から人への直接の継承が必要になってまいります。後継者の育成も含めまして、現在は再任用制度などを活用しながら、その継承に努めているところでございます。また、技術の継承は日常業務の中で行うのが効果的であり、必要な人員を確保して、知識・情報の共有化、良好なコミュニケーション、業務のローテーション化などにより後継者の育成と技術の継承に資する人材の育成に取り組み、市民サービスの維持向上に努め

てまいりたいと考えております。

それから、任用替えの2回目のご質問でございますが、職種変更後の職員の体制や職員のフォローについてのご質問にお答えいたします。

職種変更後の職員の体制につきましては、残った職員個々の負担が大きくなるように十分配慮していきたいと考えております。方法といたしましては、現在、技能労務職員については退職不補充の方針となっておりますので、技能労務職員の職場においては、臨時非常勤職員や委託など、その職場に応じた対応を行ってまいりたいと考えているところでございます。仮に委託化が進むといたしましても、市がイニシアチブをとれる範囲での委託化を考えているところでございます。試験に合格し、職種変更を行った職員につきましては、環境の変化に伴うメンタル面についてのフォローを行っていくことや、必要な知識の習得のための研修の充実とスキルアップを図ってまいりたいと考えているところでございます。

○嶋野浩一朗議長 生活環境部長。

○杉本生活環境部長 大阪湾フェニックスの事業スキームの見直しによる本市への影響と2期計画終了後の計画ということでございますが、大阪湾フェニックス計画は、港湾管理者が廃棄物の埋立護岸を建設し、その運営管理を大阪湾フェニックスセンターに委託するものでございますが、埋立地の所有権は港湾管理者が取得し、土地処分収入をインフラ整備等の回収に充てることになっております。売却を見込んで埋め立てられたフェニックスの土地は、平成16年の廃棄物処理法の改正により、廃棄物処理場跡地の利用が制限されるなど売却が困難な状況となったため、港湾管理者の負担が大きくなっております。これに伴い、港湾

管理者は、事業スキームの一部変更を行い、護岸建設費用について排出側、市町村や産廃の排出業者でございますが、にも護岸使用料という形での負担を求めようとしております。

これを受けて、大阪湾フェニックスセンターは、護岸使用料相当額を廃棄物処理料に上乘せして徴収することになり、平成24年度から値上げが実施される予定であります。また、基本計画を変更し、一般廃棄物の受け入れ枠を産業廃棄物の受け入れ枠に振り替えることによって、平成33年度から平成39年度へと受け入れ期間の延伸を図ることが予定されております。

なお、フェニックス2期計画終了後の計画については、現在のところ新規の計画は予定されておられません。このことから、国に対して3期フェニックス事業を強く要望していく必要があると考えております。

○嶋野浩一朗議長 それでは、副市長。

○小野副市長 消防長のほうから答えておりますように、通信指令業務の指令台の更新につきましては、我々が聞いていますのは、構築費が非常に高額であるということで、共同運用によって、その財源の負荷を抑えるということでの共同運用での吹田市ということでございます。それで、この消防だけ見た場合は、これはこれで私も正しいと思っております。消防で見た場合は、消防本部、消防長の話し合いの中で、過去における形の中で吹田消防との共同運用ということだと思います。

ただ、きのうからも市長からも出ておりますように、また、いろいろ議論いただいておりますように、例えば大阪都の問題は、この府知事選・市長選で見えていますと、当時、大阪都20区構想があったと思います。その中には、我々の了解をもちろん得ずし

て、堺市と大阪市を、大阪市を8に分け、堺市を三つに分け、隣接都市協議会に入っている9市、これは特例市も中核市もみんなありますが、一般市もありますが、これをもって20区構想と出ました。今度はまた大阪消防庁構想が出ました。過去においては、ごみ行政も、井高野のところですか、あそこにも何とかお願いしたこともございます、飛び地もあったこととございますから、そんな経過もございます。

それで、当然吹田市との関係は、ご存じのように、これからの吹操跡地のまちづくりと正雀処理場の廃止とクリーンセンター問題、茨木市とは阪急連立の協議に入っておりますが、今現在、摂津市、茨木市、阪急電鉄、大阪府、具体的に申しますと、茨木市における勾配で、茨木市は一切財源は使わないということで、今、暗礁に乗り上げている状態であります。また、中間処理施設、ごみ焼却場の問題は、茨木市との関係が一番深い。そういたしますと、これが将来の通信指令台だけであればいいんですが、これが広域行政であるとか、以前あったように、ガードが抜ければ千里丘出張所はいかにあるべきかとか、十三高槻線から朧ヶ橋のときには、あの味生出張所のところのどうあるべきかという議論、本部を充実すべきだという議論もありました。どれが正しいとはまだ我々も判断しかねますが、もう少し通信指令台は今のところと消防長が申しますように、これはこれで共同運用はまだ二十七、八年でしょうか、もう少し時間がございますから、もう少しウイングを広げて、大阪市の隣都協の一員としての摂津市、茨木市の環境業務並びに中間処理施設の問題、連立問題を考えているこの摂津市、で、吹田市の関係、これをもう少し整理したほうがいいという市長の指示もご

ございます。私もそういうふうに思っております。この通信指令台の問題は問題として進めながら、最終的にこの通信指令台の問題もトータルで広域行政でどういう形をするのが、茨木市がいいのか、それともやっぱり吹田市でやるのが一番いいのか、その横に、そんな簡単にできませんが、大阪消防庁構想、大阪20区構想、都構想というようなことも横目に見ながら、摂津市にとって一番いい方法は、もう少しトータルの広域という議論の中で整理をさせてもらいたい。そういったことの中身で、消防長としては、今のところという申し方は、私どもはそういうことでありますし、市長からの指示もそういうことでございますから、もう少し落ち着いて全体像を見ながら、摂津市にとって何が一番広域行政としていいのかということをもう少し時間ぎりぎりまで議論して、また議会のほうにも持ってまいりたいなというふうに考えておりますが、そういう形の中で今のところは考えているところでございます。

○嶋野浩一朗議長 原田議員。

○原田平議員 職員計画は大変苦勞されているということはよくわかります。しかし、技術職員で入られた方については、やはりそのプライドと、そして職務に専念をするという意欲を持って入ってこられております。そういうことで、他市にない働きもしていただいておりますし、その成果も十分上げていただいております。そういう状況の中で、任用替え、あるいは定数削減が行われると、非常に職員の士気に影響するというふうに感じます。これからの取り組みとして、やはり再精査をしていただいて、必要などころには人員を配置する、先般から出ております公共建物の検査をする人もおらない、あるいは権限移譲になってきて、

水路が大阪府から、あるいは国有水路が、そういうところについても十分知識がないというような状況もありますし、いろんな状況で専門職、あるいはそういう技術が必要となってくるところの継承ができていないと。こういうことでは今後先が非常に不安であります。そういう意味も踏まえて、これからの人事行政にしっかりと取り組んでいただきたいと、これは要望しておきます。

廃棄物行政であります。非常に心配をいたしております。それぞれの市町村においても心配をされておられます。先ほど申し上げましたように、7日に大阪府で瓦れきを受け入れる会議が行われまして、それで、松井知事は、受け入れに慎重な市町村も多いけれども日本中で被災地を支えなければならぬと、こういう意見で受け入れをしようという動きなんです。それについては別にどうこうはないんですけれども、そのことによりまして埋立地が早く埋まってしまつて、今後、市町村の受け入れができないという状況が出てくる。同時に、先ほどもありましたように、埋め立てた土地を売却して、その費用に充てようという計画が頓挫してしまつたわけです。それで、どういう状況が出てきているかといいますと、今、処理される受け入れの1トン当たりの費用は5,250円なんですね。来年度から1,785円上がります。そして、27年度から3,570円、そして、30年度から5,355円、これだけ上げなければ維持をしていけないというふうな状況が試算として出ておるわけでありまして、順調に進みましても、いずれにしても10年後には埋め立てを終わつてしまつて、それで市町村が困るという状況が出てくるわけでありまして。そういう意味で、先ほど部長

のほうからのご答弁で、やはり国への要望をしていかなければならないということでもありますし、瓦れきの受け入れの問題も、やはり市町村の意見も十分聞いていただくと、こういうことをしっかりやらんとたちまち困ってしまう状況が出てくるわけでありです。そういうことで、これ以上のご答弁は難しいと思いますけれども、今後、市としてどういう形で進められるか、もう一度お聞きをいたしたいと思います。

消防行政について、平成27年の指令業務の共同運用システム化ということで、大変苦勞されているんですけども、やはり問題は、消防の広域化推進計画というのは、20年に出されて、もう3年を経ているわけですね。何ら進捗がしておらない。そして、まとめられたいわゆる検討報告書も宙に浮いたままである。こういう状況で、今度、大阪消防庁構想が出てきたということで、またぞろ、そのことが先送りになるという状況であります。市町村は、大変財政が厳しい状況の中でも何とか、先ほど申し上げましたように、市民の暮らしと命を守るために消防行政を頑張っていたいただいております。それも限度があるということで、何とか効率よい運営をしなきゃならないということを提起してきたわけでありですけれども、再度もうちょっと親切なご答弁、考えがあればお聞きをいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上、3回目。

○嶋野浩一朗議長 生活環境部長。

○杉本生活環境部長 フェニックス計画については、むしろ議員のほうがよくご存じのようで、確かにこの10年たちますと、相当金額的に受け入れ金額が上がっていくということがございます。しかしながら、やはりごみの処分場がなくなると、たちまち

我々は困ってしまいます。特に山間地があるわけでもございませんし。ということで、先ほど議員がおっしゃいましたように、3期計画については強く国に対して事業の継続を申し入れていかないといけないと考えております。

また、瓦れき処理のことですけれども、これは、やはり本市、大阪府下のみならず近畿圏全体でどうしていくかということが非常に問われていることかと思っております。また、その処分方法については、なかなかその方法が決定をなされておりません。そういったこともございますので、国等の指示というか、国の見解等が出るのを待ちまして、また次の瓦れき処分については検討してまいりたいと思っておりますし、我々としては、大阪府に対して継続的な処理のできる、我々も使わせていただけるような状況をつくっていくように要望を重ねてまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 副市長。

○小野副市長 もう一度ということでございますけれども、きょうも朝、この問題で近隣の副市長と話をしておりました。一言で言いますと、この大阪の消防庁構想で、こういう動きが全部とまっているというふうに認識いたします。これが一体どういう方向で行くのかというのが一つあります。それから、もう一つは、平成の大合併のときもあったんですが、やはりお互いがこちらにメリットがあり、こちらにメリットがあるということがなければ、合併どころか広域行政もなかなか進まないというのが少々ございました。したがって、今、吹田市長と森山市長の間、また、森山市長と茨木市の野村市長の間で具体的にいろんな情報交換をやってはおります。ただ、今言うていきますように、摂津市はまた大阪市隣接都市協

議会に入っている市なんですね。吹田市も入っているんです。吹田市は特例市なんですね。豊中市も入っていますが、これが中核市に移ると言っています。私どもは一般市であります。そういうところの中で、そう簡単には、なかなか吹田市の思いと摂津市の思いもまた違う。豊中市は、中核市になった場合は、当然国との関係があるわけですから、なぜ大阪都という考え方は前から聞いておりました。いずれにいたしましても、なかなか言うに易く行うにかたしがこの中身でございまして、それで我々は、今思っています、消防じゃなくてこの吹操跡地のまちづくり、こっちにおけるごみ行政、阪急連立との問題をもう少し具体的に議論しておりますから、そういったことも基本的にはらみながら、消防ということの中身と併せて、もう少し大きな広域行政をどうしようかということは今議論しております、もう少し時間をいただきたいなど。ただ、今申し上げられることは、この大阪消防庁の構想で、我々が議論しています副市長間では、今はとまったと、こういう中身はとまってしまったということが実態でございまして、それとは別にいろんな角度で茨木市との関係も今やっていますし、一生懸命やっていますので、もう少し時間をいただきたいなというように思います。

○嶋野浩一朗議長 原田議員の質問が終わり、以上で一般質問が終わりました。

日程2、議案第46号など10件を議題とします。

委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

(野口博総務常任委員長 登壇)

○野口博総務常任委員長 ただいまから、総務常任委員会の審査報告を行います。

11月30日の本会議において、本委員

会に付託されました議案第46号、平成23年度摂津市一般会計補正予算(第3号)所管分、議案第54号、摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件、議案第55号、摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第56号、摂津市営住宅条例の一部を改正する条例制定の件の以上4件について、12月2日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定いたしましたので報告します。

○嶋野浩一朗議長 建設常任委員長。

(山本靖一建設常任委員長 登壇)

○山本靖一建設常任委員長 ただいまから、建設常任委員会の審査報告を行います。

11月30日の本会議において、本委員会に付託されました議案第46号、平成23年度摂津市一般会計補正予算(第3号)所管分、議案第47号、平成23年度摂津市水道事業会計補正予算(第2号)及び議案第49号、平成23年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の以上3件について、12月1日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定いたしましたので報告します。

○嶋野浩一朗議長 文教常任委員長。

(森西正文教常任委員長 登壇)

○森西正文教常任委員長 ただいまから、文教常任委員会の審査報告を行います。

11月30日の本会議において、本委員会に付託されました議案第46号、平成23年度摂津市一般会計補正予算(第3号)所管分について、12月2日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、全員賛成をもって可決すべきものと決定いたしましたので報告します。

○嶋野浩一朗議長 民生常任委員長。

(森内一蔵民生常任委員長 登壇)

○森内一蔵民生常任委員長 それでは、ただいまから民生常任委員会の審査報告を行います。

去る11月30日の本会議において、本委員会に付託されました議案第46号、平成23年度摂津市一般会計補正予算(第3号)所管分、議案第48号、平成23年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)、議案第50号、平成23年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第2号)、議案第51号、平成23年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)及び議案第53号、摂津市立地域福祉活動支援センター条例制定の件の以上5件について、12月1日、委員5名出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので報告いたします。

○嶋野浩一朗議長 委員長の報告が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第46号、議案第47号、議案第48号、議案第49号、議案第50号、議案第51号、議案第53号、議案第54号、議案第55号及び議案第56号を一括採決します。

本10件について、可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、本10件は可決されました。

日程3、議会議案第16号など3件を議題とします。

お諮りします。

本3件につきましては、提案理由の説明を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本3件につきましては、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議会議案第16号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○嶋野浩一朗議長 起立者多数です。よって本件は可決されました。

議会議案第17号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○嶋野浩一朗議長 起立者多数です。よって本件は可決されました。

議会議案第18号を採決します。

本件について、可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、本件は
可決されました。

以上で本日の日程は終了し、これで平成
23年第4回摂津市議会定例会を閉会しま
す。

(午後2時54分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署
名する。

摂津市議会議長 嶋 野 浩一朗

摂津市議会議員 山 本 靖 一

摂津市議会議員 弘 豊

☆ 添 付 資 料

平成23年第4回定例会審議日程（案）

月 日	曜	会 議 名	内 容	開 議 時 刻
11 / 30	水	本会議（第1日）	委員長報告（継続分） 提案理由説明・質疑・委員会付託・即決 ----- (議会議案届出締切 17:15)	10:00
12 / 1	木		建設常任委員会（第一委員会室）	10:00
			民生常任委員会（第二委員会室）	10:00
2	金		総務常任委員会（第一委員会室）	10:00
			文教常任委員会（第二委員会室）	10:00
			----- (一般質問届出締切 12:00)	
3	⊕			
4	⊕			
5	月			
6	火			
7	水			
8	木			
9	金		議会運営委員会（第一委員会室）	10:00
10	⊕			
11	⊕			
12	月			
13	火	本会議（第2日）	一般質問	10:00
14	水	本会議（第3日）	一般質問・委員長報告（休会分）・議会議案 ----- 議会運営委員会（第一委員会室）	10:00 本会議終了後

議 案 付 託 表

平成23年第4回定例会

〈総務常任委員会〉

- 議案第46号 平成23年度摂津市一般会計補正予算（第3号）所管分
- 議案第54号 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第55号 摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第56号 摂津市営住宅条例の一部を改正する条例制定の件

〈建設常任委員会〉

- 議案第46号 平成23年度摂津市一般会計補正予算（第3号）所管分
- 議案第47号 平成23年度摂津市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第49号 平成23年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

〈文教常任委員会〉

- 議案第46号 平成23年度摂津市一般会計補正予算（第3号）所管分

〈民生常任委員会〉

- 議案第46号 平成23年度摂津市一般会計補正予算（第3号）所管分
- 議案第48号 平成23年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第50号 平成23年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第51号 平成23年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第53号 摂津市立地域福祉活動支援センター条例制定の件

平成23年第4回定例会 一般質問要旨

質問順位

- | | | | | | |
|-----|--------|-----|--------|----|---------|
| 1番 | 上村高義議員 | 2番 | 三宅秀明議員 | 3番 | 野口博議員 |
| 4番 | 柴田繁勝議員 | 5番 | 安藤薫議員 | 6番 | 大澤千恵子議員 |
| 7番 | 森西正議員 | 8番 | 弘豊議員 | 9番 | 南野直司議員 |
| 10番 | 藤浦雅彦議員 | 11番 | 原田平議員 | | |

上村高義議員

- 1 教育行政について
 - (1) 大阪府学力・学習状況調査結果について
 - (2) 通学路の安全対策と学校経営者の責務について
 - (3) 就学前教育の実態と次世代育成部の取り組みと今後の方向性について
 - (4) 大阪府教育基本条例（案）との関わりについて
- 2 産業活性化策について
 - (1) 企業誘致条例に基づく申請状況について
 - (2) 今後の産業活性化策について

三宅秀明議員

- 1 大阪都構想と本市との関係について
 - (1) 権限移譲について
 - (2) 水道事業について
 - (3) 消防行政について
- 2 地域コミュニティーについて
- 3 教育行政について
 - (1) 各機関や団体との連携について

野口博議員

- 1 JR千里丘駅西口の交通混雑解消の取り組みの到達とエレベーター設置について
- 2 高齢化が拡大するなかで投票所の改善方向について
- 3 大阪維新の会の政策と摂津市との関係について
 - (1) 国民健康保険
 - (2) 乳幼児医療費助成制度
 - (3) 中学校給食
 - (4) 学校施設の耐震化支援など
- 4 大阪府下一番の財政力と市民の暮らしについて

柴田繁勝議員

- 1 交通関係について
 - (1) 自転車の安全対策について
 - (2) 市内循環バスの運行及び、公共施設巡回バスの運行の今日までの利用状況について

安藤薫議員

- 1 学校など公共施設の維持管理と安全対策について
 - (1) 公共施設の危険箇所把握と現状認識について
 - (2) 建物等の維持管理体制の強化について
 - (3) 大規模改修・耐震補強の促進計画について
- 2 脱原発・自然エネルギーの本格的導入に対する市の認識と取り組みについて
 - (1) 原子力発電の持つ「異質の危険」に対する認識について
 - (2) 脱原発をめざす市の姿勢について
 - (3) 太陽光など自然エネルギーの普及に向けた市の取り組みについて

大澤千恵子議員

- 1 コミュニティプラザの運営について
 - (1) 市民活動支援センターについて
 - (2) コミュニティプラザ内レストランについて
- 2 大阪府教育基本条例案について
- 3 旧教育研究所の跡地について

森西正議員

- 1 旧ふれあいルーム跡地について
- 2 公設民営のせつつ桜苑について
- 3 正雀三丁目、四丁目の道路補修について
- 4 企業立地等促進条例のPRについて
- 5 就学前教育実践の手引きについて

弘豊議員

- 1 「第5期介護保険事業計画」策定について
- 2 正雀駅前マンション建設に関わる工事車両の通行状況と安全対策について
- 3 摂津市駅北側、境川堤防の整備、緑化について
- 4 南千里丘まちづくりと周辺商店の状況について

南野直司議員

- 1 平和公園に「ローラーすべり台」などの遊具を設置することについて
- 2 新幹線公園前、中央環状線の違法駐車と不法投棄対策について
- 3 別府交差点付近の歩道橋を含めた安全対策について
- 4 新幹線高架下の夜間における歩道の安全対策について
- 5 鳥飼和道交差点の安全対策について
- 6 市役所庁舎に自動証明写真機を設置することについて

藤浦雅彦議員

- 1 今回の選挙結果を受けて、大阪都構想への動きが加速している中で、大阪都構想と本市のあり方については主体性を持って、臨んでいかなければならないと思うが、どう考えているのか。
- 2 災害に強い街づくりについて
 - (1) 中期財政見通しを踏まえて、避難所となる学校などの公共施設の耐震化や整備は、いつまでに完了するのか。
 - (2) 耐震に強い街づくりのための耐震工事補助金の利用拡大に向けた総力体制について
 - (3) 災害想定の見直しはできるだけ早く行い、現時点では出来ることから取り組むと言っていたが、想定見直しまでの2年間に3連動地震などの大地震等が発生した場合に市民を守るために出来る取り組みは具体的にどのようなことか。
 - (4) 今年9月議会において水害について想定替えを検討するとの考えが示されたが、国・大阪府での想定替えに基づいての想定替えになるのか。
 - (5) 災害等については専門知識を有した職員の必要性が専門家から指摘されているが、本市の現状と今後の考えはどうか。
 - (6) 阪神淡路大震災や今回の東日本大震災での検証を通して、地域防災計画に女性の視点が欠落しているとの指摘がされているが、本市の総合計画にも女性プランにも女性の視点を入れた防災対策等の記載はない。また、平成19年に本市の地域防災計画を策定した防災会議委員のメンバーにも1人も女性はいないと思う。市の男女共同参画の視点でいえば、3割は女性であってもよいのではないか。それとも防災会議のメンバーには女性はいらないとの考えなのか。今後の地域防災計画の変更にあたり女性の視点を入れる必要性について本市の考えについて、防災管財課及び人権女性政策課の見解は。
 - (7) 大規模災害時に広域自治体連携においてホームページの更新を代行してもらうことにより、災害関連の情報を更新し市民サービスの向上に資するために遠方の自治体と連携することについて
 - (8) 自主防災組織を通じて防災意識の強化と、自治会未加入者に対する取り組みについて
 - (9) 自分の身は自分で守る意識の浸透を図ることと、震災3日間は自分で頑張れるよう各家庭での備蓄を徹底することについて
 - (10) 要援護者対策については、向う3軒両隣の助け合いを大事にする昔からある日本人の良き伝統を継承できるよう、市としての取り組みを考慮することについて
 - (11) 高齢化社会の進展に伴い福祉避難所の確保と、一般避難所での要介護者の対策について
 - (12) 小学校に設置された防災用無線放送設備の自主防災訓練時の使用について

- 3 市民の目線から見ると、市役所の職員はまだ多いと思われる方が多い。正職員の減った分を臨時職員等で補って行くのであれば、徹底した業務の効率化はどこへ行ったのか。そうした意味から行財政改革の大きな柱である職員定数削減については、技術・ノウハウの継承と市民サービスの維持向上を図りつつ、正職員・再任用職員・非常勤職員・臨時職員・派遣職員も含め全体的に削減することが必要である。また、そのために平成25年から始まる定年制の延長も見据えた「新職員適正化計画」を作成することについて
- 4 多くの高齢者から和式のトイレでは用を足すのが困難なので洋式に変えて欲しいとの声が届いている。特に、古い公共施設では洋式は障害者トイレだけである。今は公共施設のトイレの半分は洋式にされる時代である。そうしたことから、高齢化社会の進展に伴い市内公共施設に洋式トイレを普及させることに対する本市の見解は。
- 5 児童虐待について本市が取り組んでいる先進的な虐待防止・予防の対策はどのようなものか。また、児童虐待予防の親支援プログラムの更なる充実を図ると共に、多くの関係団体でも実施できるよう支援することについて
- 6 高齢者に肺炎球菌ワクチンの予防接種の助成制度を創設することについて
- 7 地球温暖化防止推進と自然エネルギー利用促進のために、民間が太陽光パネルを設置する際の助成制度を創設すること。また、公共建物の屋上にも太陽光パネルを設置することについて
- 8 地域経済の活性化を図るため、緊急経済対策としてのプレミアムつきセッピー商品券第4弾を継続発行することについて
- 9 義務教育の一環として大阪府の「中学校給食導入促進事業」により中学校給食事業を導入することについて
- 10 吹田操車場跡地に出土した明和池遺跡等の保存・継承方法について
- 11 南千里丘まちづくりの総括と阪急電車の連続立体交差事業の進捗状況について
- 12 境川のグランドハイツ前の閉鎖されている堤防については、閉鎖された直後に担当課で計画性をもって整備していくと言っていたが、いつになれば整備が始まるのか近隣の住民から声が上がっている。計画の中身とスケジュールを示されたい。
- 13 警察庁は10月25日に、自転車の原則車道走行を促すことを柱とする自転車交通総合対策をまとめ、全国の警察本部に通達したが、本市での対応について
- 14 小学校の通学路の安全対策として、大阪高槻京都線の千里丘小学校前の歩道の拡幅改修と、反対側の（株）エネゲート前歩道の拡幅改修について、以前に茨木土木事務所の立会及び測量・関係者の同意も終わっているのに、一向に整備されないのはなぜか。
- 15 大阪高槻京都線の千里丘交差点は、千里丘ガード拡幅工事の完成で車両・歩行者・自転車とも利用が多い上に、京都行の歩道が狭いので大変な混雑となる。また、吹田側から降りてきた車両が右折する際、横断する歩行者・自転車が多いため、なかなか右折できずに渋滞していることがよくある。千里丘交差点は交通渋滞緩和と歩行者の安全対策の意味から歩車分離式信号にするとともに、京都行歩道の手前の傾斜のひどい部分は改修することについて

原田平議員

- 1 人事行政について
 - (1) 組織機構と職員定数について
 - (2) 任用替え制度について
- 2 広域廃棄物行政について
 - (1) 大阪湾フェニックスセンターの事業スキームの見直しについて
 - (2) 本市の現状と問題点について
- 3 消防行政について
 - (1) 消防行政の広域化について
 - (2) 消防組織の再編成について

議決結果一覧

議案番号	件名	議決月日	結果
認定第1号	平成22年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件	11月30日	認定
認定第2号	平成22年度摂津市水道事業会計決算認定の件	11月30日	認定
認定第3号	平成22年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件	11月30日	認定
認定第4号	平成22年度摂津市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定の件	11月30日	認定
認定第5号	平成22年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件	11月30日	認定
認定第6号	平成22年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件	11月30日	認定
認定第7号	平成22年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件	11月30日	認定
認定第8号	平成22年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件	11月30日	認定
認定第9号	平成22年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件	11月30日	認定
議案第46号	平成23年度摂津市一般会計補正予算(第3号)	12月14日	可決
議案第47号	平成23年度摂津市水道事業会計補正予算(第2号)	12月14日	可決
議案第48号	平成23年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	12月14日	可決
議案第49号	平成23年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	12月14日	可決
議案第50号	平成23年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第2号)	12月14日	可決
議案第51号	平成23年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	12月14日	可決
議案第52号	固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件	11月30日	同意
議案第53号	摂津市立地域福祉活動支援センター条例制定の件	12月14日	可決
議案第54号	摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件	12月14日	可決
議案第55号	摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件	12月14日	可決
議案第56号	摂津市営住宅条例の一部を改正する条例制定の件	12月14日	可決
議案第57号	一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件	11月30日	可決
議会議案第16号	サイバー攻撃・情報保全対策に関する意見書の件	12月14日	可決
議会議案第17号	APECでのTPP交渉参加表明に関する意見書の件	12月14日	可決
議会議案第18号	防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書の件	12月14日	可決